令和５年３月８日（水）

（第１日目）

令和５年第２回苓北町議会定例会会議録（第１日目）

令和５年第２回苓北町議会定例会は、令和５年３月８日苓北町議会議場に招集された。

１．午前９時３０分開会

２．応招議員は次のとおりである。

１番	田嶋　健司	２番	山口　利生
３番	廣田　幸英	４番	松本　良人
５番	浜口　雅英	６番	田﨑　　稔
７番	倉田　　明	８番	錦戸　俊春
９番	高戸　幸雄（副議長）	１０番	野﨑　幸洋（議長）

３．不応招議員　なし

４．出席議員は、応招議員と同じである。

５．欠席議員は、不応招議員と同じである。

６．議会書記

事務局長	龍岡　学	書記	田中　めぐみ

７．地方自治法第１２１条の規定により議案説明に出席した者は、次のとおりである。

町長	山﨑秀典	教育長	濵﨑敏和
総務課長	福田誠一	税務住民課長	吉本英明
企画政策課長	宮﨑良成	教育課長	西川文孝
土木管理課長	田尻　悟	農林水産課長	松井徹也
商工観光課長	錦戸雅志	水道環境課長	松本康秀
福祉保健課長	本田　保	健康増進室長	田尻康彦
会計課長	松村保則	行革ﾃﾞｼﾞﾀﾙ対策室長	山下晃弘

８．議事日程

日程第　１　会議録署名議員の指名

日程第　２　会期決定の件

日程第　３　諸般の報告

日程第　４　行政報告

日程第　５　一般質問

９．議事の顛末

開会　午前９時３０分

○議長（野﨑幸洋君）　皆さん、おはようございます。

只今の出席議員は１０人です。定足数に達していますので、只今から、令和５年第２回苓北町議会定例会を開会いたします。

これから本日の会議を開きます。

－－－－－－－－○－－－－－－－－

日程第１　会議録署名議員の指名

○議長（野﨑幸洋君）　日程第１、会議録署名議員の指名を行います。

本定例会の会議録署名議員は、会議規則第１２７条の規定によって、３番、廣田幸英君、４番、松本良人君を指名します。

－－－－－－－－○－－－－－－－－

日程第２　会期決定の件

○議長（野﨑幸洋君）　日程第２、会期決定の件を議題とします。

お諮りします。

本定例会の会期は、本日から３月１６日までの９日間にしたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

［「異議なし」と呼ぶ者あり］

○議長（野﨑幸洋君）　異議なしと認めます。

したがって、会期は本日から３月１６日までの９日間に決定しました。

－－－－－－－－○－－－－－－－－

日程第３　諸般の報告

○議長（野﨑幸洋君）　日程第３、諸般の報告を行います。それでは、私から諸般の報告を申し上げます。

２月１０日、オンラインでの開催となった熊本県町村議会議長会第５回理事会に出席しました。

２月１５日、天草広域連合で開催された全員協議会、議会定例会に出席しました。

２月２２日、天草広域連合で開催された議会定例会に出席、並びにホテル熊本テルサで開催された第７３回熊本県町村議会議長会定期総会にも出席。令和５年度予算案、活動方針並びに事業計画案等が事前に提案され、全て可決、承認されることとなりました。なお、天草広域連合議会定例会において、令和５年度当初予算における委員会修正案が本会議で可決されました。このことについては、天草広域連合職員を招へい、明日の議会全員協議会で説明いただくこととしております。

２月２５日に、天草市民センターで開催された熊本天草幹線道路、本渡道路開通式に

出席しました。

苓北町監査委員から令和４年１１月分、１２月分、令和５年１月分の例月出納検査結果報告書が提出されました。

なお、資料は議会事務局に保管してありますので、ご覧いただきたいと思います。

以上で諸般の報告を終わります。

－－－－－－－－○－－－－－－－－

日程第４　行政報告

○議長（野﨑幸洋君）　日程第４、行政報告を行います。

町長から行政報告の申し出があっております。町長。

○町長（山﨑秀典君）　改めましておはようございます。

行政報告をさせていただきます。まず、１月からこれまでの主な行事についての報告でございます。

１月４日には、志岐集会所において、２０歳のつどいを開催し、７４名の方が２０歳の仲間入りをされ、当日は６９名が出席をされました。

次に、１月８日（日曜日）には、農村運動広場において、消防出初め式を開催いたしました。消防団員、幼年消防クラブのほか、来賓、一般参観者を含め、１８０名のご参加をいただきました。

次に、２月４日（土曜日）に上天草市において、２月２５日（日曜日）に天草市において、それぞれ開催された熊本天草幹線道路「大矢野道路」延長３．４キロメートルの着工式典、並びに熊本天草幹線道路「本渡道路」延長１．３キロメートルの開通式典に出席いたしました。

次に、２月２６日（日曜日）に、富岡港船客待合所をスタートとし、温泉センター麟泉の湯をゴールとする九州オルレフェア「天草・苓北オルレ」を実施いたしました。オルレ利用者の大幅減少やコースの維持管理、協議会への経常的な負担金などにより、今回が最後のオルレとなりました。参加者は、熊本県内外から９１名のご参加をいただいたところでございます。このオルレに代わる事業につきましては、引き続き、町独自のまち歩きコースへの案内により、関連イベントを開催するなど、引き続き、苓北の自然や歴史、食などを堪能していただくような催しをご案内していく予定としております。

次に３月５日（日曜日）に、苓北中学校の卒業式を開催いたしましたが、今回も、新型コロナウイルス感染拡大防止のため、規模を縮小し、来賓のご案内を控えさせていただいた中で開催をいたしました。

次に、今後の諸行事等についてでございますが、３月２４日（金曜日）に各小学校の卒業式、４月１１日（火曜日）に各小学校の入学式、苓北中学校の入学式を開催いたしますが、同様に今回までは、規模を縮小し、来賓のご案内を控えさせていただいた中で

開催することとなっております。

次に、消防団辞令交付式を４月２日（日曜日）午前９時から、農村運動広場で開催いたしますが、今回も新型コロナウイルス感染拡大防止のため、規模を縮小し、来賓は苓北町議会議長、消防委員会委員長のみのご案内で開催することとなっております。

次に、天草戦没者追悼式が、４月１日（土曜日）午前１０時から、天草市民センターで開催されますが、同様に規模を縮小し、来賓は、苓北町議会議長のみのご案内で開催することとなっております。

また、苓北町戦没者追悼式は、４月２０日（木曜日）午前１０時から、苓北町体育センターで開催をいたしますが、同様に規模を縮小し、来賓は苓北町議会議長、副議長、議会総務文教厚生常任委員長のご案内で開催いたす予定でございます。

次に、恒例の天草西海岸春の窯元めぐりが、５月３日（祝日、水曜日）から５月７日（日曜日）までのゴールデンウィーク期間中、苓北町５窯元、天草市天草町３窯元が参加して実施されます。

次に、ふるさと会総会の日程についてお知らせをいたします。

長崎苓北会が４月２９日（土曜日）に開催が予定されております。また、関西ふるさと苓北会は、現在のところ未定。関東ふるさと苓北会は、１１月２６日（日曜日）に開催予定となっております。

以上、行政報告をさせていただきました。

○議長（野﨑幸洋君）　これで行政報告を終わります。

－－－－－－－－○－－－－－－－－

日程第５　一般質問

○議長（野﨑幸洋君）　日程第５、一般質問を通告順に行います。

なお、マスクの着用は任意とします。

第１８期苓北町議会における一般質問、質問時間の制限時間を１分前となりましたら、卓上ベルを鳴らすこととしました。具体的には、電光掲示板の残り時間の表示がゼロとなった時点を指します。議員におかれましては、時間内での質問に心がけてください。

通告１番、松本良人君。

○４番（松本良人君）　おはようございます。

通告１番、４番議員、松本良人でございます。

通告に基づき、ご質問をいたします。質問が多いので、簡単に質問をさせていただきます。まず１番目、新町長のこれからの町づくりについてお尋ねをします。

新町長の誕生に際し、１１月に開催された事務所開き、町長選挙戦へ向けての出陣式にご案内をいただいていましたが、町主催の会合やイベントについては、コロナ感染拡大防止のため、中止や規模縮小が行われ、各種団体においても、町に合わせて行動がな

されていました。議会議員として考えるところがありましたので、欠席をさせていただきました。ご理解のほど、お許しを願いたいと思っております。

さて、３２年ぶりの新体制によるまちづくりがこれから施行されます。臨時議会において、新町長の所信表明が行われていますが、体の都合により欠席させていただきましたので、私なりに、再度お尋ねをいたします。

まず１番目でございます。事務所開き、出陣式のご案内、また、新聞報道の中にこれまでの田嶋町政を引継ぎ云々・・という意味のことが掲げてありました。前町長の施策を全て継承していくということでしょうか。継承していくということであったなら、どのような点について継承されていくのかお尋ねをします。

所信表明についてお尋ねをします。２番でございますけれども、主要施策の「町の産業を担う人づくり」について、第１から第６まですばらしい構想が掲げられています。

与えられた時間の都合上、代表して冒頭の「第１に町の基幹産業である農林水産業や畜産業の事業所得の向上と担い手の育成・確保へ向けた諸施策を更に推進し、将来への持続的な発展を促し、『夢と希望あふれる産業』の復活を目指していく」ということでありますが、具体的な説明を求めます。

３番目でございます。主要施策「町の未来を担う人づくり」、このことについても、第１から第３まですばらしい構想が掲げられています。代表して、「第１に少子化や進学・就職に伴う町外転出による人口減少を抑制するため、結婚・出産・子育ての支援の更なる充実と、町の産業を支え、町の将来を担う人材確保のため、奨学金の返還免除制度の拡充などの対策を進めていく」ということですが、具体的な施策の説明を求めます。

４番目でございます。主要施策「町を興す人づくり」、第１、第２とすばらしい構想が掲げられています。第１の人材育成では、「様々な分野でそのリーダーとなる人材を発掘、育成していくため「地域づくり実践塾」を開設し、町を興す、町を支える人づくりを図りながら、魅力ある地域づくりを進めていく」ということです。すばらしい構想でありますが、「地域づくり実践塾」の開設は、いつ頃想定されているか。また、内容についての素案、どのようなものか、お尋ねをいたします。

５番目でございます。これまで「田嶋前町長のもとで取り組んできた財政健全化の取り組みも大変重要であり、引き続き、将来に備えて財政余力を確保していくことが不可欠である」ということですが、このことにつきましては、これまでの問題等を踏まえ、間違いございませんか。

６番目でございます。「デジタル化による行政サービスの向上や、町民皆様の利便性の向上に取り組む」ということですが、現在、庁舎内でも、デジタル化による出費はかなりの額に上っています。委託料、リース料等を考慮された上でのことでしょうか。

次に、大きな２番でございます。

国道３８９号、年柄～竹の迫間崩壊による危険防止対策についてお尋ねをします。

このことにつきましては、これまでに複数回、一般質問や委員会等において、お尋ねを重ねてきました。しかしながら、町は事の重大さを理解されていないのか「県頼みの一辺倒の回答」しか得られず、これまでに至っております。

このようなことから、今回、別の角度からお願いをいたします。

令和４年１１月２日、天草２市１町により結成されている天草地域国県道路整備促進期成会で、天草地域内の道路整備についての要望書に基づく、要望活動が行われました。

要望者は、天草地域国県道路整備促進期成会でありますが、その会員である中で、今回の出席者及び役職は、天草市、上天草市の両市長、苓北町長、上天草市議会議長、苓北町議会議長、天草市議会建設経済常任委員長、苓北町議会建設経済環境常任委員長、熊本県議会議員、山口裕、楠本千秋、西村尚武の３氏、随行者が天草市建設部長ほか、９名、総数２０名の出席でした。要望先は、熊本県土木部で、当会場への出席者は、県土木部から道路都市局長、道路保全課長、道路整備課長ほか６名、天草広域本部から土木部長ほか２名、総数１１名の出席でした。

会は、会議次第に基づき進められ、要望事項に対する説明等が行われ、最後に意見交換が行われましたが、この意見交換の折、末席の中にいた私でありましたが、勇気を出して、国道３８９号、年柄～竹の迫間は、ここ数年、毎年大雨の度に崩壊し、全面交通止めが行われ、日本一危険な国道である旨を訴え、危険防止をお願いいたしましたところ、道路都市局長自ら、現地の状況をかなり把握されており、誠心誠意ご説明をしていただき、前向きの感と回答をいただきました。このご説明の中で、特に、平成４年に発生した同箇所都呂々寄りの大災害については、かなり詳しく知っておられ、災害発生年、土質、崩壊状況等詳しくご説明をいただきました。道路都市局長におかれては、これまで要望があがってこなかったことに対して疑問をお持ちのようでした。

このときの会場の状況については、前田嶋町長、ここにおいでの前錦戸議長、田尻土木管理課長は周知されているはずです。

また、当日出席の県土木部の関係の方々、天草広域本部の方々、熊本県議会議員の方々もお聞きなされております。

特に、楠本千秋県議会議員は、現在、熊本県議会建設常任委員長であられますので、個人的にではありましたが、終了後、即座に協力とお力添えをお願いし、了承を得たところであります。

このような状況の中でございますので、ぜひとも、町として強く国、県に対し要望していただきたいとお願いいたすところでございます。また、要望に際しては４月の異動時期前に、早急に実施していただきたいと思いますが、町長のご見解を求めます。

３番目でございます。

防災・行政情報配信システムの「れいほくよかナビ」についてお尋ねをします。

「れいほくよかナビ」なかなか良い呼び名ですが、「天気晴朗なれども波高し」、そういった感もするところでございます。

このような状況の中ですが、次の点についてお尋ねをいたします。

まず、本体のシステムでございますが、①年度ごとの経常的な維持費はどのくらいかかりますか。②でございます。保守、点検の費用はどのくらいかかるか。③でございますが、データの入力、削除、切り替え、変更等業務の方法についてお尋ねをします。④でございます。故障時の対応。⑤入札落札額のほかに今後メンテナンスの名目で、これまでに多額の費用が掛かっているケースが多くございます。この防災・行政情報配信システムではどうなるのでしょうか。

次に、タブレット端末についてお尋ねをします。①でございます。町担当者が対応できない故障時等の対応はどうなるのか。②でございます。電波受信困難な地区への有無、及び対応は。③でございます。端末機利用困難な方への周知の方法は。④でございます。通信料等個人負担の有無でございます。⑤料金の方、個人負担がもしなかったとすれば、スマートフォン所持者とタブレット端末提供者との不公平なサービスの有無があるのか、ないのか。もしあったら、助成策等をお願いいたします。⑥でございます。Wi-Fiルーター設置の必要性はあるのか。⑦でございます。耐用年数とその後の取り組みについてお尋ねします。⑧本施設が悪用され、被害に遭った場合の補償等についても併せてお尋ねをします。⑨でございます。スマホ、タブレット等は日進月歩、１～２年で種々の新しいアプリが開発され、１０年は継続しなければなりませんけれども、対応は可能かどうか。⑩でございます。今回、提供されるタブレットは通話できるんでしょうか。

最後になりますけれども、この防災・行政情報配信システムを導入している全国の自治体の数、及び県下の導入している自治体名をお聞きいたします。

以上、ご質問をいたしますが、回答内容次第では、自席において一問一答方式により再質問をさせていただきます。

以上でございます。

○議長（野﨑幸洋君）　町長。

○町長（山﨑秀典君）　只今の松本議員の質問に答えさせていただきます。

まず、１項目目のこれからの町づくりについての１点目、前町長の施策をどのように継承されるのかについてでございますけれども、これまで田嶋前町長のもとで取り組んできた財政健全化の取り組みは大変重要であり、引き続き、将来に備えて、財政余力を確保していくことが不可欠であると考えております。

財政状況につきましては、決算時に報告しております健全化判断比率の値からも、着実に健全化が図られていると考えております。

しかしながら、町税は減少傾向にあり、地方交付税に頼らざるを得ない状況に変わりはなく、今後も膨らむであろう扶助費を始めとした義務的経費と併せ、公共施設等の老朽化に伴う維持管理費の増加も懸念されることから、今後の財政運営における重要な課題でございます。

引き続き、田嶋前町長が取り組んでこられた財政健全化の取り組みを継承し、中・長期的な視点に立ち、必要に応じ、過疎対策事業債を始めとした有利な地方債の活用と、併せて基金の積み増しも検討のうえ、より健全な財政運営に努めてまいります。

次に、２点目の農林水産業の振興についてですが、町農林水産業の現状につきましては、人口減少・高齢化等により、担い手不足・後継者不足が大きな問題となっており、この状況は、今後ますます深刻化していく恐れがあると懸念をしております。

そのような中、町としましては、町の農林水産業振興補助に加え、国・県の補助事業等も活用しながら、各産業の振興及び新規就業者支援等の事業に取り組んでまいります。

加えて、農業においては「地域・集落での話し合いに基づく、地域農業の５年後、１０年後を見据えた地域計画の策定」、林業においては、「森林環境譲与税を活用した森林経営の効率化、森林管理の適正化の推進」、水産業においては、「母藻の投入、食害生物の駆除による藻場の再生、及び資源管理型漁業を見据えた種苗放流の実施」など、農林水産業の更なる振興を目指し、効果が見込まれる施策を着実に行ってまいります。

また併せまして、収益の出る農作物の導入や、新たな水産物の養殖を研究するなど、農業者、漁業者の所得向上につながるよう対策を講じていきたいと考えております。

次に、３点目の子育て支援等の具体的な施策についてでありますが、現在、町の主な子育て支援策といたしまして、保育料については、国の徴収基準額より低額に設定をしました町徴収基準額によります保育料の軽減化、並びに第３子以降の保育料と副食費の無償化も行っております。また、子育て支援医療費助成事業においては、対象年齢を１８歳までとして実施をいたしており、誕生祝い金制度においては、第１子に１万円、第２子に３万円、第３子に５万円の支給を行っております。また、小学校入学準備資金としまして、児童１人当たり２万円、中学校入学準備資金としまして、生徒１人当たり２万円の支給を行っているところであります。

しかしながら、今後は更に人口減少、少子化が加速することが懸念されますので、町といたしましても、さらなる子育て支援の充実が必要不可欠となります。

このような状況の中、今般、岸田総理大臣が「従来とは次元の異なる少子化対策を実現したい」との施政方針演説を行われ、６月にまとめる政府の経済財政運営の指針「骨太方針」までに、「予算倍増に向けた大枠を提示する」と述べられておられます。当然、国の方針が定まれば、それに伴って、県・市町村の負担も生じてまいりますので、町といたしましても、この子ども・子育て政策の大枠の提示を受けまして、国の動きを見な

がら、情報収集等に努め、その上で、町独自の子育て支援に係る具体的な施策を検討してまいりたいと考えております。

次に、４点目の「地域づくり実践塾」の開設時期、内容の素案についてでありますが、「地域づくり実践塾」の開設時期につきましては、まだ明確に定めてはおりませんが、開設に向けての事前準備として、３月１７日に各種産業の現状・課題などを改めて把握し、共有を図っていくため、各種産業団体関係者による「苓北町産業団体まちづくり懇談会」の開催を計画しております。

なお、「地域づくり実践塾」は、第１段階でワークショップを主体に複数回話し合いを開催いたします。第２段階でまとめたまちづくりのアイデアの中から、いくつかを選択し、実践に移すことといたします。第３段階で、新たな企画・実践への取り組みにつなげることといたしております。

話し合い活動は、まず各分野における現状と課題の把握、思いや意見の自由発言の全体トークから、次のステップとして、１点目に産業を考える、２点目に地域コミュニティを考える、３点目に、未来へ向けたまちづくりを考えるなどのグループトークを数回重ねながら、各分野で取り組むアイデアを検討し、企画案を策定していきます。そして、最終的には、再度全体でのトークを行い、企画案を全体で協議していただき、実践塾として取り組む企画を決定して、実践に移していくといった内容で進めていきたいと考えております。

次に、５点目の財政健全化の取り組みについてでありますが、財政状況につきましては、決算時に報告をしております健全化判断比率の値からも、着実に健全化が図られていると考えております。

しかしながら、先程も申しましたけれども、町税は減少傾向にあり、地方交付税に頼らざるを得ない状況に変わりはございません。そして今後も膨らむであろう扶助費を始めとした義務的経費と併せ、公共施設等の老朽化に伴う維持管理費の増加も懸念をされますので、これにつきましては、今後の財政運営における重要な課題でございます。

引き続き、中・長期的な視点に立ち、必要に応じて過疎対策事業債を始めとした有利な地方債の活用と、併せて基金の積み増しも検討のうえ、より健全な財政運営に努めてまいります。

次に、６点目のデジタル化による行政サービスの向上や町民皆様の利便性の向上への取り組みについてのご質問でありますが、令和３年５月１２日に成立した「デジタル社会形成基本法」では、デジタル社会の形成に関する基本理念として、「ゆとりと豊かさを実感できる国民生活の実現」、「活力ある地域社会の形成」、「国民が安心して暮らせる社会の実現」、「利用機会等の格差の是正」などが掲げられるとともに、自治体は、基本理念にのっとり、国との適切な役割分担を踏まえて、その自治体の区域の特性を生

かした自主的な施策を実施する責務を有するとされております。

また、国の「デジタル・ガバメント実行計画」では、国・地方の行政自らが担う行政サービスについて、デジタル技術やデータを活用して、利用者目線で業務の効率化・改善等を行うとともに、行政サービスに係る住民の利便性の向上につなげていくことが求められております。

苓北町におきましても国の基本法や実行計画を踏まえ、デジタル技術やデータを活用して、行政サービスの向上や町民の皆様の利便性の向上のため、更に取り組んでまいります。

議員ご質問のデジタル化に伴う委託料等につきましては、住民サービスを提供する上で、必要な行政コストであると考えております。国もデジタル化を強力に推し進めておられ、コンビニ交付や戸籍謄本等の広域交付など市町村が行う各種業務がデジタル化されていることを前提とした施策が今後ますます増えてまいりますので、町としましても、国と歩調を合わせて対応していく必要がございます。

しかしながら、行政はできるだけ少ないコストで最大の効果を出すことも求められますので、現在進めております基幹電算システムの全国的な標準化・共通化へ向けた取り組みや、役場業務の更なる効率化などにより、町全体として行政コスト削減と住民サービスの向上をバランス良く進めてまいります。

次に、２項目目の国道３８９号、年柄～竹の迫間崩壊による危険防止対策につきましては、ご質問のとおり、令和４年１１月２日、熊本県庁において、天草選出の各熊本県議会議員、天草地域の各市町長、議長、建設経済常任委員長で組織する天草地域国県道路整備促進期成会で、天草地域内の国県道整備中の１８箇所の早期完成に向けての要望、及び新たに事業採択、着手要望の９箇所、計２７箇所について熊本県及び県議会に対しまして要望活動を行いました。

苓北町からも、田嶋前町長、錦戸前議長、松本前議会建設経済環境常任委員長に参加をいただいて、要望活動の熊本県との意見交換の場において、田嶋前町長からは国土強靭化関連予算の獲得により、事業の早期完成や着手について、松本議員からは、国道３８９号、年柄～竹の迫間はここ数年、毎年大雨の度に通行規制が行われている現状の改善について、苓北町議会代表として意見を述べていただきました。

その際の国道３８９号に関する熊本県からの回答では、今すぐできる防災対策等を中心に、重点化して実施しているとのことで、国道３８９号の下田南～年柄までの区間を、平成２９年から令和４年度までの６年間で、天草広域本部土木部、防災予算の６５％に当たる８億５，０００円を集中的に投資していただき、現在も事業を実施中との回答をいただいております。

また、熊本県土木部道路都市局長からは、国道３８９号が豪雨災害により通行止めと

なった平成５年当時の現場状況についても、担当者として確認をされ、理解をされており、「地質とか、地域の特徴である西風が吹くときは、雨が降り続いてしまうような地域の特質を踏まえて、できるだけ最適な防災工事ができるように進めていきたいので、ご協力をお願いします」との回答をいただきました。

苓北町においても、長年の要望を重ねながら、熊本県及び関係機関、関係者の努力によりまして、平成２９年から着手された国道３８９号、年柄～竹の迫間の災害防除工事は、一定の完了を迎えることとなりますが、松本議員のご質問のとおり、国道３８９号につきましては、連続雨量２００ｍｍの異常気象となった場合は、通行規制の対象区間となっておりますので、これまでの６年間の工事結果の検証を早期に実施していただくとともに、異常気象の際も、通行規制が実施されないような、安全に通行できる道路整備につきまして、３月議会終了後、熊本県への要望を行ってまいります。

次に、３項目目の防災・行政情報配信システム「れいほくよかナビ」主システムについての１点目の年度毎の経常的な維持費はということでございますけども、令和５年度予算で７５３万８，０００円となっております。内訳としましては、タブレット端末の回線使用料が６２８万４，０００円、テレビ電話付きタブレット端末のシステム利用料等が１２５万４，０００円となります。

２点目の保守、点検の費用は、令和５年度予算で、１点目にお答えした維持費とは別に、システム運用保守料が１３万２，０００円必要となります。

３点目のデータの入力、削除、切替、変更等業務の方法ですが、役場のパソコンから、インターネット回線を使って配信内容を入力したり、変更することができますし、また緊急時には、現場からスマートフォンを使って即時に情報配信を行うこともできます。併せて、学校や各行政区からも、受信設定をしている相手に対して配信することもできるようになります。

４点目の故障時の対応ですが、主システムは、従来の告知放送のように、役場庁舎に放送や配信などのセンター設備を必要としませんので、従来のように故障時に業者を呼んで対応するような事態にはなりません。

５点目、入札落札額以外のメンテナンス費用につきましては、プロポーザル方式での決定の際、導入経費とメンテナンス費用も含めた５年分の運用経費の見積り書を提出してもらっておりまして、総額で比較しておりますので、業者選定の際に示された金額のほかに費用は掛からないこととなっております。

次に、タブレット端末についての１点目の町担当者が対応できない故障時の対応につきましては、タブレット端末はテレビ電話機能付きもそれ以外のものも数台の予備機を用意しておりますので、故障の際は速やかに予備機と交換し、その間に事業者に修理を依頼することになります。なお、通常時は、タブレット端末を遠隔管理しておりますの

で、異常があれば把握が可能となっております。

２点目の電波受信困難な地区の有無及び対応についてでありますが、導入したタブレット端末は、町内で最も広く受信できる通信事業者の携帯電波を設定しておりますが、それ以外の通信事業者の電波の方が、受信しやすい場合は、個別に設定を変更することができます。それでも電波が全く入らない、または電波が弱い区域等につきましては、通信事業者に対する改善要望を含めて対応してまいります。

３点目の端末機利用困難な家庭への周知の方法につきましては、２月２７日から３月１０日までの間に、各地区で配布説明会を行っておりますが、これまで行ってきました配布説明会においては、高齢者の方にもわかりやすく説明を行い、皆さん喜んで持ち帰っていただいておるとのことでございます。今回選定しましたタブレット端末は、他の自治体でも、高齢者に実際に使ってもらっている実績がございますので、安心して使っていただけると考えております。

４点目の通信料等個人負担金の有無ですが、タブレット端末は町の備品であり、これを個人に無償貸与しておりますので、通信料は町が負担をいたすことになっております。

５点目のスマートフォン所持者とタブレット端末提供者との不公平なサービスの有無及び是正策についてですが、まず今回の情報配信システムは、基本的には町民お一人おひとりに確実に情報を届けるため、個人でお持ちのスマートフォンに配信することを基本としております。しかしながら、現時点では、スマートフォンをお持ちでない方や、今後もスマートフォンを持つ見込みのない方、特に高齢者の方への情報配信における不公平を緩和するための方策として、タブレット端末を配布するものでございます。

６点目のWi-Fiルーター設置の必要性についてでありますが、今回の配信システムは、携帯電話の電波を使って送受信を行いますので、Wi-Fiルーターは必要ありません。

７点目の耐用年数とその後の取り組みについてありでありますが、一般的なタブレット端末のメーカー補償は５年ですけれども、実際に使える年数はそれよりも長くなります。現在の告知端末もメーカー補償は５年でありますけども、既に１０年を使っているという状況でもございます。そして１０年後には、現在よりもスマホ所有者が増えていると予想されますけれども、それでもテレビ電話機能による見守りなどは、町としても重要な福祉政策となりますので、タブレット端末が必要な方には、改めて貸与することになります。

８点目の本施設が悪用され、被害に遭った場合の補償等ですけれども、まず、タブレット端末は、情報配信システムの受信以外はできないように設定をしておりますので、適切にお使いいただく限り、被害等は想定をしておりません。

９点目のスマートフォン、タブレットの進歩へのアプリの対応ですけれども、本アプリもスマートフォンやタブレット同様に適時アップデートされております。

１０点目のタブレットによる通話の可否ですが、地域包括支援センターの見守り対象者のうち、特に必要が認められる方に対しましては、テレビ電話機能付きのタブレット端末を配布いたします。こちらは対象者と地域包括支援センター及び町福祉保健課との間に限り、テレビ電話が可能となっております。テレビ電話機能付きのタブレット端末同士でも、通話するための機能はございますけれども、実際には通話できないよう設定を行います。

最後に、同システムを導入している自治体の数、県内の自治体名ですが、２０１４年以降、全国４１の自治体で導入され、今年度新たに１５の自治体で導入が完了します。熊本県内では、２０１７年に菊池市で、２０２０年に山都町で導入され、今年度新たに苓北町と水上村が加わります。

なお、先程、国道の下田南～年柄までの区間の６年間の経費ですけども、天草広域本部土木部、防災予算の６５％に当たる約８億５，０００円と申しましたけども、８億５，０００万円の誤りでございます。訂正方お願いいたします。

以上、松本議員のご質問に答えさせていただきました。

○議長（野﨑幸洋君）　松本良人君。

○４番（松本良人君）　２月の臨時議会の町長所信表明の資料をいただき、その中から時間の都合上、抜粋して質問をさせていただきました。大変丁寧なご回答いただきありがとうございます。

ここで、２、３質問させていただきます。山﨑新町長は、町の職員であられました。教育委員会部局のトップ、町長部局でのトップ、これ行政でのですけれどもですね。教育課長あるいは総務課長を歴任され、また、副町長の座に選挙前にはおいでありました。町のナンバー２の地位に在職されておられました。これまで、この所信表明資料の中に掲げてあるほとんどのすばらしい案件でありますが、これまでも実施可能な地位にあったわけですし、やらなければならない案件も多々あるように思われます。

また、この表明の中には、地域の方々からの要望、一般質問においても要望があった案件でもあります。これまでに執行されているならば、町民の方々が、今以上に安心して住める町としてすばらしい町が生まれていたものと思われますが、副町長時代に、あるいは総務課長時代になぜできなかったのか。お尋ねをいたします。

○議長（野﨑幸洋君）　町長。

○町長（山﨑秀典君）　只今のご質問にお答えいたします。これまでもですね、田嶋前町長のもとでいろいろな役職をしながら、町の行政、財政運営の下支えを行ってまいりました。これまでもですね、町全体といたしまして、いろいろな施策を講じてきたわけですけれども、ご承知のとおり、人口減少、少子高齢化が年々ですね、加速をしております。特に、天草地域においては、全国に比べて、１０年以上早い状況でですね、こう

いった傾向が進んでおります。そのような中で、やはり今後、町の持続的な将来を考えた場合には、更なる施策の必要があるということで、今回、私の町政方針に改めて掲げさせていただいているところでございます。

議員皆様方と協力しながらですね、新たなまちづくりに向けて頑張ってまいりたいと思います。よろしくお願いいたします。

○議長（野﨑幸洋君）　松本良人君。

○４番（松本良人君）　これまでここに掲げられた案件が必要であると、副町長時代、総務課長時代に感じたことはあられませんでしたか。

○議長（野﨑幸洋君）　町長。

○町長（山﨑秀典君）　当然、必要であると考えているからですね、今回、私の町政方針の中に改めて掲げさせていただいているところでございます。

○議長（野﨑幸洋君）　松本良人君。

○４番（松本良人君）　前町長に基づいて取り組んできた財政健全化の取り組みも大変重要であると。また、着実に健全化が図られているということでございますけれども、どのように取り組んでこられたか、お尋ねをいたします。

○議長（野﨑幸洋君）　町長。

○町長（山﨑秀典君）　具体的には先程の答弁の中にもございましたけれども、起債につきましては、地方交付税の措置率ですね、これが高い起債を活用して借り入れを行ってまいりました。また、返すお金からですね、借りるお金、公債費の関係ですけれども、これは毎年２億円ですね、借金を減らしていくというような形の中で公債費の借り入れを行ってきたところであります。

また、それと併せて基金ですけども、基金につきましては、毎年計画的に積み増しを行いまして、財政調整基金を始め減債基金、目的基金も含めて、基金の残高をですね、増やしてまいっております。

この結果として、令和３年度の決算時の報告にもありましたけども、町の将来負担比率は、格段にですね、数値が良くなっておりますので、この状況をですね、引き続き続けてまいりたいということで、財政健全化につきましては、引き続き継承していきたいということで考えております。

○議長（野﨑幸洋君）　松本良人君。

○４番（松本良人君）　この予算の健全化に関しては、私は、このコロナ禍に対する交付金がほとんどすり替えられてですね、普通の経常費に使われた、経常費じゃなか、一般のものに使われたというような感が、予算の中で感じたわけでございます。肝心な、コロナで困っている方々に対する施策は欠けているようだったと私は認識をいたしております。

また今のですね、苓北町の市町村の借金ランキングには１０位でございます。一番新しい総務省の発表では、熊本県市町村借金ランキングでは五木、産山、水上そして４番目に苓北町、次に山江、球磨村、南阿蘇、高森、あさぎりとなっており、なかなか問題のところでございます。このほかの市町村は、特に過疎地域でございまして過疎債が借られますので、できたら借金を借りた方がいいんじゃなかろうかと思うところの中に、苓北町がぽつんと入っておるわけでございます。

本来なら、九州電力発電所による税収、過去においては、電源三法交付金などいただけなければならないはずの苓北町が、財政難になった理由はどこにあるのか。分析しておられたらお尋ねをいたします。

○議長（野﨑幸洋君）　町長。

○町長（山﨑秀典君）　只今のご質問ですけども、町といたしましては、下水道でありますとか、公共的な部分ですね、そういった部分で、必ずやらなければならないもの、そういった部分にですね、前倒しで投資をしてきたということでございます。そういった公共投資についても、ほぼ他の自治体と比べてもですね、進んでいるかと思いますけれども、そういった状況の中で前倒しでですね、取り組みを進めてきたところであります。

財政健全化につきましては、先程、起債総額等の話が出ましたけれども、６０数億円の起債の中で、臨時財政対策債が２０数億円ございます。残りの３５億円ほどが臨時財政対策債以外の起債でございますけれども、その起債につきましても、５０数％は交付税で措置をされます。従いまして、残りの起債、償還をしていく起債につきましては１８億程度ということになります。この１８億円の起債に対しましては既に、先程申しました基金の積み増し、現時点でですね、１８億円の基金の積み増しを行っておりますので、こういった状況を見ると、年々ですね、財政健全化は着実に進めてこられたなと考えているとこでございます。

○議長（野﨑幸洋君）　松本良人君。

○４番（松本良人君）　年々、財政の健全化が進んでいくということでございますけれども、過去にかなりの無駄遣いがあったと、私はそう認識をしております。

財政健全化が進む中には、町民へのサービスが低下する。そういったことも懸念されますので、今後はですね、例えば、富岡城、コミセングラウンド等においては、相当な維持管理が掛かります。経常費が掛かります。そういうことがないようにですね、新町長におかれましては、少ない予算でですね、大きなメリットを生むような、財政の措置をしていただきたいと思っております。

小さいことでございます。これはお気付きのことと思いますけれども、将来を担う人材育成のために、奨学金の返還の制度の拡充などで対策を進めていくと。要するに地域

に、苓北町に住めば奨学金を無料にするというような感じだろうと思いますけれども、これも今、閣議等で討議がされておるようでございます。国会でもですね。このことはですね、言うなれば、残る人が、まともにここに住んでよかったというような感じがする町にしなければ、どんなに補助金を出しても残らない。今のですね、苓北町の賃金体系では、役場職員の賃金が一番最高だというような体系のもとに町民は感じておりますけれども、役場での高卒、大卒初任給の県内ランキングは、どのようになっているかお考えになったことありますか。

○議長（野﨑幸洋君）　総務課長。

○総務課長（福田誠一君）　只今の初任給のランキングの話でございますが、全てを把握しておりませんが、高校卒業程度の採用でございますが、天草市と上天草市と苓北町の初任給は同じでございます。ちなみに、高校卒業程度が１５万４，６００円、大学卒業の方が１８万５，２００円が初任給でございます。ランキングの方はちょっと把握をしておりませんが、政令指定都市とか、熊本市になりますと若干高いと思われますが、近隣の２市と比べますと、同じ初任給でございます。ただ、大卒程度の専門職で受験をされた方は、高卒、大卒の初任給とは当然違います。

以上でございます。

○議長（野﨑幸洋君）　松本良人君。

○４番（松本良人君）　これ信憑性が高いか分かりませんけど、ネットで私調べてみました。高卒、大卒の役場の職員では、一番安い。苓北町が一番安いということが出ております。苓北町の職員の方、今の職員の方は安い給料で働いているということなんですよ。そういうことがございます。ちなみに、町長は上位にあります。町議会議員は中ぐらいにある。私はこれまで、町議会議員の報酬を下げていいんじゃなかろうかというようなことも申し上げてきましたけれども、あるいは町長にもどうですと言いました。全く前町長は受け付けられませんでした。私はこの一般質問もいたしました。そういった中でございますので、今後そこら辺からですね、十分な見直しをやっていただいて、ここに本当に大卒、高卒の方が、競争倍率が１０倍、２０倍になるような感じで、町をつくり上げていただければいいんじゃなかろうかと思います。

それから、最後になりましたけれども、町の産業を担う人づくり、その他いっぱい掲げておられます。町長ですね、ぜひですね、初心を忘れずに、住みよいまちづくりに推進していただきたいと思っております。

続きまして、２番目の国道３８９号の竹の迫崩壊に対する対策についてお尋ねいたします。

私は度々、国道３８９号、年柄～竹の迫間崩壊危険防止については本会議、委員会等で人命に伴う危険性があることを訴え、またお願いをしてきましたが、その責任を国、

県に押しつけ、逃れてきたのが、町のこれまでの対応でした。全て逃げの対応でございました。今までは。しかしながら、今回２市１町による天草地域国県道路整備促進期成会での陳情書の中身を見る限り、町として、この期成会での話題にも上げられていない状況でした。ここ２、３年、大雨が降っていないので崩壊していませんけれども、交通止めが度々あっております。これまでの行政の対応に不満が残るわけですけれども、今回、早急に対応されていることでございますので、町民、県民、国民の命を守るために、よろしくお願いを申し上げます。これお願いでございます。

それから３番目の防災・行政配信システムについてでございますけれども、再度お尋ねをいたします。年度ごとの経常経費が単年度でですね、７５３万８，０００円組んであるということでございます。

これは毎年そういうことでいくのでしょうか、お尋ねをいたします。

○議長（野﨑幸洋君）　行革デジタル対策室長。

○行革デジタル対策室長（山下晃弘君）　では、只今の松本議員のご質問にお答えさせていただきます。先程ですね、町長がお答えしましたのは、令和５年度予算計上分だけで答弁されましたので、６年度以降についてお答えさせていただきます。

まず、１点目のご質問でお答えいたしました通信料やテレビ電話機能付き等のシステム使用料ですが、こちらはですね、テレビ電話機能付きのタブレット端末や、その他の通常のタブレット端末の数が変わらない限りは変動いたしません。逆に、タブレット端末の数が増えれば、それに伴って金額も増える可能性はございます。

次に、２点目のご質問でお答えしました保守点検費用ですけれども、こちらは令和６年度までは１３万２，０００円のままですけれども、令和７年度以降は４４０万円程になる見込みです。これは導入の際に活用しましたデジタル田園都市国家構想推進交付金が、導入後２年分の保守料を見てくれていたためでございまして、令和５年度と令和６年度の保守費用が低く抑えられております。そして、この交付金による補助が終了する令和７年度以降は、新しい情報配信システムに係る保守料が増えてきますけれども、かわりに現在の告知端末の運用が令和６年度末で終了いたしますので、告知放送のための、役場庁舎内の設備や各家庭の告知端末に係る保守料が不要となります。

以上です。

○議長（野﨑幸洋君）　松本良人君。

○４番（松本良人君）　このことについてはお尋ねをしたいと思いましたけれども、これまでですね、今まで町が行われてきましたいろんな堆肥センター、あるいはその他のことについて、かなり苓北町は遠方の方に発注されていることが多いわけですね。

その後、修理あたりがあった場合は、多額の修理費の上に出張経費等もわっと言うような金が、毎年、計上されている状況でございます。こういった形を大いに懸念するわ

けでございますけれども、今回の業者の方も、愛知県だったですかね、愛知県の業者。愛知県から、もし何かあって来るときには、出張費とかなんかも嵩んで相当な額になる。今は少なかかもしれんが、今後、ちびちび大きな金額が要求されるケースが多い。そこら辺どのようにお考えでしょうか。

○議長（野﨑幸洋君）　行革デジタル対策室長。

○行革デジタル対策室長（山下晃弘君）　只今のご質問ですけれども、確かに本社はですね、議員がおっしゃるとおり愛知県の方にございますけれども、九州内にも工場とかお持ちのようであります。質問の町長の答弁の中にもございましたとおり、まずセンター設備とかですね、そういうものが今度の配信システムでは必要ございませんので、答弁の中にありましたとおり、修理のために出張して、あちらの技術者の方が来ていただくというようなことは想定はしておりません。

また、タブレット端末の方もですね、答弁の中にありましたとおり、予備の機械を用意しておきまして、何か故障とか、私どもでは手に負えないような故障があった場合には、それとすぐに取り替えさせていただいて、それを向こうに送るという形をとりますので、向こうの技術者の方にわざわざ来ていただくような事態というのはほとんどあり得ないかなというふうには考えております。

以上です。

○議長（野﨑幸洋君）　松本良人君。

○４番（松本良人君）　今までも現在もそういったことが実際あっております。あっておりますので特に注意していただきたい。契約時点あたり、念を押していただきたいと思っております。

それで、タブレット端末についてお尋ねをいたしますけれども、受信困難な地域は把握はされているのでしょうか。把握されているなら何件ぐらいでしょうか。

○議長（野﨑幸洋君）　行革デジタル対策室長。

○行革デジタル対策室長（山下晃弘君）　現在ですね、先週から今週にかけまして、各地域で配布の説明会を行っておりまして、その中でやはり、地域によっては、先程、町長答弁にもありました一番受信しやすい事業者では、受信できないような地域が２、３聞いております。有名なところではですね、３社携帯事業者はご存じかと思いますけれども、残り２社どちらのケースもあるようですので、ただその数についてまではですね、まだ完全に把握しきれておりませんが、特定の行政区の特定の地域あたりが入りにくいとかっていう情報は、少しずつ入ってきております。

以上です。

○議長（野﨑幸洋君）　松本良人君。

○４番（松本良人君）　まだ把握はされていないということですね。タブレット端末の

ですね、通信料についてをお尋ねしますけれども、通信料は全て町負担ということになっております。このタブレット端末が町負担ならば、当然それを受信するスマホの持ち主の方にもいくらかの何かの補てんがなかと、そこは公平にならないというような感じがいたしますけれども、そこら辺どうお考えでしょうか。

○議長（野﨑幸洋君）　行革デジタル対策室長。

○行革デジタル対策室長（山下晃弘君）　只今のご質問ですけれども、町長答弁の中でもお答えさせていただいておりますけれども、まず今回のですね、情報配信システム、今までも説明申し上げたとおり、基本は、住民の方、お一人おひとりに確実に情報を届けたいという、そこにございまして、そのためにスマホに配信することを基本としております。ただ、先程も答弁にありましたとおり、どうしてもやはり、スマホをこれからももう持つ予定もないという方もどうしてもいらっしゃいますので、その方たちに対する不公平をなくすためにということで考えておりますので、その部分についてはご理解いただきたいと考えております。

以上です。

○議長（野﨑幸洋君）　松本良人君。

○４番（松本良人君）　私は提供者と持っとる人に、受信料についての不公平が生じるのではなかかということでお尋ねしとっとですよ。どうですか。

○議長（野﨑幸洋君）　行革デジタル対策室長。

○行革デジタル対策室長（山下晃弘君）　お答えさせていただきます。もう先程申し上げましたとおり、確かにですね、受信料につきまして、タブレットは町が負担する、スマホの方はというふうなお話ですけれども、タブレット端末はですね、先程申し上げましたとおり、スマホをお持ちでなくて、個人に配信できない方への一時的な救済措置というふうに考えております。特に将来的にですね、タブレット端末というのは、今でも少しずつ配布をしておりますけれども、テレビ電話機能付きというのもございまして、包括支援センターの方からですね、やはり、特に見守りが必要な方に対しましては、ずっとつないでいきたいというふうに考えておりまして、そちらにつきましてはもう当然、町の方の負担でつないで福祉政策の一環として、町の方が当然負担していくべきものとも考えておりますので、その試験的な意味も含めまして、今のところはタブレット端末の受信料は町で負担を考えております。

以上です。

○議長（野﨑幸洋君）　松本良人君。

○４番（松本良人君）　私は不公平が生じるその対応をどうするかというのを聞いております。

○議長（野﨑幸洋君）　行革デジタル対策室長。

○行革デジタル対策室長（山下晃弘君）　先程申し上げましたとおり、今回のケースの場合では不公平とは考えておりません。

以上です。

○議長（野﨑幸洋君）　松本良人君。

○４番（松本良人君）　それではですね、個人がお持ちのスマホに配信するのが基本ということでございますけれど、もう個人の了承を受けておられますか。それだけギガ数を使うわけですから、使用料が確かに高くなるわけですよね。そこら辺はどうですか。

私はこのことについては相当な問題があると思いますよ。町民の間でですね、お金がタダになるとか、有料ということであるわけです。単純に言えば。私たちの面から見れば。

○議長（野﨑幸洋君）　行革デジタル対策室長。

○行革デジタル対策室長（山下晃弘君）　了承というのはスマートフォンをお持ちの方の了承という意味かなと思いますけれども、こちらは・・・。違いますかね、そうかなと思いますけれども、スマホをお持ちの方から、一人ひとりから了承という形は今のところとっておりません。タブレット端末につきましては、町の備品をお貸しするという形になりますので、今の告知端末を導入するときと同じような了承はいただいて、今の説明会の中でですね、了承はもらって行っております。

以上です。

○４番（松本良人君）　ちょっと質問と違う。

○議長（野﨑幸洋君）　今の質問はもう見解の相違ですので、同じ答弁しか出ないと思います。松本良人君。

○４番（松本良人君）　使用料の不公平さについては、今後検討していただきたいと思っております。

セキュリティの関係でございますけれども、今回は被害は想定していないということでございますけれども、国ではここは相当、セキュリティをいっぱい厳重にしたところがハッカーが入って、いろんなことが起こっているのが現状でございますけれども、特にスマホについては、お年寄りさんたち何かが使われる。今のところないということでございますけれども、私は、ないとは言い切れないんじゃなかろうかと思いますけど、そこら辺どう思われますか。

○議長（野﨑幸洋君）　行革デジタル対策室長。

○行革デジタル対策室長（山下晃弘君）　今のご質問はスマホの話のように聞こえたんですけれども、よろしいですかね。スマホにつきましては、皆さんもう個人でお持ちのスマートフォンになりますので、当然こちらの情報配信システム以外にも、例えば、インターネットをつなぐとかですね、ほかのアプリを入れてらっしゃる方もたくさんいら

っしゃいますので、一概にこのアプリだけが原因になるかどうかというのは言えないかと思っております。

一方で、タブレット端末につきましては、説明しておりますとおり、このアプリ以外は使えないようにしております。町長答弁の中でもですね、適切にお使いいただく限りというふうなご説明をしておりますけれども、この適切にお使いいただくというのは、例えばその設定を変えてですね、ほかのアプリを入れてしまうとか、アプリを消すとか、改造するとかそういった場合は、当然、ご本人が適切ではない使い方をされているということになりますので、補償の対象外というふうな形になると考えております。

以上です。

○議長（野﨑幸洋君）　松本良人君。

○４番（松本良人君）　このことについて時間がありませんので、この件についてもですね、もう少しですね、研究されて、すばらしい頭の良い人がいっぱいおいででございますので。そういった形でハッカーに遭うかもしれませんのでですね、そこら辺を対応していただきたい。それから、自治体の数をお尋ねをいたしましたけれども、２０１４年以降、５６団体。日本全国で１，７１８今市町がありますね。３．３％。そして熊本県でも、２０１７年から菊池が入ったということですね。これ経過して、今、４市町ですよ、８年経過して。余りメリットがなかっじゃなかろか。この問題を見ればですね。例えば、山都、水上があると。これは電波しか通らないところ。例えば、光の回線が引きにくいところが、この主流であるんじゃなかろうかと。天草市、上天草市あたりは、テレビに実際使ってあります。私も入院しとってからいろいろ見させていただきましたけれども、相当簡単に見られて、そして地域の活動状況なんかも常に放送がされております。すばらしいものですよ。やはり、こういったことをですね、検討されましたか。お尋ねします。

○議長（野﨑幸洋君）　行革デジタル対策室長。

○行革デジタル対策室長（山下晃弘君）　松本議員の質問の中でですね、まず、山都町とか水上村のお話も出ておりますし、その前に、自治体の数としてはあんまり多くないというふうなお話でしたけれども、申し訳ありません。先程ですね、お答えいたしました自治体の数っていうのは、この今回、苓北町が導入する同じシステムを入れてるところの数ということで要するに、事業者が同じところの数という意味でございました。

ですので、ほかの事業者が行っております同じようなシステムもほかにもございますので、申し訳ありません、そちらの数につきましては把握はできておりませんので、あくまでも、今、苓北町が導入中のものと同じ事業者の同じものを入れてる数というふうにご理解いただければと思います。

天草市等ではですね、確かにケーブルテレビですので、テレビでそれを配信したりと

いうふうな方法がとられているようでございますけれども、苓北町でですね、今回導入をする前に、もともと光の告知端末であったり、インターネットのケーブルを配線をしておりますけれども、こちらがですね、国の事業で実施しておりまして、その中でできるものとしましては、基本的にはやはり光ファイバーケーブルを敷設する、それによって高速の光インターネットを住民の方に提供すること、もしくは、難視聴地域の方を救済するための事業として導入しておりまして、ケーブルテレビ導入につきましては、補助の対象外になっていたようでございます。そういった意味で苓北町の方では、そもそもケーブルテレビは導入はできておりませんでした。

今回ですね、こちらの情報配信システム、当然今のですね、告知端末等が古くなりまして更新しないといけないということで、いろいろなものを検討させていただいたところですけれども、まずやはり、先程から申し上げておりますとおり、個人の方お一人おひとりに確実に情報が配信できるよう、例えば、苓北町内にいなくても、家の外にいたとしても、情報が受け取れるような形にしたいというのが、まず第一にございましたので、テレビもですね、複数の手段のひとつとしては良いものだとは思いますけれども、今回の主眼であります、お一人おひとりに確実にというところで、少し、優先順位が下がるかなということでこういう形にさせていただいております。

以上です。ご理解をお願いいたします。

○議長（野﨑幸洋君）　松本良人君。

○４番（松本良人君）　なかなか理解が得られない回答でございますけれども、時間の都合上、最後でございます。多額の予算をですね、投入したシステムの運用ですよ。特に高額のタブレット、これ端末機が導入されてもったいないと。普通２、３万円であるのが６万円もかかっとるというようなタブレット端末の価格ですよ。そんな中でですね、もう４年度の事業ですので、５年には運用開始にならにゃいかん。

ぜひ、４月１日から運用できることを前提に頑張っていただきたい。

以上でございます。

○議長（野﨑幸洋君）　これで松本良人君の一般質問を終わります。

ここで、１１時５分まで休憩いたします。

－－－－－－－－○－－－－－－－－

休憩　午前１０時５０分

再開　午前１１時０５分

－－－－－－－－○－－－－－－－－

○議長（野﨑幸洋君）　休憩前に引き続き、本会議を再開します。

通告２番、廣田幸英君。

○３番（廣田幸英君）　おはようございます。通告２番、３番議員、廣田でございます。

通告に従いまして、３点ほど質問をさせていただきます。

町管理港湾と漁港の整備について（上津深江港と坂瀬川漁港小路地区）。

町管理港湾の上津深江港における漁業活動の労務省力化、その環境整備をお願いしたいとの一般質問を令和４年９月議会定例会時にいたしました。

その後、台風が襲来し、既存の老朽化している浮体物が追い打ちを掛けるように、被災した状況になってしまっています。漁業後継者の存在を含み、町として、その環境整備が急務であると考えます。

また、町管理漁港の坂瀬川漁港小路地区における西防波堤のコンクリート方塊が離れ、上部にスラブを組み、これ以上離れないようにしてあると思われる箇所が２箇所あります。大時化の度に離れていっているのではないかと、陸側から目視できます。

坂瀬川小路地区、松原地区世帯への波消しの役割もある防波堤です。防災の観点からも、現状のままで問題ないのでしょうか。

山﨑町長の見解を伺います。

次に、自治体として、奨学資金を「貸し付け」するよりも、就学後の帰郷者への他方奨学資金の「返済支援」を地元事業者等とともに取り組むべきではないでしょうか。

苓北町立中学校を卒業し、高等学校、高等専門学校、専修、各種学校または大学に在学する学生・生徒に対し、その修学に要する資金を貸し付け、もってその福祉増進と郷土社会に有用な人材を育成することを目的とした苓北町奨学資金貸付条例が制定されています。

その奨学生の資格要件も規定され、条例施行規則により、町が定める国家資格等により、返還の一部免除についても規定がなされているようです。

ここで金額を例示しますと、高等学校奨学生だと、奨学金月額１万２，０００円以内、大学奨学生（短期大学）だと、その奨学金月額３万５，０００円以内のようです。

ここでお尋ねしますが、令和４年度と令和５年度における苓北町奨学資金の新規貸付奨学生は何名いたのでしょうか。また、令和５年度当初、継続貸付となっている奨学生は何名いることになるのでしょうか。

先に示した町条例によれば、公共団体または個人団体から奨学金、またはそれに類する金品の交付を受けている者は、奨学生になることはできないとあります。

個人団体としての奨学金制度として、既に苓北町、近接の天草市に在する事業所、とりわけ、医療・保健・福祉の分野で、その制度適用がなされているのではないかと推察いたします。

また、一定の条件をつけて、自治体や企業が返済を肩代わりする奨学金返還支援制度が国において創設、導入されたとの報道もあります。

同制度は、地方で活躍する若者を応援するもの。

若者にとっては、卒業後の経済的な負担が軽減され、自治体側には居住期間や就業期間などの条件を付けて返済を支援することで若者の移住定住促進、人材の確保などのメリットがある。自治体側に地方交付税措置、また、企業側には税制上の優遇措置などがあるとのこと。

苓北町には大学など高等教育機関が在しないため、高等学校卒業を契機に、進学などで多くの若者が苓北町を離れます。

苓北町で育った若者が、高等教育機関での教育履修を終え、また苓北町に帰ってくる。

地域産業の担い手となる若者の地元事業所への就職など、ＩターンやＵターンを促すためにも、本制度の調査研究に早急に取り組むべきと考えます。

令和５年２月７日、初議会における町長の所信表明においても、奨学資金の返還免除制度の拡充などの対策に触れられました。

山﨑町長の見解を伺います。

消費税インボイス制度について。

消費税インボイス制度は、消費税軽減税率の導入に伴って、令和５年１０月から導入される予定の制度です。適格請求書等保存方式とも呼ばれています。

品目ごとに税率が異なる軽減税率を導入したことにより、仕入れ時においても、それぞれ確実に課税金額が「インボイス（適格請求書）」に記載されているかの見極めが難しくなりました。そのため、確実に課税を行うため、「インボイス」の発行権利を課税業者に絞るインボイス制度を導入することになったようです。

インボイス制度の導入で起こりうる変化は、主に次のことと言われています。

消費税課税事業者にのみ発行される番号が記載された「インボイス」のみが法的な効力を持つことになるため、免税事業者の発行する「インボイス」は法的な効力を失うことになり、仕入れの額から控除できなくなる。

課税売上高１，０００万円以下の個人事業所も課税業者にならないと取引から除外され、廃業せざるを得ないような状況になるのは明らかではないかということです。

以下、質問事項となります。

①苓北町内の消費税免税事業所はどういう業種で、どの程度あるのでしょうか。②様々な事業者や団体から、この消費税インボイス制度導入に不安や問題が指摘されています。特に、農業者の場合、「農協」への出荷のみ、漁業者の場合、「漁協」への出荷のみ、また、シルバー人材センター会員の場合、どのような取り扱いになるのか、関心事となっています。③平成２８年度税制改正において、消費税インボイス制度の導入が決まったと聞き及んでいますが、その当時、コロナ禍の影響で売り上げが伸びず、ぎりぎりの状態で事業を継続している中小の事業者の存在を想像できる人はいなかったのではないでしょうか。

物価高騰を始めとして、中小の事業者にとって、経済的苦境が続く中、インボイス制度をこのまま強行することは、将来に大きな禍根を残す可能性があります。

そういった意味で、インボイス制度の施行延期は無論のこと、見直し・修正等も視野に入れた対応を国に求めることはできないでしょうでしょうか。

以上３点、山﨑町長の見解をお伺いいたします。

なお、再質問につきましては自席にて行わせていただきます。

○議長（野﨑幸洋君）　町長。

○町長（山﨑秀典君）　只今の廣田議員の質問に答えさせていただきます。

まず、１項目目の町管理港湾と漁港の整備についての１点目の町管理港湾の上津深江港における漁業活動の労務省力化、その環境整備についてでございます。

令和４年９月議会において廣田議員から上津深江港の浮体式係船岸の老朽化の心配について、ご指摘を受けておりました。また、その後発生した台風１４号により被害を受け、先の１２月議会において、山口議員からも被災後の対応についてご指摘を受けていたところでございます。

上津深江港管理者の苓北町といたしましては、その間において、浮き桟橋利用者と、修繕、新設及び整備方法などについて、３回の協議を重ねたところでございます。

利用者の方々の意向については、町内のすべての漁港に整備されているＦＲＰ製の浮体式係船岸ではなく、現施設と同程度、同規模の施設利用を希望されており、その意向を踏まえ、早急に利用できるよう簡易式の浮体式係船岸として、計画規模は長さ８．９メートル、幅２．８メートルタイプの係船岸を８基、乗降用部分に使用する長さ８．９メートル、幅３．３メートルタイプの係船岸を２基、総延長約１００メートルの整備を計画し、整備費用の２，０００万円を令和５年度一般会計予算案として計上をいたしました。

財源につきましては、交付税措置率７０％の過疎対策事業債１，９９０万円を活用した予算案といたしております。

苓北町といたしましては、まずこの簡易式浮体式係船岸の整備を実施し、現在、上津深江港の港湾施設の利用に苦慮されておられる港湾利用者の労務の省力化を図り、この整備機会を活用し、港湾施設を利用されているみなさまと、今後の港湾施設の活用など、話し合いを進めながら、港湾環境の整備に取り組んでまいりたいと考えております。

次に、２点目の坂瀬川漁港小路地区の西防波堤についてでありますが、本防波堤につきましては、平成９年に建設され、約２６年が経過をしております。議員ご指摘の西防波堤の変状につきましては、現在、離れが生じている箇所に、コンクリートを被せ転落防止の処置をとっておりますが、コンクリート方塊の離れについては、令和２年度に離れの幅の計測を行っております。そのときの数値といたしましては、離れが生じている

２箇所のうち、先端側の離れが６６センチ、手前側が３６センチでありましたけれども、今年２月、再度計測を行ったところ、先端側が７７センチ、手前側は３６センチでございました。手前側については、変動はありませんでしたけれども、先端部については、およそ２年間で１１センチ、さらに離れが広がった結果となっております。

幸い、当該箇所は西防波堤の先端付近であり、反対側の東防波堤と重なっている範囲内の位置でございますので、沿岸の国道及び人家に対しましては、今の状態であれば、防災上大きな問題はないと考えますけれども、今後も、現場状況の変化を引き続き、注視してまいる必要があると考えております。

なお、復旧するとした場合、一例でございますけども、離れている部分にコンクリートを流し込み復旧を行うとともに、防波堤に腹付け補強コンクリートを施工し、防波堤自体の重量を増やすことにより、これ以上動かなくするといった工法が考えられますけれども、今後、工法等も含め、国、県の専門技師の方とも協議を行いながら、対策工を検討してまいりたいと考えております。

次に、２項目目の奨学資金についてのご質問でありますけれども、奨学資金の現状につきましては、令和４年度、新規貸付奨学生は０名、令和５年度新規貸付は大学生の応募が１名であります。また、令和５年度当初の継続貸付奨学生は、大学生が１名であります。

町が定める国家資格等を有する方で、町内に住所を有し、かつ町内の施設や町内を拠点として、その国家資格等の業務に従事する場合は、奨学金の返還を半額免除する制度を現在設けております。

今後さらに、人口減少、少子高齢化が顕著になり、地域における産業の担い手不足などが懸念をされる中で、多くの若い人に町に残っていただけるよう、また、町に帰って来ていただけるよう返還免除額等の見直しや議員にもご提案いただいた他の奨学金制度により貸与を受けている人への町独自の奨学金返還支援制度等の検討も進めてまいりたいと考えております。

次に、３項目目の消費税インボイス制度について、３点お尋ねがございました。

廣田議員ご指摘のとおり、複数税率に対応した仕入税額控除の方式として、令和５年１０月１日から、「適格請求書等保存方式」（インボイス制度）が開始をされる予定となっております。

消費税額の原則的な計算方法は、事業者が課税売上に係る消費税額（売上税額）から、課税仕入れ等に係る消費税額（仕入税額）を差し引いて計算をいたします。このことを仕入税額控除と呼びます。

インボイス制度の下では、適格請求書発行事業者が交付する「適格請求書」いわゆるインボイスなどと、帳簿の保存が仕入税額控除の要件となっております。

まず、質問の１点目の苓北町内の消費税免税事業者がどういう業種で、どの程度あるのかとのご質問についてでございますが、消費税は国内において、事業者が行った資産の譲渡等及び保税地域から引き取られる外国貨物に対して課せられます。

課税の対象とされる資産の譲渡等とは、事業として対価を得て行われる資産の譲渡、資産の貸付け及び役務の提供を言いますので、商品の販売やサービスの提供など、対価を得て行う取引のほとんどが課税対象になります。

また、消費税の納税義務者は、取引の区分に応じ、国内取引の場合、課税対象となる取引を行う個人事業者及び法人とされております。ただし、基準期間、これは個人事業者の場合は前々年、法人の場合は前々事業年度をいいます。この基準期間における課税売上高が、１，０００万円以下の事業者は、その年またはその事業年度は、申告・納税義務が免除されるということになっております。

苓北町内の個人事業者につきましては、営業等や農業の事業所得者に区分される方が、主として消費税の課税対象者に該当いたします。

天草税務署に問い合わせましたところ、管内２市１町別の公表はされていないとのことでありましたけれども、令和４年度の町県民税課税状況を基に課税対象者を推計いたしますと、農業で３５３名、うち１，０００万円を超える方が４８名、１，０００万円以下が３０５名、漁業を含む営業等で３８０名、うち１，０００万円を超える方が４３名、１，０００万円以下が３３７名となるようでございます。

なお、免税事業者の業種は、商品の販売やサービスの提供など、対価を得て行う取引のほとんどが対象となり、多岐にわたりますが、主なもので農業が約３００名、漁業関係者約７０名、飲食業関係約２０名、小売業約２５名程度と思われます。

２点目の農業者の場合、農協への出荷のみ、漁業者の場合、漁協への出荷のみ、またシルバー人材センター会員の場合、どのような取り扱いになるかとのご質問についてでございますけれども、適格請求書発行事業者には、国内において課税資産の譲渡等を行った場合に、相手方からの求めに応じて、適格請求書の交付義務が課せられます。ただし、適格請求書発行事業者が行う事業の性質上、適格請求書を交付することが困難なため、適格請求書の交付義務が免除される特例措置がございます。

具体的には、出荷者等が卸売市場において行う生鮮食料品などの譲渡、これは出荷者から委託を受けた受託者が卸売の業務として行うものに限ります。こういった譲渡や、生産者が農業協同組合、漁業協同組合、また森林組合等に委託して行う農林水産物の譲渡が該当をいたします。

従いまして、免税事業者が農協や漁協へ委託販売での出荷のみの場合は、適格請求書の発行を求められないため、これまでの取引と何ら変わりはありません。

また、インボイス制度の実施後も、免税事業者の売上先が消費者または免税事業者で

ある場合は、消費者や免税事業者は、仕入税額控除を行わないため、適格請求書の保存を必要とされません。また、売上先の事業者が、消費税額の簡易な計算方式である簡易課税制度を適用している場合は、簡易課税制度を選択している事業者は、適格請求書を保存しなくても、仕入税額控除を行うことができます。このため、免税事業者の売上先が、消費者、免税事業者、簡易課税事業者である場合は、取引への影響は生じないと考えられます。

次に、シルバー人材センター会員の場合についてでございますが、シルバー人材センターに登録した高年齢者の会員は、シルバー人材センターが受注した業務を、下請として請負、または委任を受けて役務の提供を行います。こうした役務提供の対価として配分金の支払いを受けており、消費税法上の個人事業主に該当しますが、報酬額は高額なものではなく、免税事業者に該当いたします。

こうした中でインボイス制度が開始されますと、発注先から業務を請け負った課税事業者であるシルバー人材センターは、受注した業務を、免税事業者であるシルバー人材センターの会員に請負、または委任して業務を遂行させますが、その役務対価として支払う配分額に係る消費税については、免税事業者である会員は適格請求書を発行することができません。

従いまして、シルバー人材センターは、仕入税額控除を適用することができなくなります。配分金に含まれる消費税額をシルバー人材センターが納税することになりますので、その財源確保や運営方法が、今、全国のシルバー人材センター共通の課題となっているところと認識をいたしております。

なお、インボイス制度実施に当たっての経過措置として、仕入先が免税事業者等のインボイス発行事業者でない場合であっても、制度開始後３年間は仕入税額相当額の８割、その後の３年間は、同５割の仕入税額控除ができる経過措置が設けられております。

３点目のインボイス制度の施行延期は無論のこと、見直し・修正等も視野に入れた対応を国に求めることはできないかとのご質問についてでございますが、インボイス制度の導入にあたり、天草税務署では管内の商工会、農協、漁協などの各種団体に対し、随時説明会を実施されておりまして、町におきましても広報紙などを通じまして制度の周知を図っているところでございます。

なお、令和５年度税制改正により、免税事業者からインボイス発行事業者となる場合、制度開始後３年間は、納税額を売上税額の２割に軽減する措置（２割特例）が設けられる予定であり、今後の国等の動きを注視してまいる必要もあろうかと思います。

以上、廣田議員のご質問に答えさせていただきました。

○議長（野﨑幸洋君）　廣田幸英君。

○３番（廣田幸英君）　まず最初に、上津深江港の整備についてですけれども、整備費

用が２，０００万円、交付税措置率７０％の過疎対策事業債１，９９０万円とありますが、もう少し詳しくというか、純然たる苓北町の負担がどれだけになるのか。苓北町の負担がどれだけになるのか、教えてください。

また、この簡易式浮体式係船岸の整備に港湾利用者の負担は伴うのでしょうか。伴わないと思いますけれども、伴うのでしょうか。

さらに、この簡易式係船岸、浮体物の動産としての所有権、日頃の維持管理、耐用年数、不測の事態を予測しての保険加入など、港湾利用者との関係はどうなっていますか。

まず、上津深江港から。

○議長（野﨑幸洋君）　土木管理課長。

○土木管理課長（田尻　悟君）　只今の廣田議員のご質問にお答えさせていただきます。

まず町の実質的な負担っていうところでご質問をいただいた点でございますが、これにつきましては１，９９０万円の過疎債をお借りしますので、その３０％、５９７万円と、実質ここに単費を、単独費を１０万円足しております。

あと、上津深江港の受益者の負担金につきましてはございません。

あと、所有権ですけれども、これにつきましては町が所有を行いまして、維持管理につきましては、利用者と協議の上、維持管理を行っていくこととしております。それと災害等の補償につきましては、これは海上施設ですので、保険等の適用が受けられませんでしたので、これを港湾台帳等に載せて、これが災害の保険に適用できるのかにつきましては、今後、詳しく確認をしていきたいと思っておりますが、原則、利用者と補修を重ねながら実施していきたいというふうに考えております。

以上です。

○議長（野﨑幸洋君）　廣田幸英君。

○３番（廣田幸英君）　よろしく、上津深江港をお願いいたします。

また、坂瀬川の小路地区の方塊の移動ですけれども、写真、課長も見られましたけれども、私が撮りましたけれども、６６センチ動いているということでございまして、国道からはっきり見えるんですね。わざとあれだけ開いているのかなあと思っている人もおられるかもしれません。しかしそうではないですよね。あれはやっぱり大時化の度に少しずつ動いているということでございますので、何とか止める方法がないのか、ちょっとお聞きします。

○議長（野﨑幸洋君）　農林水産課長。

○農林水産課長（松井徹也君）　先程、町長答弁の中でもご説明をいたしましたが、２年前がですね、６６センチ、大きく開いてる先端側の方になるんですけども、それが先月ですけど、今年の２月に計測をいたしましたところ７７センチということで、約２年間で１１センチ離れが広がったことになっております。おっしゃるとおり、一度ある程

度開いてしまいますと、そこから波がですね、入り込む形になりますので、台風あたりのときなんかに今までよりも少しペースが早くなるような形で開いていく危険性があるのではないかと思っております。東防波堤と重なっているので、幸いにも沿岸というんですかね、国道とか、人家に対しては、現状の状態であれば、何とか今のところは大きな問題はないのかなと考えてはいるんですが、先程言いましたように、今後、ますます離れが広がったり、場合によってはですね、落下するっていうんですかね、上の段が動いてますので、そういった危険も考えられますので、長寿命化計画の見直しも含めまして、県とも協議をしながらですね、対策工、それからどういった事業でできるのか、その辺も含めて、今後検討していきたいと思います。

以上です。

○議長（野﨑幸洋君）　廣田幸英君。

○３番（廣田幸英君）　今、課長から答弁をいただきましたけれども、これは国道及び人家への消波対策の意義もある施設だと思いますので、できればもう早急に、とは言いませんけれども、やっぱり見ていただいて、そして、立入禁止のやっぱり立て札などがやっぱり不足しているんではないかと。やはり時期によっては、魚釣りの人たちが先端でやっぱり魚釣りをしております。やっぱり事故があってからでは遅うございますので、そこのところは、また見ていただいて、立入禁止をしていただきたいと思います。

次に、奨学金のことですけれども、新規の貸付けが１名と、継続の貸付けが１名、合計２名の貸付けしかないということでしょうか。間違ってたらすみません。また、この令和４年度末で継続の貸付けが終了するのは何名で、そのうちこの４月から帰郷して、就労する者は何名なのでしょうか。掌握されていますか。

やはり、ほかの機関の奨学金を借りているとか、その返済がどうなっているとか、速やかに実態調査を行うべきだと思います。今は、様々な機関の様々な制度があるのではないでしょうか。その中にあっても、最初の質問に述べましたが、町内に在する事業所においても、とりわけ、医療、福祉分野となるかもしれませんが、専門人材の確保の観点からも、専門人材を育成するための奨学金を、その事業所に就労を要件として、事業者が工面されておられるのではないでしょうか。

町としても、移住促進なり、苓北町で育った者が修学を終え、帰郷するということで、その奨学金の工面をその事業者とともに行うということは大変有意義なことだと思います。

教育委員会において速やかな対処をお願いいたします。答弁要りません。

岸田首相は、２月２８日の衆議院予算委員会で導入反対の声が出ているインボイス制度を延期すべきだと問われたのに対し、予定どおり１０月から実施する考えを表明、不安の声があることは承知しているが、適正な課税を確保するために必要だと強調。延期

要求に応じない意向を示されたようです。

しかし、このインボイス制度導入をめぐっては、中小零細事業者の間で、過剰な負担増につながるとの懸念が広がっていることも確かです。

苓北町としても、国等の動きを注視する必要性を切に感じます。

これで私の一般質問を終わります。答弁要りません。

○議長（野﨑幸洋君）　これで廣田幸英君の一般質問を終わります。

次に、通告３番、倉田明君。

○７番（倉田　明君）　通告３番、倉田です。

通告の３件ほどについて質問をさせていただきます。

まず最初に、山﨑町長の所信表明に関してでございますが、その中で子育て支援についてお尋ねいたしますが、去る１月３０日付けで、第１８代苓北町長就任おめでとうございます。町長が臨む『人が輝き、地域が輝くまちづくり』を政策方針に掲げ、「人口減少、少子高齢化、産業における担い手不足などの中、地域を支える人づくりが大切である」と言われております。

人口減少、少子高齢化は、我が国にとって深刻な問題であり、特に地方においての人口減少は、地域形成に及ぼす影響は計り知れません。政府も今年４月に、「こども家庭庁」をスタートされます。時期が遅れた感もありますが、効果に期待したいと思います。

ご承知のとおり、我が国の子どもの出生数は、近年減少傾向にあり、２０２２年の出生数は、７６万人台に落ち込むと言われており、国立社会保障・人口問題研究所が２０１７年に公表した「日本の将来推計人口」では、２０２２年の出生数は約８７万２,０００人と推定され、８０万人を割り込むのは２０３３年とされていましたが、１１年前倒しで割り込み、少子化に歯止めがかからず、加速している状況下であります。

先の３月１日の新聞報道によりますと、国は出生数の８０万人割りを１１年前倒しと予測されておりましたが、予測よりさらに、１年早く、１０年前倒しとなり、早いペースで出生数が減少し、一方では、死亡者の数は拡大し、人口減少が続いているところでございます。

苓北町での出生数は、ここ５年間で１４８人、年平均で３０人弱のようであります。先の１２月議会で、「苓北町誕生祝金給付」について、そのお祝い金の増額ができないかと伺いましたが、近隣自治体では、このような制度はなく、増額改正する意思を弱く感じましたが「周辺の状況を見て対応したい」とのことでありました。

この条例が設置されたのは、当時は画期的な制度であったと思われますが、最近では多くの自治体もいろんな形で、子育て支援が行われているようであります。「苓北町誕生祝金給付」条例制定から今年で３０年になりますが、お祝い金の増額だけではなく、例えば、保育料や学校給食費の軽減など、少しでも、経済的、精神的にも、子育て環境

の拡大を図り、町独自の特色ある支援策について、町長の考えをお伺いいたします。

２点目の子牛生産農家への支援策についてでございますが、「町の基幹産業であります農林水産業や畜産業の事業所得の向上と担い手の育成・確保に向けた諸政策をさらに推進する」とありますが、ご承知のとおり、このところ農業生産資材の高騰の中、飼料なども値上がりする一方、黒毛和牛の子牛価格は低迷が続き、生産農家は厳しい状況下にあります。

先の１２月議会で、質問した天草家畜市場での子牛１頭当たりの平均価格は前年１１月同期と比較し約１７万５，０００円下落し、併せて令和５年４月に合併する天草畜産組合の生産者は、市場が菊池郡大津町へ移り、輸送等で経費も嵩む中、飼料高騰に対する国県等の支援策はないと伺っております。飼料高騰に対し、支援する市町村もあるが、苓北町は支援する考えはないかと質しました。

答弁では、「令和５年１０月、家畜市場が大津町に移ることで、輸送コスト増加分に対し、補助金を令和５年度予算で検討したい」とのことでありました。このような中、今年１月１７日の天草家畜市場での開催の子牛セリ市は、１頭当たり平均価格６４万８，０００円で、前回より約４万４，０００円の高値でありましたが、まだまだ回復には幅があるようでございます。

先の質問で、飼料高騰対策について、特段の答弁が得られませんでしたので子牛生産農家に限らず、ここしばらくが我慢の時だと思っております。

なお、先日ＪＡれいほくの話によると、子牛生産農家４３戸のうち、約半数の農家は保険制度等に加入されており、１トン当たり６，７５０円補てんがあるとのことで、現在その請求手続きを行っているとのことであります。改めて、飼料価格高騰に対し、子牛生産農家への支援策について、町長の考えを伺います。

３点目の苓北町特産レタス支援策についてでございますが、ＪＡれいほくによると、令和４年度の特産レタスの出荷農家は、５７戸、面積も８２ヘクタールで、戸数で３戸、面積で８ヘクタールほど前年度よりそれぞれ減少しているとのことです。また、販売高も今年１月末現在、約２億４，８００万円、前年度は２億６，５００万円でしたので、同時期比約１，７００万円余り、今年度は減少しております。これは栽培農家や作付面積の減少、また市場価格等もあり、一概には言えませんが、今の状況では、４年度の販売高は、前年並みに届くのは厳しいとの予測の声が聞こえております。また、ここ数年の販売高は、伸び悩んでいる一方、生産資材は高騰しております。

現在、苓北町からＪＡれいほくを通し、令和４年度産のレタス生産者に対し、労力の軽減、環境保全等から黒マルチ、いわゆる黒ポリマルチでございますが、その代品として、一部に生分解性マルチ補助金の支援があっております。今までも、生分解性マルチへの補助金はありましたが、引き続き、特産レタスの産地形成、また地域農業の振興と

レタス農家の育成の観点から、先の議会で、生分解性マルチの前年並みの支援策を要望いたしましたが、改めて町長のお考えを伺います。

次に、レタスの積雪寒波による被害への支援についてでございますが、去る１月２４日、２５日の積雪寒波や低温等により、出荷直前のレタスに被害が生じ、生産者も選別など出荷調整を行ったものの、市場に着くとそれらの障がいが現れ、市場も取り扱いに苦慮されたようであります。また、これらの被害で出荷できなかったレタスは、圃場廃棄したところもあるようでございます。これらに対し、被害農家への特別支援はできないか、町長の考えを伺います。

次に、志岐漁港臨港道路の進捗状況等でお尋ねをいたします。

志岐釜海岸から富岡町道東目線の海岸、いわゆる新三会橋までの舗装も完了し、東目線と新三会橋の三差路付近の工事や紺屋町から臨港道路へのアクセスなど、工事箇所も絞られ、開通への期待が寄せられております。１２月２６日に、その関係工事を３，３２２万円で発注されましたが、今回の工事費で、東目線と新三会橋の段差については、橋より東目線左右計７０メートルで調整し、また、三差路土手につきましても、改修すると伺っておりますが、このほか、４点について伺います。

１つに、志岐漁港臨港道路へのアクセス場所と本数、２つに、貯水池付近など空いている防波堤の復元と新たに開ける防波堤の改修部分等はどこなのか。３つに、沿線の地元から特段の要望等が寄せられているのか。あるとすればその対応。また、新三会橋付近に堆積する土砂については、現在、状況により撤去されているが、その対策として、海岸への消波ブロック設置等の考えはないか。最後４つ目、志岐漁港臨港道路の竣工時期と開通に伴う交通安全祈願祭行事等の考えについて。町長の考えを伺います。

３件目、苓北町立小学校の統廃合について。

この件については、昨年の６月議会で質問させていただきましたが、少子化の中、児童数の減少で、少人数学級や複式学級も増えつつあり、先般申し上げましたとおり、令和４年度町内の小学校１年生入学児童数は、坂瀬川小学校１０人、志岐小学校１８人、富岡小学校１５人、都呂々小学校４人の４７人で、前年より１１人減少し、現在、小学校全児童数は３１４人。複式学級は２校で、今後増えていく状況下であり、このまま推移すると、令和１０年度は１８２人となり、１３２人減少すると推測され、小学校統廃合の考え方と、統廃合検討委員会及び教育委員会の動向などについて質しました。

教育長の答弁では、「学校教育充実検討委員会の意見としては、町内小学校の１校が完全複式かつ全校児童数が３０名を下回ることとなる令和７年頃か、児童数が全学年１クラスになる時期に、志岐小学校の校舎を利用することが考えられる」とまとめられている。

教育委員会としては、「この意見を踏まえ、対応していきたいと思いますが、今後の

推計値で申し上げますと、令和７年から１校が３年間の完全複式かつ全校児童数が３０名を下回ります。全学年１クラスになるのは、令和１０年度以降になる予定です。ただ、令和１０年度には、入学児童が１名という状況も生まれてまいります。児童数の減少は、教職員定数の減少につながることになり、児童の学力保障や、学校組織の運営への影響が危惧されます。これらを踏まえ、今月、いわゆる６月２８日に予定しております学校教育充実検討委員会では、意向調査の内容や時期、調査の対象者等について意見をいただくことにしております」とのことでありました。その後、新たに「苓北町学校教育審議会」を設置されましたが、審議会の開催及び審議状況について、教育長の考えをお尋ねいたします。

最後に、苓北中学校の校舎改修計画について伺います。

この件につきましては、令和元年６月と昨年６月に質問させていただきましたが、ご承知のとおり、現在の苓北中学校は昭和５２年に落成し、平成１７年に耐震測定、平成２１年に耐震補強が施されましたが、築４２年余り経過し、コンクリートにひび割れが生じているなどを質しました。

令和元年６月議会での教育長答弁は、「本年度、苓北町学校教育充実検討委員会を立ち上げているので、今後の改築を含めた学校規模等の調査・研究を考えている」とのことでした。また、昨年６月議会の教育長答弁は、「検討委員会の意見では、苓北中学校の新築の時期については、当面の間、校舎の老朽化対策を実施することとし、耐用年数、財政の問題等により、令和８年度以降が望ましいと考えられる。ただし、災害対策等により、高率な補助金が出てくれば前倒し検討する可能性もあると考えられる。場所については、現在のグラウンド側に新築が妥当と考えられる。しかし、自然災害による高さの問題を考える必要がある」とのことで、「教育委員会としては、この意見を尊重しつつ、生徒・職員にとって安全な学びの場の提供に努めてまいります」そしてまた、「今後の具体的な改修計画の策定に取り組むとともに、学校教育の今後のあり方について審議していただく機関を設置していきたい」とのことでありました。

今年で築４６年を迎えますが、現在、中学校校舎改築については、新たに「苓北町学校教育審議会」が設置されておりますが、その状況等についてお尋ねをいたします。

以上です。

○議長（野﨑幸洋君）　一般質問の途中ですが、ここで昼食のため１時まで休憩といたします。

－－－－－－－－○－－－－－－－－

休憩　午前１１時５８分

再開　午後　１時００分

－－－－－－－－○－－－－－－－－

○議長（野﨑幸洋君）　休憩前に引き続き、本会議を再開いたします。

町長。

○町長（山﨑秀典君）　それでは、先程の倉田議員の質問にお答えさせていただきます。

まず１項目目、私の所信表明についての質問の１点目の子育て支援策につきましては、午前中の松本議員の答弁と一部重複しますが、改めて答えさせていただきます。

現在、町の主な子育て支援策といたしましては、保育料については、ご承知のとおり、３歳以上は、令和元年１０月より無償化となりまして、町も４分の１を負担しているところであります。また、２歳未満につきましては、町の方では国の徴収基準額より低額に設定しました町徴収基準額によります保育料の軽減化、並びに第３子以降の保育料と副食費の無償化も行っております。また、子育て支援医療費助成事業においては、対象年齢を１８歳までとして実施をいたしており、誕生祝い金制度においては、第１子に１万円、第２子に３万円、第３子に５万円の支給を行っております。また、小学校入学準備資金としまして、児童１人当たり２万円、中学校入学準備資金としまして、生徒１人当たり２万円の支給を行っているところであります。

しかしながら、今後はさらに人口減少、少子化が加速することが懸念をされますので、町といたしましても、さらなる子育て支援の充実が必要不可欠となります。

このような状況の中、今般、岸田総理が「従来とは次元の異なる少子化対策を実現したい」との施政方針演説を行われ、６月にまとめる政府の経済財政運営の指針「骨太方針」までに、「予算倍増に向けた大枠を提示する」と述べられておられます。

当然、国の方針が定まれば、それに伴って県・市町村の負担も生じてまいりますので、町といたしましても、この子ども・子育て政策の大枠の提示を受けまして、国の動きを見ながら、情報収集等に努め、その上で議員申されました保育に係る費用、あるいは学校給食費の軽減等も含め、町独自の子育て支援に係る具体的な施策を検討してまいりたいと考えております。

次に、２点目の子牛生産農家への支援策についてでありますが、畜産農家に対しましては、これまで町の支援策といたしまして、優良家畜及びＥＢＬ陰性牛導入補助や優良血統和牛繁殖事業補助などの支援を行っているところでありますが、現状において、畜産農家戸数の減少や子牛販売価格の低迷など厳しい状況にあることに加えまして、本年１０月から家畜市場が天草市から菊池郡大津町に移ること等を考えた中で、来年度新たに、家畜の輸送費について、国の補助を引いた残りの２分の１を補助する「家畜輸送費補助」及び子牛の死産防止のための人工呼吸器購入を支援する「分娩事故防止対策補助」を令和５年度予算に計上することといたしております。

また、飼料高騰対策としましては、国は、配合飼料価格の上昇が畜産経営に及ぼす影響を緩和するための制度である「配合飼料価格安定制度」による補てんに加えまして、

令和４年１０月から１２月期においては、緊急対策として、価格安定制度による補てんでは賄い切れないコスト上昇分、１トン当たり６，７５０円を別途補てんをされております。また、このほか、熊本県においては、同制度の令和４年度生産者積立金の増額分、１トン当たり２００円の助成を行っております。なお、国の配合飼料価格高騰対策については、２月２４日、本年４月から６月期以降も見据えた対策を講じるよう、岸田総理が野村農水大臣に指示した旨の報道がなされておりました。

また、町におきましては、飼料をはじめ、燃料や生産資材などの価格高騰が長期化している状況を考えた中で、今年度実施をいたしました経営耕地面積３０アール以上の中心的農業経営体に対し、１０アール当たり１，０００円を支給する「農業資材価格等高騰対策事業補助金」の第２弾を計画しており、３月議会補正予算に計上させていただくことにいたしております。

次に、３点目のレタス生産者に対する生分解性マルチ購入費補助についてでありますが、令和３年度と４年度は、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金を活用し、農業省力化生産資材導入支援事業として、事業費の２分の１以内の補助率で、令和３年度は４８件、令和４年度は４９件、支援を行っているところであります。令和５年度以降、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金の交付がなくなりますが、現状において、燃料や生産資材などの価格高騰が長期化していることを考えた中で、令和５年度は、補助率を４０％以内に若干落としたうえではありますが、本事業の予算を継続して計上することといたしております。

次に、４点目の積雪寒波によるレタス被害への支援についてでありますが、今年１月の寒波による、レタスを始めとした農作物への被害に加えまして、昨今の長期化する燃料や生産資材などの価格高騰に対する支援も併せた中で、先程、飼料高騰対策の中でも申しました経営耕地面積３０アール以上の中心的農業経営体に対し、１０アール当たり１，０００円を支援する「農業資材価格等高騰対策事業補助金」の第２弾を計画をしておりまして、レタス農家も含めて、これにつきましては支援を行うこととし、３月議会補正予算に計上させていただくことといたしております。

次に、２項目目の志岐漁港臨港道路の進捗状況についての、まず１点目の、臨港道路から紺屋町地区避難地へのアクセス道路の場所と本数についてでありますが、本数は２本で、場所は、紺屋町地区避難地の東側に１本、西側に１本となっており、東側は町道八幡宮線と直結する位置、西側は避難地前の調整池西側のきわに設置する計画でございます。

２点目の防波堤の復元等についてでありますが、開いている防波堤を復旧する箇所は、新三会橋近くの１箇所と調整池付近の１箇所、計２箇所であります。新たに防波堤を開ける箇所は、先程ご説明いたしましたアクセス道路新設箇所の２箇所であります。

３点目の地元である紺屋町区及び明神山区からの要望につきましては、旧臨港道路の路面補修や新臨港道路から海を降りる階段への手すり設置などが出されておりまして、対応につきましては、現在発注しております紺屋町地区避難地アクセス道路他整備工事の中で、予算の残額等を見ながら、追加で施工できるようであれば施工したいと考えております。また、新三会橋付近の堆積土砂でありますが、現段階では、消波ブロック設置の予定はございませんが、漁協管理費の維持管理予算により、必要に応じて除去する計画といたしております。

４点目の現在発注しております紺屋町地区避難地アクセス道路ほか整備工事の竣工時期でございますが、来年度への繰り越しを予定しており、今現在、はっきり決まっておりませんが、見込みといたしましては、令和５年９月頃の竣工を見込んでおります。開通に伴う行事等につきましては、今後、検討してまいります。

以上、倉田議員の質問に答えさせていただきました。

３項目目の苓北町立小学校の統廃合、４項目目の苓北中学校の校舎改修計画については、濵﨑教育長より答弁をいたします。

○議長（野﨑幸洋君）　教育長。

○教育長（濵﨑敏和君）　苓北町立小学校の統廃合について、学校教育審議会の開催及び審議状況についてのご質問がございました。

令和４年１０月２８日に第１回審議会を開催し、これに先立つこと９月に実施いたしました小学校再編に関するアンケート調査の結果説明等を行いました。この中では各学校の現在の保護者様、それから各校区における新生児の保護者の方々からもご意見をいただいたところでございます。多くの皆様方は仕方ないというふうな意見が集約されておりましたけれども、それを受けまして、委員の皆様からは、少子化が本当に進んでいるということ。それから統合を考えざるを得ない状況にある。また、反対される方の思いも考える必要がある。地元の小学校がなくなるのは寂しい思いがある。４校を維持してもいいのではないか。子どもを増やす政策も必要である等のご意見をいただいたところでございます。

この件に関しましては、今後の児童数の推移、それから、それぞれの学校教育のメリット、デメリットをさらに詳細に吟味を進めていきながら、慎重に協議をしていきたいというふうに考えております。なお、令和５年度におきましては、３回の審議会の開催を予定しております。

次に、苓北中学校の校舎改修計画についての状況でございますけれども、令和５年２月２７日の第２回審議会において、新校舎の建設場所について、委員の皆様からご意見をいただきました。審議会においては、国道が近く、利便性がある現在の場所が妥当であるという結論でまとまりました。

改修の時期につきましては、補助制度の要件等を考慮のうえ、建物の老朽度を総合的に判断するための耐力度調査等を実施し、結果を踏まえながら、具体的な改修計画の策定に取り組んでまいる予定でございます。

なお、令和５年度の第１回審議会は、苓北中学校をお借りし、委員の皆様方にも直接、苓北中学校の老朽度、それからグラウンドと現校舎との段差、それから取付け道路、そこら辺も全て現地調査を行っていただき、さらにまた場所についての現苓北中学校の跡地ということは意見をいただいたところでございますけれども、跡地として、安全に学習・教育を提供していくためにはどのような手立てが必要か、具体的な意見をいただく計画にしております。

以上、倉田明議員の質問にお答えさせていただきました。

○議長（野﨑幸洋君）　倉田明君。

○７番（倉田　明君）　それぞれご答弁をいただきました。まず最初に、子育て支援、この件については先程、松本議員のときにも、また今も町長の方からご答弁がありました。いろんな政策支援の中で、現在、町の方でもいろんな子育て支援があっているわけでございますが、私が先程言ってるように、やはり町の誕生祝い金の増額だけではなく、やはり保育料や学校給食費等の軽減、町独自策といいましょうか、色を出して、進んでいただければと思うところでございます。

ご承知かと思いますけども、昨日、新聞報道等によりますと、県北の町で子育て支援で、出生祝い金、いわゆる出生の子どもさんに対し、一応３，８４０万円組んであるようでございます。そしてまた、小学校給食費の全額補助に３，２２２万円。これは県北の町でございます。一方、県南の町では、現在、小・中学校８校と支援学校の小学、中学部に通う町内在住の児童・生徒の給食費無料化事業、これに６，６９３万円。そしてまた、県南の村でございますが、子育て支援関連で、半額助成の小中学生の給食費を無料化する。この助成金に８４１万円や、高校生などに１人につき５，０００円を給付する補助金、これが４８０万円と報じられております。

それぞれの自治体において、いろんな支援策はあろうかと思いますが、苓北町の令和３年度の保育料の保護者負担、これがおおよそ１，１９８万円。そして、学校給食費の保護者負担金は、小学生でおおよそ１，０２９万円、中学生で１，５３６万円、小中合わせておおよそ２，５６５万円となっているようでございます。本町においても、いろんな事業等の兼ね合いもあろうかと思いますが、やはりですね、ここに来て、少子化、非常に進んでいるようでございます。もうご承知かと思いますけども、２月２８日、厚生労働省の発表によりますと、令和４年の子どもさん、言わば生まれた数、７９万９，７２８人。これは１８９９年の統計以来、一番少ない。こういったある意味、危機的な状況下であります。前年より４万３，０００人ほど減っていると。なかなかこの回復はそ

う簡単には見込めないのではなかろうかと。これはあくまでも個人的な見解ですけども、そう思っているところでございます。

先程、町長の答弁にもありましたが、岸田政権も、いわゆる骨太方針の中でやはり異次元の子育て支援をするということを発表されているようでございます。それはそれとして、私はですね、せめて、唐突といいましょうか、保育園のいわゆる保育料、これだけでもですね、１，１９８万円。数がだんだん減っていくと思いますが、これをですね、やはり近い将来というか、早めに無料化に向けて、検討いただければと思いますが、町長のお考えをいただきたいと思います。

○議長（野﨑幸洋君）　町長。

○町長（山﨑秀典君）　子育て支援の問題につきましては、今、倉田議員がおっしゃいましたように、先日のですね、新聞報道でも、出生数が８０万人割れというようなことで、１０年以上早いペースで少子化が進んでいるというような報道があっておりました。

当然、町といたしましても、少子化、高齢化の中で子どもの数が大幅に減少しておりますので、この対策としては、さらなる子育て支援が必要であるということを十分理解をしております。その中で、今回、岸田総理の発言がございまして、果たしてその内容がですね、どのような分野に至るのかということをまず見極めたいと思っております。令和元年１０月から３歳以上の保育料が無償化になっておりますけども、これを２歳未満まで拡大されるのかどうか、そういった状況を見ながら、その上で、それプラスですね、町としての子育て支援策を検討してまいりたいというふうに考えております。

○議長（野﨑幸洋君）　倉田明君。

○７番（倉田　明君）　ぜひですね、やはり保育料の問題、あるいは学校給食費の問題、ほかの議員さんも質問されているようでございますが、やっぱりいろんな意味で苓北の独自色、特に山﨑町長に交代された機会でもありますし、やはり独自色を出していければと思っております。

やはりですね、この少子化はもう国の存亡に関わる重大な事案であり、早急な対応が必要であり、思い切って国も政策が必要と、そういうことでこども家庭庁をつくられたわけでございますが、議長にお断りして、お許しいただきますが、一応、苓北町議会としても、一応、意見書等ですね、県の議長会とも話して、提出できればなと個人的には思っております。よろしくご検討方お願いをいたします。

次に、生分解性マルチ、レタス等に非常にご支援いただいております。これは額として、具体的にいくらに予定してあるんでしょうか。課長。

○議長（野﨑幸洋君）　農林水産課長。

○農林水産課長（松井徹也君）　先程ですね、今年度までは２分の１以内ということで、補助率で、来年度は４０％にちょっと率をですね、落とさせてはいただくんですけども、

予算に計上することとしておりますのが、この生分解性マルチ購入費補助としまして、先程、３年度は４８件、４年度は４９件、支援をさせていただいたところですが、５年度の予定としましては、一応対象者５０件ですね。対象面積が５１．８ヘクタールということで、補助率が４０％以内ということなんですけど、これ内訳が２００メートルものとか、４００メートルものとか、穴があいてるやつ、空いてないやつありますので、それ全て計算をいたしました総事業費としましては、２，１４７万８，０００円、約ですね、それの４０％ということで、８５９万２，０００円を計上させていただく予定としております。

○議長（野﨑幸洋君）　倉田明君。

○７番（倉田　明君）　数字では、前年度並み近く、ほとんど同額といいましょうか、同じ額を示していただいたと思っております。やはりですね、ご承知かと思いますけども、２００メートル巻きとか４００メートル巻きありますけども、もう補助をもろうてもですね、買いきらんて言わっとですね。もう１本４～５，０００円上がってきたと。それで、買い控えちゅうかな、そういう声も聞きます。しかし、ありがたいということを聞いておりますので、よろしくお願いします。

また、子牛の輸送費関係、これ１頭当たりとか、１台当たりとか具体的に１万円なのか、５，０００円なのか、その辺がもし分かっておれば。順番が逆になりましたが、お願いします。

○議長（野﨑幸洋君）　農林水産課長。

○農林水産課長（松井徹也君）　子牛の輸送の補助につきましては、苓北町から、今年の１０月から、今までは天草市でよかったんですけども、それが大津町に移転して非常に遠くなるということで、補助金の計算としましては、苓北から熊本県家畜市場までの輸送が１万２，４３０円かかるということですので、それに対して、国の補助が４，５２０円。それを引きました、国の補助金を引きました残りの２分の１ということで３，９００円、１頭当たり３，９００円を助成させていただくということにしております。

ちなみに、今年の１０月から来年の３月まで、半年分になりますので、これは３年度のですね、実際に運ばれた頭数の実績をもとに予測しまして１３６頭分を計上させていただいくこととしております。

○議長（野﨑幸洋君）　倉田明君。

○７番（倉田　明君）　初めての市場ということでいろいろ支障あるいは問題等もあろうかと思いますが、安全にですね、輸送できて、農家の方も安心して行けるように、また支援等をお願いしたいと思います。

それで臨港道路、波消しブロックは当分しないということでございますが、建設経済環境常任委員会視察以降２回ぐらい土砂取ったんですかね。

○議長（野﨑幸洋君）　農林水産課長。

○農林水産課長（松井徹也君）　去年の視察以降、１回堆積土砂の撤去を行っております。

○議長（野﨑幸洋君）　倉田明君。

○７番（倉田　明君）　まだ相当溜まっております。いろんな方法もあろうかと思います。しばらく様子を見たいということでございますので、気を付けていただければと思っております。

そして小学校の統廃合、これ非常に悩ましい問題であります。やはりですね、中学校統合の時もそうだったと思うんですけども、いろんな意見もあると思います。まして、やっぱり小学校、中学校となれば、それぞれ若干の考えもあろうかと思いますし、一番大事なのは、児童にとって何がベストなのか。もちろん、保護者とか地域もあります。しかしですね、もう現実に減ってきてるんですね。だからと言って、統合っちゅうことも、いささか乱暴な言い方ですけども、やはり私はもう統合に向けて、重きを置いて、検討いただければと思います。しかしながら、学校教育審議会のご意見は十分に尊重しなければいけませんし、その答申に従っていくべきだと思いますが、ある意味ではトップの助言、指導でですね、できればと思っております。もう時間がありませんが、答弁ありましたら。

○議長（野﨑幸洋君）　教育長。

○教育長（濵﨑敏和君）　只今のご意見でございますけれども、子どもたちを中心にっていうことでずっと考えは変わっておりません。ただ、子どもたちの現在の状況っていうのはですね、俗に言う知識、技能、これはもう胸張って言いたいんですが、本町はどこの学校もすばらしい力を身に付けております。

ただ、難点なのが、多くの意見に出会って、意見を戦わせながら、そしてみんなで一緒に力を合わせて、何かをやり遂げるという、そういう大人数といいますか、１０人以上２０人ぐらいそういう学級の中でしか体験できないような、集団的な力っていう、そこら辺にやや難点が見られるところでございます。現在のスクールバスを活用しながら、学校同士の交流、それから同じ行事を同一時刻に、同一場所で集合して、仲間同士の意見交換、そういう機会を各学校できる限りやっているところでございます。

ですから、そこら辺を見ながらですね、そして先程申し上げましたけども、今後の推移、そしてさらに、メリット、デメリットっていうのを、この子たちが大きくなったときにどういう影響が出てしまうんだろう。そこら辺も協議しながらですね、進めさせていただければというふうに考えております。

俗に言うテストは最高でございます。これは少人数の効果だろうと思います。ただ、目に見えないいろんな話し合いの力、これをどう図っていくかっていうのが、現在の私

どもの課題でございます。

現在、お答えできるのは以上でございます。

○議長（野﨑幸洋君）　倉田明君。

○７番（倉田　明君）　もう１分になりましたが、それぞれメリット、デメリットあると思いますがよろしくお願いします。

なお、中学校改修につきましては、やはり今度、視察も含めて、いろいろ検討されるということでございますけども、いわゆる校舎の改築費と、いわゆる設備、いわゆる電気と、その補助率は違うんですか。簡単に分かっておれば。

○議長（野﨑幸洋君）　教育長。

○教育長（濵﨑敏和君）　すいません。これは校舎、それに付随する設備一体のものとして補助があるものと考えております。

以上でございます。

○議長（野﨑幸洋君）　倉田明君。

○７番（倉田　明君）　ちなみに、だいたい２分の１ぐらいですかね、それとも３分の１ぐらいですかね。国庫補助。

○議長（野﨑幸洋君）　教育課長。

○教育課長（西川文孝君）　３分の１になります。ただ、過疎債の嵩上げがあれば５５％まで嵩上げされます。以上です。

○７番（倉田　明君）　終わります。ありがとうございました。

○議長（野﨑幸洋君）　これで、倉田明君の一般質問を終わります。

通告４番、田﨑稔君。

○６番（田﨑　稔君）　通告４番。田﨑です。

まず、山﨑町長、ご就任おめでとうございます。山﨑新体制になってから１カ月が過ぎました。３２年ぶりのトップの交代ということで、町民の期待が大きいものと考えます。政治家、山﨑秀典として、大いに苓北町を引っ張っていっていただきたいと思います。

私も１６年ぶりにこの場につかせていただきました。皆様に感謝し、そのご恩に報いるためにも誠心誠意、頑張ってまいりたいと思いますので、どうかよろしくお願い申し上げます。

では、２月７日、第１回の臨時議会における町長の所信表明の中から、２点についてお尋ねいたします。

「地域を支える人づくりが必要で大切である」。その中の１つに、「町の産業を担う人づくり」が、第一義において、「町の基幹産業である農林水産業や畜産業の事業所得の向上と担い手の育成・確保へ向けた諸施策を更に推進し、将来への持続的な発展を促

し、『夢と希望あふれる産業』の復活を目指してまいります」とありますが、農林水産業の今後の方向と、そのための振興策についてお尋ねいたします。

町長はお考えの中で、今後の町の農林水産業はどのような形で推移をしていくと思われますか。

皆様ご存じのとおり、世界的にいろいろな状況により、我が国の農業情勢もきびしい状態に陥っています。国、県、町と支援策を打ち出されておりますが、なかなかきびしい状態です。

私は今、大きな農政の転換期を迎えているのではないかと考えます。

以前は、２～３年に一度、高値の年があれば、それで補ってきたわけですが、今はなかなかそういうふうにはいかないようです。今のままでは、肥料や飼料、燃料、生産コストが上がっても、農畜産物の価格が上がらない。農家自身が価格を決められない状態なのです。これは漁業も同じだと思います。

これでは、いつまでたっても、所得の安定は見込まれません。

世界の国の状況を見てみますと、フランスをはじめ、欧州では農業所得を占める所得の補助金の割合が１００％近くあり、ほとんど公務員のような形で農業を支えておるところ、アメリカでも乳製品が一定の価格まで下がったら、政府が買い取り、酪農家にも最低限の利益を担保する制度もあり、また、フランス、カナダではコスト連動により、取引価格が上昇する仕組みが構築されているようです。

そのようなことで、我が国も農家・漁家が生産を維持できるような所得補てんの仕組みが必要ではないかと思います。

最終的には、生産にかかったコストを価格に適正に転嫁できる仕組みをつくってもらわなければならないと思います。

このことは現在、国が検討されている「食糧安全保障」の中に盛り込まれるように努力をしていただきたいと思います。一自治体では難しいと思われますが、県、ほかの県内市町村、ＪＡ等いろんな団体と一緒になって、ぜひ実現させてもらいたいと思っています。これは、やはり早急に取り組んでもらわなければならないと思っています。

このことが、農業の存続、漁業の存続、後継者不足の解消になると、私は強く信じております。

町長の見解を求めます。

次に、町を興す人づくりについてお尋ねします。『町づくりは人づくりから』と言われています。「様々な分野でそのリーダーとなる人材を発掘、育成していくため、「地域づくり実践塾」を開設し、町を興す、町を支える人づくりを図りながら魅力ある地域づくりを進めてまいります」とありますが、「地域づくり実践塾」とはどのような形で進めていかれるのか。その具体的なお考えがあれば、お聞かせください。

私はまず、当然でありますが、足元の町職員の皆さんが、自らの職責を改めて認識され、町のため、地域のため、町民のために頑張るぞとその意識を強く持っていただいて、今回の山﨑町長の目標であります『人が輝き、地域が輝くまちづくり』の政策方針の実現に向けて努力していただきたいと思うのです。

「言うは易く、行うは難し」と申しますが、過去においても、いろいろな角度から人材育成について提案されてきましたが、なかなか育っていないのが現状のようです。

今回、町議会議員の一般選挙、その選挙運動に回って感じたことは、もっと町を活性化してほしいという町民の声が多く聞かれたことです。

また、多くの人たちが町のことを真剣に思い、すばらしいアイデアを持っておられます。この人たちを活かすのが、人材育成につながることだと確信しております。

山﨑町長の見解をお伺いいたします。

以上、質問を終わりますが、答弁次第では、自席より再質問をさせていただきます。

○議長（野﨑幸洋君）　町長。

○町長（山﨑秀典君）　只今の田﨑議員の質問に答えさせていただきます。

まず、私の所信表明についてのご質問でございました。１点目の町の産業を担う人づくりにおける農林水産業の振興についてでありますが、町農林水産業の現状につきましては、先程も申しましたけれども、人口減少・高齢化等により担い手不足、後継者不足が大きな問題となっておりまして、この状況は、今後ますます深刻化していく恐れがあると懸念をいたしているところであります。

そのような中、町といたしましても、町の農林水産業振興補助に加え、国・県の補助事業等も活用しながら、各産業の振興及び新規就業者支援等の事業に取り組んでおります。今後も進めてまいります。

加えて、農業におきましては、「地域・集落での話し合いに基づく、地域農業の５年後・１０年後を見据えた地域計画の策定」、林業においては、「森林環境譲与税を活用した森林経営の効率化・森林管理の適正化の推進」、水産業においては、「母藻の投入・食害生物の駆除による藻場の再生及び資源管理型漁業を見据えた種苗放流の実施」など、農林水産業の更なる振興を目指し、効果が見込まれる施策を着実に行ってまいります。

また、併せまして、収益の出る農作物の導入や、新たな水産物の養殖を研究するなど、農業者・漁業者の所得向上につながるよう対策を講じていきたいと考えております。

議員ご指摘の農業・漁業における所得補てんや生産コストの価格転嫁等につきましては、現在、国におきましても、生産コストに基づいて農作物の適正な価格形成を促すフランスの「エガリム法」の調査・研究を行うなどされ、検討を進めておられるとのことでありました。そういうことでございますので、町としましても、国・県の動向を注視

しながら、関係機関と連携し、今後の重要な課題として、適切に対応してまいりたいと考えております。

次に、２点目の町を興す人づくりにおける「地域づくり実践塾」の開設についてでありますが、松本議員への一般質問の答弁と重なりますが、所信表明で申しましたとおり、「まちづくりは人づくりから」と言われ、様々な分野でそのリーダー的存在となる人材を発掘・育成していくため、未来へ向けたまちづくりを考え、語り合う場が「地域づくり実践塾」となります。

地域づくり実践塾は、第１段階で、ワークショップを主体に複数回話し合いを開催し、第２段階では、まとめたまちづくりのアイデアの中からいくつかを選択し、それを実践に移すことといたします。第３段階で、更に新たな企画・実践の取り組みにつなげていこうというものであります。

話し合い活動については、まず各分野における現状と課題の把握、思いや意見の自由発言の全体トークから、次のステップとして、産業を考える部門、地域コミュニティを考える部門、未来へ向けたまちづくりを考える部門等のグループトークを数回重ねながら、各分野でそれぞれに取り組むアイデアを検討し、企画案を作成していただきたいと考えております。そして最終的には、再度全体トークを行い、企画案を全体で協議していただいて、実践塾として取り組む企画を決定し、実践に移していくといった内容で進めていければと考えております。

なお、このための事前準備として、３月１７日には、各種産業の現状・課題等を改めて把握し、共有を図っていくため、各種産業団体関係者による「苓北町産業団体まちづくり懇談会」の開催を計画しております。

引き続き、懸案となっている様々な課題に対して、議会の皆様を始め、各種機関・団体の皆様、町民の皆様のご意見をお伺いし、力を合わせながら、一つひとつの課題解決に向けまして、努力をしてまいりたいと考えております。

以上、田﨑議員の質問に答えさせていただきました。

○議長（野﨑幸洋君）　田﨑稔君。

○６番（田﨑稔君）　振興策に対しましては、いろいろな事業政策を計画をしていただきまして、ありがたく思っておりますが、この中で、新しい事業というものがありますかね。

○議長（野﨑幸洋君）　町長。

○町長（山﨑秀典君）　これまでもですね国・県の動向等を見ながら、町としても独自の対策を講じてまいっておりますけども、なかなか全国それぞれの自治体においても、農林水産業の衰退というのは否めないところであります。

こういった中で現在、国においては、農水省の審議会による食料・農業・農村基本法

の検証、見直しが急ピッチで行われております。この中に４つの柱の中で、人口減少下においても生産力を維持できる生産性の高い農業経営、それと、農村への移住、関係人口の増加、農村コミュニティの維持、農村のインフラ機能の確保、これも４つの柱の中の２つの大きな柱として定められておりまして、こういった点の中で、特に先程、田﨑議員からも申されました生産者、加工流通、小売事業者、消費者からなる持続可能なフードシステムを構築して、市場における適切な価格形成を実現することが重要であるという意図の中でですね、そういった枠組みの議論が進められようとしております。

当然、田﨑議員がおっしゃいました市場価格を適正に生み出していくためには、直接所得補償の枠組み等も必要になろうかと思いますので、こういった部分について国の動きを見ながら、町としても対策を講じてまいりたいと考えております。

○議長（野﨑幸洋君）　田﨑稔君。

○６番（田﨑　稔君）　町長は、後継者不足、担い手不足が大きな問題となってきたと。確かにそのとおりなんですけども、私はもう後継者不足もそうなんですが、担い手がですね、どうしようかと。このまま農業を続けていっても、やはり所得が見込めないというような、そういう担い手が出てきております。だから私はこの問題をですね、最重要と思ったわけです。

国の問題ですから、なかなか地方自治体では、難しいと思いますが、やはり地方自治体からですね、地方から声を上げていかんと、町長が言っておられましたように、５年か１０年、高齢化率は高まると。逆に衰退率も、そのように早まってくるんじゃないかと思ってます。

今の担い手、一生懸命頑張っておられます。その担い手がもう本当にですね、いなくなったら本当に地方はどうなるんでしょうか。やっぱりその辺をですね、皆さん、この前いろいろ話を聞いたり、話したりしていましたけれども、やはりそれぞれ国会議員の皆さん、県議会議員の皆さん、県の皆さん、そして役場の職員の皆さんとか、農協の皆さんとか、いろんな方も、やはりこれに対しては本当に非常に危機感を持って、ぜひ、こうするべきだと口では言われるんですが、なかなかですね、どのような形で実行できるか、先程フランスの例をとられましたが、フランスも３００時間ぐらい討論を重ねて、いろんな省庁にまたがって、そういう結論が出たと。私、調べてみたらそういうふうに書いてあります。なかなか時間がかかると思うんですけれども、やはりそういった声をですね、やはり上げていっていただきたい。それを町長に私はお願いをしたいと思っております。もうなかなかですね、本当に今の状態を聞きますと、今いろいろ農林水産省、そしてやっぱり自民党の中でも、この問題については真剣に考えていらっしゃいます。そして、来年の通常国会には出るんじゃないかというような話も聞いておりますが、できれば今国会にもですね、出るような、やっぱ運動をしていただきたいと思っておりま

す。本当に厳しい状態ですので、町長の決意を聞きたいと思います。よろしくお願いします。

○議長（野﨑幸洋君）　町長。

○町長（山﨑秀典君）　田﨑議員がおっしゃいますように、農業、水産業も含めて、やはり事業所得の向上、これが第一だと思います。これがなければ、今、農業をされておられる方、また今、都会に出ておられる方もなかなか地元に帰って農業あるいは水産業に従事しようという方は現れないと思います。

そういった意味では、私共もまず事業所得の向上に向けた対策は当然必要になると思います。そういったところで国・県もですね、今、お話しされたようにこの法律の見直しについて急ピッチで進められております。

先だって、国会議員の方ともお会いして、お話をしてきましたけども、これにつきましては、国、県、そして自治体合わせてですね、日本の未来がかかっておりますので、そういった意味で、対策が早急にですね、打てるように自治体としても努力をしていきたいと思いますし、また私としても努力をしていきたいと思っております。

以上でございます。

○議長（野﨑幸洋君）　田﨑稔君。

○６番（田﨑　稔君）　本当によろしくお願いいたします。強く要望しておきます。

次に、人材育成の件ですけれども、先程、松本議員の中でありましたけれども、全体的なスケジュールですね。それと人選はどうやっていかれるのか。男女、あるいは年代ですね、考えがあったらお願いいたします。

○議長（野﨑幸洋君）　町長。

○町長（山﨑秀典君）「地域づくり実践塾」につきましては、これは地域づくりに関心があられる方、いろいろなご意見をお持ちの方を幅広く募集をしていきたいと思いますので、公募で行いたいと思っております。

○議長（野﨑幸洋君）　田﨑稔君。

○６番（田﨑　稔君）　分かりました。私は、ひとつ提案なんですけど、昔、昔と言うか青年団てあったですね。町長もご存じだと思いますけど、やはりそういう組織をですね、もう一度、やっぱり復活させて、活用していけばと思うんですけど、その辺の考えはどうなんでしょうか。

○議長（野﨑幸洋君）　町長。

○町長（山﨑秀典君）　私はですね、この「地域づくり実践塾」を通して、そういった自主的なグループができないかなという考えもございますので、それが発展していければ、以前にありました青年団的な組織で、年齢のですね、差を越えたそういった交流、また異業種の交流、そういったものも図れるんじゃないかと考えております。

○議長（野﨑幸洋君）　田﨑稔君。

○６番（田﨑　稔君）　いろいろ大変だと思いますけれども、やっぱりスピード感を持って頑張っていただきたいと思います。

以上、質問を終わります。

○議長（野﨑幸洋君）　これで、田﨑稔君の一般質問を終わります。

以上で、一般質問を終わります。

以上で、本日の日程は全部終了しました。

本日はこれで散会します。

なお、明日は午前９時３０分から本会議を開きます。

どなた様もお疲れさまでした。

－－－－－－－－○－－－－－－－－

散会　午後１時５２分

令和５年３月９日（木）

（第２日目）

令和５年第２回苓北町議会定例会会議録（第２日目）

令和５年第２回苓北町議会定例会は、令和５年３月９日苓北町議会議場に招集された。

１．午前９時３０分開会

２．応招議員は次のとおりである。

１番	田嶋　健司	２番	山口　利生
３番	廣田　幸英	４番	松本　良人
５番	浜口　雅英	６番	田﨑　　稔
７番	倉田　　明	８番	錦戸　俊春
９番	高戸　幸雄（副議長）	１０番	野﨑　幸洋（議長）

３．不応招議員　なし

４．出席議員は、応招議員と同じである。

５．欠席議員は、不応招議員と同じである。

６．議会書記

事務局長	龍岡　　学	書記	田中　めぐみ

７．地方自治法第１２１条の規定により議案説明に出席した者は、次のとおりである。

町長	山﨑　秀典	教育長	濵﨑　敏和
総務課長	福田　誠一	税務住民課長	吉本　英明
企画政策課長	宮﨑　良成	教育課長	西川　文孝
土木管理課長	田尻　　悟	農林水産課長	松井　徹也
商工観光課長	錦戸　雅志	水道環境課長	松本　康秀
福祉保健課長	本田　　保	健康増進室長	田尻　康彦
会計課長	松村　保則	行革ﾃﾞｼﾞﾀﾙ対策室長	山下　晃弘

８．議事日程

日程第　１　一般質問

９．議事の顛末

開会　午前９時３０分

○議長（野﨑幸洋君）　おはようございます。

只今の出席議員は１０人です。定足数に達しておりますので、只今から本日の会議を開きます。

－－－－－－－－○－－－－－－－－

日程第１　一般質問

○議長（野﨑幸洋君）　日程第１、昨日に引き続き、一般質問を通告順に行います。

なお、マスクの着用は任意とします。

昨日も申しましたが、第１８期苓北町議会における一般質問、質問時間の制限時間１分前となりましたら、卓上ベルを鳴らすこととしました。具体的には、電光掲示板の残り時間の表示がゼロとなった時点を指します。

議員におかれましては、時間内での質問に心がけてください。

通告５番、錦戸俊春君。

○８番（錦戸俊春君）　おはようございます。通告５番、８番議員、錦戸俊春でございます。

通告しておりましたので、通告にしたがって質問をさせていただきます。

まず始めに、ふるさと納税について質問をさせていただきます。

今年１月３０日付で、山﨑町長が就任をされました。誠におめでとうございます。

議会も２月５日より、町執行部、議会共に新たな町政がスタートをいたしたところでございます。

２月の初議会で町長が所信表明の中で、『人が輝き、地域が輝くまちづくり』を政策方針に掲げられました。

主要施策として、第１に、町の基幹産業である農林水産業の所得向上と担い手育成、第２に、商工業の振興支援、第３に、国土強靱化、第４に、医療・福祉・介護施設従事者の人材育成、処遇改善などほかに諸々な施策を展開されようとしておられます。

それらの施策の実現については、多額な財源が必要不可欠であると思います。それらの財源確保の一要因として、ふるさと納税へもっと積極的に取り組んではどうかと思っているところでもございます。

熊本県ふるさと納税金額のランキング、２０２２年自治体オープンデータによりますと、苓北町の実績が、熊本県で４４位、件数で１，３３７件、金額で２，１０７万円となっております。

熊本県内の２０２１年度の１０位までをみますと、１位が高森町、３２億４，４００万円、２位が御船町、２５億３，５００万円、３位が益城町、１９億３，４００万円、４

位、八代市、１７億６，５００万円、５位が天草市、１６億８，７００万円、６位、玉名市、１１億１，８００万円、７位、宇土市、１０億８，８００万円、８位、玉東町、１０億７，５００万円、９位、上天草市、８億４００万円、１０位、和水町、７億１，３００万円となっております。また、１億円から６億円未満が２８団体となっております。

高森町では、前年度８億５，７００万円が、２３億８，７００万円の増額の３２億４，４００万円、これ先程も述べましたけれども、益城町では、前年度１４億５，６００万円が４億７，８００万円増額の１９億３，４００万円など大幅に増額しております。その増額した要因は何か、増額しない要因は何かを調査・研究し、取り組んでみたらどうかと思っているところでございます。

例えば、ふるさと納税のＰＲの仕方・方法など、仲介サイトの取り組みにも関係してくるんじゃなかろうかと思っているところでございます。それに、返礼品の内容、自治体間との比較検討もしてみたらと思ってもおります。寄附金の受付方法、またはふるさと納税者への返礼品送付後の意見の聴取なども考えてみたらと思っているところでもございます。

ふるさと納税の理念をよく理解し、仲介サイトとも協議を重ね、取り組むべきと思いますが、お伺いをいたします。

次に、２０４０年問題に向けての施策と課題について質問をいたします。

この件につきましては、１２月議会に一般質問をし、問題提起をいたしましたが、急遽取り組む施策ではないと思いますが、２０４０年度を見据えた施策を講じていく必要があると思います。

町長の所信表明の中で、要約しますと、「今後想定される２０４０年問題は、全国自治体にとって重大な課題である。日本全体の人口構造は２０４０年頃にかけ大きく変容してくる。地方では５年から１０年前倒しで進んでいる。生産年齢人口の減少幅は増大し、各種サービスの提供や地域経済活動の制約要因となる。一方、高齢者人口はピークを迎え、介護需要が高まる８５歳以上の人口や７５歳以上の単身世帯の増加が懸念される。未来の変化、課題をどのように克服していくのか、現時点から取り組むべき方策、必要な行政体制のあり方を整理していかなければならない。その主なものが「町の産業を担う人づくり」であり、特に医療・福祉・介護分野での人材育成・確保は重大な取り組みとなる」と表明をされました。私もまさにそのように思っているところでございます。

２０４０年問題における課題として、大きく分けて「社会保障（年金）」、それに「医療・福祉」、「高齢者の貧困化」、「自治体（インフラ整備の老朽化）」などがあると思います。

具体的な施策があればお伺いをいたします。

以上、よろしくお願いいたします。

○議長（野﨑幸洋君）　町長。

○町長（山﨑秀典君）　只今の錦戸議員の質問に答えさせていただきます。

所信表明でも述べました私の政策方針であります『人が輝き、地域が輝くまちづくり』を達成していくためにも、ふるさと納税による自主財源の確保は、大変重要な課題であり、返礼品の確保や新たな商品の開発、提供などを通じて、地域の活性化、地場産業の育成にもつながってまいります。今後、ふるさと納税額増加を最重要課題と位置づけ、取り組んでまいります。

議員ご質問の１点目、ふるさと納税のＰＲの仕方・方法、仲介サイトの取り組みについてのご質問でありますが、現在登録しているポータルサイトの楽天ふるさと納税、ふるさとチョイスにおいて検索をいたしますと、苓北町の商品が上位に表示される仕組みの広告を行っております。また、今年度は、商品ページを写真から見直し、１つひとつの商品についても分かりやすく表示をするようにいたしました。

２点目に、返礼品の内容、ほかの自治体との比較検討でございますけれども、今年度は、商品ページの見直しに伴い、新規の返礼品として、スイカやビワ、レタスなどの苓北らしい農産物を中心に２３品目を追加しております。また、既存の商品についても、内容量や価格の変更を行い、寄附者の消費意欲を上げるよう取り組んできたところでございます。ほかの自治体との比較についてでありますが、どの自治体も主力としている肉と米で比較をいたしますと、主流は大容量の低価格が主となっているようでございます。苓北町では大量生産・低価格販売の仕組みが、現在のところ難しいため、令和５年４月からは、肉の共通返礼品として提供可能な町外事業者の参加も視野に入れ、検討を行っております。また、現在の返礼品、商品については、ほかの自治体と比較しても、高品質のものが多いため、贈答用などの高級路線としても、リピーターの確保をしてまいりたいと考えております。

３点目に、寄附金の受け付けの方法についてのご質問でありますが、現在、楽天ふるさと納税、ふるさとチョイス、さとふる、ａｕふるさと納税、セゾンのふるさと納税の５つのポータルサイトで申し込みをすることで寄附が行えます。また、役場へ直接、申請書を請求することも可能といたしております。

４点目に、ふるさと納税者への返礼品送付後の意見聴取についてでありますが、今年度より、返礼品の送付に併せて、ご意見などのお問い合わせのチラシを送付をいたしております。また商品レビューに関しては、各ポータルサイトの返礼品ページにて、寄附いただいた方に書き込んでいただけるよう仕組みをつくっているところでございます。

また、新年度、令和５年度におきましては、ふるさと納税対策の地域おこし協力隊１名を別途、募集し、返礼品カタログの充実、ふるさと納税ＰＲイベントなどへの参加、

ＳＮＳを活用した情報発信、生産者や事業者と連携した返礼品の充実を図り、更に寄附額の増加を図るため、現在の業務代行業者は１社でありますけども、これを１社から２社へ追加変更できないか、協議を進めているところでございます。

このような計画を踏まえ、令和５年度は、企業版ふるさと納税を含め、当初予算においては、６，０００万円の目標を掲げて取り組んでまいりたいと考えているところでございます。

次に、２項目目の２０４０年問題に向けての施策と課題についてのご質問でございますが、まず、年金等の社会保障費、高齢者の貧困化についてでありますが、人口減少、少子高齢化に伴う大変重要な課題でございます。国全体に係るものでもございますので、制度のあり方など、国の動向を注視してまいりたいと考えております。

次に、医療・福祉についてでありますが、医療・福祉・介護サービスが必要とされる高齢者は、今後更に増加する見込みであります。逆に、各サービスを担う専門人材確保が年々厳しくなっていく状況でございます。国によっては、人材確保のために、昨年２月より福祉・介護職員に対し賃金の処遇改善が行われましたけれども、町といたしましても、国に対し、今後も引き続き処遇改善の要望等を熊本県や他の自治体と連携して行ってまいります。また、必要な技術・資格取得者の確保のために、苓北町奨学金返還免除制度等を周知・活用しながら、人材の育成・確保を目指してまいります。

次に、道路や下水道設備などのインフラの老朽化につきましては、町税が減少傾向にあり、地方交付税に頼らざるを得ない状況の中で、維持管理費の増大は今後の財政運営においても重大な課題でございます。

このため、現時点から、財政健全化の取り組みを通じて、財政余力を確保しながら、中・長期的な視野に立ち、必要に応じて基金の積立て、積み増しや、過疎対策事業債をはじめとした有利な地方債の活用も検討の上、各施設の長寿命化計画に基づき、計画的な維持管理に努めてまいります。

以上、錦戸議員の質問に答えさせていただきました。

○議長（野﨑幸洋君）　錦戸俊春君。

○８番（錦戸俊春君）　ふるさと納税の仕組みについて、私が言うまでもありませんが、ふるさと納税は３つの大きな意義があると思います。

第１に、ふるさと納税が寄附先を選択する制度であり、選択するからこそ、その使い方を考えるきっかけとなることであるということ。第２に、生まれ故郷はもちろん、お世話になった地域に、これから応援したい地域へも力になれる制度であること。第３に、自治体が国民に取り組みをアピールすることで、納税を呼びかけ、自治体間の競争が進むこと。それは、選んでもらうに相応しい、地域のあり方を改めて考えるきっかけへとつながりますとなっています。

さらに、納税者と自治体がお互いの成長を高める新しい関係を築くことで自治体は納税者の志に応えられる施策の向上を。一方で、納税者は地方行政への関心と参加意識を高める。言わば自治体と納税者の両者がともに高め合う関係になります。ということが明記をされております。

納税者は、ふるさと納税制度の理念の考えではなく、私は、返礼品の内容に期待されているのではないかと思っているところでございます。いかに納税者へのＰＲが必要であるかと思います。

そこでほかの自治体との比較検討、あるいは仲介サイトとの協議検討がいかに重大になるかと思っているところでございます。

例えば、仲介サイト業者との定期的な情報交換など今まで努力をなされてこられたかどうかをちょっとお伺いいたします。

○議長（野﨑幸洋君）　町長。

○町長（山﨑秀典君）　只今のご質問ですけども、これまでもですね、仲介サイト等々の協議を行ってまいりました。ただ、今の錦戸議員おっしゃいますように、県下でも４４番目ということで、下から２番目という、大変ですね、あまり発表したくない順位でございますけども、こういった状況を踏まえて、今年に入りまして、２月２１日にもですね、役場庁内でふるさと納税の推進対策委員会というものを設けておりまして、その委員会を開催をいたしました。この委員会においては、楽天やアマゾンを始めとする、ＥＣモール運営を一括代行されておる企業にですね、おいでをいただきまして勉強会を開催いたしました。

先程、錦戸議員がおっしゃいましたように、本来、このふるさと納税制度は、財政基盤が弱い地方に対して、財源対策としてですね、制度を設けたことでありますけども、それが今や、自治体間競争へと変わってしまっているというところで、今日、朝からちょっとラジオ放送でもあってましたけども、東京のある区がですね、寄附金自体が２億円。出ていく寄附金が８７億円というようなことでですね、８５億円、税源が出ていっていると。そんな状況の中で、これまでは、ふるさと納税制度に対しては否定的だった自治体であったそうですけども、それがやはり今度は、ふるさと納税を獲得するための施策に変換するというような報道もあっておりました。こういった中で特に、この自治体間の競争がさらに厳しくなるのではないかなと考えております。

こういった中で、先だっての企業の勉強会においてはですね、ふるさと納税に係る市場規模は２兆４，０００億円とも言われているというようなことの中で、２０２１年度の寄附額については、その３４％の８，３０２億円に上るというようなことでございました。さらに今後はですね、この市場規模が６０％ぐらいまでにはまだ成長するのではないかということで、その場合は寄附額が約１兆４，５００円となるというようなこと

で、巨大市場になると考えるというようなお話もございました。

こういった中でですね、やはり、苓北町にとりましても、自主財源の確保は、先程申しましたように大変重大な課題でございます。町の施策を今後進めていくに当たっても、大変重要な財源となります。そういった中で、先だっての勉強会でこの企業の方がお話しになったのは、今は寄附の獲得へ向けては、やはり広告宣伝、これが一番大事だろうというお話をされました。そういったところでですね、これまでも返礼品の充実等に努めてまいりましたけども、それに加えてさらに、広告宣伝をですね、さらに強化していく必要があるのではないかというふうに、現在のところ考えているところでございます。

○議長（野﨑幸洋君）　錦戸俊春君。

○８番（錦戸俊春君）　今の業者の契約がどうなっているか分かりませんけれども、実績を上げられた自治体へ、一応、秘密事項の関係もあるかと思いますけれども、そこら辺とですね、ほかの自治体あたりとの意見の交換あたりをされてみたらと思いますけれども、いかがでしょうか。

○議長（野﨑幸洋君）　総務課長。

○総務課長（福田誠一君）　今、町長が詳しく説明いたしましたが、高森町の状況を確認しました。高森町の状況がですね、お米をですね、目玉商品としていらっしゃいまして、１万円の寄附で１８キロっていうものが目玉商品だと聞いてます。ちなみにうちは１万円で５キロということでございます。

品質に関しては、双方ですね、比較はできませんが、選ばれる方といたしましては、やっぱり量を見られるのかなということで、先程、町長が申し上げましたその業者というのは、高森町さんの業者にちょっとヒアリングをさせていただきました。

苓北町といたしましても、今の時点では、１２１品目の登録をしておりますが、さらに、来年度はですね、広告に重きを置いてですね、寄附額が２倍、３倍になるように頑張っていきたいと考えております。

以上でございます。

○議長（野﨑幸洋君）　錦戸俊春君。

○８番（錦戸俊春君）　それぞれですね、情報をやはり共有されて、聴取されて進めていただければと思っております。また今、２倍、３倍にもということですけど２倍、３倍しても６，０００万円。予算が６，０００万円組まれておりますけれども、やはりもっと目標を多く持たれてですね、取り組むようにされたらと思っているところでございます。

今、高森町の話が出ましたけれども、そこでですね、課長が言われたように、米の返礼品が非常に多いということですけれども、そこに、味が落ちたと投稿があったということでちょっと載っておりました。そこにですね、米の味が落ちたときは、米を冷蔵庫

に入れることで品質を保てる旨を、説明書を書いて商品に同包されたと。一緒に送られたということでですね、非常にこう親切に対応されているんじゃないかなと思っているところでございます。

今まで、ふるさと納税の返礼品を取り扱いされて、そのような類似の事例があったのか、なかったのか、もしあったとすればどのような対応をされておったのか、そこら辺も分かれば、教えていただければと思います。

○議長（野﨑幸洋君）　総務課長。

○総務課長（福田誠一君）　今、錦戸議員さんが言われたお米の保存の仕方とかですね、この前は提案をいただきまして、うちも参考にさせていただきたいと思いました。

苓北町に関しましては、そういう苦情とかはですね、今のところはございません。

例えば、みかんとかをですね、送ってらっしゃるところでですね、届いたときに腐っていたとかですね、そういう案件は他町で聞いたことはございますが、苓北町に関しましては、ほぼそういう苦情はなかったと聞いております。

以上でございます。

○議長（野﨑幸洋君）　錦戸俊春君。

○８番（錦戸俊春君）　丁寧に対応されているんじゃないかと思います。今後もそういうような形でですね、丁寧に対応していただければ、またクレームも入らないし、受け取られた方も喜ばれるんじゃないかなと思います。

それで返礼品については、町から確保できるものは町で採用して、また先程、答弁にもありましたけれども、他町からでもっていう話ですけれども、ふるさと納税を資金としてですね、要するに他町からの商品をされても、ふるさと納税を資金にして町独自で、もっと手厚く地場産業への育成支援ができるのではないかと思います。

ふるさと納税の収入が増えればですね、それを基金として、いろんな地場産業の育成に対する支援ができるんじゃないかと思っておりますので、とにかく多くの納税の獲得について努力をしていただければと思います。

それと先程、答弁で業務代行業者は１社から２社へ変更できないか協議を進めているということでございますけれども、ぜひそういうような形で進めていって、業者のですね、競争意識を高めて、そして取り組んでいただければもっと伸びるんじゃないかなと思っているところでございます。

次に、２０４０年問題についてですが、この問題は急遽対応しなければならない問題ではございませんが、将来的に、私はこの介護入所施設の不足、また、介護通所施設の不足など、また職員の不足も生じてくるのではないかと思っているところでございます。

これらについては、国、県の許可も必要になりますが、今後、現状を見据えて検討を進める必要が出てくると思っているところでございます。先程も述べましたが、地方で

は５年から１０年ぐらい早くこの問題に直面するのではないかと思っているところでございます。国の施策が必要ですが、地方からその現状を国に告げて、対応を講じなければならないと私は思っているところでございますので、どうぞよろしくお願いをいたします。

これについてはもう答弁は要りません。

以上で、一般質問を終わらせていただきます。

○議長（野﨑幸洋君）　これで、錦戸俊春君の一般質問を終わります。

通告６番、山口利生君。

○２番（山口利生君）　皆さん、おはようございます。通告６番、２番議員、山口利生です。

質問通告書に沿って、町長へ質問いたします。このたびの町長選挙において、第１８代苓北町長に山﨑町長が就任されました。心からお祝いを申し上げます。

山﨑町長は、昭和５３年４月に苓北町役場に入庁されてから今日まで、公私にわたり苓北町をしっかり支えてこられ、町民から厚い信頼と期待が寄せられています。

先月、開催されました臨時議会での町長所信表明においては、『人が輝き、地域が輝くまちづくり』を施策方針として掲げられ、懸案となっている様々な課題に対し、議会や関係機関、町民の意見を聞き、オール苓北で新たなまちづくりに挑戦すると宣言されました。

今、苓北町は新型コロナ感染症により、地域経済が疲弊しております。これからの苓北町の命運は、新町長の双肩にかかっていると思っております。田嶋町政で推進してきた施策を大胆に見直し、山﨑町長ならではの思い切った施策を早急に打ち出していただくよう、強くお願いいたします。

また、人が輝き、地域が輝くためには、苓北町の要である役場職員が輝きを放つことなしには、成し遂げられないと思います。職員全員が自由闊達に新しいアイデアを出し合い、山﨑町長を中心に一丸となって、様々な難題に積極果敢に取り組んでいただくことで、他の自治体に引けを取らない、すばらしい苓北町をつくり上げてくれるものと思います。大いに期待いたしているところでございます。

それでは、一般質問に移ります。

まず、急激な人口減少対策について２点お聞きいたします。

１点目は、温泉浴による健康づくりについての提案でございます。

苓北町の人口は、平成２２年１０月１日の８，３１４人から令和４年１２月末には６，５０１人となり、この１２年間で１，８１３人減少しています。

年齢別人口推移を見ると、１５歳未満の人口が９９９人から６５０人になり、１５歳から６０歳未満人口は３，８４５人から２，４６９人と大幅に減少している反面、６０歳

以上の人口は３，４７０人から３，３８２人の微減となっており、少子高齢化が顕著になっております。

山﨑町長の所信表明で、全国の自治体で重要な課題となる２０４０年問題は、人口減少が加速する中、生産年齢人口の減少幅が増大し、各種行政サービスの提供や地域経済活動の制約要件となり、近い未来の変化、課題を克服するための取り組むべき方策、必要な行政体制のあり方を整理し、準備する必要があると指摘されました。まさにそのとおりだろうと思います。

令和２年１０月１日と令和４年１２月末の６０歳以上の人口を見ますと、３，６６４人から３，３８２人になり、この２年間で２８２人の大幅な減となっています。高齢者人口の減少を食い止めなければ、１０年後には苓北町人口は４，０００人を割り込み、地方交付税や税収の大幅減による財政悪化や、一次産業の担い手がいなくなることで、苓北町の経済が行き詰まってしまう恐れがあります。

そこで、人口減少の加速化を抑えるための施策として、マイナンバーカードを活用した「温泉浴による健康づくり」を提案いたします。

温泉には、体を休める「休養」・健康を保つ「保養」・病気を治療する「療養」という「３つの養」があると言われています。近年、新型コロナ感染症の流行により利用者が減少し、毎年多額の赤字補てんをしている温泉センターや温泉プール等を活用し、町民がマイナンバーカードを提示すれば、入浴料金等をできれば半額にし、７０歳以上の在宅高齢者には、週１回無料で温泉浴を楽しんでもらうことで町民の健康寿命を延ばし、元気で活力あふれる町づくりができるのではないかと考えます。

マイナンバーカードを活用することで、温泉プール等の利用状況と各人の医療費や健康診断等情報をリンクさせて、町民の健康状況を可視化するとともに、施設管理者の管理費請求事務についても、システム化することで事務の簡素化ができます。

所要財源は、管理システム導入経費を「デジタル田園都市国家構想推進交付金」のマイナカード活用事業を申請し、入浴料等の割引財源については、温泉センターや温泉プール等に支出している赤字補てん金を充てることで対応できるものと思います。

副次効果として、町民が健康になれば、医療費や介護費用も減少し、平均寿命が延びることで、地方交付税の減少も抑えられるのではと思いますが、町長のお考えをお聞きいたします。

２点目は、学校給食費保護者負担金の無償化についての提案です。

苓北町の１５歳未満人口は、平成２２年１０月１日の９９９人から令和４年１２月末には６５０人になっております。この１２年間で３５０人と３５％の大幅減となっております。早急に思い切った子育て支援策を打ち出さないと、町の未来を担う若い人材がいなくなる恐れがあります。

そのためのひとつの施策として、学校給食費を公会計化し、保護者負担金の無償化を行うことを提案いたします。

学校給食は、食材費を保護者負担金で全額賄うことになっており、低所得世帯には就学支援金を給付していますが、共働き世帯は生活が苦しくても就学支援金の対象とはならず、現状のままでは、子育て支援が充実している天草市に転出する若い世帯が増えるのではと危惧します。

給食費保護者負担金を無償化することで、苓北町の医療機関や介護施設等に天草市から通勤されておられる子育て世帯の移住を促し、人口減少を食い止められるのではと考えます。

併せて、学校給食費を一般会計に予算計上することで、給食会計のより一層の公正・透明性を確保し、生徒数が減少しても、質の高い給食の提供が可能になります。また、保護者の口座振替手数料も無料となります。併せて、高齢者の生きがい対策として、給食食材を地元産とすることも、政策的に行うことができると思いますが、町長のお考えをお聞きします。

次に、デジタル社会環境の整備について、２点お聞きいたします。

１点目は、マイナンバーカードを活用した住民サービスの充実についてお聞きいたします。

令和４年１２月議会の一般質問において、国の「デジタル田園都市国家構想推進交付金」を活用して、全国のコンビニエンスストア等の店舗で住民票の写しや印鑑登録証明書等の市区町村発行の各種証明をすぐに取得できるシステムを構築すべきではないかと提案しましたが、令和５年度のマイナンバーカード活用事業への取り組み状況について、町長へ質問いたします。

２点目は、苓北町光ファイバー網の活用についてお聞きいたします。

令和５年度から、苓北町光ファイバー網を活用したＩＰ告知端末機を廃止し、民間のインターネット通信を活用して、役場からの各種情報を各個人のスマホや専用タブレットに直接音声と文字で配信し、町民は、役場から提供される情報をいつでもどこでも見られる新たな情報配信システムが稼働しますが、全世帯に敷設した苓北町光ファイバー網の活用方法をどのように考えておられるのか、町長に質問いたします。

以上で一般質問を終わります。

町長の答弁に対し、一問一答方式により自席にて再質問させていただきますので、よろしくお願いいたします。

○議長（野﨑幸洋君）　町長。

○町長（山﨑秀典君）　只今の山口議員のご質問にお答えさせていただきます。

まず、１項目目の急激な人口減少対策についての１点目の温泉浴による健康づくりに

ついてでございますが、地域の元気の源は、町民お一人おひとりが健康で明るい生活を営まれることだと私自身思っているところでございます。

町民皆様が、町内にあります温泉センターや温泉プールなどの施設を利用した健康づくり、スポーツ活動の実践や公民館などでの生涯学習に対する「地域健康ポイント制度」の創設を図り、心と体の健康づくりと健康寿命の延伸を苓北町として推進してまいりたいと考えております。

今回、山口議員からも貴重なご提案をいただきましたので、ポイントの付与のあり方など、どのような方法、内容で行ったら最適なのかを研究、検討いたしまして、町民皆様や各関係団体の皆様のご意見等もお伺いしながら、創意工夫をし、ポイント利用による地域経済の活性化の取り組みも含めて行ってまいりたいと考えているところでございます。

次に、２点目の学校給食費保護者負担金の無償化についてのご質問でありましたが、現状においては、苓北町では、経済的理由によって就学困難と認められる児童・生徒の保護者に対して、給食費を含め学用品等を補助する就学援助制度を実施しておりまして、本年度も小学生３９名、中学生１９名に給食費の全額補助を行っております。この中には、所得面で認定基準を超えている小学生５名、中学生４名の６世帯もありますが、これらの世帯の皆様に対しては、家庭状況等の変動等を考慮し柔軟な認定を行っているところであります。

今後も児童・生徒の家庭環境の変動を注視し、関係課とも緊密に連携しながら、柔軟に対応してまいりたいと考えております。

議員ご提案の学校給食費保護者負担金の無償化の取り組みにつきましては、昨日の倉田議員への答弁でも述べましたように、今般、岸田総理大臣が、「従来とは次元の異なる少子化対策を実現したい」との施政方針演説を行われ、６月にまとめる政府の経済財政運営の指針「骨太方針」までに「予算倍増に向けた大枠を提示する」と述べられています。当然、国の方針が定まれば、それに伴って、県・市町村の負担も生じてまいりますので、町といたしましても、この子ども・子育て政策の大枠の提示を受けまして、国の動きを見ながら、情報収集等に努め、その上で子育て支援に係る具体的な施策のひとつとして、検討をしてまいりたいと考えております。

また、学校給食費の一般会計への予算計上につきましては、令和６年度から実施することといたしております。

なお、給食食材の地元産使用につきましては、現在、レタス、白菜、キュウリなど食材として利用をいたしております。

今後も引き続き、地元食材の利用を進め、地産地消による安心・安全でおいしい給食の提供を行ってまいります。

次に、２項目目のデジタル社会環境の整備についての１点目、マイナンバーカードを活用した住民サービスの充実についてのご質問でありましたが、議員ご提案のコンビニエンスストア等の店舗で、住民票の写しや印鑑登録証明書等の各種証明書を取得できる、いわゆる「コンビニ交付」につきましては、昨年１２月議会での一般質問でもご提案をいただいておりますが、町民皆様の利便性向上を図る上から、導入をすることとし、今回の３月議会で上程しております令和５年度予算におきまして、証明書等コンビニ交付関連システム改修委託料１，２２０万円と、システム利用料６６万円を計上させていただいております。可決いただきますと、令和５年度には導入作業に入らせていただきます。

なお、財源につきましては、特別交付税が最大７割措置、残りはマイナンバーカードの交付率が高い市町村に上乗せされる普通交付税地域デジタル社会推進費のマイナンバーカード利活用特別分で全額措置される見込みでございます。

また、令和４年度補正予算での国のデジタル田園都市国家構想推進交付金を活用した、デジタル実装タイプによるマイナンバーカードを活用した申請窓口のスマート化による、住民サービス事業への申請も行っておりまして、採択をいただければ、さらに住民サービスの充実につながるものと期待をしているところでもございます。

２点目の苓北町光ファイバー網の活用についてのご質問でありましたが、平成２３年４月から供用が始まりました光ファイバー網は、総務省の「地域情報通信基盤整備推進交付金」により整備を行っております。この交付金は地理的な制約から民間事業者の投資による情報通信環境の整備が期待できないことにより、情報格差が生ずる市町村に対して、情報通信基盤の整備を促進して情報格差を是正することを目的といたしております。

苓北町では、この交付金を活用して、高速インターネットサービスの提供、地上波デジタル放送の再送信による難視聴解消を行い、また、附帯事業として、全世帯への告知端末の設置を行いました。

本年４月からの防災・行政情報配信システムの稼働に伴い、現在の告知端末は、令和７年３月末をもって廃止することとしておりますが、光ファイバー網を活用した高速インターネットとテレビ再送信という交付事業の主目的は十分に達成をしており、今後も引き続き事業者と協力して、これらのサービスを提供してまいります。現在も光インターネット契約を結んでおられるご家庭におきましては、引き続きインターネットができますし、Wi-Fiがあれば、スマートフォンやタブレット端末で新しい情報配信システムを受信することも可能となっております。

また、光インターネットは、現在１００メガのサービスしか提供できておりませんけれども、告知端末の廃止に伴い、より通信速度が速い１ギガのサービスを提供できるよ

うにもなります。

光インターネットの契約世帯数は、当初の計画では５６０世帯を加入目標としておりましたが、令和５年２月末現在で１，４２３世帯と、多くの皆様に加入をいただいておりまして、現在も加入者が増え続けております。

また、テレビ再送信につきましても、計画当初は難視聴地域のみの６５０世帯が加入されておりましたが、現在では、地上波を問題なく受信できる地域の方も積極的に加入をされ、令和５年２月末現在で１，０８１世帯と、こちらも加入者が増え続けております。

このような状況の中、光ファイバー網の更なる利活用方法を研究するため、一般財団法人地域総合整備財団の「令和５年度地域イノベーション連携モデル事業」への申請をしておりましたが、このほど採択を受けることが決定をいたしましたので、高齢化という課題を解決する手段として、苓北町独自のデジタルインフラである光ファイバー網の有効活用を検討・研究する事業を予定をしております。今後、財団と調整の上、６月補正予算に計上し、対応してまいりたいと考えております。

以上、山口議員の質問に答えさせていただきました。

○議長（野﨑幸洋君）　山口利生君。

○２番（山口利生君）　詳しい答弁いただき本当にありがとうございます。

まず、急激な人口減少対策の温泉浴による健康づくりについて再度質問いたしたいと思います。人口減少は、働き手の減少や消費の鈍化を招き、経済規模の縮小につながり、医療や福祉、交通、電気、ガスなど、生活に必要なサービスの質が低下し、住民の流出にさらに拍車がかかるというふうに言われております。

日本創生会議が２０１４年に示した試算では、２０１０年（平成２２年）から２０４０年（令和２２年）までに、全国半数の自治体で２０歳から３９歳の女性人口が５０％以上減り、将来は消滅する可能性があると指摘されたところでございます。この消滅可能性都市につきましては、全国１，７９９都市中８９６市町村、これに苓北町も含まれます。そのうち１万人以下の市町村は５２３団体ということで、約６割超を占めているところでございます。

苓北町の２０１０年と２０２２年末、令和４年の１２月末でございますけれども、２０歳から３９歳の人口、女性人口を見ますと、６４４人が３３２人に減少しております。約４８％減となっており、もう既に危機的状況になっているのではないかと思います。

また、あわせて令和４年１２月末の６０歳以上の人口は３，３８２人、うち８５歳以上は７１２人と、全体人口の５２％を占めており、超高齢化に伴い、年金や医療、介護費の支出が今後も増大すると見込まれておりますけれども、現役世代の減少により、保険料収入や税収を得ることが困難となり、さらに、税負担の増加が迫られてくるのでは

ないかというふうに思います。

苓北町の将来ビジョンでは、２０１５年国勢調査の総人口７，７００人が２０４０年で約５，０００人、２０６０年で３，３００人と予測されております。

雇用の創出、交流、地方移住の促進、結婚・出産・子育ての推進、地域づくりの推進など、４つの視点を踏まえて、戦略等により人口減少対策を進めることで、５，５００人の人口の正常化を示すというふうに示されております。健康寿命を延ばすための施策として、今回、地域健康ポイント制度を創設するとのことでありますけれども、令和３年度の温泉センターの収支差額を見ますと、温泉センターが３，２１３万円の赤字、温泉プールが１，８３０万円の赤字であります。

これまでの町長答弁では、住民が必要とする施設であり、各施設の存続のためには、税金投入はやむを得ないとの説明がなされておりましたけれども、税金投入の発想を転換し、人口減少をいかに食い止めるか、緩和させるかと、そのためにも、温泉浴効果を町民に周知し、健康寿命を延ばす施策を創設するということで、その経費にこの赤字を振り向けるというような税金の使い方というものを考えるべきではないかというふうに思い、提案したところでございます。

温泉センターも、温泉プールも利用者が増加して、使用料収入が増加すれば、赤字幅が縮小してまいります。また、利用者が増加しても、当然、温泉の維持管理は、１００人おろうと、１，０００人おろうと、これはほぼ同じでございます。いかに、温泉自体にたくさんの人が利用していただけるかということにかかっているんではなかろうかと思います。

そこでもう既に２０年近く経つわけでございますけれども、これまで温泉プールができた当初は、相当な人間が温泉センターを使っておられて、当時は黒字じゃなかったかと思いますけれども、今現在、非常に人数的には、すいません、温泉センターが令和３年度では５万人、温泉プールでは、大体１万８，０００人というぐらいの人数の利用者になっております。これは延べ人数、１年間のですね、やっぱり最大、これまでどのくらいの人が利用されていたのか、もし、データ等をお持ちであれば教えていただきたいと思いますが、よろしくお願いします。

○議長（野﨑幸洋君）　商工観光課長。

○商工観光課長（錦戸雅志君）　お尋ねの利用者の推移ですけれども、まず温泉センターは、平成１１年の３月に完成しまして、ですから平成１０年度に完成しております。

平成１１年度の利用者が一番多くてですね、全体で１３万１，４００人でした。そのうち、町内が６万５，０１９人、町外が６万６，３８１人でした。直近の令和３年度の実績が、全体で５万４，７７５人、うち町内が５万３０人、町外が４，７４５人ということで、今、コロナ等もありましたけれども、分析といたしましては、町外がですね、当時

６万６，０００人が４，７００人ですので、９３％の減。町内は６５，０００人に対して５万３０人ですので、約２３．１％の減となっております。

こちら分析いたしました当時の人口がですね、平成１１年の１２月末の人口は９，４４９人でした。現在の令和３年１２月の人口が６，７５８人ですので、単純に町内の利用者数を人口で割ったらですね、単純な比較になるかどうか分かりませんけど、平成１１年度が６．７７回、１人当たり。赤ちゃんもということですけれども、令和３年度が７．４０回で、単純な数字だけで割ると、そう落ちてはないということで、人口の減少があると思われます。いわゆる合宿等ですね、当時はできたということもありましたし、今は減っているという状況に現状ございます。

○議長（野﨑幸洋君）　山口利生君。

○２番（山口利生君）　ありがとうございます。今の温泉センターの利用者の減は、主に、町外の人の利用が大幅に減になっている状況だと思います。ただ、平成１１年には１３万人の利用者がいたという事実ですね。これを温泉センターでは十分に稼働をさせていたということでございますので、キャパとしては今、５万５，０００人程度ですから、半分以下の利用しかしてないということです。

当然、これだけの人数が減れば、やっぱり赤字は、どうしても利用収入が減ってきます。そのために料金を、今、５００円ですかね。大人５００円に引き上げて、それがまた料金が高いということで、利用者が減になっているということもあろうかと思います。

やっぱり施設自体つくるのは、もう相当な金がかかりますが、それをいかに利用するか。いかに利用して、町民の健康づくりに役立たせるのかと。やっぱそういう面では、思い切ってですね、町民割というものをコロナ禍の終わった後にですね、やっぱり町民の皆様にも、やっぱり苓北町の良いところを体験してもらってですね、やっぱり老人の人も今、車がなくなってですね、外に出られない状態もあります。

ただ、苓北町ではコミュニティバスを今運行してですね、全てを温泉センターの方に集結させるような仕組みづくりを今、政策的にとられているんじゃなかろうかと思います。役場と温泉センター、スポーツ活動ですね、温泉活動という面で、私はこれは非常に良いことだと理解はいたしております。ただ、やっぱりそれを使ってですね、できるだけ温泉につかっていただくと。そのためには、年金も非常に厳しい状況になってますから、それを町民にもっともっと安く、施設を提供して、それで健康になれば、先程申し上げた介護費用も減少するし、医療も、病院でというよりも、温泉センターでゆっくり皆さんとくつろいでですね、その時間を費やしていただくということをやれば、もっともっと人も輝く、体を洗えば輝きはしないかもしれませんけど、目の輝きは、また違ってくるかと思います。非常に私も、昔は、子どもを連れて温泉に入りに行ってましたけれども、最近こちらに帰ってきたら、なかなか温泉の方に入りに行くのに、足が遠の

いている状況ではございますけれども、やっぱり今、錦戸課長がおっしゃられた平成１１年度６万５，０００人だったのが、今でも５万人という人が利用されておられます。やっぱり根強いファンがいらっしゃると思います。これをもっともっと、今、温泉センターに足を運ばない人等にもですね、ぜひ運んでいただいて、やっぱりその町外をするよりも、せっかくいいものを苓北はつくってますから、町内の皆様にですね、ぜひ活用していただく。そのためにどうするかということをするべきじゃないかと。

どこかの町、岡山だったですかね、マイナンバーカードを示せば、給食費はただにするというようなことで物議を醸し出しているという新聞報道もありましたけれども、ただ、温泉センターを町民だから半額に思い切ってしますよと。だからぜひ皆さん、温泉を使って、健康になってくださいというＰＲですね、やっぱこういうことをすれば、一石二鳥、三鳥にもなるんじゃないかというふうに思います。やっぱりそういう面では、新しい視点で新しい施策、結局、同じお金を使うにしても、お客がいないから赤字になってるならば、その赤字分、町民に入らせればいいわけですから、そのような発想も必要ではないかというふうに思います。

これは当然、町長が、予算化をしていくわけですので、私たちも町長の所信表明の中で、やっぱり町民、議会、関係者の皆からいろんな意見を聞いて、それを実際に具体的にやっていくというふうなことが申し上げられましたので、それに沿って申し上げたところでございますけれども、本当に今までにない発想っていうものを、ぜひ役場の皆さん、いろんな知恵を持っていらっしゃると思いますから、いろんな角度でですね、検討していただければと思います。よろしくお願いいたします。

次に、学校給食保護者の負担金の無償化についてでございます。

昨日の倉田議員の一般質問においても、給食費保護者負担金の無償化について、早急な対応が必要ではないかというふうな提言がございました。やっぱりその中で、県内の市町村の中でもですね、急速に給食費の無償化を行うという政策を打ち出しているところが今増えております。

先だっても宇城市では、令和６年４月から実施するものを前倒しで令和５年８月３０日から給食費の無償化に取り組むというふうな報道がなされておりました。やっぱり前の田嶋町長は、やっぱり持っている人は、払うべきだというふうな意見をお持ちだったというふうに思います。少子化により、子どもの減少がもたらす影響は計り知れないものがございます。

今、小学校の統合の問題がありますけれども、その前に、保育園の経営も非常に厳しくなっているというふうに聞いております。園児がですね、もう子どもが生まれないということで、１歳未満それから、７歳に至るまでの子どもたち、非常に定員、ほかのところは定員オーバーでなかなか受けられないという熊本市さんとかありますけれども、

逆に苓北町は、定員は余ってですね、もうその運営費だけでは、保育園の保育士さんたちの給料も賄えないということで、法人から持ち出しをやむを得ない、持ち出しをして何とかしのいでいるという保育園もあるというふうに聞いております。そういう面でも、やっぱり小学校の統合の問題に合わせてですね、保育園の経営のあり方も一生懸命、町としても検討していくべきではないかなと。これがもし、町営の保育園であったらですね、多分、この赤字が累積していけば、もう対応しきれないということで、保育園は廃園というふうな方向に向かっていってるんじゃないかと思いますけれども、法人経営だけでありますのでですね、そこの赤字については目をつぶるというわけにはいかないというふうに思います。この問題についてもですね、ぜひ役場の方でも真摯に検討していただければと思います。

いずれにしても、給食費の保護者負担、経済的負担の軽減もさることながらですね、いかにこの子どもたちを誘致するか。言うなれば、子育て世帯をいかに苓北町に誘致するかというふうなことが、これから先、人口の急激な減少に対してはしっかり取り組んでいくべきではないかと。これも県外の人たちの誘致は躍起になっておりますけれども、もうやっぱり、天草市も合併でですね、旧本渡市に人がストロー現象で集まっております。旧本渡市と苓北町は隣同士でございますから、そういう面では、やっぱり地域間競争ですね、地域間競争というものをやっぱり吹き掛けていって、できるだけ、先程申し上げた病院とか介護施設、相当、苓北町は充実しておりますので、そういうところが強みと思います。その強みを生かしてですね、昨日の教育長の答弁ではありませんけれども、苓北町の小学校、中学校の学業レベルはトップクラスなんだと胸を張っておられました。やっぱりそのくらい、隣の天草市に比べればですね、学業の面には非常にいいんだということも含めてＰＲしていけばですね、なら、苓北町に住もうかというふうな人も増えてくるんじゃないかと。

当然、増えてくれば、それなりの空き家を貸し出すための施策とか、いろんなことが必要となりますが、もう今のままでいくと、本当に若い人は天草市、特に旧本渡市周辺の方に引っ張られていってしまって、もう非常に大変なことになる。もう学校の教員の先生たちなんか全部は、臨時採用されている人以外は、町外から通勤されております。やっぱそういう面で、やっぱり苓北町のポテンシャルが非常に低くなっているというふうな気がしてなりません。そういう面でも、何かひとつ、外向けにですね、ダイナミックにＰＲできるようなことをやっぱりしっかり考えていくべきではないかというふうに思っております。

ぜひ、そういう人の誘致の面からもですね、学校給食費の保護者負担金の軽減については、ぜひ検討をお願いいたしたいというふうに思うところでございます。

また、給食費の公会計については、令和６年度から実施するということで今準備を進

めているということでございますので、ぜひ滞りなく対策をとっていただいてですね、お願いいたしたいと思います。非常に給食費の保護者負担金のあり方を検討する際にもですね、やっぱり一般会計の方で予算化するということで、給食の食材提供と負担金というものが切り離せますので、そういう面でも非常に重要なことかと思います。引き続き、保護者負担の軽減、また担当職員の事務軽減についても確実な実行をお願いいたしたいと思います。これについてはもうなかなか難しいので答弁の方はよろしいところでございます。

次に、デジタル環境の整備について、マイナンバーカードの活用については、令和５年度から導入するということを答弁いただきました。ありがとうございます。やっぱり苓北町は情報化に遅れとるというようなですね、話が住民の中でも聞いております。やっぱりこれだけ町も一生懸命デジタル化に向けて頑張っている中にあってですね、苓北町にとっては、１，５００万円程度というのは大きな金でございますけれども、それ以上にイメージアップにもつながるし、また苓北町に働きに来ておられる人たちも、非常に便利になろうかと思います。本当に早めにですね、導入できるようにお願いいたしたいと思います。

また、苓北町の光ファイバー網の活用についてでございます。一生懸命考えていただいたことに感謝いたします。光ファイバーですね、告知端末がなくなって、私も初めて知りましたが、１００メガから１ギガまで容量が増えるということで、また新しい活用方法ができてくるんじゃないかと思います。ぜひ、インターネットをですね、契約する人たちが増えてきてるということでございます。これを無料開放してですね、単にＢＢＩＱだけじゃなくて、ほかのところも含めて、競争させることでですね、できればインターネットの接続料金を安価にできるようなことをしていただければですね、もう学校なんかが今このインターネットつけるか、つけないかで、非常に大きな差が出てきていると聞いておりますのでですね、ぜひそういうことも含めてですね、インターネットも全世帯までつながっておりますので、これをうまい具合に活用できるような方策をぜひ考えていただきたいと思います。

最後に、今回の議会から、これまで議会終了後に配布されておりました一般質問に対する町長答弁、議会開会前２日前に開示していただくことになりました。執行部の皆さんは、答弁書の作成期限が早まりですね、大変なご苦労されたかと思います。

しかしながら、今回、一般質問に対する町長、また執行部の考えをですね、前もって教えていただいたことで、より深い、このような一般質問のやりとりができたものと思います。本当に簡単なようですけど、非常に難しい問題、これをいち早く解決していただいた山﨑町長に深く感謝申し上げます。また、執行部の皆さんにも、本当にご苦労さまでございました。

これからも引き続きよろしくお願いいたしまして、私の一般質問を終了いたします。ありがとうございました。

○議長（野﨑幸洋君）　これで山口利生君の一般質問を終わります。

一般質問の途中ですが、ここで１０時５５分まで休憩いたします。

－－－－－－－－○－－－－－－－－

休憩　午前１０時４０分

再開　午前１０時５５分

－－－－－－－－○－－－－－－－－

○議長（野﨑幸洋君）　休憩前に引き続き、本会議を再開いたします。

通告７番、髙戸幸雄君。

○９番（髙戸幸雄君）　通告７番、９番議員、髙戸幸雄です。

議長から一般質問の許可を得ましたので、通告内容に従い質問を行いたいと思います。

春３月、周辺の圃場では、レタスの収穫が終わり、水稲の作付け準備が進んできたように見える今日でございます。私たち、第１８期議会議員にとっても、最初の定例会であり、執行部にあっては、実に３２年ぶりの山﨑新体制のもとでの船出でございます。私は、確かな審議で臨みたいと思います。

それでは早速、本題に移ります。

政府は、１月２７日、新型コロナウイルス感染症の分類を５月８日に季節性インフルエンザなどと同じ「５類」に引き下げると決定をいたしました。暮らしや地域の経済活動に大きな影響を与えた「コロナ禍」は発生から３年を経て、大きく転換するわけでございます。

この間、本町始めすべての自治体において、新型コロナウイルス感染症対策に伴い、国・県の補助事業そして、町単独事業としてすべての住民に対し、多額の税金が投入されたことはご承知のとおりでございます。ロシアのウクライナ侵攻と相まって、生活が苦しくなったことも事実ではございますが、一方では、多額の政府資金投入により、生活の支えとなったこともまた否めない事実でございます。

そこで私は、まず最初に、５月８日以降の国民健康保険の運営について質問をいたします。

感染症法「５類」への引き下げによって、新型インフルエンザ等対策特別措置法の適用除外となるため、引き下げた後のコロナの診療体制や医療の公費支援は、段階的に見直す方向である。ただし、ワクチン接種は引き続き、自己負担なく受けられるよう検討すると示されたようでございます。いずれにしても、３月上旬をめどに具体的な方針を示すとありますが、現在どのような状況でしょうか。お伺いをいたします。

また、２月２４日、国保の運営協議会が開催されたとのことですが、その会議におい

て、新型コロナに関する質問などありませんでしたか。ワクチン接種については、先程申しましたとおり、公費負担があるものの、治療にかかる医療費については、段階的に見直すとなると、当然のごとく、支出が多くなり、国保の運営に心配が生じるかと思います。いかがですか。見解をお伺いいたします。

次に、畜産業に対する支援について質問を行います。

私は、令和４年６月定例会において、令和５年４月より天草畜産農協が、熊本県畜産農協と合併するにあたり、市場統合に伴う輸送コスト高となるため、畜産農家負担軽減のため支援を願うとした質問を行った経緯がございます。

当時は、令和６年が市場統合との説明がなされていましたが、インボイス制度が２０２３年、令和５年１０月１日から導入されることに伴い、本制度に対応するために、システム機器導入などを鑑み、１０月に市場統合をするとした協議が進んでいるとお伺いいたしましたが、まずは現状の取り組みについてお伺いをいたします。

また、ご存じのとおり、配合飼料価格高騰により、経費が増し、安定した経営が大変苦しい状況になったと聞いているところでございます。一時的には、高騰対策がなされているものの、今のような状況下では、引き続き、畜産農家を続けていくことについて考える必要に迫られているとのことでございます。

輸送コスト削減対策及び飼料高騰対策と、町にとっては新たな財政負担とはなりますが、喫緊の課題としてとらえ、理解を願うところでございます。見解をお伺いいたします。

なお、これらの要因から、畜産業からの撤退及び廃業、規模縮小となると、町の堆肥センターの運営にも悪影響がありますし、町が推進している経営所得安定対策事業、ＷＣＳ用稲の作付けにも大きな影響があるかと思います。ＷＣＳ用稲の作付けについては、毎年度取り組む農家戸数及び面積、交付金も増加の傾向にあるようでございます。

まして、最近のコメ消費の減少によって、米の価格低迷、肥料をはじめ、農薬などの高騰による必要経費の増大、それゆえに、今後も栽培しやすい飼料稲への転換が予想されるんじゃないかと思いますが、受け皿となるべく飼養頭数の枠がないと大変な結果となります。この点についても考慮を願うところでございます。

最後に、子育て支援について質問を行います。

町長は就任後、最初の臨時会において、所信表明の中で、人口減少を第一義としてとらえ、地域を支えるには人づくりが大切であるとし、誠心誠意取り組んでいく覚悟であると述べられました。

令和５年１月９日付、郷土紙の一面に熊本県が発表した２０２２年、令和４年１０月１日時点での推計人口調査が掲載されています。その中で驚くことに、苓北町は人口減少率で、県下５番目という高い減少率でございます。人口減少は進んでいるもののよも

や５番目とは、直近の国勢調査のデータを基準に算出したとありますが、全く予期しない結果でございます。苓北町より上位に位置する自治体は、２０２０年７月豪雨による被災を受けた球磨村、そして九州山脈に隣接する中山間地域及び老人人口が比較的多い自治体と理由はそれぞれあるようでございます。

私は、本町、苓北町は他の自治体と比較しても、農林水産業を始めとした第一次産業、また、九州電力を始め各種関連企業、そして充実した福祉施設と働く場としては見劣りはしないと思っておりましたが、この結果でございます。

この結果を鑑み、どのような考えをお持ちですか。見解を伺うと同時に、具体的な取り組みをお願いするところでございます。

以上で、私の最初の一般質問を終わります。

なお、答弁を得た後、一問一答方式により自席にて再質問を行いたいと思います。

○議長（野﨑幸洋君）　町長。

○町長（山﨑秀典君）　只今の髙戸議員のご質問に答えさせていただきます。

まず、１項目目の国民健康保険の運営についてのご質問でございますが、新型コロナウイルス感染症に係るワクチン接種の自己負担につきましては、２月２４日金曜日の厚生労働省主催の自治体説明会におきまして、ワクチンを無料で打てる予防接種法の「特例臨時接種」が、令和６年（２０２４年）３月まで、１年間延長される方針となりました。

令和５年度は、追加接種可能な全ての人（５歳以上）の方を対象として、秋冬に１回、重症化リスクが高い人（６５歳以上の方、基礎疾患をお持ちの方、医療従事者など）の方につきましては、春夏にもう１回行う方針が示されたところでございます。

令和６年（２０２４年）４月以降は、対象者から、費用の一部徴収が可能な「定期接種」への切替えも視野に、検討が進められるようでございますので、町といたしましても、決定事項に沿いながら、対応してまいりたいと考えているところでございます。

次に、２月２４日金曜日に開催をいたしました苓北町国民健康保険運営協議会におきましては、新型コロナウイルスに関する医療費の質問はございませんでしたが、新型コロナウイルスに限らず、熊本県全体の医療費が増加することは、市町村が負担する納付金の増加につながり、ひいては、税負担の引上げにもつながることになりますので、苓北町といたしましては、医療費抑制のため、生活習慣病の重症化予防、がん等の早期発見、早期治療を目的に、各種検診の実施や健康づくり事業の更なる充実に努めてまいります。

国民健康保険の運営におきましては、引き続き、標準保険料及び率の動向を注視しながら、適正な対応を行ってまいります。

また、この問題は国民健康保険のみならず、全保険制度が対応すべき問題でもござい

ますので、後期高齢者医療保険におきましても、令和６年度の保険料の見直しにつきまして、注意してまいりたいと考えているところでございます。

次に、２項目目の畜産業に対する支援についてでありますが、まず、令和５年度の天草畜産農業協同組合の組織合併に伴う市場統合につきましては、計画どおり、令和５年１０月から家畜市場が天草市から菊池郡大津町に移ることになっておりまして、現在は、試験的に熊本家畜市場へのセリ牛運搬が行われております。

畜産農家における家畜輸送負担の増大に対しましては、来年度新たに家畜の輸送費について、国からの補助を除いた残りの２分の１を補助する家畜輸送費補助を令和５年度予算に計上することといたしております。

また、飼料高騰対策としましては、国は、配合飼料価格の上昇が畜産経営に及ぼす影響を緩和するための制度である配合飼料価格安定制度による補てんに加えまして、令和４年１０月から１２月期においては、緊急対策として、価格安定制度による補てんでは賄い切れないコスト上昇分、１トン当たり６，７５０円を別途補てんをしていただいております。またこのほか、熊本県においては、同制度の令和４年度生産者積立金の増額分、１トン当たり２００円の助成を行っておられます。

なお、国の配合飼料価格高騰対策については、２月２４日、本年４月から６月期以降についても、これを見据えた対策を講じるよう、岸田総理から野村農水大臣に指示した旨の報道もなされていたところであります。

また、町におきましては、飼料をはじめ、燃料や生産資材などの価格高騰が長期化している状況を考えた中で、今年度実施をいたしました経営耕地面積３０アール以上の中心的農業経営体に対し、１０アール当たり１，０００円を支給する農業資材価格等高騰対策事業補助金の第２弾を計画しておりまして、３月議会補正予算に計上させていただくことといたしております。

また、今後の畜産業の振興につきましては、優良家畜及びＥＢＬ陰性牛導入補助や優良血統和牛繁殖事業補助などの町の支援策を引き続き行っていくとともに、多頭飼育の推進、堆肥センターとの連携、飼料用稲ＷＣＳ稲の動向確認等も行いながら、畜産農協や苓北町農協など関係機関とか連携を取り、対策を講じてまいりたいと考えているところでございます。

次に、３項目目の子育て支援策についてのご質問でありますけれども、現在、町の主な子育て支援策といたしまして、保育料については、令和元年１０月１日以降、３歳以上については国の政策により無料となっておりまして、町もその４分の１を負担しているところであります。また、２歳未満児につきましても苓北町といたしましては、国の徴収基準額より低額に設定をいたしました町徴収基準額によります保育料の軽減化、並びに第３子以降の保育料と副食費の無償化も行っているところであります。

また、子育て支援医療費助成事業におきましては、対象年齢を１８歳までとして実施をいたしておりまして、誕生祝い金制度におきましても、第１子に１万円、第２子に３万円、第３子に５万円の支給を行っております。

また、小学校入学準備資金としまして、児童１人当たり２万円、中学校入学準備資金としまして、生徒１人当たり２万円の支給を行っているところであります。

しかしながら、今後はさらに人口減少、少子化が加速することが懸念をされておりますので、町といたしましても、さらなる子育て支援の充実が必要不可欠となると考えております。

このような状況の中、今般、岸田総理大臣が「従来とは次元の異なる少子化対策を実現したい」との施政方針演説を行われ、６月にまとめる政府の経済財政運営の指針「骨太方針」までに、「予算倍増に向けた大枠を提示する」と述べられておられます。当然、国の方針が定まれば、それに伴って県・市町村の負担も生じてまいりますので、町といたしましても、この子ども・子育て政策の大枠の提示を受けまして、国の動きを見ながら、情報収集等に努めまして、その上で町独自の子育て支援に係る具体的な施策を検討してまいりたいと考えております。

以上、髙戸議員の質問に答えさせていただきました。

○議長（野﨑幸洋君）　髙戸幸雄君。

○９番（髙戸幸雄君）　それでは早速、再質問を行いたいと思います。

まず最初に、国民健康保険の運営についてでございます。

答弁にあるようにですね、ワクチン接種については当分の間、公費負担があるものの、５類となると患者の医療負担については、公費、支援なしが原則だとの意見もあるようにお伺いをしているところでございます。ただ今後は、患者の急激な負担増の回避と、ほかの病気との公平性に重点を置いた措置がなされるとの報道もあっているようでございます。

本町、苓北町では、過去において急激な医療費増によって、やむなく保険税率の引上げを実施するとともに、熊本県国民健康保険広域化等支援基金から借り入れを行い、急場をしのんだという大変苦い経験を持っている町でもございます。

令和５年度予算編成においても、医療費増加によって、国保財政基金の取崩しを行い、予算の編成を行ったという説明書の中に謳ってございます。

以上のようなことを踏まえながらですね、再度、国保運営について答弁をお願いしたいと思います。

○議長（野﨑幸洋君）　健康増進室長。

○健康増進室長（田尻康彦君）　只今の髙戸議員のご質問にお答えさせていただきます。

今後の国民健康保険運営についてでございますが、借り入れをすることとなりました

平成２８年度と平成３０年度以降の現行制度では、財政運営の仕組みが変わっておりまして、単年度において、医療費の増加があったといたしましても、すぐに借り入れに直結するものではございません。医療費の増加分につきましては、次年度以降、納付金に反映されますので、この納付金の算定に付随します標準保険料及び率を参考にして税率を設定することが、理論上は、健全な財政運営が図られていくものと考えております。

○議長（野﨑幸洋君）　髙戸幸雄君。

○９番（髙戸幸雄君）　国保はですね、相互扶助の精神が第一義でございます。今後とも運営において、当然、前のようなことがないよう、くれぐれも運営については考えながら進めていただきたいと思います。

次に、子育て支援策の中のひとつの事業について、再質問を行いたいと思います。

先に配付しております令和５年度の予算編成の中にですね、新たな事業として、産前・産後ケア事業が計上してございます。私は以前、隣の天草市の取り組みを例に掲げ、本事業の必要性を述べた経緯がございます。事業推進にあたっては、専門の医療施設、産科、小児科、婦人科の先生たちの協力が不可欠であります。その点についての協力体制はどのようになっているのでしょうか。

○議長（野﨑幸洋君）　福祉保健課長。

○福祉保健課長（本田　保君）　只今の髙戸議員のご質問にお答えいたします。これにつきましては、天草市内の産前・産後ケア事業関連の医療機関６箇所に協力要請をいたしまして、６箇所すべての医療機関で協力の承諾をいただいております。

○議長（野﨑幸洋君）　髙戸幸雄君。

○９番（髙戸幸雄君）　最初のですね、質問を行ったときに、いろんな財政面での支援策を答弁していただきました。確かに、財政面での支援も当然必要ではございます。

しかしながら、先程申しました産前・産後ケア、こういった事業もですね、行いながら、少しでも保護者の負担が少なくなるようなことを進めていっていただきたいと思います。つまり寄り添った支援策というのを、これから先、大切にしていただきたいなあと思います。

それでは最後にですね、畜産業支援について、再質問を行いたいと思います。

家畜市場統合に伴う家畜輸送費補助金についてでございます。確かに答弁にあるように令和５年度予算編成に関する説明書の中に、５３万１，０００円を計上した旨、掲載がしてございます。ただ、知り得た情報ではですね、国庫補助の対象のみ、補助金を受けた頭数といいますか、牛といいますか、それが対象であり、それ以外については、現在のところ対象ではないというふうな話を畜産農家の方からお伺いをいたしました。現行制度、畜産農家同士のヘルパー制度を利用した場合のみがこの国庫補助の対象となるようでございますけど、その点についてはいかがなのでしょうか。お願いいたします。

○議長（野﨑幸洋君）　農林水産課長。

○農林水産課長（松井徹也君）　肉用牛ヘルパー事業についてですけども、このヘルパー事業についてはですね、畜産農家さんがお互いに協力して助け合う互助制度ということでありますが、髙戸議員がおっしゃるように、このヘルパー制度を利用する場合のみが国庫補助の対象になるということでございます。

○議長（野﨑幸洋君）　髙戸幸雄君。

○９番（髙戸幸雄君）　そうなるとですね、確かに一番いいのは、それぞれの農家同士が相互扶助、助け合いながらしていくヘルパー制度、これは今から大いに進めていただきたいと思いますけれども、ただ問題は、ヘルパー制度を利用しないで、一般の輸送業者、運送業者の方に市場まで運んでいただくときには、その対象とはならないわけですか。

○議長（野﨑幸洋君）　農林水産課長。

○農林水産課長（松井徹也君）　先程申し上げましたように国の補助はですね、ヘルパー事業に加入されている方のみの対象となりますが、一応、令和５年度に予定しております町の家畜輸送費補助につきましては、国庫補助対象であるなしにかかわらず、同じ補助額で交付させていただこうというふうに考えております。

○議長（野﨑幸洋君）　髙戸幸雄君。

○９番（髙戸幸雄君）　そうなりますと、ヘルパー制度を利用しない牛と、ヘルパー制度を利用した牛は同じ補助金ということでいいんでしょうか。

○議長（野﨑幸洋君）　農林水産課長。

○農林水産課長（松井徹也君）　町の来年度予定しております補助金は、ヘルパー制度の方も、それから輸送業者さんに頼まれる方も同じ額の補助を予定しておりますが、国の補助に関してはですね、天草畜協の方にお尋ねをいたしましたところ、市場が１０月からですね、天草市から大津町に移るということにあたりまして、畜協の方でヘルパー事業に加入されていらっしゃらない方に、加入の呼びかけを行っていって、市場が統合となる１０月からには、できれば全ての方が国補助の対象となるような形がとれるように、働きかけを行っていくということでおっしゃっておられました。

今後もですね、そういった課題等は、畜協とも、畜産農家の方々とも協議をしながら、進めていきたいというふうに考えています。

○議長（野﨑幸洋君）　髙戸幸雄君。

○９番（髙戸幸雄君）　そのことはですね、本当に重要な課題だと私は思うわけですよ。ですから畜協のですね、方の協力を得ながら、早急にですよ、役場と農協と畜産農家、三者が協議といいますか、話し合いをしていただきたいと思います。この中で事故があった場合が一番心配だという畜産農家の方の話でございます。私も農業共済の役をさせ

ていただいておりますけれども、農業共済の家畜共済の中でも、事故については応分の処置を図りたいというふうな組合長の意見を伺っております。ですから、もしよかったらですね、その中に、農業共済組合も入れていただきながら、輸送コスト削減については早急に協議をしてほしいと思います。

それでは次に、関連事項として再度質問を伺いたいと思います。

実は今、ＷＣＳの稲の作付けが大変多くなっているのは、皆さんご存じだと思います。当初でも述べましたけれども、飼料の高騰対策と市場統合によってですね、飼育頭数そのものが減少した場合には、作付面積に大いに影響があるのではないかと私は懸念を持っているところでございます。ちなみに、令和５年産の経営所得安定化対策事業に関わるＷＣＳの作付面積及び農家戸数が分かっていたら、お知らせ願いたいと思います。

○議長（野﨑幸洋君）　農林水産課長。

○農林水産課長（松井徹也君）　令和５年産のＷＣＳ用稲につきましては、先月２月に作付計画の受け付けを行ったところでありまして、受け付けたものを今から取りまとめの作業、集計作業に入っていく段階でありまして、今現在、令和５年産の分はですね、把握がまだできておりませんが、一応予定としましては４月末頃までには取りまとめが完了する見込みですので、その後、お伝えできる状態になると思います。

○議長（野﨑幸洋君）　髙戸幸雄君。

○９番（髙戸幸雄君）　私は少しですけれども、このＷＣＳ用の稲をつくっている農家の一員でございます。ここにですね、平成２３年に始まってから、昨年まで、令和４年産までの資料をいただいております。

これを見ますと、取り組み農家戸数がですね、当初から６．４倍、そして面積と交付金は４．２３倍というふうに大変大きな数値が掲げてございます。まして今回、当初も述べましたけれども、今のような状況でございます。米の価格の低迷、そして農薬肥料など本当に高くなったというのが現状でございます。ゆえに必要経費が増大し、今後はですね、水稲からＷＣＳ用稲の転換が大きく伸びるのではないかと予想をされます。ですから私は、できたら５年産はどうですかというふうな質問をさせていただきました。その受け皿となるべく牛の頭数が減ってきますと、大変な結果になろうかと思います。私みたいに販売農家といいますか、それに該当する人たちは、とっていただく畜産農家の戸数がなくなると、必然的にもう行き場がございません。ですから、この点についても考慮方お願いしたいと思います。

そしてまた、当初でも述べましたけれども、堆肥センターの運営にもですね、大きな影響があろうかと思います。ですから、最大限のですね、支援策をお願いしたいと思います。これに対する答弁は必要ではございませんけれども、今後とも引き続き、畜産農家に対するご支援策をお願いしたいと思います。

さて、最初にも述べましたけれども、私たち、第１８期議会議員にとって、初めての一般質問でございます。

議会は、町民に代わって、その声を町政に反映するところでございます。町の意思を決定する議決機関として、議会は位置づけがなされているところでございます。地方自治体は、町長と議会議員ともに直接選挙で選ばれる制度、これを二元代表制と言うそうでございます。私は、今後この二元代表制の特徴を活かすべく、お互いが、執行部と私たちがお互い緊張感を持ちながら、その機能を果たすべき努力をしてまいりたいと思います。

以上で、私の今回の全ての一般質問を終わります。

ありがとうございました。

○議長（野﨑幸洋君）　これで、髙戸幸雄君の一般質問を終わります。

次に、通告８番、浜口雅英君。

○５番（浜口雅英君）　こんにちは。通告８番、５番議員、浜口雅英です。

令和５年第２回苓北町議会定例会一般質問を行います。質問の相手は町長、形式は一問一答です。

質問事項１、安心して住めるまちづくり。

質問要旨（１）自然災害への対応。

先の令和４年１２月６日、第８回苓北町議会定例会一般質問で、自然災害への対応として町長の考え方をお尋ねしました。

質問の内容は、本町の海岸には細長く突き出た砂州の曲崎があり、貴重な自然の地形として、また雲仙普賢岳からの吹きおろしを防ぐ防波堤の役割を果たしており、この曲崎は、熊本県知事が海岸防潮保安林に指定しておられます。しかし、先端部のコンクリートによる護岸は崩壊しており、先の議会の中で、このことを問題提起しましたが、現在まで何らの対応もされていませんというものでした。

これに対して、護岸の崩壊箇所は、現在、関係機関と協議を進めている。必要に応じて補修等の検討をしているとの回答でしたが、その後の経過はどうなったのか、再度お尋ねします。

また、年柄海岸の船揚場斜路にクラックが発生しており、今後の気象状況次第では、その機能が消失してしまうのではないかと思われます。さらにこの海岸には大きな洗堀が見られるということを提起してきました。これについて、この施設、船揚場は天草漁業協同組合の占用施設で、その対応を占用者へ照会しているが、具体的な返答はない。この海岸の洗堀に対しては、年柄区、同船組合が管理しているので、協議を重ねてまいるということでしたが、その後どうなったのか。船揚場のクラック改修交渉の経過と併せてお尋ねをします。

近年度々発生し、各地に被害を及ぼしている線状降水帯による降雨と高潮が発生したときの河川水が、陸地へ浸水するのではないかという心配が危惧される事案が、小路川左岸の河口区域に存在し、万が一に備え土嚢袋が数十個用意されていますが、公共河川からの被害を防ぐために、関係住民がしなければならないことなのでしょうか。素人の住民では対応できない事案なのではありませんか。この河川降り口の適切な対応により、近隣住民の安寧な生活が確保できます。早急な対応が求められますという質問もしました。これに対して、地権者及び地元降り口利用者とその対策を協議するということでしたが、その経過はどうなったのか、お尋ねします。

また、河川沿岸区域の溢水の恐れについて、上津深江川右岸の件も一般質問しております。本箇所には、約５０メートルにわたって護岸天端に大型土嚢が積み上げられています。これまで幾度となく問題提起してきましたが、何らの処置もされていません。

小路川、上津深江川はいずれも数年前には、流域民家への床上浸水や農地への冠水が見られた区域です。応急的な河床堆積土砂の取り除きにとどまらず、恒久的な工法をもって、かつ、具体的に早急に実施され、流域住民の安寧を図るべきです。

さらに大師山頂上の避難広場への避難通路の安全確保も整備等検討するということでしたので、これも早急に執行すべきです。

質問要旨（２）避難所におけるペットへの対応のその後。

このことについても、先の令和４年第８回議会定例会一般質問で、町長の考えをお尋ねしました。

内容は、繰り返しになりますが、苓北町地域防災計画書が令和４年６月に発行され、第３章第５節で避難対策が記述されています。この中で、第１項、避難場所対策では避難所等が指定されており、指定緊急避難場所は、坂瀬川集会所から都呂々神社まで３９の施設が記載されており、この指定緊急避難場所とは災害の発生、発生の恐れがある場合に危険から逃れるための避難場所です。

避難対象とされる異常な現象の種類は、１.洪水、２.がけ崩れ、土石流及び地すべりなどの８項目に区分され、これらの異常な現象の緊急度の状況によっては、３９箇所の緊急避難と、このうちの１９箇所を災害時の拠点施設として、情報、物資、食事の提供などを行う指定避難場所に区分けされております。そのほかにも、必要に応じて各地区公民館等を避難場所として指定するとあります。

万が一の事態が発生した場合、これらの場所に避難しようとしておられる町民の方は、今飼っておられる犬や猫への処遇を心配しておられます。それは、町がペットに対してこれらの避難所でどのような対応を考えておられるのかということです。身の危険を感じられて避難しようと思われても、ペットに対しての対応が不明のため、ペットと同伴の避難に不安がっておられるという内容の質問をしました。

そして、本町の人口構造の高齢化率は４３．８％にも達しており、これらの世帯の皆さんが全て該当するものではありませんが、高齢者のみの独居世帯や、いわゆる高齢者世帯では、寂しさを和らげるために犬や猫をペットにして生活されている家庭もかなりあるようで、高齢者に限らず、若年者の家庭でもこのようなペットが主役になっている家庭も見受けられます。

このような状況で、災害の恐れがあるときは町の地域防災計画や、広報告知端末の誘導により家族の一員になっているペットとともに避難しようと思っても、ペットへの配慮が伺えないと躊躇しておられます。

今後、避難を必要とする事態の発生に備えて、避難所におけるペット対策を早急に確立すべきではないかと考えますがいかがでしょうかという内容でした。

これに対して、町長の答弁は、近年、ほかの自治体でもペット避難所の開設が徐々に進みつつある状況だ。さらに、環境省から「災害時におけるペットの救護対策ガイドライン」が出されているとし、ペット同伴避難所については、町全体の公共施設の状況を再度確認しながら安心して避難できるペット同伴避難所の開設ができるか様々な条件も加味し、検討しなければならないが、一般の避難者と一緒の避難所では無理だと考えているので、ペット専用の避難所を検討していかなければならないと考えているところとの見解を示されました。

町の防災計画書に避難対象とする洪水など８項目からの緊急的な避難箇所が示されているとおり、いつこの事態が起きてもおかしくないという状況への対応だと考えますが、新年度ではどのような具体策ができたのか、お尋ねをします。

質問要旨（３）子育て環境の整備と定住化促進。

今、２０４０年問題、これは２０４０年には８５歳以上の世代が、高齢人口の３割近くになるということや、安定した雇用を得ることなく高齢化を迎え、生活の困窮化と、これによりただ１人で助けのないいわゆる「孤立化」が進み、さらに就職時に安定した雇用に従事することなく高齢化して、困窮化も進むと言われています。

また、関連して再来年２０２５年には１９４７年から１９４９年までに出生された団塊の世代の全てが７５歳を迎え、以降８０歳以上の人口は１，５００万人規模で横ばいするという統計資料もあります。

少子高齢化の傾向が進む過疎の町には、その影響が顕著に現れると考えても間違いないでしょう。

そしてこのことが、介護費用や医療費の増大につながり、国の交付税制度があるとはいえ、現役世代が減少すれば、行政の財政も困窮化し、加えて現役世代の減少による地域の担い手が不足すれば、今後、高齢者への見守り等の対応は厳しくなるのではないでしょうか。このようなことからも、行政の取り組みには最善の配慮が必要です。

これらの状況から、今後の世代の移り変わりに最大限の配慮をし、行政執行に取り組むべきと考えますが、いかがでしょうか。

そしてこの地域の担い手となる現役世代の確保のために、小・中学校児童生徒の学校給食費、そして保育園児の保育料の無償化を検討されてはいかがでしょうか。私はこれまでも複数回提起してまいりましたが、当時はコロナ感染症の問題は発生しておらず、他自治体よりも子育て環境を軽減することにより、人口の増加を目論むという趣旨でした。

このまま人口減少が進む事態を指をくわえたまま見過ごすことはできません。ぜひ前向きに検討されますよう提起します。

質問事項２、活き活きと暮らせるまちづくり。

質問要旨（１）産業の振興。

１、農業の振興。

農業は本町の基幹産業であり、町産業振興の中核に捉え、これの実現のため積極的に取り組んでおられます。今後もこの方針、姿勢は変わることなく継続していかれると思います。

令和２年の国勢調査の産業別就業者数による農業従事者は、２００５年、平成１７年が６０９人、２０２０年、令和２年が３９７人とこの１５年間で２１２人、３５％減少しています。ちなみに町の人口は８，７７５人が６，９６９人に、１，８０６人減少し、減少率は２１％のようです。

このような就業従事者の減少の原因は何なのでしょうか。就業従事者の減少が続く中で、町は、農林水産業関係補助金交付要綱を策定され、一次産業の振興に鋭意努力されております。補助金の交付制度を否定するものではありませんが、農業を取り巻く環境はどうなのでしょうか。

町内には遊休農地、耕作放棄地が随所に見られます。イノシシが原因だとか、後継者の不足とか、農業機械の通行が厳しいとかの話を聞きます。町はこれらの案件をよく調査され、原因を究明し、農業のさらなる振興に努めるべきです。

ところで本町の農産物には柑橘類も生産されています。町内全域で幅広く栽培されているようですが、このうち轟団地は、県道福連木都呂々線が唯一の連絡道ではないでしょうか。私も仕事柄別件でよくこの道を使いますが、この道は幅員が狭く曲がりくねっています。加えて路側には舞子川が流れていますが、川面はかなりの高低差があり、路側が崩壊したようになり、危険表示のポールが至るところに建ててあります。この道路は、肥料等の資材や生産物等の運搬の大動脈の役割を担っていると思います。関係者の安全な通行を期すためにも、何らかの対応をすべきです。

農業振興のために補助金制度の充実と合わせて、諸々の課題を検証され、これの課題

解決のための施策にも注視すべきと考えますが、いかがでしょうか。

２、観光の振興。

本町には、観光の目玉になりうる史跡文化遺産が多数存在しております。教育委員会が発行している苓北町の史跡と文化遺産によれば、昭和１２年６月に史跡として指定された天草島原の乱の死者の供養碑として建立されている富岡吉利支丹供養碑をはじめ、町内全域に８８箇所が記述されています。このように多くの文化遺産と合わせて、白砂青松の海岸、町を囲む尾根越しに差し込む朝日、そして東シナ海に沈む夕陽、海と山に囲まれた何とすばらしい景観でしょう。建物も、富岡城の復元として取り組まれ、結果として雲仙天草国立公園のビジターセンターが建設されました。

しかし、観光客数の推移を見てみると、宿泊客は平成２２年から令和２年までの１０年間で、県内が３，８９０人から４，７２９人に、８３９人増えていますが、県外からの来客は１万５，２８０人から５，５３３人に、９，７４７人減少しています。また日帰り客の記述は平成２９年までしかありません。施策を進めるためには、基礎データの整備は最も重要だと考えます。

私なりに町内の施設を見た場合、施設の一体化が不足しているのではないでしょうか。例えば、首塚には広大な駐車場が整備されていますが、トイレはありません。このことを町にお尋ねしたところ、隣接するお店のトイレを使えとのことでした。大型バスが何台も駐車できるような広大なスペースの駐車場を作りながら、トイレのない観光施設は考えられません。早急に対応すべきです。

また、既存のトイレの中には、壁がはがれてしまっている箇所が見られます。トイレは絶対必要です。トイレの現状を再確認され、壊れている箇所等への細心の取り組みこそが、苓北町への観光客増につながるのではないでしょうか。

３、企業の誘致。

つい最近まで坂瀬川に立地しておられた企業が撤退されました。会社の規模も大きく、苓北町はもちろん、天草市からの従業者の働く場がなくなり、雇用の問題だけでなく、そのほかにも地域に与えた影響は非常に大きかったと思います。

社屋、工場解体後の広大な土地が更地として残っております。今後どのような形での対応になっていくのでしょうか。一口に企業誘致といっても、企業が必要とする陸上交通の利便性が全くないと言える本町への企業の誘致の取り組みは、厳しいという言葉しか見つけられません。この課題である陸路の整備として、いわゆる熊本天草幹線道路の早期貫通が絶対条件ではないでしょうか。この構想は熊本市と本渡地区を１時間半で結ぶ９０分というもののようですが、天草下島は県内で唯一この構想が達成されていません。全線７０キロメートルのうち開通部分は１８．３キロメートル、２６．１％にとどまっています。県内で唯一取り残された県民の住む地域になってしまっているのです。

苓北町だけでなく、天草下島に企業を誘致すること、緊急医療活動の向上や防災機能の向上、そして、教育環境の改善をし、天草の過疎化を防ぐためにも、早急な全線開通を強く要望していくべきと考えますが、いかがでしょうか。加えて、天草市二江地区の街中道路のバイパス化も大きなネックになっていると考えますので、合わせてこれらの改善が重要であると考えます。これらの改善に向けて早急な対応をすべきです。

質問要旨（２）人づくりの具体的取組。

施政方針の中で、１-町の産業を担う人づくり、２-未来を担う人づくり、３-町を興す人づくりと、３つの項目を挙げ、それぞれの項目に続く言葉で人づくりを述べておられます。さらに、このために町民とともに課題解決を目指して、全てに誠実な取り組みを実践しますと謳っておられます。

私も、町づくりは人づくりという考え方とこれの取り組みは大賛成です。このことについて、私の短絡的な発想ですが、全ての町民を対象に対応されるものと考えますが、年代別に考えた場合、保育園、小学生の幼児期。中学、高校生の少年期。１０代後半から６０歳ぐらいまでの壮年期。そして６０歳以上の皆さんを対象にした年代ごとに地区懇談会を実施するなどの取り組みも考えられるのではないでしょうか。

この人づくりについて、どのような形で進めようと考えておられるのでしょうか。

以上です。

○議長（野﨑幸洋君）　町長。

○町長（山﨑秀典君）　只今の浜口議員の質問に答えさせていただきます。

まず、質問事項１、質問要旨（１）の自然災害への対応についての１点目の、曲崎先端部のコンクリートによる護岸崩壊箇所の補修等の検討状況についてでございます。

曲崎先端部のコンクリート護岸箇所は、熊本県の管理施設であることを確認し、管理担当部署である県天草広域本部土木部に連絡し、土木部の方で現地調査を実施され、財源を確保次第、対応すると回答をいただいております。

２点目の年柄海岸船揚場斜路のクラック及びこの海岸の洗堀対応につきましては、船揚場は天草漁業協同組合の占用施設で、船の係留箇所となっている海岸部分は年柄区、年柄船組合の占用施設となっておりますので、それぞれ１回の協議を実施いたしました。それぞれ施設の保全管理に苦慮されている状況でありました。苓北町といたしましては、海岸部分については、やまびこ事業により、補修等の支援を現在行っております。

占用者に対しましては、使用されない施設の処分や一般の方の侵入による危険防止措置について指導をしながら、将来の施設の利用のあり方や必要性につきましても、地元や利用の皆様の相談に基づき、支援協力を実施してまいりたいと考えております。

３点目の小路川左岸河口区域の河川への降り口対応につきましては、地元の行政区長様、地元関係者から聞き取り調査を行ったところであります。小路川及び坂瀬川漁港海

岸への降り口を確保しながら、土嚢に代わるさ蓋や、昇降路の改良等を検討しておりますが、内水による浸水の恐れもあり、令和４年度は、平成２８年豪雨で被害の大きかった坂瀬川小学校下から坂瀬川漁港海岸までを中心に、河川堆積の浚渫工事を実施し、現在もご指摘の箇所付近の浚渫工事を施工中で、河川流下能力を回復させる対策を実施しているところでございます。

４点目の上津深江川右岸の約５０メートルにわたって大型土嚢が積み上げられている箇所の対応につきましては、熊本県では現在、苓北町管内の河川整備の優先度などを考慮し、志岐川の改修を進めておられることから、上津深江川の要望箇所については、応急対策として大型土嚢による対応を行っているとのことでございました。

今後の取り組みとして、河川改修に着手するまでの間は、河川内にたまった土砂や暖竹の除去など、現在の河川流下能力を回復させる対策に取り組む計画であるとの回答をいただいておりますので、上津深江川の改修事業が熊本県において、早期に実施できるよう改めて要望を重ねてまいります。

次に、５点目の大師山頂上の避難広場への避難道路の整備検討状況でございますが、まず、町道木場線からの入り口部分から、天眞寺までの部分については、隣接地が住宅部分及び熊本県が施工しました急傾斜地崩壊対策事業でのコンクリート擁壁などがあり、路面はコンクリート舗装がなされております。一部道路幅員が狭い部分は両側が住宅部分でございまして、この部分の拡幅等は厳しい状況で、天眞寺より上部の道路につきましても、一部には民有地の部分がありまして、用地のご相談が非常に難しい状況でございます。また、地元区長さんとも打ち合わせを行ったところ、今のところ排水などの問題はないということでありましたけれども、今後も引き続き、局部改良等の対策が可能かどうか検討してまいりたいと考えております。

次に、質問要旨（２）避難所におけるペットの対応のその後についてでございますが、１２月議会でも回答いたしておりますけれども、現在までにペットと避難できる避難所は開設しておりません。しかしながら、近年は他の地方自治体においてもペットと共に避難できる「ペット避難所」の開設が徐々に進みつつある状況でございます。

こういった状況から、本町におきましても、開設できる避難所において、専用スペースの確保、アレルギーをお持ちの方への対応、鳴き声やにおい、排せつ物などの問題など様々な角度から検討しており、ペットと同じスペースに避難できる「ペット同伴避難専用避難所」を試験的ではございますが、開設できるよう準備を進めております。

この「ペット同伴避難専用避難所」とは、「ペットと一緒に避難し、同じスペースで過ごす」ことが可能な避難所であり、ゲージでの飼育管理を基本として、ペットフードやペットシートなどの持参や退所時の清掃などを行っていただくように考えております。

令和５年度においては、旧都呂々中学校体育館を「ペット同伴避難専用避難所」とし

て試験的に開設し、利用者数や利用状況等を確認して、本格運用するかを検討したいと考えているところでございます。

次に、質問要旨（３）子育て環境の整備と定住化促進について、１点目の学校給食費の無償化についてでありますが、現状においては、苓北町では、経済的理由によって就学困難と認められる児童・生徒の保護者に対して給食費を含め学用品費等を補助する就学援助制度を実施しておりまして、本年度も小学生３９名、中学生１９名に給食費の全額補助を行っております。この中には所得面で認定基準を超えている世帯もありますが、小学生５名、中学生４名の計６世帯に対しては、家庭状況等の変動等を考慮し、柔軟な認定を行っているところであります。

今後も児童・生徒の家庭環境の変動を注視し、関係課とも緊密に連携しながら、柔軟に対応していきたいと考えております。

次に、２点目の保育料の無料化でございますが、現在、町の主な子育て支援策といたしまして、保育料については、国の徴収基準額より低額に設定をしました町徴収基準額によります保育料の軽減化並びに第３子以降の保育料と副食費の無償化も行っております。また、子育て支援医療費助成事業におきましては、対象年齢を１８歳までとして実施をいたしており、誕生祝い金制度におきましては、第１子に１万円、第２子に３万円、第３子に５万円の支給を行っております。また、小学校の入学準備資金としまして、児童１人当たり２万円、中学校の入学準備資金としましても、生徒１人当たり２万円の支給を行っているところであります。

しかしながら、今後はさらに人口減少、少子化が加速することが懸念されますので、町といたしましても、さらなる子育て支援の充実が必要不可欠となっております。

このような状況の中でありますけども、先程来、他の議員さんのご質問にもお答えをいたしましたとおり、今般、岸田総理の方から「従来とは次元の異なる少子化対策を実現したい」との発言をなさっておりまして、６月にまとめる政府の経済財政運営の指針「骨太方針」までに「予算倍増に向けた大枠を提示する」と述べられておられますので、国の方針が定まれば、それに伴って県・市町村の負担も生じてまいります。こういった状況を踏まえて、町といたしましても、この子ども・子育て政策の大枠の指示を受けまして、国の動向を見ながら、情報収集等に努め、その上で子育て支援に係る具体的な施策のひとつとして検討してまいりたいと考えております。

次に質問事項２、質問要旨（１）１点目の農業の振興についてでありますが、町農業の現状につきましては、農業従事者の高齢化や担い手・後継者不足などの問題が深刻化しており、遊休農地、耕作放棄地の増加が懸念される状況にございます。

そのような中、町といたしましても、町の農業振興補助に加えまして、国・県の補助事業、日本型直接支払制度等も活用しながら、耕作放棄地解消、新規就農者支援等の事

業に取り組んでいるところであります。そういった状況でありますが、今後、山間農地等における圃場整備などの土地改良事業や収益の出る農作物の導入を研究するなど、新たな取り組みの推進も必要になってくると考えております。

また、地域・集落での話し合いに基づく、地域農業の５年後、１０年後を見据えた地域計画を策定し、その結果を踏まえ、地域ごとの諸課題の原因究明と問題解決に努め、関係機関と連携をしながら農業の振興を図ってまいりたいと考えております。

次に、県道福連木都呂々線につきましては、議員ご指摘のとおりの役割を担っておりまして、苓北町といたしましても、毎年度の事業採択要望と併せて、天草地域における国県道路の整備促進を図ることを目的として、天草地域２市１町、地元県議会議員で組織している天草地域国県道路整備促進期成会においても、県道福連木都呂々線法面防護及び改良の早期着手について要望を重ねているところでございます。引き続き、要望を続けてまいりたいと考えております。

次に、２点目の観光の振興についてでありますが、まず、日帰り観光客の推計については、熊本県観光統計の調査方法が平成３０年から調査対象施設が大幅に見直され、対象施設が抽出簡易調査へと変更になりました。このため数値比較ができづらいため、町政年報への記載はいたしておりませんが、町内における主要施設別での利用者数の把握は、町において継続して行っておりますので、引き続き、これらの基礎データを基に、今後の観光施策の推進に取り組んでまいりたいと考えております。

次に、施設の一体化の不足について質疑がありました。長引くコロナ禍の影響もあり、富岡吉利支丹供養碑をご見学いただく観光客も伸びておらず、残念ながら、首塚駐車場の利用も少ない状況にございます。

まずは、本年度に造成いたしておりますサンセットクルージングを含む体験型観光商品及び令和５年度予算に計上している新たな観光スポットの整備並びに観光情報の発信強化を図り、観光客の増加を目指した施策の展開を行ってまいりたいと考えております。これらを行った上で、観光客の入り込み状況等を考慮しながら、トイレの設置についても検討してまいりたいと考えております。

次に、ご指摘がございました既存トイレの補修等が必要な観光施設につきましては、箇所の確認を行っておりますので、早急に修繕を行いながら適正管理に努めてまいります。

次に、３点目の企業の誘致についてでありますが、お尋ねの部分は株式会社キューアサの工場跡地でございますけれども、この工場跡地につきましては、株式会社旭化成において、太陽光発電設備設置を検討されていると聞いておりますが、現時点では詳細が未定とのことでございました。今後、機会を見て私も旭化成の本社を訪問しながら、跡地の利活用を改めてお願いしたいと考えております。

なお、熊本天草幹線道路の開通状況につきましては、２月２５日開通しました本渡道路を含めて議員ご指摘のとおり、全線約７０キロメートルのうち、約２６％の１８．３キロメートルが供用中となっております。また、先月の２月４日に事業着工式を行った大矢野町の登立から大矢野町上までの「大矢野道路」３．４キロメートルを含めた整備中の区間が２７．４キロメートル、残りの調査中区間等が約２８キロメートルの状況となっております。

今後も、道路沿線の６市町で組織しております熊本天草間幹線道路整備促進期成会をはじめ、産業団体で組織されております熊本天草幹線道路促進協議会などの官民連携した国県への要望活動や、国土交通省を招いて、天草島民の熱い思いを伝える熊本天草幹線道路の早期完成を求める天草島民集会を毎年開催するなど、全線開通に向けたあらゆる活動を熊本県や関係市町と連携しながら、進めてまいりたいと思いますので、議員の皆様、町民の皆様のご協力をお願いをいたします。

また、天草市二江地区の街中道路のバイパス化につきましては、天草地域国県道整備促進期成会において、主要地方道本渡五和線、天草市五和町二江地区改良の早期着手について、要望を行っているところでございますが、まだ事業の着手に至っていない状況となっております。

本路線は、苓北町民の皆様も天草市内、熊本市方面を往復される際や、天草市から苓北町への通勤や、天草島外からの観光客の道路として、多数利用されている主要地方道でもございますので、地元天草市とも連携を深めながら、事業の早期着手に向けて努力をしてまいります。

次に、質問要旨（二）の人づくりの具体的取り組みについてでありますが、昨日の松本議員、田﨑議員の一般質問への答弁と重なりますが、所信表明で申しましたとおり、「まちづくりは人づくりから」と言われております。様々な分野でそのリーダー的存在となる人材を発掘・育成していくため、未来へ向けたまちづくりを考え、語り合う場が「地域づくり実践塾」となります。

地域づくり実践塾は、第１段階で、ワークショップを主体に複数回話し合いを開催し、第２段階でまとめたまちづくりのアイデアの中からいくつかを選択し、実践に移す。第３段階で、新たな企画・実践への取り組みにつなげるという形で進めていきたいと考えております。

話し合い活動は、まず各分野における現状と課題の把握、思いや意見の自由発言の全体トークから、次のステップとして、例えば、産業を考える、地域コミュニティを考える、未来へ向けたまちづくりを考える等のそれぞれのグループトークを数回重ねながら、各分野で取り組むアイデアを検討し、企画案を作成していただきます。そして、最終的には、再度全体トークを行って、企画案を全体で協議をしていただきながら、実践塾と

して取り組む企画を決定し、実践に移していくといった内容で進めていきたいと考えているところでございます。

なお、事前準備といたしまして３月１７日には、各種産業の現状・課題等を改めて把握し、共有を図っていくため、各種産業団体関係者による「苓北町産業団体まちづくり懇談会」の開催を計画しているところでございます。

以上、浜口議員のご質問に答えさせていただきました。

○議長（野﨑幸洋君）　ここで、一般質問の途中ですが、昼食のため１時５分まで休憩いたします。

－－－－－－－－○－－－－－－－－

休憩　午後　０時０２分

再開　午後　１時０５分

－－－－－－－－○－－－－－－－－

○議長（野﨑幸洋君）　休憩前に引き続き、本会議を再開いたします。

浜口雅英君。

○５番（浜口雅英君）　曲崎ですが、この箇所は県知事によって潮害防備保安林に指定されていますけども、ご存じでしょうか。また、この役割はどのようなものなのか。それから曲崎にはですね、これもご存じのように県の指定天然記念物のハマジンチョウが群生しています。当然、町内外からのですね、見物客もおいでになろうかとも考えますけども、この護岸が崩壊している状況を目の当たりにされたときですね、どう感じられるのか。観光立県熊本、観光立町苓北町として、地域振興を進めていく中での支障はないのでしょうか。

以上です。

○議長（野﨑幸洋君）　土木管理課長。

○土木管理課長（田尻　悟君）　先程のご質問にお答えをさせていただきます。保安林としての役割というところでございますけども、この土木管理課の部分につきましてですね、この件につきましては、富岡漁港海岸というところで県の確認を受けておりまして、県が管理道路として実施をしている場所でございましたので、その辺につきまして県に技術の検討をお願いしたところでございます。

その結果、県におかれましては来年度予算を確保次第、実施するということでご回答をいただいております。私から以上です。

○５番（浜口雅英君）　何ば質問したっか。あんたたちはメモしとっとや、誰か。時間ば止めろな。あと一遍言うけん。

○議長（野﨑幸洋君）　では、もう一度、浜口雅英君。

○５番（浜口雅英君）　曲崎は県知事により潮害防備保安林として指定されていますが、

ご存じですか。これが１。それから、これの役割はどのようなものでしょうか。これが２。それから、曲崎には県の指定天然記念物ハマジンチョウが群生しています。当然、町内外からの見物客もおいでになろうかと考えますが、この護岸崩壊を目の当たりにされたとき、どう感じられるでしょうか。これが３。それから、観光立県熊本、観光立町苓北町として、地域振興を進めていく中で、これらの項目は支障はないのですか。

○議長（野﨑幸洋君）　町長。

○町長（山﨑秀典君）　只今のご質問の３点目と４点目についてお答えをいたします。当然、浜口議員おっしゃるとおりこういった状況になっておりますので、大変見苦しい状況になっているかと思います。

そのような状況の中で、天草広域本部の土木部に現地調査を実施をしていただきまして、来年度財源を確保して対応していただくということになっております。当然、ハマジンチョウの群生地でもありますし、町の観光振興上必要な景勝地でございますので、引き続き、修復を早めに行っていただいて観光地域としての整備をですね、していきたいと思っております。

○議長（野﨑幸洋君）　農林水産課長。

○農林水産課長（松井徹也君）　保安林に指定されていることは存じ上げております。潮害防備ということですので、波とかですね、潮の影響が曲崎の内側の湾の方、もちろん、その先には人家等もございますけども、それを防ぐという意味だと考えております。

○議長（野﨑幸洋君）　浜口雅英君。

○５番（浜口雅英君）　やはりそういうものはですね、それぞれ個人の考えじゃなくて、きちっとした法律の定義があるわけですので、それはつかんでおいてください。そうすることによって、こういう護岸の崩壊もですね、当然素早い動作になると思います。

それから年柄海岸の保全策についてですけども、今、課長は曲崎が国の管理海岸ということですけども、年柄海岸はですね、建設省の管理海岸ですね。にもかかわらず、答弁の中ではこの建設省が全然出てこないということはどういうことなんでしょうか。

○議長（野﨑幸洋君）　土木管理課長。

○土木管理課長（田尻　悟君）　年柄海岸につきましては議員ご質問のとおりですね、建設省の海岸になっておりますが、町が権限移譲で委託を受けている海岸でございますので、町として、その監督責任というところで、年柄海岸の占用者と協議を行っているところでございます。

以上です。

○議長（野﨑幸洋君）　浜口雅英君。

○５番（浜口雅英君）　大師山の道路ですが、これはですね、去年の第８回定例会でも一般質問をして、田嶋町長はですね、勾配が急で道路側溝は未整備、今後、避難者の方

が安全に避難できるよう整備等検討していくという考え方を示されましたけども、山﨑町長は必要ないというお考えでしょうか。

○議長（野﨑幸洋君）　町長。

○町長（山﨑秀典君）　先程、現状をお話しましたけれども、狭い部分もあって、さらに民地の部分もあって、用地のご相談が非常に難しい状況であるというようなことでございました。そのような中で前回、排水対策等を浜口議員が質問をなされたんだと思っておりますけども、地元の区長さんに打ち合わせを行いましたところ、今のところその排水等の問題はないということでございました。

ただ、どうしてもですね、今後も引き続き、やはり避難地でもありますので、局部改良等の対策が可能かどうか、引き続き検討してまいりたいということで、先程お答えをしたとおりでございまして、そういう状況で考えております。

○議長（野﨑幸洋君）　浜口雅英君。

○５番（浜口雅英君）　小路川ですが、結果、河川の堆積土砂の浚渫を順次繰り返していくというふうな説明でしたけども、やはり恒久的なですね、対策をすべきだろうというふうに思います。それからおおむね、浚渫を繰り返すということであれば、何年ごとぐらいに考えているのかということ。

それから、上津深江海岸から坂瀬川にかけて、今、越波の防止のためのブロック積みが順次なされています。やっぱそういうものと一体的にですね、対応していくべきだろうというふうに思いますが、いかがですか。

○議長（野﨑幸洋君）　土木管理課長。

○土木管理課長（田尻　悟君）　小路川の件につきましては、答弁申し上げましたとおり、今年度も浚渫を行いまして、あと何年後にということはちょっと約束はできないんですけれども、まず地元住民の皆さんとしっかり協議をしながら、対策を考えていきたいと思っているところでございます。

また、上津深江のブロック積みと一体化してというような提案もいただいておりますので、この辺につきましては、漁港海岸になりますので、そういう部分につきまして協議を重ねていきたいと思っております。

以上です。

○議長（野﨑幸洋君）　浜口雅英君。

○５番（浜口雅英君）　私が一体と言うたとはですね、その区域の災害防止、そういう事業を一体的にやれと言うことですのでですね。

それからペットについてですが、令和５年では都呂々中学校体育館ということですけども、体育館のフロアを区切って共用にする、貸すということなのか。それよりも小部屋を有する施設をですね、都呂々に限らず、各地区にひとつずつぐらい、坂瀬川、志岐、

富岡、都呂々各地区にひとつずつぐらいはですね、そういう小部屋のある施設を対象にされたらどうかと思いますが、いかがですか。

○議長（野﨑幸洋君）　総務課長。

○総務課長（福田誠一君）　浜口議員のご質問でございますが、令和５年度は町といたしまして、公共施設の利用を考えまして、このペット避難所に適したところ１箇所を選びまして、試験的に利用者数や利用状況を確認いたします。体育館でございますので、ゲージとかを置いて、その中に何人避難されてこられるか分かりませんが、簡易のテントを置きまして、部屋のようなやつを置いてですね、それぞれペットの同伴避難施設として、試験的に運用してまいりたいと思います。

各地区１箇所というのもご提案ありましたが、来年度はまず試験的に１箇所、どのような状況なのか、ペットを飼ってらっしゃる方の状況を確認しながら、今後、増やしていけたら増やしていきたいという考えでおります。

以上でございます。

○議長（野﨑幸洋君）　浜口雅英委員。

○５番（浜口雅英君）　増やしていけたらじゃなくてですね、やっぱ各地区に、都呂々だけじゃないでしょう。ペット飼うとらっとはですね。坂瀬川にもおられるし、志岐にもおられます。やっぱそういう形で常に全町的に、災害があったときどう対応していくかということに取り組んでください。

それから子育て環境の整備ですが、昨日の一般質問の中でもですね、県内の自治体で県南と県北が無償化に取り組んでいるという話がありました。３月８日の新聞では、さらに宇城市と美里町、錦町でも無償化、半額あるいは期限付きなど取り組んでおられるようです。

なぜ、苓北町はできないんですか。入り込み人口を増やすとの施策は口先だけでは通用しませんよ。私の試算では、給食材料費はですね、令和３年、児童・生徒、教職員全部で３，０８７万８，０００円。ここで教職員を除けばですね、２，６２０万円のようですけれども、このお金がないわけですか。

○議長（野﨑幸洋君）　町長。

○町長（山﨑秀典君）　子育て支援の対策につきましては、学校給食費の部分をですね、考えていないということではございません。昨日からお答えしておりますとおり、当然、今厳しい少子化中でですね、当然必要な施策だと考えております。

そういった状況の中で、昨日からも申しておりますとおり、国の方が異次元の少子化対策をやるというようなことで岸田総理がおっしゃっております。その内容がどうなのか、例えば、２歳未満の保育料にまで及ぶのか、あるいは児童手当の拡充になるのか、学校給食の軽減になるのか、そういった状況を踏まえた中で、そうなりますとそれに合

わせて当然、町の負担が出てまいります。そういったものを見ながら、そのほかで町独自でやれる子育て支援施策が何なのかというのを見極めた中で進めてまいりたいと思っておりますので、その一つとしては、学校給食費の軽減策も当然含んでおります。

以上でございます。

○議長（野﨑幸洋君）　浜口雅英君。

○５番（浜口雅英君）　ここの提案はですね、親御さんの負担を軽くする、そのことによって、苓北町の人口減少を止めると。止めることができればですね。ということは、よその自治体よりも苓北は良かなあという形に持っていかんと、よその自治体がされたことをずっとついていきよったっちゃ、いつまでたっても人口減少の歯止めはききませんよ。よそよりも少しでも良い制度にする。例えば、ちょっと話は違いますけれども、私たちが飲み屋さんに行くのに、どこの店がサービスがいいのか。そういうものだってサービスのいいところに行くわけでしょ。サービスのよくないところには行かんわけですよ。このサービスとは違いますけども、考え方がですね、ちょっとレベルが低いかもしれませんが。そういうことで、やっぱよその町が取り組んだら、それ以上のことをやっぱり苓北町がやっていく。そして、人口減少に歯止めをかけていく。そういうことが必要じゃないかと思います。

それから、農業振興でですけども、農業振興の中では、地域集落での話し合いによって、５年後、１０年後を見据えた地域計画を考えておられるようですけども、本町の農業従事者の年齢等についてはご存じと思いますけども、令和２年の従業者数は先程触れましたように３９７人。令和２年が国調では、４９歳以下が現在８１人で１０年後は３８人、６４歳以下が現在８９人で５９人、６５歳以上は現在２２７人が３００人になります。後継者不足とか従事者の高齢化対策はですね、大きな課題なんですけども、これが５年後、１０年後の感覚で取り組まれていいんでしょうか。もっと、短い、例えば、極端な話１年、２年、３年ごとの計画を立てていかんと、もう高齢者ばっかりになって、こういう計画が成立していくのかどうかという気がしますが、いかがですか。

○議長（野﨑幸洋君）　農林水産課長。

○農林水産課長（松井徹也君）　この地域計画の策定につきましては、令和６年度末までに策定をすることとなっておりますので、あと２年間で全町的に策定をする予定としておりますが、筆ごとのですね、どういった方が、その筆の農地をつくっていかれるのかという目標の地図を作成することにもなりますが、浜口議員がおっしゃってました、いろんな地域ごとのですね、課題がそれぞれたくさん、もちろん山間地ですとか、いろいろ地域ごとにまた異なった課題もあると思いますので、そういったものを直接、従事者の方々からですね、話を聞きながら策定していき、もちろん５年後、１０年後というのを見据えるんですけども、それは短期的に終わらないようなという意味の５年後、１

０年後を見据えたということですね。もちろん、すぐ打つべき施策は、早急にですね、５年後、１０年後待たずとも施策をしていくことになると思います。

○議長（野﨑幸洋君）　浜口雅英君。

○５番（浜口雅英君）　ちょっと一部繰り返しになりますけども、苓北町の農業は後継者不足とか、従業者の高齢化が大きな課題になっていると思います。だから、５年後ではですね、今の高齢者の人は、当然８０歳の人は８５歳、９０歳になってくるわけです。ですね、年齢が関係ないような短い期間での取り組みをすべきだということです。

それからイノシシの被害が言われますけども、いつも聞きますけども、この被害額はつかんでいないということでしたけども、今もつかんでおられませんか。

○議長（野﨑幸洋君）　農林水産課長。

○農林水産課長（松井徹也君）　議員からご指摘をいただいたからというわけでもありませんけども、私たちの方で、昨年の年末ぐらいから、今までももちろん林道パトロールを行っていたんですけども、イノシシの被害にスポットを当てた形ではなかったので、改めて、そこも含めたところで、今全線、まず林道ですね、パトロールを行っておりまして、まだ完全に全路線を回れた形ではありませんけども、まず手始めに林道におけるイノシシの被害、その被害の箇所数とですね、被害額を、今現在つかもうということで回っているところでございます。

○議長（野﨑幸洋君）　浜口雅英君。

○５番（浜口雅英君）　都呂々宮地岳線、都呂々福連木線ですか、の改良が早期着手の要望を重ねているということですけども、もうちょっと具体的にですね、道路のどの部分、例えば、起点から何メートルぐらいのところとか、全体で何箇所とか、うちそれの路側を修繕するとか、あるいは、山側の土留めを修理するとか、そういったものは考えておられるんでしょうか。この道路はですね、当初、質問しましたように都呂々地区の柑橘園のいうならば大動脈ですよね。これを取り組まないということでは、この農業振興に取り組まないということにもつながってくるんではないですか。

○議長（野﨑幸洋君）　土木管理課長。

○土木管理課長（田尻　悟君）　先程質問のですね、都呂々宮地岳線についてはですね、木場地区の方ですので、そちらの方には県に着手していただいております。質問の福連木都呂々線の方につきましては、まだ着工もされておりませんので、落石箇所等についてですね、至急連絡しながら、対策をお願いしているところなんですけれども、その分の全線について一応検討をお願いしますというところで、県の方に要望を重ねているところでございます。

以上です。

○議長（野﨑幸洋君）　浜口雅英君。

○５番（浜口雅英君）　もちろん全線ですけども、要望するときですね、全線というのは、受ける側はあまり関心を持たれませんよね。それよりもやっぱり行ってみれば分かります。写真撮ってここですたいて言うて行けばですね、これ危なかですよねということになりますので、もうちょっとそういう前向きの取り組みをしてください。

それから観光施設ですけども、首塚駐車場の利用が少ないのはコロナ禍ということで考えておられますけども、コロナ禍がなければ、何組、何人ぐらいの需要があるとか、お考えですか。それから建設時の入り込み客は何人を予定されておられましたか。私がお尋ねしたのは、あれだけ広大な駐車場を設置しているのにトイレはないと提起したものです。これだけ広い駐車場なのにトイレがないのはおかしいのではありませんかということでした。

なお、同駐車場の利用促進を考えた場合ですね、国道から三差路で首塚線に入っていきますけども、あの三差路をやっぱもうちょっと改修すべきではないかと。入りやすいようにですね。これは当然、国道も関わってきますので、県あたりとも十分話をされて、首塚駐車場に入りやすい、大型バスでも入りやすいような形の道路に計画すべきだと思います。先日、大型バスがたまたま出てくるところ見とったんですけども、ちょっとですね、私のように上手なものはいいですけども、一般的にはなかなか厳しいというような感じがしましたので、そこも検討されてはいかがですか。

○議長（野﨑幸洋君）　商工観光課長。

○商工観光課長（錦戸雅志君）　観光客が少ないということで、コロナ禍もありますけれども、コロナ禍だけじゃなくてですね、私どもの方は、当然、苓北町全体においでいただく方が少なくなったということもあってということで捉えております。決してコロナ禍だけとは考えておりませんので、やはり誘導の看板ですね、あそこまでのですね、そういったところもやっぱ今後、対策をしていく必要があるというふうに考えております。また、利用台数ですけれども、ちょっと手元に正確な資料を持っておりませんけれども、地権者の方からですね、快く土地も提供していただいて広い駐車場が整備できましたので。台数についてはちょっと把握しておりません。

○議長（野﨑幸洋君）　浜口雅英君。

○５番（浜口雅英君）　また、この件についてはですね、今後質問していきたいと思います。

それから人づくりについてですけども、人づくりの具体的な取り組みとして、各種産業団体によるまちづくり懇談会の開催を計画しておられるようです。期待が持てるような取り組みのようですけども、ところで子どもたちによる町づくりが今新聞に頻繁に掲載されています。本町でも４年程前に子ども議会が開催され、子どもたちが意見を述べていますが、これの総括はどのように処理されたのでしょうか。

さらに昨日の８日の一般質問でも、青年団の復活が問題提起されました。私も、町の高齢化が進む中で、高齢者の見守りのためにも青年団、あるいは女性の会の組織にお願いする部分は非常に出てくるというふうに思いますけども、その点どのような対応を考えておられますか。

○議長（野﨑幸洋君）　町長。

○町長（山﨑秀典君）　地域づくり実践塾につきましては、昨日からの答弁でもお答えをしているとおりなんですけども、若い方のご意見についても、当然お伺いをしたいと思っております。

昨年ですね、これ観光部門ではありましたけれども、町の観光振興を考える中で、天草拓心高校の生徒さんにですね、観光コンテンツの発表をしていただきました。大変、高校生の目からですね、町の観光施設を使った観光振興策を発表していただきまして、大変良い意見をお持ちでした。そういったことも勘案しながら、今回の地域づくり実践塾においては、そういった高校生の方、あるいは中学生の方、そういった方々のご意見も取り入れてまいりたいと思っております。

それから、昨日の田﨑議員の答弁の中で、青年団ということも申しましたけれども、以前は青年団の中で、年齢を超えた中で、あるいは業種を超えた中でいろいろ、地域づくり、町のあり方等について、意見を交わしたという、私も思いがあります。

そういった中でですね、今後はやはり、苓北町の未来を考えるためには、やはりそれぞれの方々、老若男女問わずですね、産業の異業種を含めて、そういった産業の部分を問わずですね、町の地域づくりのためにどうして行ったらいいのかということをですね、話し合いながら、町の未来を語る場をつくっていけたらと思っております。

以上でございます。

○議長（野﨑幸洋君）　浜口雅英君。

○５番（浜口雅英君）　河川とか海岸のですね、補修についてですが、苓北町は九州電力をかかえておって、そのエネルギーは県の１０分の８ですか、言うならばですね、九州の産業を支えているんですよ。やっぱそこら辺は強く苓北町、電源立地自治体としての位置づけを県、国にも強く発言されて、やっぱそれくらいの海岸ぐらいの補修にはお金を出せというぐらいの強い気持ちで取り組んでもらいたいと思います。

それから最近、線状降水帯でですね、異常な雨量がよく報告されています。現在、林道年平線の平山からいくと右側の旧水田跡に造成が進められておりますが、今、休止状態のような感じになっています。そういう状況はつかんでおられるのか。休止状態とすれば、いつ復活するのか、あるいはこのまま、そのまま休止状態のままで放置するのかどうか、教えてください。

○議長（野﨑幸洋君）　農林水産課長。

○農林水産課長（松井徹也君）　年平線沿いにあります農地改良、農地の嵩上げとしてされてる分なんですけども、一応、土砂をですね、土留めをつくって土砂を入れていくんですけど、なかなか土砂の受け入れの部分で、少し時間がかかっているようでございまして、あと４，０００立米ほど土砂が入ると当初の計画どおり埋め上がって農地の嵩上げが完了するというところなんですけども。休止状態というわけでもなくてですね、来年度は土地改良区の年柄ダムの堆積土砂を、そこに１，０００立米ぐらい入れることになってまして、あと３，０００立米は、ちょっと今のところまだ、具体的な、ここの土砂を持ってくるっていう計画は、当てはないみたいなんですけども、町の公共工事の土砂もそこに入れていきながら、早い段階での完成をですね、していけたらというふうに思います。

○議長（野﨑幸洋君）　土木管理課長。

○土木管理課長（田尻　悟君）　この河川の改修の件につきましては、アイデアをいただきましたので、九州電力による財源の取り扱い等につきまして、強く県の方に要望してまいりたいと思います。

以上です。

○議長（野﨑幸洋君）　浜口雅英君。

○５番（浜口雅英君）　工種は提案しておりません。私が提案したのはですね、事業の進め方ですよ。国管理、県管理のですね。それは、発電所から電源開発促進税がですね、かなり県の方にも行っていると思います。国税ですので国の方に行っておりますので、そういうものをですね、電源立地自治体にも戻してくれろということは言ってほしい。言ってほしいというよりも、言うべきではないかということでした。

よろしくお願いします。終わります。

○議長（野﨑幸洋君）　これで、浜口雅英君の一般質問を終わります。

これで、一般質問を終わります。

以上で、本日の日程は全部終了しました。

本日はこれで散会します。

なお、明日は午前９時３０分から本会議を開きます。

どなた様もお疲れさまでした。

－－－－－－－○－－－－－－－

散会　午後　１時３０分

令和５年３月１０日（金）

（第３日目）

令和５年第２回苓北町議会定例会会議録（第３日目）

令和５年第２回苓北町議会定例会は、令和５年３月１０日苓北町議会議場に招集された。

１．午前９時３０分開会

２．応招議員は次のとおりである。

１番	田嶋　健司	２番	山口　利生
３番	廣田　幸英	４番	松本　良人
５番	浜口　雅英	６番	田﨑　　稔
７番	倉田　　明	８番	錦戸　俊春
９番	高戸　幸雄（副議長）	１０番	野﨑　幸洋（議長）

３．不応招議員　なし

４．出席議員は、応招議員と同じである。

５．欠席議員は、不応招議員と同じである。

６．議会書記

事務局長	龍岡　　学	書記	田中　めぐみ

７．地方自治法第１２１条の規定により議案説明に出席した者は、次のとおりである。

町長	山﨑　秀典	教育長	濵﨑　敏和
総務課長	福田　誠一	税務住民課長	吉本　英明
企画政策課長	宮﨑　良成	教育課長	西川　文孝
土木管理課長	田尻　　悟	農林水産課長	松井　徹也
商工観光課長	錦戸　雅志	水道環境課長	松本　康秀
福祉保健課長	本田　　保	健康増進室長	田尻　康彦
会計課長	松村　保則	行革ﾃﾞｼﾞﾀﾙ対策室長	山下　晃弘

８．議事日程

日程第　１　議案第　１号　苓北町個人情報保護法施行条例の制定について
日程第　２　議案第　２号　苓北町個人情報保護審査会条例の制定について
日程第　３　議案第　３号　苓北町町営住宅等基金条例の制定について
日程第　４　議案第　４号　苓北町職員の定年等に関する条例の一部を改正する条例について
日程第　５　議案第　５号　職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例について
日程第　６　議案第　６号　苓北町職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例について
日程第　７　議案第　７号　公益的法人等への苓北町職員の派遣等に関する条例の一部を改正する条例について
日程第　８　議案第　８号　苓北町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について
日程第　９　議案第　９号　職員の懲戒の手続及び効果に関する条例の一部を改正する条例について
日程第１０　議案第１０号　苓北町人事行政の運営の状況の公表に関する条例の一部を改正する条例について
日程第１１　議案第１１号　苓北町職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例について
日程第１２　議案第１２号　苓北町会計年度任用職員の報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部を改正する条例について
日程第１３　議案第１３号　苓北町国民健康保険税条例の一部を改正する条例について
日程第１４　議案第１４号　苓北町国民健康保険財政調整基金条例の一部を改正する条例について
日程第１５　議案第１５号　苓北町介護給付費準備基金の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例について
日程第１６　議案第１６号　苓北町人権擁護に関する条例の一部を改正する条例について
日程第１７　議案第１７号　苓北町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について
日程第１８　議案第１８号　苓北町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について

日程第１９　議案第１９号　苓北町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について
日程第２０　議案第２０号　苓北町国民健康保険条例の一部を改正する条例について
日程第２１　議案第２１号　苓北町後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例について
日程第２２　議案第２２号　苓北町富岡城公園施設設置条例の一部を改正する条例について
日程第２３　議案第２３号　令和５年度苓北町一般会計予算
日程第２４　議案第２４号　令和５年度苓北町坂瀬川財産区特別会計予算
日程第２５　議案第２５号　令和５年度都呂々財産区特別会計予算
日程第２６　議案第２６号　令和５年度苓北町国民健康保険特別会計予算
日程第２７　議案第２７号　令和５年度苓北町介護保険特別会計予算
日程第２８　議案第２８号　令和５年度苓北町後期高齢者医療特別会計予算
日程第２９　議案第２９号　令和５年度苓北町水道特別会計予算
日程第３０　議案第３０号　令和５年度苓北町下水道特別会計予算
日程第３１　議案第３１号　令和５年度苓北町農業集落排水特別会計予算
日程第３２　議案第３２号　令和５年度特定地域生活排水処理事業特別会計予算
日程第３３　議案第３３号　令和５年度苓北町宅地造成事業特別会計予算
日程第３４　議案第３４号　令和４年度苓北町一般会計補正予算（第８号）
日程第３５　議案第３５号　令和４年度苓北町介護保険特別会計補正予算（第４号）
日程第３６　議案第３６号　令和４年度苓北町水道特別会計補正予算（第５号）
日程第３７　議案第３７号　令和４年度苓北町下水道特別会計補正予算（第４号）
日程第３８　議案第３８号　令和４年度苓北町農業集落排水特別会計補正予算（第３号）
日程第３９　議案第３９号　令和４年度苓北町宅地造成事業特別会計補正予算（第２号）
日程第４０　議案第４０号　熊本県市町村総合事務組合の共同処理する事務の変更及び規約の一部変更について
日程第４１　同意第　３号　副町長の選任について

９．議事の顛末

開会　午前９時３０分

○議長（野﨑幸洋君）　おはようございます。

只今の出席議員数は１０人です。定足数に達しておりますので、只今から本日の会議を開きます。

第１８期における苓北町議会運営に関する申し合せ事項により、本会議における発言時間の制限、質疑時間の制限、同一議題につき、計３回までを合わせて１５分以内に制限する。（質疑、再質疑、再々質疑については、その間の執行部の答弁を挟み、連続したものでなければならない。）としました。

会議の能率的運営と平等な発言を保障するといった意味です。

このようなことで、今後、議事運営を行ってまいります。

電光掲示板で残り時間の表示をいたします。なお、執行部の答弁につき、時間の制限は設けませんが、簡潔明瞭、要領よく行い、無駄のない、重複のない、的確な答弁となるようにしてください。

○議長（野﨑幸洋君）　日程第１、議案第１号、苓北町個人情報保護法施行条例の制定について、日程第２、議案第２号、苓北町個人情報保護審査会条例の制定については、関連ある提案となるため、一括議題としたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

［「異議なし」と呼ぶ者あり］

○議長（野﨑幸洋君）　異議なしと認めます。

議案第１号と議案第２号を一括議題とします。

－－－－－－－○－－－－－－－

日程第　１　議案第１号　苓北町個人情報保護法施行条例の制定について

日程第　２　議案第２号　苓北町個人情報保護審査会条例の制定について

○議長（野﨑幸洋君）提案理由の説明を求めます。

総務課長。

○総務課長（福田誠一君）　議案第１号、苓北町個人情報保護法施行条例の制定について。

苓北町個人情報保護法施行条例を次のように制定することとする。

令和５年３月８日提出。苓北町長　山﨑秀典。

提案理由でございますが、令和３年５月に個人情報の保護に関する法律（平成１５年法律第５７号）が改正され、これまで各自治体で定めていた個人情報保護制度について、令和５年４月１日から全国共通ルールで施行されることになり、補足部分、町の独自適用分でございますが、各自治体の施行条例で定める形に変更されたことに伴い、従来の苓北町個人情報保護条例を廃止し、新たに個人情報保護法施行条例を制定する必要があ

るためでございます。

次のページをお願いいたします。

まず、第２条の第２項「実施機関」につきましては、現行条例において定義していた実施機関から議会を除き、新たに財産区を加えるものでございます。議会につきましては、国会や裁判所などと同様に、改正法による適用の対象外となっていることから、本条例からは除外しております。財産区につきましては、特別地方公共団体として、改正法による個人情報保護制度の適用対象となっていることから、実施機関に追加をいたします。併せて財産区につきましては、苓北町情報公開条例の実施機関にも追加をいたします。

２ページをお願いいたします。

第５条の開示決定等の期限につきましては、通常の期限を現行条例と同様に「開示請求日の翌日から起算して１４日以内」とし、延長後の期限を「通常の期限の翌日から起算して３０日以内」までといたします。

条例第６条の開示請求に係る手数料については、現行条例と同様に無料とし、写しの交付に係る実費相当額を徴収するものです。

附則といたしまして、この条例は、令和５年４月１日から施行する。

３ページをお願いいたします。

第２条で、苓北町個人情報保護条例は廃止する。

４ページをお願いいたします。

附則第５条から第７条につきましては、今回条例改正に伴い、条例中の文言を改めるものであり、第６条につきましては、今回条例改正に伴い、苓北町情報公開条例の実施機関に新たに財産区を加えるものです。

以上が、議案第１号の説明でございます。

続きまして、議案第２号、苓北町個人情報保護審査会条例の制定について。

苓北町個人情報保護審査会条例を次のように制定することとする。

令和５年３月８日提出。苓北町長　山﨑秀典。

提案理由でございますが、令和３年５月に個人情報の保護に関する法律（平成１５年法律第５７号）が改正され、これまで各自治体で定めていた個人情報保護制度について、令和５年４月１日から全国共通ルールで施行されることになり、補足部分、町の独自適用分でございますが、各自治体の施行条例で定める形に変更されたことに伴い、従来の苓北町個人情報保護条例のうち、審査会に係る部分を分離独立させ、新たに個人情報保護審査会条例を制定する必要があるためでございます。

次のページをお願いします。

第２条の第１項で実施機関の定義、第４条から６条までは組織などを規定しておりま

す。

２ページをお願いいたします。

第７条では、審査会の調査の権限などを規定しております。

３ページをお願いいたします。

第１２条では、罰則の規定がありますが、改正法に審査会委員の罰則規定の記載がありませんので、現行条例に規定しているものと同額を規定しております。

附則といたしまして、この条例は、令和５年４月１日から施行する。

以上、ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（野﨑幸洋君）　説明が終わりました。

これから一括質疑を行います。質疑ありませんか。

［「なし」と呼ぶ者あり］

○議長（野﨑幸洋君）　質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論はありませんか。

［「なし」と呼ぶ者あり］

○議長（野﨑幸洋君）　討論なしと認めます。

議案第１号、苓北町個人情報保護法施行条例の制定についてを採決します。

本案は、原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

［「異議なし」と呼ぶ者あり］

○議長（野﨑幸洋君）　異議なしと認めます。

したがって、議案第１号、苓北町個人情報保護法施行条例の制定については、原案のとおり可決することに決定しました。

議案第２号、苓北町個人情報保護審査会条例の制定についてを採決します。本案は、原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

［「異議なし」と呼ぶ者あり］

○議長（野﨑幸洋君）　異議なしと認めます。

したがって、議案第２号、苓北町個人情報保護審査会条例の制定については、原案のとおり可決することに決定しました。

－－－－－－－－○－－－－－－－－

日程第　３　議案第３号　苓北町町営住宅等基金条例の制定について

○議長（野﨑幸洋君）　日程第３、議案第３号、苓北町町営住宅等基金条例の制定についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

土木管理課長。

○土木管理課長（田尻　悟君）　議案第３号、苓北町町営住宅等基金条例の制定につい

て。

苓北町町営住宅等基金条例を、別紙のとおり制定することとする。

令和５年３月８日提出。苓北町長　山﨑秀典。

提案理由でございます。苓北町町営住宅等基金を設置することにより、町営住宅等の建設、解体、修繕または改良事業に要する資金を積み立てる必要があるため、提案するものでございます。

次のページをご覧ください。苓北町町営住宅等基金条例（案）について、読み上げさせていただきます。

第１条、設置。苓北町町営住宅管理条例（平成９年苓北町条例第２６号）第２条第１号に規定する町営住宅、苓北町特定公共賃貸住宅管理条例（平成１３年苓北町条例第１号）第２条第１号に規定にする特定公共賃貸住宅、苓北町西原住宅管理条例（平成１８年苓北町条例第１８号）、苓北町一般住宅維持管理規程（昭和５５年苓北町規定第５号）第２条第１項に規定する一般住宅及びその共同施設（以下「町営住宅等」という。）の建設、解体、修繕又は改良事業（以下「事業」という。）の資金に充てるため、苓北町町営住宅等基金（以下「基金」という。）を設置する。

第２条、積立て。次の各号に掲げるものは、基金として積み立てるものとする。

同項第１号、町営住宅等の使用料収入のうち、収入のあった年度において、町営住宅等に係る経費の財源に充てたのち、なお生じた余剰金の全部又は一部の額。

同項第２号、町営住宅等の用地を他の公共目的のために使用することに伴う収入。

同項第３号、町営住宅等の用途を廃止した建物及び土地の譲渡又は賃貸借に伴う収入。

同項第４号、前条の目的のための寄付金。

第３条、管理。基金に属する現金は、金融機関への預金その他最も確実かつ有利な方法により保管しなければならない。

同第２項、基金に属する現金は、必要に応じ、最も確実かつ有利な有価証券に代えることができる。

第４条、運用益金の処理。基金の運用から生ずる収益は、一般会計歳入歳出予算に計上して、この基金に編入するものとする。

第５条、処分。基金は、次の各号にいずれかに該当する場合に限り、全部又は一部を処分することができる。

同項第１号、町営住宅等の事業の実施に必要な財源に充てるとき。

同項第２号、町営住宅等の事業の実施に係る町債の償還の財源に充てるとき。

第６条、繰替運用。町長は、財政上必要があると認めるときは、確実な繰戻しの方法、期間及び利率を定めて、基金に属する現金を歳計現金に繰り替えて運用することができる。

第７条、委任。この条例を定めるもののほか、基金の管理及び処分に関し必要な事項は、町長が別に定める。

附則、この条例は、公布の日から施行することとしております。

補足説明をさせていただきます。

現在の町営住宅等の耐用年限の経過状況は、１０４戸のうち、令和４年度末現在で８戸が経過しています。今後１０年間で２０戸、全体の２６．９％が耐用年限を迎えることとなります。また、建て替えの交付金対象となる耐用年限２分の１の経過状況は、令和４年度末で４０戸、今後の１０年間で、残り全て６４戸が交付金を活用した建て替え検討対象住宅になります。

このような状況を鑑み、令和５年度は、町営住宅等の大規模改修計画もないことから、町営住宅使用料から町営住宅等に係る経費を差し引くと余剰金が生じることとなるため、その余剰金を町営住宅等の建設、解体、修繕又は改良事業に要する資金として積み立て、将来必要な町営住宅等の事業及び町債の償還の財源に充て、持続的な町営住宅等の供給に必要な財源を確保しておくため制定するものでございます。

なお、令和５年度予算案には、基金積立額として９００万円を計上させていただいております。

以上、ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（野﨑幸洋君）　説明が終わりました。

これから質疑を行います。質疑はありませんか。

山口利生君。

○２番（山口利生君）　私も町営住宅がですね、老朽化して、この度の選挙で回ったときに、非常に、一旦出た後の部屋っていうのが非常に汚い。外から見ても、サッシの中にもう大分汚れたりしていましてですね、なかなか次の人が見に来たときに、これならばやめようというような住宅が多々あるような気がします。

先程、使用料収入から支出を引いたら今年度、残が残ると。そのために、基金を作って積み立てるというふうな話がありましたけれども、それ以前に、もう非常に、入ってる人たちからですね、修繕の依頼っていうものがあっても、予算がない、予算がないということで、町としては対応してないような気がします。そういうのは実際やってはいらっしゃらないかと思いますけれども、如何せんやっぱり確かに老朽化してですね、住んでる方にとっては、もう少し何とかしてもらえんかというような要望がきてるかなと思います。そういうことも踏まえた上でですね、基金の方に積み立てるということは必要かと思います。

私はもう、積立ての１項の使用料から維持管理を引いたら、多分、一般会計から持ち出しと今まで考えておりました。今の説明では、逆に使用料収入が上回るというような

説明があって、上回るものを一般会計の中でまたほかの当然、来年度に積み立てるときは一般財源で、当然処理していきますけれども、それがどこに行くかわからないというのが予算ですからですね。だからそれについてはきちんと目的のために、基金として積み立てたいという気持ちは分かりますけれども、余りにもその財政がきついということで、逆に維持、修理費そのものを抑えているというふうになるのは本末転倒ではないかというふうに考えます。当然、建物の解体っていうのは、単年度ですれば相当な金額がかかるということで、基金をつくるのはいいかと思いますが、今、２番、３番、４番っていうのがありますけれども、第２条のですね、２項、３項、４項、これについても、これから、このようなことがですね、起こるということが予定されているのかどうか。

その点も含めてお伺いいたします。

○議長（野﨑幸洋君）　土木管理課長。

○土木管理課長（田尻　悟君）　まず、第１点目の修繕の要望につきましては、その都度ですね、補正予算で計上させていただきながら修繕を行っております。

それで、２点目の質問の建物関係について、今後の状況なんですけども、令和５年から令和１４年度までの現在、修繕計画が１億２，０００万円ほどの経費が必要というところで計画を進めておりまして、それを積み立てたり、取り崩したりというところの中で計画を行っております。また、建物につきましては今後、西原等の住宅もございますので、その解体等にもですね、必要な部分が出てくると思っておりますので、その分について積立てていくこととしております。

以上です。

○議長（野﨑幸洋君）　山口利生君。

○２番（山口利生君）　そういうふうに解体、改修、新築というのが予定があるとすれば、当然、中学校の基金積立ててますよね。予算で積み立てるというような項目もひとつ置いとかないと、この１、２、３、４だと、計画的な基金の積立てというもの自体が非常に不安定じゃないかなというところがあります。本当に計画的に、その年度で実施しようと思うのであれば、町長が予算で基金に積み立てるというような項目もないと、計画的な積立てができないんじゃないかというふうに思います。

それはそういう状態になれば、また条例改正等で、そういう意図的といいますか、計画的な基金積立てというのもできるような仕組みをつくっとった方がいいのかなと。なかなか寄附金が、ふるさと納税とかでですね、やっぱり町民の住む建物については、私が寄附してあげようというような奇特な方がいらっしゃればいいんですけど、なかなかその町営住宅のためにっていう目的で寄附していただくような方はいらっしゃらないのかなと。ただ、他の公共目的のために使用させるというようなことがですね、今現在の町営住宅の敷地の中とかあってるのかなと思ったもんですから、ここで貸付収入という

ものの予定があるのかと思ってですね。今お聞きしたところです。それはないんですね。分かりました。

最後に、今さっき言った予算で基金を積み立てるというようなことは、この条例の中でいくとできないという解釈でよろしいんでしょうかね。そこだけ確認したいと思います。

○議長（野﨑幸洋君）　町長。

○町長（山﨑秀典君）　只今の件ですけど、これにつきましては、先程、土木管理課長が申しましたように、将来的に町営住宅の改修等が出てまいります。そのために、その部分でですね、基金を積立てて、それを充当していこうということでございます。

ただ、それ以上に改築費用がかかる場合は、補正予算等で一般財源をまた別途充てるという形になろうと思います。

○議長（野﨑幸洋君）　よろしいですか。ほかに質疑ありますか。

浜口雅英君。

○５番（浜口雅英君）　やっぱり具体的に金額を設定する。例えば、５年間で１億円とか、１０年で１０億円とか、そういう考えはないんですか。

○議長（野﨑幸洋君）　土木管理課長。

○土木管理課長（田尻　悟君）　今のご質問ですけれども、この１０年間で一応この修繕費が１億２，０００万円ほど必要というところで考えてまして、この余剰金で積立てていくと、取り崩しながらですので、ほぼ基金がたまらない状況になっておりますので、ほかの事業については、先程、町長が申しましたとおり一般財源の方で、事業を実施していくことになるかと思っております。

以上です。

○議長（野﨑幸洋君）　浜口雅英君。

○５番（浜口雅英君）　あんまり金額がですね、見込めないのならば、あえてこういう条例をつくる必要があるのかというふうに思います。

○議長（野﨑幸洋君）　土木管理課長。

○土木管理課長（田尻　悟君）　この基金の条例をつくった原因につきましては、令和５年、令和６年度は大きな事業がないものですから、次にかかる令和８年、令和９年には約２，０００万円程度の修繕費が必要ですので、その分をこの収入から賄いながら事業ができればというところの中でつくった目的でございます。

以上です。

○議長（野﨑幸洋君）　ほかに質疑ありますか。

松本良人君。

○４番（松本良人君）　ちょっとこの問題から、条例の問題からちょっと離れとると思

いますけれども、この際ですね、何かやっぱり独立して、独立採算制というような感じで、明確にどのくらいぐらい収入があって、どのくらいぐらい経費がありますよというような形、あるいは特別会計ですね。そういった会計の方が、いろいろやりやすいんじゃなかろうかな。そうした場合は、例えば、耐用年数が来ていても、金がないときには補強して使う。そういった形もとれるんじゃなかろうかと思います。実際、ご存じのとおり、私もアパートを持っておりますけれども、やっぱりそこら辺はですね、入念な収支の上でやっぱりやった方が、将来使われる方にもあるいは募集する上でも、町の金を使う上でも、明確にできるんじゃなかろうか。今の場合は、収入が上がれば、一般会計に入れとって、どんぶり勘定になってしもうて、足らんときは、一般会計から繰り入れるというような形になってしまいますんで、今後の問題としてですね、そういった形に移行することも考えられるんじゃなかろうかと思いまして、これは提起です。問題提起です。そこら辺を考えていただければなと思うんですけれども、いかがでしょうかね。

○議長（野﨑幸洋君）　総務課長。

○総務課長（福田誠一君）　今の土木の住宅関係の特別会計につきましては、住民サービスの一環でもございますので、一般会計の方で今後も、会計の方はしていきたいと思います。

令和５年度の住宅の一般管理費全体でございますが、令和５年度は１，７３０万４，０００円の支出でございます。その財源といたしましては、使用料、住宅の収入等々で財源はその他財源１，７３０万４，０００円。一般財源ゼロでございます。と言うことになりまして、来年度の当初予算におきましては、基金積立てを９００万円行います。田尻土木管理課長が言いましたとおり、あと２、３年後に修繕がございますので、２年間で例えば９００万円、来年９００万円積立てをいたしまして、その次の年に２，０００万円近く修繕費が要りますので、その基金を崩しまして、対応していきたいと考えております。

以上でございます。

○議長（野﨑幸洋君）　松本良人君。

○４番（松本良人君）　確かにすばらしい管理の方法だと思いますけれども、我々から言わせてみれば、例えば、住宅には年間収入が今のところは、３００万円ありますよと。そのうちに経費が２５０万円あります。あと５０万円が利益として残りますと、そしてその利益として残ったのを、その会計の中で積立てていって、この残ったやつで、修理は、どこをせにゃいかんのじゃなかろうかというような感じで、した方が明確なやり方じゃなかろうかと。どうしてもそれで足らないときには、一般会計から繰り入れてもらう。要するに水道とかなんかと一緒ですよね。水道あたりもその中でやっていくと。その中でやっていってどうしても足らないものは一般会計から補填すると。余ったものは

積立てていく。そうした場合は、明確にこの住宅の管理全体で、どのくらいぐらい経費が要りますよ、どのくらいぐらい収入が上がっていますよということができるんじゃなかろうかというような提起をしただけですね。

そういうことで年次計画にぴしゃっとしたルールがあればいいわけですけれども、ややもすると、住宅でぽっと上がってきたやつをですね、一般会計の何ともつくれんとに使われる可能性も無きにしも非ずなんじゃなかろうかと思います。そこら辺を防止する１つの方法だと思いますんで、本質的には、上がった分で運営をしていくと。余ったら修理とか何かに手をかけていくというような方が、明確にできるのはやっぱりそういった独立的な考え方でもっていった方が良くはなかろうかと思って、提起したわけですけれども、総務課長そういった意見でございますが、今後はですね、私はそういったことがいいんじゃなかろうかと思っております。今後の課題として、ひとつ持っていていただければと思っております。

以上です。

○議長（野﨑幸洋君）　答弁よろしいですね。

○４番（松本良人君）　いりません。

○議長（野﨑幸洋君）　ほかに質疑ありませんか。

［「なし」と呼ぶ者あり］

○議長（野﨑幸洋君）　ほかに質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありませんか。

［「なし」と呼ぶ者あり］

○議長（野﨑幸洋君）　討論なしと認めます。

議案第３号、苓北町町営住宅等基金条例の制定についてを採決します。

本案は、原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

［「異議なし」と呼ぶ者あり］

○議長（野﨑幸洋君）　異議なしと認めます。

したがって、議案第３号、苓北町町営住宅等基金条例の制定については、原案のとおり可決することに決定しました。

○議長（野﨑幸洋君）　日程第４、議案第４号、苓北町職員の定年等に関する条例の一部を改正する条例について、日程第５、議案第５号、職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例について、日程第６、議案第６号、苓北町職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例について、日程第７、議案第７号、公益的法人等への苓北町職員の派遣等に関する条例の一部を改正する条例について、日程第８、議案第８号、苓北町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について、日程第９、議案第９号、職員の懲戒の手続及び効果に関する条例の一部を改正する条例について、日程

第１０、議案第１０号、苓北町人事行政の運営の状況の公表に関する条例の一部を改正する条例についてまでの７件は、関連ある提案となるため、一括議題としたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

［「異議なし」と呼ぶ者あり］

○議長（野﨑幸洋君）　異議なしと認めます。

議案第４号から議案第１０号までを一括議題とします。

－－－－－－－－○－－－－－－－－

日程第　４　議案第　４号　苓北町職員の定年等に関する条例の一部を改正する条例について

日程第　５　議案第　５号　職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例について

日程第　６　議案第　６号　苓北町職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例について

日程第　７　議案第　７号　公益的法人等への苓北町職員の派遣等に関する条例の一部を改正する条例について

日程第　８　議案第　８号　苓北町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について

日程第　９　議案第　９号　職員の懲戒の手続及び効果に関する条例の一部を改正する条例について

日程第１０　議案第１０号　苓北町人事行政の運営の状況の公表に関する条例の一部を改正する条例について

○議長（野﨑幸洋君）　提案理由の説明を求めます。

総務課長。

○総務課長（福田誠一君）　議案第４号、苓北町職員の定年等に関する条例の一部を改正する条例について。

苓北町職員の定年等に関する条例の一部を、別紙のとおり改正することとする。

令和５年３月８日提出。苓北町長　山﨑秀典。

提案理由でございますが、地方公務員法の一部を改正する法律（令和３年法律第６３号）の施行等を踏まえ、職員の定年を引き上げるとともに、管理監督職勤務上限年齢及び定年前再任用短時間勤務制を導入すること等に伴い、本条例の一部を改正する必要があるためでございます。

改正内容につきましては、新旧対照表により、根拠法令の改正の条ずれ等以外の部分について説明いたしますので、新旧対照表の１ページをお開きください。右側が改正前、左側が改正後、下線部分が改正部分となります。

第３条では、職員の定年を年齢６０歳から年齢６５歳へするものです。

３ページをお願いいたします。

第７条では、管理監督職勤務上限年齢を６０歳までと改めるものです。

４ページをお願いいたします。

附則第３項では、令和５年４月１日から令和１３年３月３１日までの間に段階的に定年年齢を引き上げるものでございます。

条例本文３ページに戻っていただきまして、附則、第１条、この条例は令和５年４月１日から施行する。ただし、附則第４項の規定は公布の日から施行する。

第２条、条例第４条に規定する定年による退職の特例についての経過措置です。

４ページをお願いいたします。

第３条は、６５歳定年となる令和１４年３月までの間は、段階的な定年延長により退職した者であっても、６５歳になるまでは、暫定再任用職員として任用できるようにするための経過的措置です。

６ページをお願いいたします。

第４条は、施行日前に退職した者で、定年前再任用短時間勤務職員として退職年齢制限を超えている者について、暫定再任用の短時間勤務職員として採用できる暫定再任用制度です。

第５条は、施行日以後に新たに設置された職と条例を定める職については、そのままでは施行日の適用を受けないため、条例で該当する職と年齢を定めるものです。

７ページをお願いします。

第６条は、暫定短時間再任用の場合も、定年前再任用短時間勤務職員の規定を準用することにより、改正附則第５条と同じように条例で定める必要があるためです。

第７条は、施行日以後に新たに設置された職と条例で定める職については、そのままでは施行日の適用を受けないため、条例で定めるものです。

８ページをお願いします。

第８条は、定年の段階的引き上げ期間中においては、定年前再任用短時間勤務職員の任期終了時点で再び定年前となる場合があるが、改めて定年前再任用短時間勤務職員に採用することができないことの規定です。

第９条は、施行日は令和５年４月１日ですが、その前であっても必要な情報提供・意思確認を行えるよう、その対象として基準となる職員の年齢を６０歳と規定するものです。

第１０条は、苓北町の再任用に関する条例（平成２５年苓北町条例第４号）を廃止するものです。

以上が、議案第４号の説明です。

続きまして、議案第５号、職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例について。

職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を、別紙のとおり改正することとする。

令和５年３月８日提出。苓北町長　山﨑秀典。

提案理由でございますが、地方公務員法の一部を改正する法律（令和３年法律第６３号）の施行等を踏まえ、６０歳を超える職員の勤務時間を定めること等に伴い、本条例の一部を改正する必要があるためでございます。

改正内容につきましては、新旧対照表により、根拠法令の改正の条ずれ等以外の部分について説明いたしますので、新旧対照表の２ページをお開きください。右が改正前、左が改正後、下線部分が改正部分となります。

第１２条は、従来は、「苓北町職員の再任用に関する条例」と「苓北町再任用職員の任期、勤務時間、休暇等に関する規則」で規定しておりましたが、それらが廃止されることに伴い必要な規定を追加するものです。

それでは、条例本文に戻っていただきまして、附則、第１条、この条例は、令和５年４月１日から施行する。

第２条で、暫定再任用職員制の導入に伴う経過措置として、暫定再任用短時間勤務職員について、定年前再任用短時間勤務職員とみなして本条例を適用する。

以上が、議案第５号の説明です。

続きまして、議案第６号、苓北町職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例について。

苓北町職員の育児休業等に関する条例の一部を、別紙のとおり改正することとする。

令和５年３月８日提出。苓北町長　山﨑秀典。

提案理由でございますが、地方公務員法の一部を改正する法律（令和３年法律第６３号）の施行等を踏まえ、定年前再任用短時間勤務職員制を導入すること等に伴い、本条例の一部を改正する必要があるためでございます。

改正内容につきましては、新旧対照表により、根拠法令の改正の条ずれ等以外の部分について説明いたしますので、新旧対照表をお開きください。右が改正前で、左が改正後、下線部分が改正部分となります。

第１７条は、育児休業法第１９条第１項は、部分休業をすることができない職員を、第１８条は、部分休業等の承認についてを条例を定める内容です。

それでは、条例本文に戻っていただきまして、附則、第１条、この条例は、令和５年４月１日から施行する。

第２条は、暫定再任用短時間勤務職員について、定年前再任用短時間勤務職員とみなして本条例を適用するものです。

以上が、議案第６号の説明でございます。

続きまして、議案第７号、公益的法人等への苓北町職員の派遣等に関する条例の一部を改正する条例について。

公益的法人等への苓北町職員の派遣等に関する条例の一部を、別紙のとおり改正することとする。

令和５年３月８日提出。苓北町長　山﨑秀典。

提案理由でございますが、地方公務員法の一部を改正する法律（令和３年法律第６３号）の施行等を踏まえ、定年前再任用短時間勤務職員制を導入すること等に伴い、本条例の一部を改正する必要があるためでございます。

改正内容につきましては、公益的法人等への苓北町職員の派遣等に関する条例（平成３０年苓北町条例第２号）の一部を次のように改正するもので、第２条第２項第１号中の「第２８条の４第１項又は第２８条の６第１項」（再任用職員）を「第２２条の４第１項」（定年前再任用短時間勤務職員）に改めるものでございます。

附則、この条例は、令和５年４月１日から施行する。

以上が、議案第７号の説明です。

続きまして、議案第８号、苓北町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について。

苓北町職員の給与に関する条例の一部を、別紙のとおり改正することとする。

令和５年３月８日提出。苓北町長　山﨑秀典。

提案理由でございますが、地方公務員法の一部を改正する法律（令和３年法律第６３号）の施行等を踏まえ、６０歳を超える職員の給与の特例を定めること等に伴い、本条例の一部を改正する必要があるためでございます。

改正内容につきましては、新旧対照表により根拠法令の改正の条ずれ等以外の部分について説明いたしますので、新旧対照表の２ページをお開きください。右が改正前で、左が改正後、下線部分が改正部分となります。

第２０条は、今まで再任用職員に勤勉手当を支給していませんでしたが、定年延長した職員には勤勉手当が支給されることから、今回の改正を機に、第３項に定年前再任用短時間勤務職員に対する勤勉手当の支給規定を追加するものです。

附則第２項は、定年延長職員の給料月額を、当分の間、６０歳を超えた職員の給与月額は、直前の給与月額に１００分の７０を乗じて得た額とするものです。

３ページをお開きください。

第３項は、前項で６０歳を超えた定年延長職員の給料を７割とする規定にしているが、その規定を適用しない職員の規定です。

第４項及び５項は、元管理職が降格（６級から５級の場合とかでございます）した場

合、７割の元となる給料月額が下がり、その７割が支給額となるが、元の給料の７割との差額を管理監督職勤務上限年齢調整額として支給するための規定でございます。

４ページをお開きください。

１０ページまででございますが、別表第１の行政職給料表の職員区分欄を再任用職員以外の職員から定年前再任用短時間勤務職員以外の職員に改めるものでございます。

１１ページをお願いいたします。

同じく職員区分欄を再任用職員から定年前再任用短時間勤務職員に改めるものでございます。

それでは、条例本文３ページに戻っていただきまして、附則、第１条、この条例は、令和５年４月１日から施行する。

第２条は、暫定再任用職員の給料月額は、定年前再任用短時間勤務職員とした場合の職務の級の定年前再任用短時間勤務職員の項の月額とする。短時間の場合は、これを基準給料月額として、勤務日数・時間に応じて給料月額を決定する。時間外勤務手当・期末手当・勤勉手当は、定年前再任用短時間勤務職員と同じとするものでございます。

以上が、議案第８号の説明でございます。

続きまして、議案第９号、職員の懲戒の手続及び効果に関する条例の一部を改正する条例について。

職員の懲戒の手続及び効果に関する条例の一部を、別紙のとおり改正することとする。

令和５年３月８日提出。苓北町長　山﨑秀典。

提案理由でございますが、地方公務員法の一部を改正する法律（令和３年法律第６３号）の施行等を踏まえ、６０歳を超える職員の給与の特例を定めること等に伴い、本条例の一部を改正する必要があるためでございます。

改正内容につきましては、新旧対照表により説明いたしますので、新旧対照表をお開きください。右が改正前、左が改正後、下線部分が改正部分となります。

定年延長等によって、給料月額が７割になった場合、懲戒による給料の減額は、７割となった後の給料月額（会計年度任用職員の場合は報酬月額）の１０分の１を限度とする規定を追加するものでございます。

前のページに戻っていただきまして、附則、この条例は、令和５年４月１日から施行する。

以上が、議案第９号の説明でございます。

続きまして、議案第１０号、苓北町人事行政の運営の状況の公表に関する条例の一部を改正する条例について。

苓北町人事行政の運営の状況の公表に関する条例の一部を、別紙のとおり改正することとする。

令和５年３月８日提出。苓北町長　山﨑秀典。

提案理由でございますが、地方公務員法の一部を改正する法律（令和３年法律第６３号）の施行等を踏まえ、６０歳を超える職員の勤務時間や給与の特例を定めること等に伴い、本条例の一部を改正する必要があるためでございます。

改正内容につきましては、苓北町人事行政の運営の状況の公表に関する条例（平成１７年苓北町条例第３号）の一部を次のように改正するもので、第３条中「第２８条の５第１項に規定する短時間勤務の職を占める再任用職員」を、「第２２条の４第１項に規定する短時間勤務の職を占める職員」に改めるものでございます。

附則、この条例は、令和５年４月１日から施行する。

以上が、第１０号の説明でございます。

説明が長くなりましたが、今回の議案第４号から第１０号につきましては、職員の定年延長等に関するものでございます。ポイントといたしまして、１点目に定年が段階的に６５歳まで延長されること。例えば、昭和３８年生まれの職員が６１歳まで、昭和３９年生まれの職員が６２歳までとなります。２点目に管理職の上限が６０歳までとなり、その後は、管理職以外になります。３点目に６０歳を超えた常勤の定年延長職員の給料は、最後の給料の７割になることが主な改正点でございます。

以上、ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（野﨑幸洋君）　説明が終わりました。

これから一括質疑を行います。質疑はありませんか。

山口利生君。

○２番（山口利生君）　非常にたくさんの条例があってですね、頭の中が混乱してるんですが、大体大まかな流れというのは分かったんですが、一部分かんないところがあるもんですから、教えていただきたいと思いますが、管理職が６０歳で、もう定年退職したら終わると。だから、定年が６１、６２、６５歳になろうが、６０歳でやっぱり新陳代謝を行うという目的で、６０歳で管理職は引いてもらうというようなことかなと思うんですが、先程給料の差額というところがあって、その管理職手当がなくなる。給料は、そのときの最後の給料月額の１００分の７０というのが、再任用というんだと。何か先程差額があるとおっしゃいましたですよね。それをまた別途、給料で払うというのがありましたけれども、それ管理職手当と給料の合算したものと、給料だけの１００分の７０を掛けた分の差額を払うということなのか。その管理職手当と給料月額というのがちょっとよく相関関係がわからなかったもんですから、そこを１点。

それと、地域手当っていうのが、今度、ページでいくと、職員の懲戒の手続き及び効果に関する条例の一部を改正する条例の中に、新たに地域手当の合計額というのが、今回追加された言葉として出てますが、苓北町も今回、地域手当の対象に拡大されたので

しょうか。私は地域手当というのは熊本県全体対象となってなかったと思ったもんですから、法律改正で地域手当というのが、苓北町でも対象として手当てができるようになったのかどうかというのをちょっと教えてください。単に法律の中で、地域手当というのを入れろと。総務省から言われたから、地域手当というのが入ったということだけなのかどうかっていうのが。

それとあと退職金ですね。再任用制度のときは６０歳定年だったから、その段階で退職金をもらって、あとはもう自分で自由に、新しい仕事に就くか、再任用として、また引き続き、採用していただくかというのがあったんですが、再任用の考え方は、今回法律が変わっても、言葉が変わっただけで、同じ考えであるのかなというふうに思ったんですが、退職金は結局、定年が６０、６１、６２歳と上がってくると、そのときに退職金をもらえるというふうになるのか。そこをちょっと教えていただければと。

○議長（野﨑幸洋君）　総務課長。

○総務課長（福田誠一君）　３点、ご質問いただきました。まず調整手当については、管理職手当は入ってございません。私が例えばですね、４０万円、例えばでしたら、２８万円になるということで、管理職手当はもう全くの別です、７割にはですね。

次の地域手当につきましては、条例の改正部分でありまして、苓北町に地域手当はございません。

３点目の退職金の考え方なんですけど、６０歳で、もう完全退職をされましたら６０歳のときに払います。６１歳までに定年延長された場合は、６１歳のときに払います。６０歳のときに、定年延長と再任用を選ばれた場合があります。例えば、６１歳まで定年延長した方と、再任用で６１歳まで短時間でされる方。定年延長を選ばれたときは６１歳のときにお支払いします。再任用を選ばれたときには、６０歳で定年をしてますので、６０歳のときに払います。２段階になります。１回やめてしまえば、そこで必ず払います。退職金はですね。定年延長を６１歳、６２歳、６３歳、６４歳、６５歳て選ばれますと、６１歳で定年延長やめられたら６１歳のときに退職金を払います。６２歳でやめられる方は、６２歳のときに退職金を払いますという仕組みになります。

職員としては、６１歳のときに、私の例を言います。私は６２歳で定年延長になります。６０歳のときにもう辞めますと言ったらそのときにもらいます。６２歳まで勤めますということを言ったら６２歳のときに退職金をもらいます。という仕組みになります。

私が６１歳からもう退職をして、再任用を選んだら、６１歳のときにもう退職金を１回もらいます。再任用に関しては退職金はございません。

○議長（野﨑幸洋君）　山口利生君。

○２番（山口利生君）　これは非常にですね、私たちには退職はもう既に関係ないところじゃあるばってんか、職員の皆さんには非常にこれ重要なことになります。

ですから、この退職が６０、６１、６２、６３、６４、６５歳というふうに、毎年、１年ずつ延びていくと。今その退職の延長の申し入れとかいうふうな話があったんですが、当然これは法律で、６１歳が定年というふうになるならば、自動的に６１歳までは通常の職員ということを、法律で守るということになろうと思うから延長願いなんていうのは関係ない世界だと。定年に対してはですね。今は６０歳が定年になってますから、条例がないことには、当然６０歳でもう強制的にもう辞めると。後は年金との関係があるから、再任用でお願いするかどうか、町長に頭を下げて、是非採用してくださいというふうにお願いして、ただ非常に勤務の成績が悪いと、あなたはもう来なくていいと言うような方以外は、再任用をしてやらなければならないというふうになってたかと思います。その考えは、定年が１年、１年延びたとしても、それは同じかと思うんですが、ただそれがもう今回は６１歳になれば、そういう申し出も何もしなくても、当然６１歳までは私は役場の仕事をすると。これは当たり前という世界になろうかと思って聞いたんです。

ですから、退職金は当然、自主退職というのがありますよね。依願退職というのがありますから、定年前に、６０歳で辞めようと思えば、６１歳が定年ならば６０歳で依願退職という手続きが逆に今度は必要になってくるということかなとは思います。ですから、依願退職ていうのが、６１歳になったら、６１歳前は辞めようと思えば、依願退職というふうになっていくかなと。延長申し込みじゃなくてですね。依願退職する年限が逆に６１、６２、６３歳と引き上がってくるのかなと。また退職金についても、これまで６０歳定年退職ですから、その年数が最大、高校出て４２年間、これも退職金の条例があって、月数を掛けていくんだと思うんですが、そこで聞きたいのは、この定年が上がってくると、やっぱ退職金もその分だけ月数を伸ばしてやって、増加させてするというふうになるのかどうか。ですから、先程、課長の方から、定年の延長の申し込みをするとかいうふうな話があったから、逆に依願退職をしなければ、もう当然のごとく６１歳になる、６２歳になると、自然に定年退職の年齢が上がってくると。そこは大きな違いがあるでしょ。申し出せないかんか、当たり前の世界でやるか。ただ、管理職はもう６０歳で、管理職は引かないかんと条例で決まってますから、それは当然、降格じゃなくて、条例上、当たり前の世界になってくるというだけだけれども、一般の職員は６１歳までは堂々と仕事をするんだと。給料を下げないわけでしょ。当然、再任用じゃないから。だからそのときには、もう今５５歳で給料上がらないのかな。よっぽどでない限りは。これ同じでしょ。５５歳で多分、昇給ストップだから、定年が６１歳だろうと６５歳までなろうと、もう５５歳の給料はそのまま、多分、現実的には据置きになってるかと。あともう管理職になれば、優秀であるやつは少し加算はしてあるけれども、基本的に５５歳で給料は終わる。苓北町も終わるのかなと思いますけれども、それが保障さ

れるというふうに解釈をしたんですが、間違いないかどうか。また、その退職金も、定年退職によって増えてくるのかどうか、その点について再度、教えてください。

○議長（野﨑幸洋君）　総務課長。

○総務課長（福田誠一君）　まず退職の意思確認というかですね、そこはもう個人の、職員の方の考え方で、強制するものでもございませんので、働き方の中で選んでいただくような形になります。

退職金の月数につきましては、定年退職の普通の場合でしたら、今、３５年勤務が最高月数でございます。４７．７０９月分お支払いします。国の方でも、６５歳延長に伴いまして、退職の月額の３５年勤務以上が今同じ金額でございますが、そこの情報はまだ来ておりませんが、そこは全国的な問題でありますので、ちょっと私の方では分かりかねます。あと５５歳原則昇給停止でございます。

以上でございます。

○議長（野﨑幸洋君）　よろしいですか。

山口利生君。

○２番（山口利生君）　あと１点ちょっと心配なのがですね、定年が６１歳、６２歳になってくると、懲戒処分が、当然、懲戒免職となると、退職金はなくなりますよね。６１歳で辞めるとなったときは。そこは間違いない。６０歳で辞めたらもう退職金もらうからいいけれども、そのまま勤続しとったら、懲戒免職とかなると、もう退職金はもう当然ゼロになってしまうということになるということは間違いないですね。

○議長（野﨑幸洋君）　総務課長。

○総務課長（福田誠一君）　山口議員さんのおっしゃるとおりでございます。

○議長（野﨑幸洋君）　ほかに質疑ありますか。

松本良人君。

○４番（松本良人君）　この６５歳まで定年が延長されるということですね。これは人間が、雇う者がおらんから延長するのか。あるいは、能力があるから、そのまま延長して残ってもらうというのか。

昔、私たちが役場に入った頃も６０歳は定年だったですけれども、相当おじいさんでした。今は、６５歳でも若々しい方がいっぱいおいでになる。そこをどう解釈して６０歳で定年のラインを引いて、その後は、６５歳までは定年は延ばします。そのかわり給料はダウンしますというような考え方だと思いますけれども、そこはもう６０歳では、もうおまえたちの能力はもう下がるから、もう給料は７割しかくれんとぞという考え方で、この給料表はつくってあるわけですか。私はそうじゃないんじゃなかろうかと。能力は、６０歳の方よりも、６５歳の方がありますよと、残ってくださいよと、残っても結構ですよというような感じじゃなかろうかと思います。そうなったならば、７割のど

うのこうのじゃなくて、そのまま延長して、給料表も、急に上げればどもこも高くなりますので、足踏み状態か何かしてですね、上手なやり方をして、するべきじゃなかろうかと思います。もし、６０歳で定年して、もう年取ったから、仕事はできませんよっちゅうことならば、副町長にしたっちゃ、町長にしたっちゃ、６０歳以上の方は７割にしてくれよと。町会議員ももう６０歳以上は７割だと、もう６５歳以上は３分の１だというような報酬の体系をとるべきだと思いますけれども。私はそうでなかれんばですね、６５歳までも、全く今の状態で、延ばしていただいてもいいんじゃなかろうかと思いますけれども、そこら辺、根本的なことです。国がするから、どうのこうのじゃなくて、常識な人間としてをお尋ねいたします。

○議長（野﨑幸洋君）　総務課長。

○総務課長（福田誠一君）　なかなか難しいご質問でございますが、松本議員のお話も重々納得しているところでございます。国がどうこうということ以外のことででございますが、年金の開始日が私どもが６５歳から支給でございます。その関係もございます。全国的に、苓北町役場でもそうなんですけど、採用の減っていう、再募集をしても、なかなか就職していただけないということもありまして、全国的に今、各企業におきましても、６５歳まで７０歳まで働いていらっしゃるところもございます。それを含めて、国の方は定年延長を考えた中で、町の方もそれに準じて、定年を６５歳にという条例を出させていただきました。７割に関しましては、国の基準に伴い、管理職でもないこともありまして、７割にしております。ただ、松本議員、ご指摘のとおり、私どもも、定年延長された職員の方についても、１人の職員の戦力として考えております。ただそこに、７割以外のっていう給与を払うことは、今のところは考えておりません。ちょっとすいません。答弁があれなんですけど。

以上でございます。

○議長（野﨑幸洋君）　松本良人君。

○４番（松本良人君）　国会議員あたりもですね、我々町会議員も一緒ですけども、私も７７歳です。もう一般の６０歳ぐらいの半分ぐらいしか能力はありません。でも報酬は一緒ですよ。国会議員も一緒です。そういうことで、何でですね、そこに公務員だけ６０歳から６５歳になれば、７０％にダウンするのか。その根本的な考え方が全くわからない。

そこら辺はですね、どこかの自治体が立ち上がってですね、やっぱり言うべきことは言うと。若い町長ならば満額だ。６０歳以上の町長ならば７割だ。そういうことはなかでしょう。公務員がですよ、６０歳以上６５歳になったら７０％て言うなら、副町長にしても、町長にしても、我々議員にしてもですね、それだけ脳が低下するから、おまえたちは７０％だ、５０％だと決めるべきですよ。それがないならば、役場の給料自体も

そのまま持続していただいてですよ、そして、例えば、管理職を辞退してもらう。ですね。課付とか何かにしてもらうとか、そういうことで一生懸命、仕事を頑張っていただくと。そういった体系をですね、私は取るべきと思いますよ。

国がどうのこうのやっけん、町が国の基準に云々じゃなくて、率先してやってみて、マスコミを大いに利用してですよ。国自体の改革もせにゃいかん。私はそれが当然だと思いますよ。そこら辺ぜひやってください。よかったらですね、６０歳以上超えらした町長さん、副町長さん、我々議員、併せて７０％にしてください。６０歳以下の方はそのままということで。私はそれを求めますよ。そうせんば不公平ですよ。仕事に対する不公平じゃなかですか。そういった不公平をつくる、つくらない、つくらないのが自治体でしょう。町民の生き方に不公平さを感じさせるところを、公平に扱うというのが、自治体、政治のあり方じゃなかですか。ぜひそこら辺を持っていってですね、今後はですね、まだ検討する機会があると思います。これはこれでいいと思いますけれども、ぜひですね、早い段階で今の方が辞められんうちにですね。やっていただきたい。検討していただきたいと思います。今日熊日さんも来とらっとかな。来とられんとか。大いにそこら辺は取っていただいてですね、ぜひやっていただきたいと思います。

以上です。

○議長（野﨑幸洋君）　答弁要りませんね。

○４番（松本良人君）　答弁は要らんです。

○議長（野﨑幸洋君）　ほかに質疑ありますか。

浜口雅英君。

○５番（浜口雅英君）　定年制がずっと、令和５年、令和７年、９年、１１年てずっと延びていきますね。その場合に職員の採用については、例えば１人定年された。単年で１人。次が２人になっていけば、３人ぐらいが定数よりも増えるという考え方でいいのかどうか。その場合は、新採はどうするのか。そうせんと極端な話、１００人、今現在役場職員がおられて、この方々が全部定年延長で残られたと。そこで辞められたときに１人ずつ補充していけば、２００人になるわけですね。単純計算で。そういう形で進めていくつもりなのかどうかです。ほかにも職員以外にも会計年度任用職員の皆さんもおられます。そうすれば、もう苓北町の町民は、全てが役場関係の人だけになってしまう。その財源は何か自分たちの給料で出して、自分たちの給料と。ちょっと極端過ぎましたけども。話が。簡単に言うと、この定年された方の補充は、新採でもっていくのかどうかということをお尋ねします。

○議長（野﨑幸洋君）　総務課長。

○総務課長（福田誠一君）　職員の定数に関する関係でお答えします。

町では、職員定数管理計画を作成しておりまして、令和４年４月１日現在が９４名。

今年度、１名退職がございましたので、今のところ９３名でございます。来年の新卒の採用予定が２名でございます。そう言った中で、定年延長しますと定年延長された方は定数に入ります。ただし、議員ご指摘のとおり、財政面の問題、役場全体のバランスの問題も考えました中で、毎年、退職が出てまいります。採用をですね、計画的に進めていかないと、役場全体のバランス、行政サービスの低下にもつながりますので、今のところ、来年度の退職予定者は７名ございます。７名で、今の計画上は１名以上の採用を考えております。年齢バランスも考えながら、長期的なことを考えながら、採用を計画いたしております。

ただ財政の問題に関しましても、人件費は一般財源でございます。人口も減る中で、住民サービスを落とさないように、職員が少ない中でもサービスが運営できるよう、頑張っていくように考えております。

以上でございます。

○議長（野﨑幸洋君）　浜口雅英君。

○５番（浜口雅英君）　私は定年があった場合はですね、採用する、定年延長になった場合は採用しない。ゼロです。そうせんと、今んとこですね、議案第１２号で出ていますけども、会計年度任用職員が１４５人のようですね。それに、職員数が９０人、合計の２３５人なんです。これはよその自治体もそういうことなんでしょうか。人口が極端な話、菊陽町のように台湾から企業が来るんだというようなそういう状況が見込まれるのならいいですけども、苓北町はそういう見込みがないわけでしょ。（株）キューアサの後も、企業が来るのかと思っとれば、太陽光パネルを置いてもらうだけということになっていけば、当然、従業者数は、管理に１人か２人、あるいは５人か６人程度で収まると思います。そういった中で、新規採用分についてはですね、もっと厳しい目を向けていくべきではないかというふうに思いますが、いかがですか。

○議長（野﨑幸洋君）　総務課長。

○総務課長（福田誠一君）　浜口議員のご提案の部分でございますが、今回、定年延長の条例が通りました後にですね、定年延長に該当される方の意思確認をとりまして、再度、定員管理計画の見直しも含めて検討させていただきたいと思います。

会計年度任用職員につきましても、予算書に載っておりますとおり、令和５年度は１４５人の採用を予定しております。この内には、１日採用とかですね、短時間の採用も含んでおりまして、長期的な分は６０数名の会計年度任用職員の状況でございます。

以上でございます。

○議長（野﨑幸洋君）　浜口雅英君。

○５番（浜口雅英君）　会計年度任用職員は議案第１２号でお尋ねしようかと思いましたけども、会計年度任用職員のままでいいんですか。勤務時間が少ないですよね。それ

から日数が少ないですよね。業務は、人の命を預かるような職場の方もおられます。それがですね、会計年度任用職員でして、正規の職員は、パソコンを見て８時間過ごす、そういう会計年度任用職員の方は、そういう高齢者の方のところに訪問看護とか何とかいろんな厳しい仕事をしておられる。どうもそこら辺は納得ができにくい状況があります。そういうことで、人口も減っていきます。財政も当然厳しくなってこようかと思います。一般質問で言いましたように、交付税でですね、その分の見返りはあるにしても、やはり純粋な一般財源とは違うわけです。長期的な財政の見通しの中で取り組んでください。終わります。

○議長（野﨑幸洋君）　答弁いいですね。ほかに質疑ありますか。

［「なし」と呼ぶ者あり］

○議長（野﨑幸洋君）　質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論ありませんか。

［「なし」と呼ぶ者あり］

○議長（野﨑幸洋君）　討論なしと認めます。

議案第４号、苓北町職員の定年等に関する条例の一部を改正する条例についてを採決します。

本案は、原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

［「異議なし」と呼ぶ者あり］

○議長（野﨑幸洋君）　異議なしと認めます。

したがって、議案第４号、苓北町職員の定年等に関する条例の一部を改正する条例については、原案のとおり可決することに決定しました。

議案第５号、職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例についてを採決します。

本案は、原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

［「異議なし」と呼ぶ者あり］

○議長（野﨑幸洋君）　異議なしと認めます。

したがって、議案第５号、職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例については、原案のとおり可決することに決定しました。

議案第６号、苓北町職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例についてを採決します。

本案は、原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

［「異議なし」と呼ぶ者あり］

○議長（野﨑幸洋君）　異議なしと認めます。

したがって、議案第６号、苓北町職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条

例については、原案のとおり可決することに決定しました。

議案第７号、公益的法人等への苓北町職員の派遣等に関する条例の一部を改正する条例についてを採決します。

本案は、原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

［「異議なし」と呼ぶ者あり］

○議長（野﨑幸洋君）　異議なしと認めます。

したがって、議案第７号、公益的法人等への苓北町職員の派遣等に関する条例の一部を改正する条例については、原案のとおり可決することに決定しました。

議案第８号、苓北町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例についてを採決します。

本案は、原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

［「異議なし」と呼ぶ者あり］

○議長（野﨑幸洋君）　異議なしと認めます。

したがって、議案第８号、苓北町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例については、原案のとおり可決することに決定しました。

議案第９号、職員の懲戒の手続及び効果に関する条例の一部を改正する条例についてを採決します。

本案は、原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

［「異議なし」と呼ぶ者あり］

○議長（野﨑幸洋君）　異議なしと認めます。

したがって、議案第９号、職員の懲戒の手続及び効果に関する条例の一部を改正する条例については、原案のとおり可決することに決定しました。

議案第１０号、苓北町人事行政の運営の状況の公表に関する条例の一部を改正する条例についてを採決します。

本案は、原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

［「異議なし」と呼ぶ者あり］

○議長（野﨑幸洋君）　異議なしと認めます。

したがって、議案第１０号、苓北町人事行政の運営の状況の公表に関する条例の一部を改正する条例については、原案のとおり可決することに決定しました。

ここで、１１時ちょうどまで休憩といたします。

－－－－－－－○－－－－－－－

休憩　午前１０時４５分

再開　午前１１時００分

－－－－－－－○－－－－－－－

○議長（野﨑幸洋君）　休憩前に引き続き、本会議を再開します。

－－－－－－－－○－－－－－－－－

日程第１１　議案第１１号　苓北町職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例について

○議長（野﨑幸洋君）　日程第１１、議案第１１号、苓北町職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

総務課長。

○総務課長（福田誠一君）　議案第１１号、苓北町職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例について。

苓北町職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を、別紙のとおり改正することとする。

令和５年３月８日提出。苓北町長　山﨑秀典。

提案理由でございますが、職員の特殊勤務手当における徴税事務手当については、徴税実績の有無に関わらない一律の月額支給から、従事実績に応じた日額支給に改めるとともに、税以外の徴収を行う職員にも適用されることに伴い、本条例の一部を改正する必要があるためでございます。

改正内容につきましては、新旧対照表により説明いたしますので、次のページをお開きください。右が改正前、左が改正後、下線部分が改正部分となります。

第２条第２号中「徴税事務手当」を「徴収手当」に改める。

第３条第２項中「徴税事務手当」を「徴収手当」に、「徴税を本務とする」を「町税（国民健康保険税を含む。）、介護保険料、後期高齢者医療保険料、保育料又は使用料の徴収、督促又は滞納処分に従事する」に改める。

第４条第２項中「徴税事務手当」を「徴収手当」に、「月１，５００円」を「徴収、督促又は滞納処分のため戸別訪問した日１日につき３００円」に改めるものでございます。

条例本文に戻っていただきまして、附則、この条例は、令和５年４月１日から施行する。

以上、ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（野﨑幸洋君）　説明が終わりました。

これから質疑を行います。質疑ありませんか。

田﨑稔君。

○６番（田﨑　稔君）　確認ですけれども、これは勤務時間内か勤務時間外の条例ですかね。

○議長（野﨑幸洋君）　総務課長。

○総務課長（福田誠一君）　勤務時間内で、勤務時間外には別途、時間外手当が支給されます。

○議長（野﨑幸洋君）　田﨑稔君。

○６番（田﨑　稔君）　やっぱ、勤務時間内でもやっぱ特殊勤務手当がつくようになってるんですかね。勤務時間内なら、その仕事の範囲でできると思うんですけど、その辺どうですかね。

○議長（野﨑幸洋君）　総務課長。

○総務課長（福田誠一君）　特殊勤務手当ということを、若干ご説明いたします。特殊勤務手当とは、著しく危険、不快、不健康又は困難な勤務のほか、著しく特殊な勤務で、給与上特別の考慮を必要とし、かつ、その特殊性を給料で考慮することが適当でないと認められる物に従事する職員に対して、その勤務の特殊性に応じて支給されるものという位置づけでございます。勤務中でございますが、今説明したとおり、勤務の特殊性に応じて支給されるものという判断に伴いまして、勤務時間中でも、特殊勤務手当を払うことの条例でございます。

○議長（野﨑幸洋君）　田﨑稔君。

○６番（田﨑　稔君）　徴収と言うことはやはり、危険を伴うということで、定義してあるわけですね。

○議長（野﨑幸洋君）　総務課長。

○総務課長（福田誠一君）　そのとおりでございます。

○議長（野﨑幸洋君）　ほかに質疑ありませんか。

山口利生君。

○２番（山口利生君）　徴収手当、新しく名称も変えられて、実際的に、町税等はこれまでも督促とかいろいろあったかと思います。国保税とかですね、いろんな滞納が多く発生してますので、その徴収にはいろいろと税務の方もご苦労されていらっしゃるかと思います。あと介護保険料とか、保育料とかは、実際問題として今どのくらいの滞納が発生して、督促で、戸別訪問を実施しているのか、その辺りもいろいろと検討した上で今回、新しい条例改正をされていらっしゃるかと思いますが、その点を１点。

それと、あと来年度から、給食費を一般会計に計上すると。当然、保護者負担金も歳入に上がってきますが、今現在でも、滞納されていらっしゃる保護者の方もいらっしゃるかと思いますが、これは一般会計に上げてないから、当然これは対象にならないということでしょうか。もし一般会計に上がってくると、ここに給食費というのが上がってくるというふうになってくるのか、その辺りの２点お聞きいたします。

○議長（野﨑幸洋君）　総務課長。

○総務課長（福田誠一君）　従来までは、税務班の職員が滞納整理を行っておりました。

滞納整理といいますものは２人以上で今現在行っております。

１人の方が、例えば国民健康保険税と水道料を滞納しとった場合は、税務住民課と水道環境課の職員が同行して、滞納整理を行っておりました。それの整理も含めまして、全体的に徴収というもの、全ての徴収事務に関わる方に、この手当を支給すべきだという判断で今回改正を行っております。

令和５年度からの給食費の徴収につきましては、議員ご指摘のとおり一般会計ではございませんので、この条例には入っておりません。当然、６年度になりますと、給食費が一般会計に入りますと、そこの分はまた改正が必要になる可能性がございます。各保険、各税の滞納状況は、ちょっと私は把握はしておりませんので、わかる範囲で、担当課の方でお答えさせていただきます。

以上でございます。

○議長（野﨑幸洋君）　健康増進室長。

○健康増進室長（田尻康彦君）　滞納のご質問の件でございますが、後期高齢者医療保険料につきましては、私の方が担当でございますので、私の方から申し上げます。

後期高齢者医療保険料につきましては、滞納はございませんが、納期限までに納付がなかった方、未納の方ですね、未納の方につきましては、当然、担当が個別訪問いたしまして徴収をいたします。今年度の実績でございますが、２月末までで年１０回になっております。戸別訪問ですね。

以上でございます。

○議長（野﨑幸洋君）　福祉保健課長。

○福祉保健課長（本田　保君）　保育料の滞納状況につきましてですが、現在のところ、保育料の滞納はございません。それと、介護保険料につきましては、令和３年度ベースでございますが、申し訳ございません、手元の資料が収納率だけしかございませんで、収納率につきましては、９９．９％の介護保険料の収納を行っております。

以上です。

○議長（野﨑幸洋君）　教育課長。

○教育課長（西川文孝君）　給食費につきましては、滞納はありません。

以上です。

○議長（野﨑幸洋君）　山口利生君。

○２番（山口利生君）　それでは、さっき総務課長の方から、滞納整理と督促は、税務とあと担当課２人で今まで行ってたけれども、実際には税務班だけが１，５００円支給されて、担当課の方はゼロだったと。それを公平に、一緒に業務で行くならば、それぞれに３００円ずつ払うというのが、やっぱりその公平性という観点で今回改正をしたという、確かに介護保険料、後期高齢者保険料、滞納金は発生してたんじゃないかな。特

会の方で。

これまた決算のときに、お伺いいたしますが、現実にそういうふうに、公平性の観点からは税以外のところでもあると。水道が督促があるというけれども、ここには、水道、下水道料金は入らない。書いてないから。そこに、徴収に行ったときに、それから家賃なんかも結構未納者が出てくるかと思いますが、そこは対象にならない。これからいくとそれは対象にならないということですよね。項目が書いてない。

○議長（野﨑幸洋君）　総務課長。

○総務課長（福田誠一君）　今度の改正の部分の保育料の後にですね、又は使用料のところに入っております。介護保険料、後期高齢者保険料、保育料又は使用料の徴収の中の使用料に入っております。そういうことでございます。

○２番（山口利生君）　分かりました。

○議長（野﨑幸洋君）　よろしいですか。

ほかに質疑ありませんか。

［「なし」と呼ぶ者あり］

○議長（野﨑幸洋君）　質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論はありませんか。

［「なし」と呼ぶ者あり］

○議長（野﨑幸洋君）　討論なしと認めます。

議案第１１号、苓北町職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例についてを採決します。

本案は、原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

［「異議なし」と呼ぶ者あり］

○議長（野﨑幸洋君）　異議なしと認めます。

したがって、議案第１１号、苓北町職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例については、原案のとおり可決することに決定しました。

－－－－－－－○－－－－－－－

日程第１２　議案第１２号　苓北町会計年度任用職員の報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部を改正する条例について

○議長（野﨑幸洋君）　日程第１２、議案第１２号、苓北町会計年度任用職員の報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

総務課長。

○総務課長（福田誠一君）　議案第１２号、苓北町会計年度任用職員の報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部を改正する条例について。

苓北町会計年度任用職員の報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部を、別紙のとおり改正することとする。

令和５年３月８日提出。苓北町長　山﨑秀典。

提案理由でございますが、地方公務員法に定める均衡の原則等の給与決定原則に則り、近隣自治体の状況を踏まえ、令和５年度から会計年度任用職員の期末制度の支給月数を年１．３５月から年１．５月に改定することに伴い、本条例の一部を改正する必要があるためでございます。

改正内容につきましては、新旧対照表により説明いたしますので、次のページをお開きください。右が改正前、左が改正後、下線部分が改正部分となります。

期末手当の第１１条第４項中「１００分の６７．５」を「１００分の７５」に改める改正となります。先程、説明した提案理由のとおり、期末手当は年２回支給となりますので、年１．３５月から、年１．５月に改定することになります。

それでは、条例本文に戻っていただきまして、附則、この条例は令和５年４月１日から施行する。

以上、ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（野﨑幸洋君）　説明が終わりました。

これから質疑を行います。質疑ありませんか。

浜口雅英君。

○５番（浜口雅英君）　これはちょっとこの提案から外れた分があるかもしれませんけども、この職務の決まりと、それから手当等々ですね、一般職員の方のですね、どのくらいの違いがあるのかということです。それから、今度、一般職員の募集があったと思いますけども、今の応募の状況はどういうことなのか、この会計年度任用職員との関連を後でお尋ねしようと思いますので、そこも教えてください。

○議長（野﨑幸洋君）　総務課長。

○総務課長（福田誠一君）　現在、令和４年度で会計年度任用職員が１４７人、令和５年度が１４５人募集をしております。明日でございますが、再募集の面接試験等を行いまして、今のところ約９割程度は、会計年度任用職員の定数には収まっている状況でございます。一般職員の応募でよろしかったですかね。今、来年度採用予定の一般職員の申し込みの一次試験が２人。一次試験の合格が２人、採用が２人でございます。

以上でございます。

○議長（野﨑幸洋君）　浜口雅英君。

○５番（浜口雅英君）　これ会計年度任用職員、１５０人ぐらいですね、１４５人か。減らすといいますか、減らして、もうちょっと勤務時間も８時半から５時１５分までですか。そういう感じにして、手当も、いろいろ退職手当とか、保険とか、そういったも

のも面倒見て、１４５人をぎりぎりまで減らしていくと。それで正規の職員の中で、公務に就いてもらう。先程ちょっと言いましたように、いろんな事業があろうかと思います。現場の仕事がですね。特に今から先、高齢化が進めばそういう老後で困っておられる方、身体的に困っておられる方、そういう方々の面倒見るという業務が、今も主なようでございますので、そういう形でやっぱ、高齢化社会に対応する、そういう労働体制といいますか、勤務体制といいますか、そういうものは考えられないのか。これはもう、町長にもしよかったら、町長から将来、これはもう新年度でどうこうじゃありませんので、今後の問題ですので、町長の考えを聞かせていただければありがたいです。

○議長（野﨑幸洋君）　町長。

○町長（山﨑秀典君）　会計年度任用職員についてのご質問でございましたけども、やはり正職員でなければできないような仕事についてはですね、正職員で雇用をしていきたいと考えております。現在、会計年度任用職員の中で、いろいろな資格の方がいらっしゃいますけども、その方々については、現時点ではですね、資格を持っておられる方が適切だというようなことでですね。そういったことで雇っておりますけども、やはり、今後はですね、例えば、その資格を持った方が必ず町には必要だということであれば、これは当然、正職員として常勤の雇用をやっていきたいと考えております。

○議長（野﨑幸洋君）　浜口雅英君。

○５番（浜口雅英君）　繰り返しになりますけども、高齢化社会がですね、だんだんひどくなっていく中では、当然そういう方々に対する対応っちゅうのは、これはもう日常的に義務的に公務でやっていかなければならないというふうな状況が出てこようかと思いますので、ぜひ、今後そういう部分に目を当てて取り組みをしてください。

終わります。

○議長（野﨑幸洋君）　ほかに質疑ありませんか。

松本良人君。

○４番（松本良人君）　私は何かの折にですね、非正規職員、言わば昔の臨時的な仕事をなさってる方のことで、聞いたことがあります。この方たちには、非正規職員の方には、もう独自で仕事をさせておるのか、あるいは職員の方が監督の上で仕事をしておられるのか。そこら辺を聞いたことがありますけれども、再度聞きます。そこら辺はやはり、正規な職員の方がやっぱり付いておって、指示をなさって、いろいろと仕事をなさっておるのか。

それともう１点、非正規職員の方の平均給与とですね、日額でも何でもいい、給料でもいいですけれども、役場のですね、職員さんの給与、平均給与、どのぐらいの差があるか。今ですね、町の債権の方に、相当力を入れていくと、今借金をなくしていくというようなことで、職員の稼働なくしてですね、低賃金であれば、非正規職員の方を雇っ

た方が、相当、財政的には潤うわけですね。しかし、町は潤わん。そういうことになろうと思いますので、そこら辺を教えていただきたいと思います。

○議長（野﨑幸洋君）　総務課長。

○総務課長（福田誠一君）　２点のお尋ねです。仕事の内容につきましては、専門職の方、会計年度任用職員の・・・。

○４番（松本良人君）　平均で。

○総務課長（福田誠一君）　まず職務の内容の方は、専門職の方は自分の専門的なやつで、自主で、課長の指示の中、職務をこなしていらっしゃいます。それ以外の事務、現場の方につきましては、課長の指示のもと、担当の指示も聞きながら、職務についていただいております。これは、それぞれ職務が違いますので一概には言えません。

会計年度任用職員さんと、役場の職員の給与の比較につきましては、いろいろな職種がありまして、すぐには出ませんが、どういたしましょうか。給与は職員は出とっとですけど、職員はですね、令和５年の４月でですね、４２．４歳で、給与月額で３４万６，１６６円です。これ予算書の２０１ページに書いてございます。会計年度任用職員がその前の前の１９９ページに書いてございますが、これが１カ月間に２０日程度働く方と、もう海水浴場とかで、その期間だけ働く方がいらっしゃいますので、ちょっと一概には言えませんが、当然、職員の方が、給料は当然高い部分になります。

正確な数字につきましては、ちょっと今の時点ではお答えはできないんですけどよろしいでしょうか。

○議長（野﨑幸洋君）　松本良人君。

○４番（松本良人君）　収入の面から言わせてもらえばですよ。今盛んにですね、生活がされんからということですよ。生活給ですよね、働くのは。生活ができれば働かんちゃよかわけです。それでですね、やはり生活されるような給与体系に持っていかにゃいかんのじゃなかろうか。国もそこら辺は汚かですよね。我がでようけ取ってから、人には少のうやる。そういった考え方なんですよ。食うていくとにですよ、７，０００円ぐらい、１日７，０００円ぐらいなら良か方と思いますけど、それが２０日して１４万円ですよ。１４万円で仮に一人世帯とか何かがかなり多い場合はですよ、１４万円じゃ食われんとですよ。今は。そういったことでございますのでですね、なるべくですね、非正規職員の方を正規職員に引き上げると。そして十分に仕事をしていただくということの考え方が、それが、やはり憲法に定められた基本的な人権のひとつじゃなかろうかと思いますので、あんまり非正規職員をですね、乱発する、そういったことをやめてもらいたい。私はそう思います。

それから、先程ちょっと出ましたけれども、技術を持った方は、また別だということです。技術を持っておられる方をですよ、非正規職員として雇うそのものが間違いと思

いますよ。命に関わる資格もいっぱいあるわけですよね。栄養士さん、保健師さん、看護師さん、その方たちはもってのほかですよ。非正規職員として雇うのは。私はそう思います。そこら辺はですね、ぜひ開拓していただいて、そういった命に関わるような方は、ぜひですね、正規職員として採用されるようにしていただきたい。そうせんばですね、全く世の中の秩序は乱れてしまいますよ。どう思われますか。もし回答があったらそこら辺のですね。いや違う、保健師でも看護師でも非正規職員でいいんだというような考え方を持っておられますか。看護師を、あるいは保健師をどうやって資格のない人が指導していくのですか。一般の職員の方が。いろいろ指揮したりなんかせにゃいかんとでしょう、非正規職員の方にはですね。そして仕事をしてもらうんでしょ。雇う人よか能力なくして使うことはできんでしょもん。そこら辺どう思われますか。

○議長（野﨑幸洋君）　総務課長。

○総務課長（福田誠一君）　専門職の考え方でございますが、町といたしましては、定員管理の中でですね、松本議員もご承知のとおり保健師、今３人、管理栄養士１人、福祉保健課と健康増進室に正規職員で採用をしております。全体的な役場の業務のあり方なんですけど、私どもといたしましては、その専門職の方に一般業務もしていただくこともあります。全体的な役場の町民サービスの中で、専門職以外の仕事もしていただいております。財政の分も松本議員、言われると思いますが、今の状況といたしましては、一般職の専門職の採用につきましては、妥当な専門職の採用だと考えた中で、それ以外で専門職の部分を会計年度任用職員さんのお力をお借りしまして、町政、住民サービス全般を考えている中で、今の定員管理の考え方になっております。

以上でございます。

○議長（野﨑幸洋君）　松本良人君。

○４番（松本良人君）　確かに現在の考え方になっておるかもしれませんけれども、そこら辺の現在の考え方になっとる自体が間違うとらせんかということですよ。保健師のことをですよ、一般の課長がですよ、指示しきるですか。保健師と話して、職員同士話をして、それは秘密保持なんかもあると思いますよ。そういったことをしながら、保健衛生に、町内の保健師が携わっていくということなんでしょう。そうでしょう。そういうことであれば、そういった資格を持っておられる方は、当然職員になすべきでしょう。私はそう思いますよ。そこら辺、非正規職員で何もかんも済まそうという考え方自体が間違っておらせんかと思いますよ。ぜひですね、そこら辺はですね、前向きに立っていただいて、職員を採用するときもですたい、１人採用する、２人採用するとき、必ず条件付きでですよ、保健師を求めます、看護師を求めます。看護師の方、保健師の方、あるいは土木の施工管理の方あたりも、一般職の仕事はできるわけですから、一般職に回してもよかわけですので、ただ一般の、普通の者が保健師とか、あるいは看護師のこと

はできんわけですから、その者の仕事はできんわけですから、法律上も仕事させちゃいかんとですから。それを法律を破ってさせるっちゅうことはできんから、しよんなかけん、非常勤職員でもその職として雇おうということでしょう。ぜひですね、そこら辺はですね、端からですね、そういった条件、国家資格を持ってる方を雇えば問題なかっですよ。職員に。私はそう思いますよ。それだけじゃなかですよ。昔からの技術職員の方も雇うてどうのこうの言われますけれども、高校卒業生とあるいは大学卒業生とそこら辺から、最初からそういった条件をつけて、雇えば募集をせろば必ず来るわけですよ。私はそう思います。努力してください。要りません。答えは。

○議長（野﨑幸洋君）　ほかに質疑ありますか。

［「なし」と呼ぶ者あり］

○議長（野﨑幸洋君）　質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論ありませんか。

［「なし」と呼ぶ者あり］

○議長（野﨑幸洋君）　討論なしと認めます。

議案第１２号、苓北町会計年度任用職員の報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部を改正する条例についてを採決します。

本案は、原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

［「異議なし」と呼ぶ者あり］

○議長（野﨑幸洋君）　異議なしと認めます。

したがって、議案第１２号、苓北町会計年度任用職員の報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部を改正する条例については、原案のとおり可決することに決定しました。

－－－－－－－－○－－－－－－－－

日程第１３　議案第１３号　苓北町国民健康保険税条例の一部を改正する条例について

○議長（野﨑幸洋君）　日程第１３、議案第１３号、苓北町国民健康保険税条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

税務住民課長。

○税務住民課長（吉本英明君）　議案第１３号、苓北町国民健康保険税条例の一部を改正する条例について。

苓北町国民健康保険税条例の一部を、別紙のとおり改正することとする。

令和５年３月８日提出。苓北町長　山﨑秀典。

提案理由でございますが、苓北町の国民健康保険税における医療給付費分、後期高齢

者支援金等分及び介護納付金分の負担割合について、熊本県が示す標準保険料の負担割合への統一へ向けた調整を段階的に図ることに伴い、本条例の一部を改正する必要があるためでございます。

次のページ、条例（案）本文をお願いいたします。

苓北町国民健康保険税条例の一部を改正する条例（案）。

苓北町国民健康保険税条例（昭和４０年苓北町条例第３５号）の一部を次のように改正する。

改正内容につきましては、新旧対照表によりご説明いたしますので、新旧対照表の１ページをお願いします。新旧対照表の右の欄が改正前、左の欄が改正後で、下線部分が今回改正するものでございます。

まず、補足説明をさせていただきます。

昨日の全員協議会におきまして、健康増進室長から改正に至った経緯と内容につきましては、説明させていただいたところですが、国民健康保険税の税率につきましては、熊本県が示す標準保険料率を参考数値として、令和９年度に納付金算定ベースで統一する方針が示されております。この方針に沿って、県内各市町村は段階的に税率の変更を行う必要がございます。

統一に際し、苓北町の課題としましては、課税方式が統一方式と異なっているため、令和４年度から令和８年度にかけて、段階的に移行していく方針を策定したところでございます。

今回改正します令和５年度以後の年度分につきましては、まず、医療費分の基礎課税額につきましては、現行の課税方式の４方式、所得割額・資産割額・被保険者均等割額・世帯別平等割額から、資産割額を除いた３方式に変えていく必要があり、標準保険料率を参考に、資産割額の税率を引き下げ、減収分を均等割額を引き上げることによって調整を行うものでございます。

また、後期高齢者支援金等課税額につきましては、標準保険料率を参考に据え置くこととし、介護納付金課税額は、標準保険料率より低い状況にあるため、当初の予定どおり所得割額及び均等割額を段階的に引き上げるものでございます。

これに伴う影響でございますが、医療費分の基礎課税額におきましては、資産割額が課される世帯で負担減となる一方、介護納付金課税額におきましては、負担いただく４０歳から６４歳の方がいらっしゃる世帯は負担増となります。

なお、賦課総額では、令和４年度の課税標準額で試算した結果、マイナス３万４，５５５円とほぼ変わっておりません。

それでは、改正内容を条項にそってご説明いたします。

第４条は、基礎課税額の資産割額について、税率１００分の３５．００を１００分の

２０．００に改めるものでございます。

第５条は、基礎課税額の被保険者均等割額について、被保険者１人について１万９，０００円を２万１，０００円に改めるものでございます。

第８条は、介護納付金課税額の所得割額について、税率１００分の１．９０を１００分の２．１０に改めるものでございます。

第９条は、介護納付金課税額の被保険者均等割額について、介護納付金課税被保険者１人について、１万２，０００円を１万３，５００円に改めるものでございます。

第１５条は、国民健康保険税の減額の対象となる所得の基準についての規定でございますが、基礎課税額の被保険者均等割額１万９，０００円を２万１，０００円に、介護納付金課税額の被保険者均等割額１万２，０００円を１万３，５００円に改めることに伴いまして、まず第１項第１号の７割軽減の規定におきまして、２ページをお願いします。ア、基礎課税額の被保険者均等割額１万３，３００円を１万４，７００円に、オ、介護納付金課税額の被保険者均等割額８，４００円を９，４５０円に改め、同項第２号の５割軽減の規定におきまして、ア、基礎課税額の被保険者均等割額９，５００円を１万５００円に、オ、介護納付金課税額の被保険者均等割額６，０００円を６，７５０円に改め、同項第３号の２割軽減の規定におきまして、３ページをお願いいたします。ア、基礎課税額の被保険者均等割額３，８００円を４，２００円に、オ、介護納付金課税額の被保険者均等割額２，４００円を２，７００円に改めるものでございます。

また、第２項は、未就学児の均等割額の軽減措置についての規定でございますが、基礎課税額の被保険者均等割額１万９，０００円を２万１，０００円に改めることに伴いまして、第１号ア、７割軽減世帯について、２，８５０円を３，１５０円に、同号イ、５割軽減世帯について、４，７５０円を５，２５０円に、同号ウ、２割軽減世帯について、７，６００円を８，４００円に、同号エ、軽減なし世帯について、９，５００円を１万５００円に、それぞれ改めるものでございます。

恐れ入りますが、条例本文（案）へお戻りください。

附則としまして、施行期日、１、この条例は令和５年４月１日から施行する。

適用区分、２、この条例による改正後の苓北町国民健康保険税条例の規定は、令和５年度以後の年度分の国民健康保険税について適用し、令和４年度分までの国民健康保険税については、なお従前の例によるものでございます。

なお、今回の税率改正につきましては、令和５年２月２４日に開催いたしました苓北町国民健康保険運営協議会に諮問をいたしまして、審議の結果、原案のとおり承認の上、答申がなされたものでございます。

以上が、苓北町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の内容でございます。

ご審議のほど、よろしくお願いいたします。

○議長（野﨑幸洋君）　説明が終わりました。

これから質疑を行います。質疑ありませんか。

山口利生君。

○２番（山口利生君）　今回の国民健康保険税条例の一部改正についてですが、対象となる町民の中でですね、これの影響を一番受ける階層といいますか、年所得がどのくらいの階層が一番高くなって、その金額は大体いくらになってるのか。国保税の減額については、６５万円を超える人は６５万円ということで昨年から据置きされてますから、ある程度高い人たちは、もうこれ以上は増えないというふうになってるかと思います。ですから、それ以下のところでやっぱり一番影響がある階層というのがどのくらいなのか、もし試算されていれば教えてください。

○議長（野﨑幸洋君）　税務住民課長。

○税務住民課長（吉本英明君）　先程の質問で、すいません、階層ごとで把握してないんですけども、個人ごと集計といいますか、そちらの方でご報告をさせていただきます。

まず、町内で被保険者の世帯数が１，０８２世帯ございまして、増額となる世帯が６１８世帯、逆に減額となる世帯が４５７世帯、据置きとなる世帯が７世帯になる試算の見込みです。増額となる世帯なんですけども、金額につきましては、年間１００円から最大で１万８，３００円高くなる世帯がございます。この６１８世帯の平均の増額ですね、平均しますと２，５７８円の負担増となってまいります。

次に、減額となる世帯ですけども、こちらも減額の額ですが、年間１００円から４万４，６００円安くなる世帯がございまして、４５７世帯の平均額ですね、こちらにつきましては、６，７５３円の減額という試算をしているところでございます。

以上です。

○議長（野﨑幸洋君）　山口利生君。

○２番（山口利生君）　これは資産割が今回いじられている関係で、家屋とか土地等で、少し持っていらっしゃる方が減になって、所得を、給与所得とかいうので上げられてる方が増になると。単純に言えばそういうふうな傾向が見られるわけでしょうか。

○議長（野﨑幸洋君）　税務住民課長。

○税務住民課長（吉本英明君）　まず、医療費の分でですね、税額の方の変更をさせていただいておりまして、資産割が３５％から２０％の減ですね、均等割が１万９，０００円から２万１，０００円に増えておりますけども、結果的には資産割の額の分の減少分が大きかったということが認められるのが１点と、もう１点は介護分ですね、こちらにつきましては、税率が１．９から２．１、それと均等割が１万２，０００円から１万３，５００円、それぞれ上がっておりますので、どうしてもその４０から６４歳の方がいらっしゃる国保世帯につきましては、どうしても少し、税額上がっていく傾向になるのか

なと思っているところでございます。

以上です。

○議長（野﨑幸洋君）　よろしいですか。

ほかに質疑ありますか。

［「なし」と呼ぶ者あり］

○議長（野﨑幸洋君）　質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論はありませんか。

［「なし」と呼ぶ者あり］

○議長（野﨑幸洋君）　討論なしと認めます。

議案第１３号、苓北町国民健康保険税条例の一部を改正する条例についてを採決します。

本案は、原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

［「異議あり」と呼ぶ者あり］

○議長（野﨑幸洋君）　異議がありますので、起立によって採決します。

本案のとおり可決することに賛成の方は起立願います。

［賛成者起立］

○議長（野﨑幸洋君）　起立多数です。

したがって、議案第１３号、苓北町国民健康保険税条例の一部を改正する条例については、原案のとおり可決することに決定しました。

日程第１４、議案第１４号、苓北町国民健康保険財政調整基金条例の一部を改正する条例について、日程第１５、議案第１５号、苓北町介護給付費準備基金の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

この２件は提案理由が同一であるため、一括議題としたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

［「異議なし」と呼ぶ者あり］

○議長（野﨑幸洋君）　異議なしと認めます。

議案第１４号と、議案第１５号を一括議題とします。

－－－－－－－－○－－－－－－－－

日程第１４　議案第１４号　苓北町国民健康保険財政調整基金条例の一部を改正する条例について

日程第１５　議案第１５号　苓北町介護給付費準備基金の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例について

○議長（野﨑幸洋君）　提案理由の説明を求めます。

健康増進室長。

○健康増進室長（田尻康彦君）　議案第１４号、苓北町国民健康保険財政調整基金条例の一部を改正する条例について。

苓北町国民健康保険財政調整基金条例の一部を、別紙のとおり改正することとする。

令和５年３月８日提出。苓北町長　山﨑秀典。

提案理由でございますが、苓北町国民健康保険財政調整基金の積立て等に関し、苓北町国民健康保険財政調整基金条例の一部を改正する必要があるためでございます。

次のページをお願いいたします。

苓北町国民健康保険財政調整基金条例の一部を改正する条例（案）。

苓北町国民健康保険財政調整基金条例（昭和４５年苓北町条例第１５号）の一部を次のように改正する。

内容についてご説明いたしますので、次のページにあります苓北町国民健康保険財政調整基金条例の一部を改正する条例（案）の新旧対照表をお開きください。右が改正前、左が改正後で、下線の部分が改正部分となります。

第２条の積立てにおきまして、基金として積み立てる金額につきましては、これまで、当該年度決算剰余金の１０分の１以上に相当する額を積み立てることとしておりましたが、今後は、国民健康保険特別会計歳入歳出予算で定める額とし、予算の状況に応じまして、積立てを行うものでございます。

第６条の処分におきまして、同条第１号では、保険給付に要する費用に不足を生じたときに加えまして、苓北町国民健康保険事業費納付金に要する費用が不足したときにも財源に充てる処分を行い、苓北町国民健康保険特別会計の適正な運用を図っていくものでございます。

条例（案）本文の２ページに戻っていただきまして、附則、この条例は、公布の日から施行する。

以上、ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（野﨑幸洋君）　福祉保健課長。

○福祉保健課長（本田　保君）　議案第１５号、苓北町介護給付費準備基金の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例について。

苓北町介護給付費準備基金の設置及び管理に関する条例の一部を、別紙のとおり改正することとする。

令和５年３月８日提出。苓北町長　山﨑秀典。

提案理由でございます。苓北町介護給付費準備基金の積立等に関し、苓北町介護給付費準備基金の設置及び管理に関する条例の一部を改正する必要があるためでございます。

次のページをお願いいたします。

苓北町介護給付費準備基金の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例（案）。

苓北町介護給付費準備基金の設置及び管理に関する条例（平成１２年苓北町条例第２１号）の一部を次のように改正する。改正内容につきましては、次のページの新旧対照表にて説明をさせていただきます。苓北町介護給付費準備基金の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例（案）の新旧対照表でございます。右側が改正前で、左側が改正後でございます。下線の部分が改正部分です。

積立ての第２条でございます。冒頭の方に、毎年度という字句を加えまして、そことさらに当該年度決算剰余金の２分の１を下らない額と定めておりましたものを、介護保険特別会計歳入歳出予算で定める額と改めるものでございます。

この件につきましては、今後は予算の状況に応じまして、柔軟な予算の対応ができますようにということで、今回ご提案をさせていただきました。

１ページ前に戻っていただけますでしょうか。

附則です。この条例は、公布の日から施行する。

以上、説明を終わらせていただきます。ご審議のほどよろしくお願いします。

○議長（野﨑幸洋君）　説明が終わりました。

これから一括質疑を行います。質疑ありませんか。

浜口雅英君。

○５番（浜口雅英君）　１４号、１５号同じですが、それぞれ第２条でですね、１４号の方は、当該年度決算剰余金の１０分の１以上に相当する額、改正後は、国民健康保険特別会計歳入歳出予算で定める額、文字で表現してあっとですけども、例えば、令和４年とか令和５年の参考にしながら、実数ですればどのような形になるんでしょうか。

同じく１５号の方も同じですね。当該年度決算剰余金の２分の１を下らない額、改正後は、介護保険特別会計歳入歳出予算で定める額となっていますけども、具体的にですね、実数ですればどのような形で変わるのか、教えてください。

○議長（野﨑幸洋君）　福祉保健課長。

○福祉保健課長（本田　保君）　まず介護保険特別会計の件でございますが、例えばですね、前年度の歳入から歳出を引いた残りが剰余金として発生いたします。その額につきまして、従来でありましたら半分を積み立てるようになっておりました。ですから、今回、８００万円と仮に剰余金が出ました場合は４００万円以上を基金に積み立てるようにということで条例で定めておりましたが、今回は、例えば８００万円ございましたときに４００万円という数字でなくて、実情に応じまして、例えばもっと貯めるなら、６００万円は、もちろん当然今もＯＫなんですけど、逆に基金積立額は２００万円にして、残りの６００万円を他のサービス給付費とかに充てるというようなこともできるようになるのが、今回の改正の内容でございます。

○議長（野﨑幸洋君）　健康増進室長。

○健康増進室長（田尻康彦君）　先程、福祉保健課長が申し上げた部分でのうちの場合は１０分の１というところでございます。１０分の１を積み立てるということで、この部分を特別会計歳入歳出予算の範囲で定める額を積立てを行って、適正な財政運営の方に努めていくというところで考えております。

○議長（野﨑幸洋君）　浜口雅英君。

○５番（浜口雅英君）　それじゃ、この今の説明と同じでしょう。例えば、こっちのようにですね、介護給付費の準備基金のように、この文書を作るからには、そういう数値も想定しながら作ってあろうかと思いますので、８００万円の４００万円にしとった分を、８００万円あった場合は２００万円して、残りの６００万円は何かこの状況を見ながら運用するんだという。そういう形でこれは介護給付はしてあるそうですので、こっちの国民健康保険の方もですね、何かそういう数値を出しながらどういう形で剰余金なりを有効に使っていくということは考えておられると思いますので、それを教えてくださいと質問をしました。

○議長（野﨑幸洋君）　健康増進室長。

○健康増進室長（田尻康彦君）　額を掴めてなくて申し訳ございません。

適正な予算執行に努めるために、今回こういった形で上程をさせていただきました。よろしくお願いします。

○議長（野﨑幸洋君）　浜口雅英君。

○５番（浜口雅英君）　分かりました。ほんなら後でも結構ですので教えてください。

終わります。

○議長（野﨑幸洋君）　ほかに質疑ありませんか。

山口利生君。

○２番（山口利生君）　私もこの改正の意図がよくわからなかったんですね。基金っていうのは、将来的に何か必要に迫られるものがあるから、一応その決算の中で最低限、これだけは積んでいくんだというようなことで、予算統制の中で積立て金の割合を決めていくというのが基本かなと私は認識はしておりました。それを意図的に予算でですね、積立金を決めると。仮に、さっきあった８００万円の剰余金があって、４００万円は、２分の１ならば積まにゃいかんというところを、ちょっと一般会計がきついから、それを２００万円だけ積んで、残りは、また来年度の予算に使おうかと。当然、特会ですから、一般会計に繰り出さなければ、特会の中で予算の繰越金として残るわけですね。そういうところを、意図的に予算の中で触るというのが、今回の条例改正になります。ですから、さっき最初ふと思ったのが国保の方も、保険料収入が予定よりも多いと、支出が少ないといった場合に、１０分の１以上、本来は基金に積まにゃいかんけれども、それは１０分の１以下でも基金に積んで、これは繰越金として使って、翌年度に充てよう

かというような意図があれば、このような改正をすべきかなと。

もう基金自体が国保の場合は、もう満杯状態になって、基金を積む必要がないというようなことでですね、あえてこういうふうに、１０分の１というものを消してしまうのかと。これ１０分の１でなくてゼロでもいいわけですから。基金を積まなくても。この条例からいけばですよ。だから、国保の今基金が１億円以上あると思いますけれども、もうこれ以上の基金は要らないということであれば、逆にその基金を納付金に充てるとかいうんじゃなくて、国保の医療費、特にこの間ありましたけど、国民健康保険も７５歳以上も、事業として、人間ドックあたりの補助ができないかとかいうような意見が一般質問でも出ましたけれども、そういった事業にも、基金を壊してでも事業として持っていくと。ただそういうことは、これできませんよね。これからいくと、当然。

ただ、歳出予算にそれを組めば、保険料から、そこに入れるっちゅうことは可能かと思いますけれども、ただそれは保険料は保険料として、広域連合の方に上げないかんから、それはできないのかなとは思いますけれども、だから本当、何でこういうふうに最低限の率を変えるというところに至ったのか、いまひとつ今の課長たちの説明ではですね、私は理解できなかったんですが、もう単純にもう基金がいっぱいいっぱいだけん、もうこれ以上要らんと。だから、１０分の１という線はもうとっぱらうんだと言うのであれば、それは理解します。その辺りが、本当の改正理由なのかどうか、再度お聞きいたします。

○議長（野﨑幸洋君）　健康増進室長。

○健康増進室長（田尻康彦君）　基金の積立てにおきましては、ここが毎年ですね、１０分の１以上に相当する額を、当然、積み立てる必要がございましたが、山口議員がおっしゃるとおり、その部分が１０分の１以下ですね、の場合でも、それは当然できると。積立てなくてもいいていうところも出てくるかと思います。この１０分の１っていう数字がですね、そもそもほかの関係自治体の方を調べたところ、予算の範囲とか、特別会計を持たないところは予算の定める額、私たちの方は特別会計歳入歳出予算で定める額というところで、その文言がですね、予算で定める額というところになっておりますので、積立てが必要な場合は当然、積立てをしていく。必要ないときには抑えていくというところと、基金がどれだけあるかということで１億３，０００万円ほどあります。６条の方におきましてですね、これまで納付金に基金を充てたことはございませんが、髙戸議員が一般質問の中で言われたとおり、医療費が膨らむことで納付金が高くなることも考えられます。ですから、状況に応じて、基金を取り崩す必要も出てくるというところで、第６条で今回、処分のところで納付金に要する費用というところをつけ加えさせていただいたところで、適正な運用を図っていくための今回の基金条例の一部改正でございますので、議員の皆さん、ご理解いただきたいと思います。

○議長（野﨑幸洋君）　よろしいですか。山口利生君。

○２番（山口利生君）　確かに国民健康保険はそれでいいかと思いますが、介護保険の方が、今から対象者がどんどん、どんどん増えてきてですね、この介護保険料も増加していくというところがあると思います。さっきの納付金自体が増加していくという中で、保険料も増える、また介護費も増えるということでですね、非常に厳しい財政を強いられるんじゃないかと思います。ですから、できるだけ国保の方は１億３，０００万円積んでるから、差し当たって保険料の納付金自体も今連合から来る金額よりも、実際の保険料の方が増えてるから、そこに隙間が出てきて、その分が剰余金として残ってると思うんですよね。ですから、これが人口が減っていく、国保の対象者が減っていくといった場合に、県の方から言うてくる保険料と、徴収する保険料が逆転する場合が出てくると思いますので、そういう意味ではここに新たに納付金の方が不足した場合は、取り崩して支給できるというのは、本当にこれすごくいいことだと思います。そういう意味で、できるだけ保険料を上げなくてもですね、いいような仕組みづくりを考えていくということが必要かと。これはもう本当にそうだと思います。年寄りが増えていって金がないと。保険料だけ上げていっても、追いつかないといった場合に、この基金を使って、将来に備えるというのは非常に賛成でございますので、本当にそういった柔軟な考え方は賛成です。ですから、ただ一般会計の繰出金がこの分少なくしてもいいということになってるんですよね。１０分の１以下でも、積立てができるということであれば、一般会計から繰り出しは、その分見越して減らせばいいわけですから。ただ、そういうことがないように、予算の編成のときは十分考えていただきたいというふうに思います。

以上です。

○議長（野﨑幸洋君）　総務課長。

○総務課長（福田誠一君）　補足いたします。介護保険に特化してお答えいたします。介護保険特別会計にいたしましては、３年間の保険料を決定するために、サービス給付費を３年間まず概算で出します。その財源といたしましては国、県、支払基金、町の繰り出し基準額、積立金で財政運営を行います。若干、ニュアンスは違いますが、基金が多い方が保険料は安くなります。

そういう分も含めまして、できる限り次の介護保険料３年分計算いたしますが、基金が多い方が当然皆さんが支払う保険料も少なくなるので、そういうことも含めまして、基金は多い方がいいということになります。一般会計の繰り出し基準につきましては、法定がありますので、それを変えることは今のところはできませんっていう考えになります。

以上でございます。

○議長（野﨑幸洋君）　山口利生君。

○２番（山口利生君）　私はですね、１０分の１、２分の１という基準がですね、やっぱりこれは一般会計からも考えたときにですね、やっぱそこは必ず達成すべき数字であって、これが最低限だと、積立金の。その率を条例で定めてると。縛りをしてるということ、その縛りを今度は予算でどうでもできるというふうなやり方に変えること自体がですね、いかがなもんかというふうなことで、今質問してるところです。そこは、町長の考え方の中で、当然、条例の中に入れないとしても、この１０分の１、２分の１という線は、将来的な国保・介護の特会を見ながらですね、確実に、単に条例の言葉尻だけで、具体にはもう最低限はこれはするんだというふうなことであれば、ほかの自治体が予算という形で統制してるとなれば、あえて苓北町もそれに倣ったとしてもですね、これはもう予算の、町長の意向次第ですから、ぜひ、これからまだますます高齢者が増えてくる中にあってですね、破綻しないような、また負担が増えないような形での予算統制をぜひお願いいたしたいと思います。

以上です。

○議長（野﨑幸洋君）　答弁よろしいですね。ほかに質疑ありませんか。

［「なし」と呼ぶ者あり］

○議長（野﨑幸洋君）　質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論ありませんか。

［「なし」と呼ぶ者あり］

○議長（野﨑幸洋君）　討論なしと認めます。

議案第１４号、苓北町国民健康保険財政調整基金条例の一部を改正する条例についてを採決します。

本案は、原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

［「異議なし」と呼ぶ者あり］

○議長（野﨑幸洋君）　異議なしと認めます。

したがって、議案第１４号、苓北町国民健康保険財政調整基金条例の一部を改正する条例については、原案のとおり可決することに決定しました。

議案第１５号、苓北町介護給付費準備基金の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例についてを採決します。

本案は、原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

［「異議なし」と呼ぶ者あり］

○議長（野﨑幸洋君）　異議なしと認めます。

したがって議案第１５号、苓北町介護給付費準備基金の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例については、原案のとおり可決することに決定しました。

ここで昼食のため、１時５分まで休憩いたします。

－－－－－－－○－－－－－－－

休憩　午後　０時０３分

再開　午後　１時０５分

－－－－－－－○－－－－－－－

○議長（野﨑幸洋君）　休憩前に引き続き、本会議を再開いたします。

－－－－－－－○－－－－－－－

日程第１６　議案第１６号　苓北町人権擁護に関する条例の一部を改正する条例について

○議長（野﨑幸洋君）　日程第１６、議案第１６号、苓北町人権擁護に関する条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

教育課長。

○教育課長（西川文孝君）　議案第１６号、苓北町人権擁護に関する条例の一部を改正する条例について。

苓北町人権擁護に関する条例の一部を、別紙のとおり改正することとする。

令和５年３月８日提出。苓北町長　山﨑　秀典。

提案理由でございますが、あらゆる差別の解消の推進を目的として、国や県、他市町村との連携を図るとともに、差別に関する相談に的確に対応するため関係条例を整備する必要があるためでございます。

次のページをご覧ください。

苓北町人権擁護に関する条例の一部を改正する条例（案）。

苓北町人権擁護に関する条例（平成８年苓北町条例第１４号）の一部を次のように改正する。

改正内容につきましては、次のページの新旧対照表によりご説明をいたしますので、次のページをお開き願います。表の右側が改正前、左側が改正後で、下線部が改正部分でございます。

今回の改正は、第５条（相談体制の充実）、第７条（調査の実施）の条項を加えるものでございます。

本文条例（案）に戻っていただきまして、附則、この条例は、公布の日から施行するものでございます。

補足説明をさせていただきます。インターネットをはじめとする情報化の進展に伴い、部落差別等の人権侵害がより一層深刻化していることから、国において、「部落差別の解消の推進に関する法律」（以下「法律」）が制定され、平成２８年１２月に公布施行されております。

この法律では、国に対して部落差別の解消に関する施策を講じることや、相談体制の充実、教育・啓発及び実態調査の実施などを求めており、地方公共団体に対しては、国との役割分担を踏まえ、地域の実情に応じて、「相談体制の充実」、「教育・啓発」などの施策を講じるよう努めるとともに、「国が行う部落差別の実態に係る調査への協力」などについて規定しています。

これを受け、熊本県では、これまでの「熊本県部落差別事象の発生の防止及び調査の規制に関する条例」を全部改正し、「熊本県部落差別の解消の推進に関する条例」として、令和２年６月に公布、施行しました。

県内においても、同和地区のあるなしに関わらず、今なお部落差別事象が発生しており、近年増加傾向にあります。地域住民が差別を受ける側だけでなく、差別をする側になるおそれもあり、部落差別をはじめとするあらゆる差別の解消を推進していくためには、県内自治体が一体となって取り組む必要があることから、熊本県は、住民により身近な市町村の条例においても、法律で示されている具体的取り組みを明文化し、取り組みを強化するよう求めております。

苓北町としましても、法律の趣旨を踏まえ、国や熊本県と協調して、部落差別をはじめ、あらゆる差別をなくし、人権が尊重される明るい地域社会の実現に必要な施策を推進するため、条例を改正するものでございます。

ご審議のほどよろしくお願いをいたします。

○議長（野﨑幸洋君）　説明が終わりました。

これから質疑を行います。質疑ありませんか。

松本良人君。

○４番（松本良人君）　私はこの差別というのがよう分からんとですけれども、先程、役場内で賃金、給料の差別があったんじゃなかろうかと。会計年度任用職員と正規職員、これは確実に差別です。会計年度任用職員の方が少なく仕事をするっちゅうことはない。会計年度任用職員で一生懸命頑張った人も、正規の職員がそれなりの仕事をしておいても、給料ではかなりの差別があるわけですけれども、そこら辺、差別云々の担当者として、どうかお考えになられますか。

○議長（野﨑幸洋君）　教育長。

○教育長（濵﨑敏和君）　私の方からお答えさせていただきたいと思います。

先程の賃金相当に関する問題につきましては、それぞれの職務内容と、時間、その他の件も関わってくると思いますけども、それに応じた分の、職務内容に応じた分の賃金が支払われているものと考えております。

ここにあります条例改正につきましては、いわれなき差別、自分の生活上の、他と差がない中で、生まれた場所、それからいわゆる偏見的なもので、差別的な待遇に置かれ

ている人、実際上、最近ですけども、県北の方ではまだ相変わらず差別の落書きが続いております。誰が書いたか分かりません。こういうものを一つひとつ解消していく。この役場内にも、その相談体制の窓口を設置していくというふうな形での本条例の改正提案でございます。

以上でございます。

○議長（野﨑幸洋君）　松本良人君。

○４番（松本良人君）　私はちょっと今の反対。おかしいなと。職に対する責任ある仕事になるから、賃金も確実に差別さるっとですよ。仕事にも差別を付けちゃいかんとでしょう。そういったことを言うちゃいかんでしょう。与えられた仕事ですので。長が与えとっとですから。そして給料に差別をつける。それこそ差別じゃなかですか。教育長のおっしゃったのが。そういった考え方が担当であるという自体がおかしいんじゃなかですか。仮に、私たちが学校行くときは学校用務員という関係でおいでになったですけれども、その人たちが、口は悪いですけども、おおよその方たちの仕事をなさってる方が、非正規職員になっておられるんじゃなかろうかと。しかし、当時は用務員の先生の方でも、相当仕事は、自分に与えられた仕事は一生懸命やっていただいて、子どもからは用務員の方々の方が信頼が厚いというような認識があったときもあったときもありましたよ。私たちのとき。そういったことでございますので、職種自体にも、差別をつける自体がおかしいんじゃなかろうかと思います。私は教育長の考え方、全く、差別的なことから外れとっとじゃなかろうか、差別してあっとじゃなかろうかと思いますけれども、いかがでしょうかね。私の質問がちょっと過度になるかもしれませんけれども、それは現に庁舎内でもありますよ。ぜひですね、そこら辺も少しでもなくすように。自治体ですので、それを運営しとる行政ですので、そこら辺なるべく徐々にでも差別を解消するように、先程申しましたように、保健師の仕事を保健師は一生懸命しよる。でも正規の保健師の仕事と全く一緒ですけれども、給料に差があると。また見方でも変わるわけですので、そこら辺なるべく出さないように、これは多分、回答はできないと思いますよ。自分たちが実際、差別しとるわけですから。

そこんとこですね、十分認識を持っていただいて、そこら辺から是正していただきますようお願いします。これはもう要望にしかならんでしょうね。何か、町長ありますかね。

○議長（野﨑幸洋君）　町長。

○町長（山﨑秀典君）　公務の仕事も民間の仕事もそうでありますけども、仕事をするに当たっては職務、職階制に基づいて給料が支払われることになっております。地方公務員の場合も、行政職の給料表というのが、基準の部分が決まっておりますので、それに基づきまして、きちんと支給をしているという状況でございます。

○議長（野﨑幸洋君）　松本良人君。

○４番（松本良人君）　非正規職員あたりをでき上がった時点で、ある程度大手の会社の低賃金制あたりから見据えたそこら辺の流れから、国の法律が変わったんじゃなかろうかと思いますのでね。昔はそういうことなかったでしょう。役場の職員なんかはですね。本当に非正規職員、言わば臨時の方は、それなりの仕事をお願いしとったですけれど、今は全く違うですもんね。給料だけ下げて、そしてまともな仕事をさせろというのが今の体系じゃなかろうかと思います。それで世の中、日本国中の体系がおかしくなってきている。人間性まで変わってきている。そういった形でございますので、今後はですね、やっぱり自治体あたりから、いろいろ考えていただいて、給料表とか何かっちゅうのは、その給料表に見合うだけ、当初から、そん仕事しかさせられんということでしょ。給料表は。ですね。それなりになったならば上がっていくわけでしょう。そういうことでございますので・・・。

○議長（野﨑幸洋君）　松本議員。今のは人権擁護に関するですね・・・。

○４番（松本良人君）　そうですよ。差別の関係ですよ。

○議長（野﨑幸洋君）　今の給与に関することはまた別問題として、部落問題の差別的なことに対する人権擁護の条例の改正ですので、そのことについてだけ質問をお願いします。

○４番（松本良人君）　いや、人権から外れた云々とおっしゃったから私聞きよっとですよ。確かにその・・・。

○議長（野﨑幸洋君）　職員給与に関しての問題はまた別問題ですので、この人権擁護に関することの条例に対する質問をしてください。

○４番（松本良人君）　私は差別の関係が云々って聞きよるわけですけれども。今は職員給与の話に変わってしまってますので、質問が。その回答から流れてきたもんですから、そういう形になったんですよ。私が聞くとじゃなくて、私はそういう最初そういったタイプで聞いたわけじゃなかですよ。

○議長（野﨑幸洋君）　だから質問の趣旨と変わってますので・・・。

○４番（松本良人君）　流れによって、そういったことになってきましたのでね。その流れをもういっちょ、私の前の段階で止めてください。こういった関係の流れになってこんごと。

○議長（野﨑幸洋君）　今町長からの答弁もありましたので、それで納得いただきたい。

○４番（松本良人君）　私は逆に議長に言いたかです。それこそ差別じゃなかですか。私んとを止めて、なんで正規な答弁をしてくださいって言わんとですか。

○議長（野﨑幸洋君）　正規な答弁も町長からありました。

○４番（松本良人君）　やめます。やめます。

○議長（野﨑幸洋君）　ほかに質疑ありませんか。

○４番（松本良人君）　差別をしないでください。

○議長（野﨑幸洋君）　差別ではありません。

○４番（松本良人君）　差別です。

○議長（野﨑幸洋君）　山口利生君。

○２番（山口利生君）　差別をなくすということは本当に大切なことだと思います。

人は平等に生きとかにゃいかん。やっぱりその生き様で差別されたらもう本当に大変なこともあるし、できるだけ早く、やっぱりなくしていくというのは大切なことと思います。そこで、今回苓北町でもこのような体制を整備すると、体制の充実を図るものとするということを打ち出すという条例改正でございます。ただ単に条例を改正するというよりも、やっぱり実際にこの差別をなくすための体制をどうするかというのが一番大切かと思います。そこで、この条例改正に伴ってですね、苓北町として、どのような体制の充実を図ろうと考えておられるのかをお聞きいたします。

○議長（野﨑幸洋君）　教育長。

○教育長（濵﨑敏和君）　具体的なものはまだ動いておりませんけども、ただ人権擁護委員の方々の人権相談の窓口でしょうか、そういうものが毎月開かれております。そのほか、それぞれが人権に関しての困り事相談も含めまして、いろんな窓口ができております。教育委員会の担当としましては、その窓口の横のラインと言いますか、情報交換も、マル秘事項も多くございますけどもできる範囲での情報交換、そして気軽に相談いただけるような、そういう窓口っていうものを、教育委員会そのものも設定をしていきたいというふうに考えております。

以上でございます。

○議長（野﨑幸洋君）　山口利生君。

○２番（山口利生君）　確かに横のつながり、民生委員さんとか区長さんとかですね、やっぱりいろんな方がそういう相談に乗る窓口があります。やっぱりそれの横の相談を定期的に実施していただいて、その周知を図っていただくということは非常に重要と思いますので、ぜひただ単に計画だけじゃなくてですね、その実現に向けて、大変でしょうけど、頑張っていただきたいと思います。よろしくお願いします。

○議長（野﨑幸洋君）　ほかに質疑ありますか。

［「なし」と呼ぶ者あり］

○議長（野﨑幸洋君）　ほかに質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論ありませんか。

［「なし」と呼ぶ者あり］

○議長（野﨑幸洋君）　討論なしと認めます。

議案第１６号、苓北町人権擁護に関する条例の一部を改正する条例についてを採決します。

本案は、原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

［「異議なし」と呼ぶ者あり］

○議長（野﨑幸洋君）　異議なしと認めます。

したがって、議案第１６号、苓北町人権擁護に関する条例の一部を改正する条例については、原案のとおり可決することに決定しました。

○議長（野﨑幸洋君）　日程第１７、議案第１７号、苓北町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について、日程第１８、議案第１８号、苓北町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について、この２件は、提案理由が同一であるため、一括議題としたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

［「異議なし」と呼ぶ者あり］

○議長（野﨑幸洋君）　異議なしと認めます。

議案第１７号と議案第１８号を一括議題とします。

－－－－－－－－○－－－－－－－－

日程第１７　議案第１７号　苓北町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について

日程第１８　議案第１８号　苓北町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について

○議長（野﨑幸洋君）　提案理由の説明を求めます。

福祉保健課長。

○福祉保健課長（本田　保君）　議案第１７号、苓北町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について。

苓北町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を、別紙のとおり改正することとする。

令和５年３月８日提出。苓北町長　山﨑秀典。

提案理由でございます。

家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準（平成２６年４月３０日号外厚生労働省省令第６１号）が令和４年１２月２８日号外厚生労働省省令第１７５号により改正されたことに伴い、苓北町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する必要があるためでございます。

次のページをお願いいたします。

苓北町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する

条例（案）。

苓北町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成２６年苓北町条例第４３号）の一部を次のように改正する。

内容については、新旧対照表によりご説明させていただきますので、次の次のページをお願いいたします。

苓北町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例（案）、新旧対照表。右側が改正前でございます。左が改正後となっております。

まず、第７条の２（安全計画の策定等）につきまして、今回新たに追加をいたしております。

続きまして、第７条の３（自動車を運行する場合の所在の確認）についても、今回新たに追加をしております。

第１０条（他の社会福祉施設等を併せて設置するときの設備及び職員の基準）につきまして、今回改正を、下線の部分に係る部分で改正をいたしております。

続きまして、改正前の第１３条でございます。（懲戒に係る権限の濫用禁止）については、今回削除といたしております。

第１４条（衛生管理等）で述べてあるところの２項でございます。ここにつきましては訓練を定期的に実施するようなことを今回追加をされております。

補足説明をさせていただきたいと思います。

今回、この改正につきましては、令和４年９月、静岡県牧之原市におきまして、認定こども園の送迎バスに置き去りにされた子どもが亡くなるという事案が発生いたしました。この事案を受けまして、国としましても、今回の基準の改正を行ったわけでございます。それによりましてこの基準がベースになっております本条例をそれに合わせて改正するということで、今回提案をさせていただいております。バス送迎に当たっての安全管理の徹底にかかる規定を加えたものでございます。

それでは、本条例の２ページの下段の方をお願いいたします。

附則です。１、この条例は、令和５年４月１日から施行する。

２につきましては、経過措置が書かれておりまして、令和６年３月３１日までの間、当該自動車にブザー等を備えないことができるということで、経過措置について、ここに記述をしてあります。

以上で、説明を終わらせていただきたいと思います。

続きまして、第１８号の説明をさせていただきたいと思います。

議案第１８号、苓北町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について。

苓北町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を、

別紙のとおり改正することとする。

令和５年３月８日提出。苓北町長　山﨑秀典。

提案理由でございます。

放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準（平成２６年４月３０日号外厚生労働省省令第６３号）が、令和４年１２月２８日号外厚生労働省省令第１７５号により改正されたことに伴い、苓北町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する必要があるためでございます。

次のページをお願いいたします。

苓北町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例（案）。

苓北町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成２６年苓北町条例第４５号）の一部を次のように改正するということで、中身につきましては、新旧対照表の方でご説明をさせていただきたいと思いますので、恐れ入ります、次の次のページをお願いいたします。

苓北町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例（案）新旧対照表でございます。右側が改正前、左側が改正後でございます。

まず、（安全計画の策定等）第６条の２につきまして、今回追加をいたしております。

それと、第６条の３（自動車を運行する場合の所在の確認）も追加をいたしております。

第１２条の２（業務継続計画の策定等）につきましても追加をいたしております。

第１４条の第２項、これにつきましても、まん延防止のための訓練を定期的に実施するようにという項目を追加をいたしております。これにつきましても、先程申しました、静岡県で起きました事故の件を受けまして、国の方で今回の基準の改正が行われておりましたので、それを受けまして、今回本条例の改正を提出したものであります。

恐れ入ります。本条例の２ページの方、附則をお願いいたします。

この条例は、令和５年４月１日から施行する。

以上で２件の説明をさせていただきました。ご審議のほどよろしくお願いします。

○議長（野﨑幸洋君）　説明が終わりました。

これから一括質疑を行います。質疑ありませんか。

山口利生君。

○２番（山口利生君）　何か責任転嫁をどんどん、どんどん下の方に持っていくような感じがしてなりません。確かに、保育園の子どもが送迎バスに置き去りになって亡くなったと。本当にこれはあってはならない事故。特にこれは園長が運転していて、もうそのまま閉めたと。本当に管理瑕疵そのものじゃないかというふうに思います。

そういうものを受けて、今でも人手が不足している保育園等に、この安全計画を作れというふうなことを条例で定めると。多分、厚生労働省の方から指示があって、全ての自治体は作れと。これ作らなかった園に対しては何らかの罰則等を科す予定なのか。

また今、国の方も送迎バス等に対してですね、その安全装置と言いますか、ここに書いてある、中に置き去りにされてたら、それを知らせるという仕組みに対して、補助を出すとかいうようなものが新聞に載ってましたけれども、これを作ったらその補助をやるよというような、アメとムチでもってがんじがらめに保育園をやろうとしてるのか、それと併せて、放課後児童クラブ、これも苓北町の場合は保育園の方に、この放課後児童クラブは各園でやってもらうように、今されてますよね。熊本なんていうのは、ほかの学校を使ったりとかして、放課後児童を預かってますが、苓北町は保育園が、みんな一手に卒園者を中心に放課後児童クラブをしていただいてると。これで一生懸命やっていただいております。

また、この業務継続計画とかいう、これ役場の方も業務継続計画というのは策定されていらっしゃるかと思います。このいろんな災害とか感染症が出た場合には、何人残って継続できるのかどうかとか、非常にこの計画策定から実施するというのはもう非常に難しいし、頭を痛める状況です。

やっぱこういう役所自体が作るときに非常に頭が痛いのに、保育園とか放課後児童クラブ自体がですね、今のすいません。今、実態的にうちは放課後児童クラブは保育園がやってるから、今、一緒に言うたんですけども、そこの園長先生たちがこれを作るというふうになると、非常に困難な作業が出てくるんじゃないかと。単にひな形を見せてですね、ここに園を書いてくれというようなところまでもう作って、これはやっぱ国から言われたら作ってくださいと、これを周知してくださいというような形でやっていくのか、それだと実際の問題が出たときには、その園の責任というものが非常に強くなってくるというのがありますが、そのようなこと自体は、前もって保育園の方にも、この条例改正するにあたっては周知しているのかどうか。

その補助金の関係、またその園との、これの協議の関係等がどのようにされていらっしゃるのか。現実に、このような条例改正をしたとしてですね、これに従わなかった園に対する何らかの罰則、罰則というのはどうしても運営費とか補助金を減らすとかというようなことも考えていらっしゃるのか、お聞きします。

○議長（野﨑幸洋君）　福祉保健課長。

○福祉保健課長（本田　保君）　まず各保育園につきましての周知でございますが、園長会議のあった際にですね、今度このような省令が出まして、町としても条例改正をいたす予定ですということはお知らせしております。

さらにですね、その後、当然それぞれの計画とかも作成していただくことが出てきま

すが、町としましても、一緒に入りましてですね、園長先生たちと協議しながら先程申しましたようなひな形もあると思いますので、それも若干活用しながらですね、協議して作っていきたいと考えております。

あとペナルティにつきましては現在のところ考えておりませんで、作る方向で一緒に協力してやっていきたいと思っております。

あと車のそれぞれのブザーとか、そういう補助につきましても、先程おっしゃられたとおり補助の話がですね、近々、私も聞いておりまして、それにつきましてももう保育所と協議してですね、必要なものでございますので、そちらの方についても各園長先生たちと検討していきたいと考えております。

以上です。

○２番（山口利生君）　業務継続計画は。

○議長（野﨑幸洋君）　福祉保健課長。

○福祉保健課長（本田　保君）　すいません。各保育園の作成いたします計画につきましては、町と保育所と協力してから取り組んでいきたいと思っております。

以上です。

○議長（野﨑幸洋君）　山口利生君。

○２番（山口利生君）　分かりました。本当にですね、子どもたちの命を脅かすようなことはあってはならないし、またその保育園、今５園ありますけれども、送迎バス自体が、６園あっとか。送迎バスの運行してるのがどのくらいあって、今現在、やっぱりこの間の死亡事故を受けてですね、園自体でもどのような対応を今とっていらっしゃるのか、把握されていればお願いします。

それと放課後児童クラブの業務継続計画というものの作成、これは何でここまで作らせにゃいかんていうふうになったのか。これも国から言われたから、条例改正して作らせますというふうになったものなのか。その放課後児童クラブまで、もうその感染症が出たら、止めればいい話じゃないかと思うんですけどね。学校なんかも休校とかすぐ措置するわけだから、速やかにまた再開するために強制的に。放課後児童クラブ・・・。放課後児童クラブはまた全然趣旨が違うとかな。学校関係でつくってるのと。すいません。そこら辺がちょっと私が勘違いしとったらば、失礼いたしました。

そこの業務継続計画というものの必要性がいまいち私もちょっとわかんないもんですから。その辺りを安全計画と違うところがありますから。もう少し教えてください。

○議長（野﨑幸洋君）　福祉保健課長。

○福祉保健課長（本田　保君）　まず、町内６園の送迎バスの状況ですが、すいません、うろ覚えで申し訳ございませんが、ここで言えることは６園全部が行っているわけではない状況であります。何園かだけが送迎をしておりまして、ほかは送迎についてはやっ

てないと思います。やってないと聞いております。申し訳ございません。

それと業務継続計画の策定等につきましては、ちょっと条例改正の分で省令が改正されましたのを受けての条例改正でございますので、これに合わせて入ってきておりますので、そこの点については把握はしておりません。申し訳ございません。

○議長（野﨑幸洋君）　山口利生君。

○２番（山口利生君）　すいません、基本的な自治体っていうのはそれぞれ独立して、町民のために何が必要かというのを考えた上でやっていく。国から言われたからすぐやるって、それが必要だからこそやるという前提で進めていく必要があると思います。

今課長の方から、遠いところでの死亡事故があったということじゃなくてですね、やっぱそういう大きな、子どもが亡くなった、送迎バスで亡くなったというのであるならば、やっぱり町内の送迎バス、実際に動いてますからですね、保育園の。だからやっぱそのときの町としての実態っていうのを調べた上でですね、そこをどういうふうに園はやってるのかということを、やっぱりこういう重大事故が起きたときはですね、速やかに調査をし、また園長先生を呼んで、その辺りの対応をですね、どうするかということをやっぱり具体的に、すぐ対応すべきじゃないかというふうに考えます。

こういう条例を作ったから安全計画を作りなさいという以前の、やっぱりああいう悲惨な事故がないように、苓北町でですね、起きた場合はですよ。だから、やっぱそういう対応をですね、やっぱ速やかに担当課としては執るべき問題かなというふうに思います。

やっぱ当然、業務計画にしてもですね、何でこういうのを作らにゃいかんのかと。安全計画も自分たちはしっかりしてるんだというふうに言われたときにです。いやこうこうということを明確にやらないと、本当にもういろんなコロナの関係、もうほかの感染症が出たときもですね、やっぱり園として一生懸命やっぱ子どもにうつらないように頑張っておられる。それを具体化して、可視化すべき問題なんですよというふうな説明をされるかと思うんですが、口頭だけじゃなくてですね、そういう面では、安全に安全を重ねるというふうなことが必要かと思います。先程も、やっぱりそういう面では、役場の方がですね、こういう形で作ればいいんですよと。これをこうすればいいんですよというふうに、やっぱり寄り添ってですね、条例を改正したんなら、ぜひそのような指導をしていただきたいと。やっぱり嫌々ながら作るのと、やっぱ、そうですねっていうふうに作るのとでは、この先違うと思いますから、その点は十分注意した上で、やっていただきたいと思います。

ただやっぱり、こんな問題はすぐ、単に、送迎バスの問題だけじゃなくてですね、やっぱりいろんなほかのところがあったときは、全ての課がやっぱそういう目で、いろんな施設に対しての指導をぜひ行っていただきたい。あとスクールバスは、大丈夫なんで

しょうか。

○議長（野﨑幸洋君）　教育長。

○教育長（濵﨑敏和君）　失礼します。先程の保育園バスの事故についてはですね、私どもも厚労省、文科省を通じて、こういう事故があってますと、スクールバスについても十分な注意をお願いしますということで、スクールバスそのものについてはいろんな用具の設置義務までは入っておりませんでした。こういう保育園の送迎バスについて、こういう指示をやっておりますので、スクールバスについても十分な注意をということで、業者の方にはその旨連絡をしたところでございます。

以上でございます。

○議長（野﨑幸洋君）　ほかに質疑ありませんか。

［「なし」と呼ぶ者あり］

○議長（野﨑幸洋君）　質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありませんか。

［「なし」と呼ぶ者あり］

○議長（野﨑幸洋君）　討論なしと認めます。

議案第１７号、苓北町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例についてを採決します。

本案は、原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

［「異議なし」と呼ぶ者あり］

○議長（野﨑幸洋君）　異議なしと認めます。

したがって、議案第１７号、苓北町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例については、原案のとおり可決することに決定しました。

議案第１８号、苓北町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例についてを採決します。

本案は、原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

［「異議なし」と呼ぶ者あり］

○議長（野﨑幸洋君）　異議なしと認めます。

したがって、議案第１８号、苓北町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例については、原案のとおり可決することに決定しました。

－－－－－－－－○－－－－－－－－

日程第１９　議案第１９号　苓北町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例につ

いて

○議長（野﨑幸洋君）　日程第１９、議案第１９号、苓北町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

福祉保健課長。

○福祉保健課長（本田　保君）　議案第１９号、苓北町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について。

苓北町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を、別紙のとおり改正することとする。

令和５年３月８日提出。苓北町長　山﨑秀典。

提案理由でございます。

特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定子ども・子育て支援施設等の運営に関する基準（平成２６年４月３０日号外内閣府令第３９号）が令和４年１２月１６日号外内閣府令第６５号により改正されたことに伴い、苓北町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する必要があるためでございます。

次のページをお願いいたします。

苓北町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例（案）。

苓北町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例（平成２６年苓北町条例第４４号）の一部を次のように改正する。

改正内容につきましては、新旧対照表にて説明をさせていただきますので、次のページをお願いいたします。

苓北町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例（案）、新旧対照表でございます。右側が改正前です。左側が改正後になっております。

今回の改正につきましては、第２６条で（懲戒に係る権限の濫用禁止）を削除といたすものでございます。

恐れ入ります。また１ページ戻っていただきまして、附則です。

この条例は、公布の日から施行するとなっております。

以上で、説明を終わらせていただきます。

ご審議のほどよろしくお願いします。

○議長（野﨑幸洋君）　説明が終わりました。

これから質疑を行います。質疑ありませんか。

山口利生君。

○２番（山口利生君）　先程のやつともあるんですが、さっきの保育園の方も、この懲戒に関する権限の濫用禁止が削除されてましたけれども、これ法律で、この罰則、この規定が児童福祉法の方に新たに追加されて、これを行ったら罰則にするというような法律の改正があったことで、二重に条例と一緒にしなくてもいいというようなことからの条例改正で削除になったのか。

最近よく新聞にも、やっぱり児童福祉施設とか保育園で小さい子をたたいたりですね、保育園の保育士がいろんな社会問題になっています。まさにそれがここに書いてある問題だろうと思いますけれども、そこの法律の改正でこれが要らんごんなった。その法律がどのようになったから、この条例が要らなくなったという、そこのところの説明をお願いいたしたいと思いますけれども。

○議長（野﨑幸洋君）　福祉保健課長。

○福祉保健課長（本田　保君）　申し訳ございませんでした。説明をさせていただきたいと思います。

この条例改正につきましては、大本でございます特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定子ども・子育て支援施設等の運営に関する基準が改正されたことが直接の原因でございますが、その大本となったことにつきましては、民法等の一部を改正する法律の一部の施行によりまして、民法及び児童福祉法におけます懲戒権に関する規定が削除されたことに伴いまして、それを受けたことで、この基準が改正されまして、それを受けて本町の条例を改正したことでございます。

○議長（野﨑幸洋君）　山口利生君。

○２番（山口利生君）　すいません、ちょっと。私の知識不足もあるもんですから、民法で懲戒権の濫用禁止というふうに今おっしゃいましたですよね。私がよくわかんないのは、このようなことをしたら、もう民法とか児童福祉法で厳しく罰則を科すよというような法の改正があったから、もう法律でそのような懲戒の濫用をやったらもう即、あなたは処罰されますよというぐらいの、強く、強く、強く国の方で決めたから、もう各市町村の条例ではあえてこれはもう要らなくなったとというふうに理解してよろしいんでしょうか。そこが聞かれたときにですね・・・。

○議長（野﨑幸洋君）　福祉保健課長。

○福祉保健課長（本田　保君）　すいません、児童福祉法における懲戒権に関する規定が削除されたということで、これにつきまして、この懲戒に係る権限の濫用禁止が、併せて削除になったということが原因でございます。

○２番（山口利生君）　根拠法令がなくなったということですよね。条例の。

○議長（野﨑幸洋君）　福祉保健課長。

○福祉保健課長（本田　保君）　そうです。そうです。すいません。そういうことです。

○議長（野﨑幸洋君）　ほかに質疑ありませんか。

［「なし」と呼ぶ者あり］

○議長（野﨑幸洋君）　質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論はありませんか。

［「なし」と呼ぶ者あり］

○議長（野﨑幸洋君）　討論なしと認めます。

議案第１９号、苓北町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例についてを採決します。

本案は、原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

［「異議なし」と呼ぶ者あり］

○議長（野﨑幸洋君）　異議なしと認めます。

したがって、議案第１９号、苓北町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例については、原案のとおり可決することに決定しました。

－－－－－－－○－－－－－－－

日程第２０　議案第２０号　苓北町国民健康保険条例の一部を改正する条例について

○議長（野﨑幸洋君）　日程第２０、議案第２０号、苓北町国民健康保険条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

健康増進室長。

○健康増進室長（田尻康彦君）　議案第２０号、苓北町国民健康保険条例の一部を改正する条例について。

苓北町国民健康保険条例の一部を、別紙のとおり改正することとする。

令和５年３月８日提出。苓北町長　山﨑秀典。

提案理由でございますが、健康保険法施行令等の一部を改正する政令（令和５年政令第２３号）が令和５年４月１日に施行されることに伴い、本条例の一部を改正する必要があるためでございます。

次のページをお願いいたします。

苓北町国民健康保険条例の一部を改正する条例（案）。

苓北町国民健康保険条例（昭和３４年苓北町条例第５７号）の一部を次のように改正する。

内容についてご説明いたしますので、次のページにあります苓北町国民健康保険条例

の一部を改正する条例（案）の新旧対照表をお開きください。右が改正前、左が改正後で、下線の部分が改正部分となります。

健康保険法施行令によりまして、出産育児一時金の支給につきましては、令和４年１月１日から４０万８，０００円とされ、これに産科医療補償制度の加算対象となる出産に係る掛金分の１万２，０００円が加算をされまして、総額で４２万円が支給をされております。

この度、出産育児一時金の支給につきましては、現行の４０万８，０００円から４８万８，０００円に引上げられ、総額で５０万円が支給されることになります。

条例（案）本文の２ページに戻っていただき、附則、この条例は、令和５年４月１日から施行する。

以上、ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（野﨑幸洋君）　説明が終わりました。

これから質疑を行います。質疑はありませんか。

松本良人君。

○４番（松本良人君）　条例の内容そのものには問題ありませんけれども、実はこの書き方ですね。例えば、４０万８千円、４８万８千円。４８万８千円って漢字の千円となっております。ところが、国民健康保険税の関係ではですね、見ていただければいいと思いますけれども、仮に２万１，０００円とするというのを見てみますと、２万１，０００円というような表示がなされておるわけです。書き方、条例の漢字の字句の使い方、どっちが正しいんですかね。これ税の方は、２万１，０００円とかは、２万て書いて、ただ数字の１，０００円ば書いてあっですね。こっちは確実に４０万８と書いて漢字の千円ば書いてあるわけですよ。お尋ねします。

○議長（野﨑幸洋君）　総務課長。

○総務課長（福田誠一君）　今の件でございます。どちらも間違いじゃございませんと思いますが、当時の条例の、昭和３４年代の条例でございまして、そのときの表記が、４０万８千円で、税の方が、そのときの改正文で、「，０００」という表記になっているのだろうと思います。すいません、どちらも表記的には問題ないと解釈をしております。

以上でございます。

○議長（野﨑幸洋君）　松本良人君。

○４番（松本良人君）　確かに、意味的に見れば全然変わらんとですけれども、片一方は漢字と算用数字との入れ混じり、片一方は例えば「万」と「千」は漢字で書いてありますけれども、片一方は、１，０００円の方は丸が３つ書いてあるという感じ。こういったやつはやっぱり、専門の事務方ですのでね、私たちの素人の、もう半分は脳梗塞で

死にかけとっとがですね、気付くわけです。もうちょっとどがんかならんとかなと思いますけれどもいかがですかね。

○議長（野﨑幸洋君）　町長。

○町長（山﨑秀典君）　法制の執務上ですね、それぞれの表示の仕方については問題はないかと思いますけれども、要は条例を見る方に対して、より正確に分かりやすく伝えるというのが法令の作り方になっておりますので、桁数が多い場合はなかなかですね、０が多いといくらというのが読みにくいということもありまして、大きな数字についてはこういった「万」、「千」とかいう漢字を使うということもあろうかと思います。

○議長（野﨑幸洋君）　松本良人君。

○４番（松本良人君）　いや、確かに町長がおっしゃっとは分かっとですよ。ただ、同じ国民健康保険だったからですね、私、お聞きしたんですけれども。その中でですよ、片一方は算用数字と漢字で混じっとって、片一方はそうじゃないということがあるそのものがですね、おかしいんじゃなかろうか。

要するに国の怠慢か、自治体の怠慢か分かりませんけれども、完全に間違いですよ。私たちから言わせろば。気がここまで遣ってなかっちゅうことですよ。そう思いませんか。ぜひですね、そこら辺はですね、我々が感づくことですので、やっぱりそこら辺は感じてもらいたい。今後は注意してですね、訂正するならば、きれいに訂正して。これ意味が一緒ならばいいわけですかね。やっぱり条例は変えんばんとですかね。そこら辺、照らし合わせていただいて、やっぱり筋の通ったような条例のつくり方、資料のつくり方をやっていただければと。

以上です。

○議長（野﨑幸洋君）　ほかに質疑ありませんか。

［「なし」と呼ぶ者あり］

○議長（野﨑幸洋君）　ほかに質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論ありませんか。

［「なし」と呼ぶ者あり］

○議長（野﨑幸洋君）　討論なしと認めます。

議案第２０号、苓北町国民健康保険条例の一部を改正する条例についてを採決します。

本案は、原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

［「異議なし」と呼ぶ者あり］

○議長（野﨑幸洋君）　異議なしと認めます。

したがって、議案第２０号、苓北町国民健康保険条例の一部を改正する条例については、原案のとおり可決することに決定しました。

－－－－－－－－○－－－－－－－－

日程第２１　議案第２１号　苓北町後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例について

○議長（野﨑幸洋君）　日程第２１、議案第２１号、苓北町後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

健康増進室長。

○健康増進室長（田尻康彦君）　議案第２１号、苓北町後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例について。

苓北町後期高齢者医療に関する条例の一部を、別紙のとおり改正することとする。

令和５年３月８日提出。苓北町長　山﨑秀典。

提案理由でございますが、熊本県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する条例の一部改正に伴い、苓北町後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する必要があるためでございます。

次のページをお願いいたします。

苓北町後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例（案）。

苓北町後期高齢者医療に関する条例（平成２０年苓北町条例第１１号）の一部を次のように改正する。

第２条第８号中「広域連合条例附則第５条」を「広域連合条例附則第３条」に改める。

次のページにあります苓北町後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例（案）の新旧対照表をお開きください。右が改正前、左が改正後で、下線の部分が改正部分となります。

熊本県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する条例の一部改正が行われたことに伴い、広域連合条例附則の条が繰り上げられましたので、苓北町が処理する事務の第２条第８号において、適用条項を改正するものでございます。

条例（案）本文の２ページに戻っていただき、附則、この条例は、公布の日から施行し、令和４年４月１日から適用する。

以上、ご審議のほどお願いいたします。

○議長（野﨑幸洋君）　説明が終わりました。

これから質疑を行います。質疑ありませんか。

［「なし」と呼ぶ者あり］

○議長（野﨑幸洋君）　質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論ありませんか。

［「なし」と呼ぶ者あり］

○議長（野﨑幸洋君）　討論なしと認めます。

議案第２１号、苓北町後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例についてを採決します。

本案は、原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

［「異議なし」と呼ぶ者あり］

○議長（野﨑幸洋君）　異議なしと認めます。

したがって、議案第２１号、苓北町後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例については、原案のとおり可決することに決定しました。

－－－－－－－－○－－－－－－－－

日程第２２　議案第２２号　苓北町富岡城公園施設設置条例の一部を改正する条例について

○議長（野﨑幸洋君）　日程第２２、議案第２２号、苓北町富岡城公園施設設置条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

商工観光課長。

○商工観光課長（錦戸雅志君）　議案第２２号、苓北町富岡城公園施設設置条例の一部を改正する条例について。

苓北町富岡城公園施設設置条例の一部を、別紙のとおり改正することとする。

令和５年３月８日提出。苓北町長　山﨑秀典。

提案理由でございますが、新たな交流人口及び関係人口の拡大等を図るため、富岡城公園施設の一つである二の丸東角櫓をワーケーション施設として利活用するための改修整備を行ったことに伴い、当該施設の利用金額を再設定する必要があるためでございます。

次のページをお開き願います。

苓北町富岡城公園施設設置条例の一部を改正する条例（案）。

今回の改正は、同条例第２条の名称及び位置に関する規定の別表第１及び第９条の使用料に関する規定の別表第２の一部を改正するものです。

改正箇所につきましては、新旧対照表によりご説明いたしますので、次のページの新旧対照表をお開き願います。左側の欄が改正後、右側の欄が改正前となっております。

まず、別表第１（第２条関係）の改正ですが、下の別表第２（第９条関係）の二の丸東角櫓の単位と金額の一部改正に関連し、表内の字句の並びの関係で、二の丸東角櫓の項と、二の丸西角櫓の項の位置を表の中で、上下に入れ替えるものでございます。

なお、名称及び位置についての改正はございません。

次に、下の別表第２（第９条関係）は、二の丸東角櫓の単位と金額について、現在、１平方メートル１月につき５１０円という規定しかありませんので、これを、町長が定

める額に改めるとともに、別表第１と同様、二の丸東角櫓の項と二の丸西角櫓の項の位置を表の中で上下入れ替え改めるものです。

補足説明をさせていただきます。

次のページの別表（案）をお開き願います。

参考資料として、改正後の二の丸東角櫓の使用料に係る町長が定める額についての（案）になります。

既にコワーキングスペース、ワーケーションスペース等として供用を開始している他の自治体の類似施設のですね、類似区分の使用料金等を参考に、案として算定しております。

まず、大きな区分として、個人利用と団体利用又は貸切りの二つの区分に分け、個人利用では一時利用、定期利用（１週間利用）及び定期利用（１か月利用）に、団体利用又は貸切りでは、一時利用の区分とし、単位に基づき使用料を設定しております。

なお、この町長が定める額につきましては、別途規則で規定することとしております。

条例（案）本文に戻っていただきまして、附則としまして、この条例は、令和５年４月１日から施行することとしております。

以上、ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（野﨑幸洋君）　説明が終わりました。

これから質疑を行います。質疑ありませんか。

山口利生君。

○２番（山口利生君）　改修がもう終わりましたですか。前回、工事にかかる前に言ったんですが、非常にロケーションがすばらしいところで、ちょっと駐車場から上まで上がるのが大変な距離がありますけれども、実際に問い合わせとかいうものがあってるのかどうか。

それと、個人で利用するときの面積ですね。机をいくつぐらい並べるっていうふうなことを、机が５つぐらいになるんだろうと思いますけども、大体１平米ぐらいを考えていらっしゃるのか。トイレあたりはもう共同ということで、そちらの方はもうみんなで使うから取ってないんじゃないかというふうに考えますが、そういう面でも１時間３００円ということで、前回はひと月５１０円っていうことだから、逆に割高になるのかどうかっていうのも、これまではそういう業務スペースで貸付けていませんからですね、そこら辺がちょっと利用しやすくなるのかどうか。この値段の妥当性がちょっとよくわかんないんですけど。

それとこの使用料をですね、誰が徴収するのか。隣が歴史資料館があって、館内に入る人からの現金徴収は今、会計年度任用職員の方に徴収をお願いしてますが、それに合わせて、会計年度任用職員の人が、この使用料は時間を確認して徴収するというふうに

なるのか、利用する人がもう何日間使用するから、役場の商工観光課の方に書類を出して、前納させるという形でされようとしてるのか教えてください。

○議長（野﨑幸洋君）　商工観光課長。

○商工観光課長（錦戸雅志君）　問い合わせをですね、何回か、でき上がってプロモーションをかけておりますので、１つ、２つあっております。

あと、面積はですね、中にみんなで自由に座るスペースとして最大６人座れるように、ゆっくりした中でですね、使えるように設定しております。真ん中広い机をおいてですね。どこからでもできるように。あとトイレの方も中の方に設置しております。あと冷蔵庫と流しですね、手洗い等を設置しております。

あと料金ですけれども、近傍類似のですね、近隣の２市及び芦北の方と、南小国の方の料金等を参考に設定させていただいております。どこの施設を見ましても、この１時間単位、１週間単位、ひと月単位が全部ここが標準っていうか、そのような形で設定がなされております。

あとは団体の貸切りですね。その中で、天草市の方は１人１回５００円という、１時間のところ見ますとですね。あと、ほかのところでは１時間までが３００円で、２時間目以降が１００円ということで、使っていただけるような形で、例えば、今の設定でいくと、１日８時間使われたとしたら、１時間が３００円で、残り７時間が７００円なので、１，０００円という形に、そこの施設はなるかと思いますけど、うちの場合はもう５００円が上限ということで、使っていただけるようなところで設定をさせていただいております。

あとお金の徴収ですけれども、基本的に事前に申し込みが必要ですので、当面は町の方で直接していきまして、あとで、利用を促進するために外部の委託も一部考えております。

○議長（野﨑幸洋君）　山口利生君。

○２番（山口利生君）　今、徴収、外部委託っていうふうな話がありましたけれども、休館日があるから、歴史資料館の会計年度任用職員が徴収というのは難しいということの判断でしょうか。外部に委託するとなったときに、６人ぐらいで、手間暇とる金額は、委託したら逆にその経費がかかるんじゃないかと思いますけれども、その辺りはどのように考えるんですか。

○議長（野﨑幸洋君）　商工観光課長。

○商工観光課長（錦戸雅志君）　当然、事前に申し込みをですね、申請を出していただいて、そこで納付書等を発行して、納付していただくということに基本的にはなるかと思います。現金での収入は、歴史資料館の方はですね、休館とかの関係もございますので、そのような形で進めていきたいと思っています。

○議長（野﨑幸洋君）　浜口雅英君。

○５番（浜口雅英君）　この資料の新旧対照表、何でこう、上の段は修正をかけるわけですか。かける必要なかじゃなかですか。そして下の表も一緒ですよ。ただあえて言うならば、町長が定める額が東角櫓ですか。ならば元のところに書けばよかじゃなかですか。なぜこう議会に出してまで、訂正せなん事情を教えてください。

○議長（野﨑幸洋君）　商工観光課長。

○商工観光課長（錦戸雅志君）　この表ですね、今おっしゃられたとおり、最初そこはですね、シンプルな形でと思っておりましたけれども、表の並びを見たときにアダム荒川の記念広場の下に、もう１つその他の施設ということで、町長が定める額という表記がございます。上からいくと、本丸下櫓が「１平方メートル１月につき」、今度、二の丸東角櫓が「町長が定める額」、その次がまた二の丸西角櫓が「１平方メートル１月につき」ということで入れ込んできてしまいますので、もうこの際きれいに上のところと、下のところと分けてというところで判断しまして、ご提案させていただいた次第です。

○議長（野﨑幸洋君）　浜口雅英君。

○５番（浜口雅英君）　そういった理由しかないのにですよ、議会に出す必要があるんですか。もうちょっと言わせてもらえばですね、この東角櫓、西角櫓、方角の場合は東西南北ですよね。まず来っとは東ですよ。ほいでこの位置欄の中に、富岡字本丸２２４５番地９、それから２２４５番地２７、これも小さい順から言うならば、２２４５の９が上段に来て、２２４５の２７が下に来ていいわけですよ。だからここは変える必要ないんですよ。あえてどうしても変えないかんのは、１平方メートルひと月につき５１０円が、町長が定める額に変わったわけですので、ここだけ訂正すればいいんじゃないですか。無駄なことはやめてください。

○議長（野﨑幸洋君）　商工観光課長。

○商工観光課長（錦戸雅志君）　おっしゃるのは重々分かりますけれども、一応この表のですね、左側の並びからいって、そういったことでこの際きれいに見やすいようにということで、そこを優先させて一部改正をということでお願いしたいと思います。

○議長（野﨑幸洋君）　浜口雅英君。

○５番（浜口雅英君）　見やすいとか、見やすくないとか誰が決めたんですか。新町長がこれ見にっかけん変えろと言われたんですか。そがんじゃなかでしょう。今から先ですね、人間も減っていく。役場職員の仕事も増えていく中ではですね、やっぱ効率的な仕事を、業務をやると。それがまず基本ですよ。この下の部分はですね、５１０円が町長が定める金額になったけん。これは変えないかんかもしれない。それは議会に出さないかん。あとは出す必要なかでしょ。無駄なことやめなさい。

○議長（野﨑幸洋君）　答弁いいですかね。

○５番（浜口雅英君）　やめますか。やめませんかて言うとは。建前上やっていきますというのか・・・。

○議長（野﨑幸洋君）　商工観光課長。

○商工観光課長（錦戸雅志君）　すいません。はっきり断言できませんが、一応今お話しされたことも考慮しながらですね、今後はそのような形で、条例等については検討してまいりたいと思います。

○議長（野﨑幸洋君）　ほかに質疑ありませんか。

松本良人君。

○４番（松本良人君）　どうもこの表の見方がよく分かりませんけれども、教えてください。金を取る方は、１平方メートルにつき１カ月間使って５１０円ですかね。本文の方の表。そして、これ多分、内規と思いますけれども、内規は１時間までに３００円。そうせろば、内規の方が高かっですかね。単純にですよ、我々が、素人が見れば、別表第２でいきますね。第９条関係でいきますけれども、この場合は、例えば、二の丸西角櫓ですかね。１平方メートル１月につき５１０円でしょう。この表から我々が感じるところがですよ。それでこの別表を見れば、個人でも１時間で３００円。１時間ごとに１００円でしょうから。１カ月間使って５１０円。片一方はもう４、５時間使えば５１０円よか高くなるということですかね。

それとですね、もう１点。この参考資料の方に無料というのはなかっですか。何かあったときの、例えば、団体が使う場合に多分無料も要るとじゃなかろうかなと私は思います。そこら辺はこれ規定してなかっかな。

○議長（野﨑幸洋君）　商工観光課長。

○商工観光課長（錦戸雅志君）　２点、ご質問がございました。１点目のですね、１平方メートル当たり５１０円ですので、例えば２０平方メートルなると、１カ月１万２００円ということになります。１平方メートル当たりが５１０円ですので、例えば、３メーター×７メーターの２１㎡としましたら、２１×５１０円で１万７１０円というふうなところを徴収するのを、今回は想定では、１カ月で定期利用で１人３，０００円というふうな利用で料金の方は設定しておりますので、前よりは安くなるということになります。それと、減免規定でございます。昨年、建設経済環境常任委員会の中で松本議員の方にも、視察をしていただいたときに、そのようなお話もいただいておりました。

今回はこれが基準で、当然規則で定めますので、減免の規定も予定しておりますので、事情によって町長が認める場合には、減免というふうな規定も入れ込みたいというふうに考えております。

○議長（野﨑幸洋君）　松本良人君。

○４番（松本良人君）　そしたらですよ。仮に１平方メートルぐらいしか要らん場合で

すよ。ですね、少ししかいらん場合は、１カ月借りて５１０円ですけれども、もうワンフロア要らずに少し使ってもいいというときには、それでもこっちの方が適用されれば、広く使ってください。広く使えば安くなりますよじゃなくて、どがんなっとですかね。ここら辺がよっと分からんやったもんな。別表は、ワンフロアってことでしょ。

○議長（野﨑幸洋君）　商工観光課長。

○商工観光課長（錦戸雅志君）　現在はですね、改修する前はオープンスペースになっておりました。東角櫓がですね。そこは団体とかそこを貸し切って、借りられる場合に１平方メートル当たり５１０円ですので、例えば、その２０平方メートルですと、１万２００円というふうな料金設定でしたけれども、今度、机もあったり、ワーケーションとかですね、デスクワークとかそういったところで改修を行いましたので、１平方メートルあたりで作業するというふうなところは想定はしておりません。オープンスペースで、机とか椅子を持って、デスクワークをしていただくというふうなところで、用途が変更になりましたので、それに合わせて、類似施設等も考慮してですね、このような料金で徴収をやっていきたいというふうに考えております。

○議長（野﨑幸洋君）　松本良人君。

○４番（松本良人君）　我々が仮に半分使わせてくれろとか、５平米くらい使わせてくれろって言えば、１カ月に２，５００円でいくわけでしょう。少ししか使わんとに１カ月に５１０円、それで片一方はいっぱい使ってですかね。何かここら辺のよう分からん。私が分からんか、皆さんは分かっとって、私だけが分からんかなって思っとります。そこら辺ですね、どっちみち内規はもう自分たちで変えられますんでね。随時、合うような使い方で行けばいいんじゃなかろうかと思います。

以上です。

○議長（野﨑幸洋君）　ほかに質疑ありませんか。

［「なし」と呼ぶ者あり］

○議長（野﨑幸洋君）　質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論ありませんか。

［「なし」と呼ぶ者あり］

○議長（野﨑幸洋君）　討論なしと認めます。

議案第２２号、苓北町富岡城公園施設設置条例の一部を改正する条例についてを採決します。

本案は、原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

［「異議なし」と呼ぶ者あり］

○議長（野﨑幸洋君）　異議なしと認めます。

したがって、議案第２２号、苓北町富岡城公園施設設置条例の一部を改正する条例に

ついては、原案のとおり可決することに決定しました。

ここで２時３５分まで休憩します。

－－－－－－－－○－－－－－－－－

休憩　午後　２時２２分

再開　午後　２時３５分

－－－－－－－－○－－－－－－－－

○議長（野﨑幸洋君）　休憩前に引き続き、本会議を再開します。

－－－－－－－－○－－－－－－－－

日程第２３　議案第２３号　令和５年度苓北町一般会計予算

日程第２４　議案第２４号　令和５年度苓北町坂瀬川財産区特別会計予算

日程第２５　議案第２５号　令和５年度苓北町都呂々財産区特別会計予算

日程第２６　議案第２６号　令和５年度苓北町国民健康保険特別会計予算

日程第２７　議案第２７号　令和５年度苓北町介護保険特別会計予算

日程第２８　議案第２８号　令和５年度苓北町後期高齢者医療特別会計予算

日程第２９　議案第２９号　令和５年度苓北町水道特別会計予算

日程第３０　議案第３０号　令和５年度苓北町下水道特別会計予算

日程第３１　議案第３１号　令和５年度苓北町農業集落排水特別会計予算

日程第３２　議案第３２号　令和５年度苓北町特定地域生活排水処理事業特別会計予算

日程第３３　議案第３３号　令和５年度宅地造成事業特別会計予算

○議長（野﨑幸洋君）日程第２３、議案第２３号、令和５年度苓北町一般会計予算から、日程第３３、議案第３３号、令和５年度苓北町宅地造成事業特別会計予算までの１１件を一括議題とします。

ここで、令和５年度予算の施政方針について説明を求めます。

町長。

○町長（山﨑秀典君）　令和５年度苓北町一般会計予算（案）並びに各特別会計予算（案）につきまして、ご提案を申し上げます。

国の経済政策、予算等につきましては、お配りしております予算編成に関する説明書に記載させていただいており、また、報道等でもご承知のことと思いますので、ここでは省略させていただきます。

令和５年度の予算編成では、第７次振興計画（ふるさと苓北未来プラン）の基本目標の達成に向け、「第２期地方版総合戦略（第２期苓北町まち・ひと・しごと創生総合戦略）」との整合性を図った事業に重点的に取り組むとともに、デジタル化の推進や新型コロナウイルス感染症対策及び原油価格・物価高騰対策に取り組みます。また、財政健

全化を着々と進めるため、歳入面では町有財産の売却を含む有効活用、ふるさとづくり寄附金の更なる拡充等による自主財源の確保及び国・県補助金等による財源確保に努めます。

また、歳出面では、各事業の費用対効果等の検証による経費抑制、デジタル化を含めた効率化及び簡素化、職員一人ひとりのスキルアップによる人材育成、それに伴う行政サービスの向上を目指し、持続可能な将来を見据えた創造性豊かな予算編成に努めました。

具体的には、①デジタル化の推進による行政サービス・教育環境の向上につながる施策、②新型コロナウイルス感染症に係る施策、③子育て支援・高齢者支援の充実及び健康づくりの推進に係る施策、④歴史・観光資源を活用した関係人口・交流人口の創出・拡大につながる施策、⑤町民を守るための安心・安全につながる防災施策、⑥地域を支える基盤産業の振興に係る施策、以上、６つを重点取り組み事項としまして、町民・企業・行政、それぞれが力を発揮できる協働・共創のまちづくりを推進する予算編成に努めたところでございます。

それでは、重点取り組み事項の中身についてご説明を申し上げます。

まず、①デジタル化の推進による行政サービス・教育環境の向上につながる施策でございます。

町民の多様な要請に対応し、生活の利便性を向上させるため、証明書等コンビニ交付サービス事業や地域おこし協力隊事業（デジタルデバイド対策）を活用するとともに、令和４年度に導入した防災・行政情報配信システムにつきましては、より多くの町民へのスマホアプリの導入及び高齢世帯等へのタブレット端末配付を進め、全世代に対し優しいデジタル化を推進します。また、全児童・全生徒に整備した１人１台のタブレット及び電子黒板等を活用し、デジタルを活用した教育のさらなる充実を図ります。

次に、②新型コロナウイルス感染症に係る施策でございます。

収束の目処が立たない中、引き続き感染症対策を継続するとともに、新型コロナウイルス対策商工業関連経営安定事業や新型コロナウイルス対策農業経営安定事業による事業者支援等を実施します。

また、新型コロナウイルスワクチン接種事業につきましては、詳細が分かり次第、早急に必要な予算措置を講じます。

次に、③子育て支援・高齢者支援の充実及び健康づくりの推進に係る施策でございます。

子育て支援医療費助成事業などを引き続き実施するとともに、妊産婦の支援等のための産前・産後ケア事業を実施します。さらに、子育て支援も兼ねて、上津深江広域避難地を防災公園として整備するための基本計画を策定します。また、国の出産・子育て応

援交付金事業や、県の補助金を活用した結婚新生活補助事業に加え、町独自の結婚祝補助金を継続して実施します。

高齢者支援としましては、敬老会事業や老人クラブ補助事業などを実施します。

健康づくりの推進としましては、各種がん検診や予防接種等を引き続き実施します。

次に、④歴史・観光資源を活用した関係人口・交流人口の創出・拡大につながる施策でございます。

新型コロナウイルス感染症の感染防止対策を継続して実施する中で、地域活性化起業人及び地域おこし協力隊に加え、新たに地域プロジェクトマネージャー事業を活用し、新たなアイデアを活用した町おこしや、更なる観光分野の推進を図ります。

また、イベント事業等による情報発信を積極的に進めるとともに、富岡城や富岡海域公園を活用した新たな観光スポットの整備を行い、交流人口の拡大を図ります。

次に、⑤町民を守るための安心・安全につながる防災施策でございます。

町民の安心と安全を守るべく、消防団員育成を含めた消防団に関連する事業を引き続き実施します。また、防災行政無線更新事業や防災拠点施設、並びに指定避難所である役場庁舎の機能保全を図ることを目的とした庁舎改修事業を実施します。

さらに、上津深江広域避難地を防災公園として整備するための基本計画を策定します。

最後に、⑥地域を支える基盤産業の振興に係る施策でございます。

町内の基幹産業である農業、林業、水産業をしっかりと底支えするため、農林水産業の人手・担い手不足の解消と関係人口の創出を図るための短期就労及び観光型移住体験事業に取り組みます。

農業振興事業では、資材高騰対策としての農業省力化生産資材導入補助事業や、国県の補助事業を活用した中山間直接支払推進事業等を実施するとともに、地域農業の将来のあり方を考える人・農地プランから目標を立て、実行に移す地域計画の策定への移行を進める中で、地域・集落での話し合いを活性化し、地域農業の５年後・１０年後を見据えた農業振興施策を実施します。

林業振興事業では、森林環境譲与税を活用し、枯損松伐倒処理事業や森林基幹道苓北天草線をはじめ、林道の維持管理を実施します。

水産振興事業では、原油価格高騰対策として、漁業燃油価格高騰対策事業を実施するとともに、引き続き磯焼け・食害対策事業を実施します。

以上、６つの項目を重点施策としてそれぞれ必要経費を計上し、令和５年度の一般会計予算（案）は、総額で４７億９，３００万円、前年度当初予算比０．３％増となっております。

続きまして、各特別会計予算（案）の主な内容につきまして、ご説明を申し上げます。

まず、坂瀬川財産区特別会計につきましては、歳入に区有地貸付料等を計上し、歳出

には管理会委員報酬、山林取締員報償費及び令和５年度更新箇所の森林保険料等を計上しました。

次に、都呂々財産区特別会計につきましては、歳入に区有地貸付料等を計上し、歳出には管理会委員報酬、山林取締員報償費及び都呂々平畑の区有地法面の支障枝伐採業務委託費等を計上しました。

次に、国民健康保険特別会計につきましては、熊本県全市町村の国保税、国保料率の統一化に向け、段階的に保険税算定方式を標準化するとの方針により、医療費分においては、課税割合の調整、介護分においては、所得割及び均等割とも税率の引上げを行いました。

保健事業におきましては、被保険者の健康増進と医療費の更なる適正化を図るため、特定健診受診に要する費用、独自事業である人間ドック受診に係る個人負担金の助成事業に要する費用のほか、特定健診未受診者対策事業として、再勧奨に係る費用、レセプト点検に係る費用などを計上しました。

また、特定保健指導や重症化予防指導、重複・多剤服薬対策に係る費用を計上しました。

次に、介護保険特別会計につきましては、令和３年度から始まりました「第８期介護保険事業計画・高齢者福祉計画」に基づいて、介護保険事業及び高齢者福祉行政の推進のための費用を計上しました。

また、令和６年度から始まる「第９期介護保険事業計画・高齢者福祉計画」の策定に係る費用や、地域包括支援センター業務を苓北町社会福祉協議会に委託するための経費を計上しました。

次に、後期高齢者医療特別会計につきましては、医療費の適正化を図るとともに、令和４年度から後期高齢者医療広域連合からの受託事業である保健事業と介護予防の一体的な実施事業の取り組みとして、高齢者の健康維持、フレイル予防に努め、国保・後期・包括支援センターの３部署間で、保健事業の連携を図るため、運動指導員と訪問指導員の予算を一般会計に計上し、後期高齢者健診事業の町独自補助１１万５，０００円についても、住民サービスの見える化を図るため、一般会計に計上しました。

次に、水道特別会計につきましては、町道尾越線配水管布設替工事ほか１件の工事請負費、都呂々ダム共同管理費負担金等を計上しました。

また、公営企業会計移行に必要な支援業務委託料及び公営企業会計システム導入業務委託料を計上しました。

また、春の迫・尾越ポンプ場制御盤更新工事及び志岐浄水場遠隔監視システム設備工事は、令和５年度に繰り越して実施をいたします。

次に、下水道特別会計につきましては、処理場等維持管理業務委託料や、下水道事業

計画策定委託料等に加え、公営企業会計移行に必要な支援業務委託料及び公営企業会計システム導入業務委託料を計上しました。

また、富岡浄化センター耐震診断業務委託及び坂瀬川第５マンホールポンプ場更新工事ほか１件の工事は、令和５年度に繰り越して実施いたします。

次に、農業集落排水特別会計につきましては、処理施設運転管理業務委託料や、公営企業会計移行に必要な支援業務委託料及び公営企業会計システム導入業務委託料を計上しました。

次に、特定地域生活排水処理事業特別会計につきましては、区域内の水質浄化促進のための工事請負費や浄化槽維持管理委託料、公営企業会計移行に必要な支援業務委託料及び公営企業会計システム導入業務委託料を計上しました。

次に、宅地造成事業特別会計につきましては、宅地２区画分の財産売払収入を見込み、住宅建設補助を計上したほか、衝錠分譲地の水道・下水道引込に係る工事請負費や宅地販売促進に係る費用などを計上しました。

終わりに、令和５年度予算編成では、九州電力（株）苓北発電所に係る固定資産税の減額、地方財政計画による普通交付税の増額及び臨時財政対策債の減額等を見込みました。

また、デジタル化の推進や新型コロナウイルス感染症対策及び原油価格・物価高騰対策に関連する各事業、高止まりの社会保障関連経費及び公債費、老朽化に伴う公共施設の補修事業といった必要不可欠な社会資本整備に対し予算措置を講ずる必要があるため、難しい予算編成となりました。

また、財政健全化の取り組みとして、令和５年度は元金償還額６億５，９２５万１，０００円に対し、地方債発行額を２億９，８６０万円、うち臨時財政対策債３，１００万円といたしました。

令和５年度も引き続き、町民一人ひとりが求める多様な要請に応えるべく、地方行政に課せられた使命と期待を職員一人ひとりが意識し、一丸となって対応できる組織づくりと強化を進めてまいります。

また、国・県の施策を常に情報収集することで、有利な財源である補助金・交付金の活用を積極的に図り、一般財源の縮減に努めつつ、各事業を確実かつ適正に実施をしてまいります。

以上により、令和５年度の予算（案）をご提案いたしますので、ご審議のほど、どうぞよろしくお願い申し上げます。

○議長（野﨑幸洋君）　それではまず、議案第２３号、令和５年度苓北町一般会計予算についての説明を求めます。

企画政策課長。

○企画政策課長（宮﨑良成君）　議案第２３号、令和５年度苓北町一般会計予算（案）についてご説明申し上げます。

歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ４７億９，３００万円と定めます。

地方自治法第２３０条第１項の規定により起こすことができる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、第２表、地方債によります。

地方自治法第２３５条の３第２項の規定による一時借入金の借入れの最高額は１０億円と定めます。

令和５年３月８日提出。苓北町長　山﨑秀典。

以上、ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（野﨑幸洋君）　次に、議案第２４号、令和５年度苓北町坂瀬川財産区特別会計予算についての説明を求めます。

総務課長。

○総務課長（福田誠一君）　議案第２４号、令和５年度苓北町坂瀬川財産区特別会計予算（案）についてご説明申し上げます。

歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ１８４万１，０００円と定める。

令和５年３月８日提出。苓北町長　山﨑秀典。

以上、ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（野﨑幸洋君）　次に、議案第２５号、令和５年度苓北町都呂々財産区特別会計予算についての説明を求めます。

総務課長。

○総務課長（福田誠一君）　議案第２５号、令和５年度苓北町都呂々財産区特別会計予算（案）についてご説明申し上げます。

歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ６，１２８万４，０００円と定める。

令和５年３月８日提出。苓北町長　山﨑秀典。

以上、ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（野﨑幸洋君）　次に、議案第２６号、令和５年度苓北町国民健康保険特別会計予算についての説明を求めます。

健康増進室長。

○健康増進室長（田尻康彦君）　議案第２６号、令和５年度苓北町国民健康保険特別会計予算（案）についてご説明申し上げます。

歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ１０億４６０万８，０００円と定めます。

地方自治法第２３５条の３第２項の規定による一時借入金の借入れの最高額は、５，０００万円と定めます。

令和５年３月８日提出。苓北町長　山﨑秀典。

以上、ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（野﨑幸洋君）　次に、議案第２７号、令和５年度苓北町介護保険特別会計予算についての説明を求めます。

福祉保健課長。

○福祉保健課長（本田　保君）　議案第２７号、令和５年度苓北町介護保険特別会計予算（案）についてご説明申し上げます。

歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ１０億９，５６９万９，０００円と定めます。

地方自治法第２３５条の３第２項の規定による一時借入金の借入れの最高額は６，０００万円と定めます。

令和５年３月８日提出。苓北町長　山﨑秀典。

以上、ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（野﨑幸洋君）　次に、議案第２８号、令和５年度苓北町後期高齢者医療特別会計予算についての説明を求めます。

健康増進室長。

○健康増進室長（田尻康彦君）　議案第２８号、令和５年度苓北町後期高齢者医療特別会計予算（案）についてご説明申し上げます。

歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ１億３，２３７万４，０００円と定めます。

令和５年３月８日提出。苓北町長　山﨑秀典。

以上、ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（野﨑幸洋君）　次に、議案第２９号、令和５年度苓北町水道特別会計予算についての説明を求めます。

水道環境課長。

○水道環境課長（松本康秀君）　議案第２９号、令和５年度苓北町水道特別会計予算（案）についてご説明申し上げます。

歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ、２億９９３万６，０００円と定めます。

地方自治法第２３０条第１項の規定により起こすことができる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、第２表地方債によります。

令和５年３月８日提出。苓北町長　山﨑秀典。

以上、ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（野﨑幸洋君）　次に、議案第３０号、令和５年度苓北町下水道特別会計予算についての説明を求めます。

水道環境課長。

○水道環境課長（松本康秀君）　議案第３０号、令和５年度苓北町下水道特別会計予算（案）についてご説明いたします。

歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ３億５，３４２万７，０００円と定めます。

地方自治法第２３０条第１項の規定により起こすことができる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、第２表、地方債によります。

令和５年３月８日提出、苓北町長　山﨑秀典。

以上、ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（野﨑幸洋君）　次に、議案第３１号、令和５年度苓北町農業集落排水特別会計予算についての説明を求めます。

水道環境課長。

○水道環境課長（松本康秀君）　議案第３１号、令和５年度苓北町農業集落排水特別会計予算（案）についてご説明いたします。

歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ２，４０２万１，０００円と定めます。

地方自治法第２３０条第１項の規定により起こすことができる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、第２表、地方債によります。

令和５年３月８日提出。苓北町長　山﨑秀典。

以上、ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（野﨑幸洋君）　次に、議案第３２号、令和５年度苓北町特定地域生活排水処理事業特別会計予算についての説明を求めます。

水道環境課長。

○水道環境課長（松本康秀君）　議案第３２号、令和５年度苓北町特定地域生活排水処理事業特別会計予算（案）についてご説明いたします。

歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ４，６８８万６，０００円と定めます。

地方自治法第２３０条第１項の規定により起こすことができる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、第２表、地方債によります。

令和５年３月８日提出、苓北町長　山﨑秀典。

以上、ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（野﨑幸洋君）　次に、議案第３３号、令和５年度苓北町宅地造成事業特別会計予算についての説明を求めます。

土木管理課長。

○土木管理課長（田尻　悟君）　議案第３３号、令和５年度苓北町宅地造成事業特別会計予算（案）についてご説明申し上げます。

歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ８６６万２，０００円と定めます。

令和５年３月８日提出。苓北町長　山﨑秀典。

以上、ご審議のほど、よろしくお願いいたします。

○議長（野﨑幸洋君）　以上で、提案理由の説明が終わりました。

ここでお願いします。これから質疑を行いますが、３月１３日から予算審査特別委員会での予算の審査を予定しております。

よって、議会運営面から全体的なことについての質疑のみをお願いします。

それでは、議案第２３号、令和５年度苓北町一般会計予算に対する質疑を行います。

質疑ありますか。

［「なし」と呼ぶ者あり］

○議長（野﨑幸洋君）　質疑なしと認めます。

次に、議案第２４号、令和５年度苓北町坂瀬川財産区特別会計予算に対する質疑を行います。

質疑ありますか。

［「なし」と呼ぶ者あり］

○議長（野﨑幸洋君）　質疑なしと認めます。

次に、議案第２５号、令和５年度苓北町都呂々財産区特別会計予算に対する質疑を行います。

質疑ありますか。

［「なし」と呼ぶ者あり］

○議長（野﨑幸洋君）　質疑なしと認めます。

次に、議案第２６号、令和５年度苓北町国民健康保険特別会計予算に対する質疑を行います。

質疑ありますか。

［「なし」と呼ぶ者あり］

○議長（野﨑幸洋君）　質疑なしと認めます。

次に、議案第２７号、令和５年度苓北町介護保険特別会計予算に対する質疑を行います。

質疑ありますか。

［「なし」と呼ぶ者あり］

○議長（野﨑幸洋君）　質疑なしと認めます。

次に、議案第２８号、令和５年度苓北町後期高齢者医療特別会計予算に対する質疑を行います。

質疑ありますか。

［「なし」と呼ぶ者あり］

○議長（野﨑幸洋君）　質疑なしと認めます。

次に、議案第２９号、令和５年度苓北町水道特別会計予算に対する質疑を行います。

質疑ありますか。

［「なし」と呼ぶ者あり］

○議長（野﨑幸洋君）　質疑なしと認めます。

次に、議案第３０号、令和５年度苓北町下水道特別会計予算に対する質疑を行います。

質疑ありますか。

［「なし」と呼ぶ者あり］

○議長（野﨑幸洋君）　質疑なしと認めます。

次に、議案第３１号、令和５年度苓北町農業集落排水特別会計予算に対する質疑を行います。

質疑ありますか。

［「なし」と呼ぶ者あり］

○議長（野﨑幸洋君）　質疑なしと認めます。

次に、議案第３２号、令和５年度苓北町特定地域生活排水処理事業特別会計予算に対する質疑を行います。

質疑ありますか。

［「なし」と呼ぶ者あり］

○議長（野﨑幸洋君）　質疑なしと認めます。

次に、議案第３３号、令和５年度苓北町宅地造成事業特別会計予算に対する質疑を行います。

質疑ありますか。

［「なし」と呼ぶ者あり］

○議長（野﨑幸洋君）　質疑なしと認めます。

以上で、議案第２３号、令和５年度苓北町一般会計予算から、議案第３３号、令和５年度苓北町宅地造成事業特別会計予算までの全体的な質疑を終わります。

お諮りします。

議案第２３号、令和５年度苓北町一般会計予算から、議案第３３号、令和５年度苓北町宅地造成事業特別会計予算まで、議長を除く議員９人で構成する予算審査特別委員会を設置し、１１件の予算案をこれに付託して、審査またその事項の検査を行うため、地方自治法第９８条第１項の権限をこの予算審査特別委員会に委任することにしたいと思います。

これにご異議ありませんか。

［「異議なし」と呼ぶ者あり］

○議長（野﨑幸洋君）　異議なしと認めます。

したがって、令和５年度当初予算の１１件については、９人の委員で構成する予算審査特別委員会を設置し、これを付託して、審査、事項の検査を行うため、地方自治法第

９８条第１項の権限をこの特別委員会に委任することに決定しました。

ここで日程案について説明します。

各予算案の審査は、３月１３日と１４日、１５日までの期間で予算審査特別委員会で行いたいと思います。

－－－－－－－○－－－－－－－

日程第３４　議案第３４号　令和４年度苓北町一般会計補正予算（第８号）

○議長（野﨑幸洋君）　日程第３４、議案第３４号、令和４年度苓北町一般会計補正予算（第８号）についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（山﨑秀典君）　議案第３４号、令和４年度苓北町一般会計補正予算（第８号）（案）について、ご説明を申し上げます。

今回の補正予算は、歳入では、地方交付税法の一部を改正する法律の施行に伴う地方交付税の増額、各種事業実施に係る過疎対策事業債を始めとした地方債の追加・変更が主なもので、歳出では、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金における電力・ガス・食料品等価格高騰重点支援分を活用した物価高騰対策に係る地域振興券事業の追加に要する費用、温泉センターを始めとした指定管理施設のコロナ禍による減収補てん及び燃料費高騰に伴うリスク分担に要する費用、社会資本整備総合交付金の追加交付に係る町道舗装事業に要する費用等を補正するものでございます。

内容につきましては、企画政策課長から説明をいたさせますので、よろしくご審議のほどお願いいたします。

○議長（野﨑幸洋君）　企画政策課長。

○企画政策課長（宮﨑良成君）　議案第３４号、令和４年度苓北町一般会計補正予算（第８号）（案）の内容について説明いたします。

今回の補正は、歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ１億８，１５５万６，０００円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ５６億３，６４２万２，０００円とするものです。

５ページをお願いします。

第２表、繰越明許費です。款３民生費、項２児童福祉費の低所得の子育て世帯生活支援特別給付金事業から、款７土木費、項２道路橋梁費の町道舗装事業（社会資本整備総合交付金）までの６事業、総額１億３，８８３万７，０００円です。

６ページをお願いします。

第３表、地方債補正です。１、追加は、温泉センター管理事務充当分として、過疎対策事業債１，２４０万円の追加、及び新苓北分署敷地造成事業充当分として、緊急防

災・減災事業債３，１７０万円の追加です。

２、変更は、起債対象事業費精査による天草広域連合負担金（新ごみ処理施設）充当分の過疎対策事業債７３０万円の減額。社会資本整備総合交付金の追加交付による町道舗装事業充当分の過疎対策事業債１，１４０万円の増額。事業費確定による防災行政無線更新事業充当分の緊急防災・減災事業債１３０万円の減額。事業費確定による防災井戸設置事業充当分の緊急防災・減災事業債１０万円の減額です。

９ページをお願いします。

歳入です。款１０地方交付税、項１、目１地方交付税は、基準財政需要額の算定における臨時経済対策費の創設等に伴う普通交付税６，９９４万８，０００円の増額です。

１０ページをお願いします。

款１３使用料及び手数料、項１、目３農林水産業使用料は、実績見込みによる町管理漁港使用料及び農道敷占用料合わせて１２３万３，０００円の増額です。

目４商工使用料は、減免措置等による物産館施設使用料６８万３，０００円の減額です。

目５土木使用料は、実績見込みによる公営住宅使用料２１２万９，０００円の増額です。

１１ページをお願いします。

款１４国庫支出金、項１、目１民生費国庫負担金は、給付対象者の増加による障害者自立支援給付費国庫負担金及び障害児施設給付費国庫負担金合わせて１，１５７万１，０００円の増額です。

１２ページをお願いします。

項２、目１総務費国庫補助金、節１個人番号カード等交付事業費補助金は、実績見込みによる個人番号カード交付事業事務費補助金７３万３，０００円の減額。

節３新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金は、充当事業の実績見込み及び地域振興券事業（第３弾）の追加による新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金２，３５１万９，０００円の増額。

節４デジタル田園都市国家構想推進交付金は、実績によるデジタル田園都市国家構想推進交付金（デジタル実装）３１万９，０００円の減額です。

目２民生費国庫補助金は、１４ページの款１５県支出金、項２、目２、節３児童福祉費補助金から国庫補助金分の組替えによる出産・子育て応援交付金事業国庫補助金２５０万４，０００円の増額です。

目３衛生費国庫補助金は、実績見込みによる妊娠・出産包括支援事業国庫補助金３１２万４，０００円の減額です。

目４土木費国庫補助金は、国補正予算における追加交付による社会資本整備総合交付

金（町道舗装）７６０万円の増額です。

目５消防費国庫補助金は、実績による社会資本整備総合交付金（住宅・建築物安全ストック形成事業）、及び防災・安全交付金（治水・河川海岸事業）合わせて１１３万９，０００円の減額です。

１３ページをお願いします。

款１５県支出金、項１、目１、民生費県負担金は、給付対象者の増加による障害者自立支援給付費県負担金、及び障害児施設給付費県負担金合わせて５７８万５，０００円の増額です。

１４ページをお願いします。

項２、目１総務費県補助金は、実績見込みによる土地利用規制等対策費交付金から、熊本地震復興基金交付金まで、合わせて１４６万９，０００円の減額です。

目２民生費県補助金、節１社会福祉費補助金は、実績見込みによる重度心身障害者医療費県補助金５０万７，０００円の減額。

節３児童福祉費補助金は、款１４国庫支出金への国庫補助金分の組み替えによる出産・子育て応援交付金事業県補助金２２０万８，０００円の減額。熊本県の新規事業として、住民税均等割非課税の子育て世帯を対象に給付金を支給する低所得の子育て世帯生活支援特別給付金事業費補助金、及び事務費補助金を合わせて１９０万円の増額です。

目４農林水産業費県補助金、節１農業委員会費補助金は、実績見込みによる農業委員会等振興助成費補助金から、農地利用最適化交付金まで、合わせて５７万５，０００円の増額。

節２農業費補助金は、実績見込みによる耕作放棄地解消事業（有効利用促進事業）補助金から人・農地将来ビジョン確立・実現支援事業県補助金まで、合わせて１４９万１，０００円の減額です。

目７教育費県補助金、節２小学校費補助金は、実績見込みによる教育支援体制整備事業補助金（医療的ケア）１０万８，０００円の減額。

節３中学校費補助金は、実績による中学校英語検定チャレンジ事業補助金４万７，０００円の減額です。

１５ページをお願いします。

項３、目１総務費県委託金は、選挙期日決定に伴い、次年度予算措置となったことによる熊本県議会議員選挙事務委託金７８万２，０００円の減額です。

１６ページをお願いします。

款１６財産収入、項１、目２利子及び配当金は、坂本・藤本福祉基金預金利子１万３，０００円の増額です。

１７ページをお願いします。

款１８繰入金、項１、目２宅地造成事業特別会計繰入金は、宅地の販売実績に伴う宅地造成事業特別会計繰入金５３９万７，０００円の減額です。

１８ページをお願いします。

項２、目２地域活性化推進基金繰入金は、熊本県からの申し出により、令和５年度以降の基金積立てを停止することによる地域活性化推進基金とりくずし１万１，０００円の増額です。

１９ページをお願いします。

款２０諸収入、項５、目１雑入は、実績見込みによる職員健診個人負担金及びデジタル基盤改革支援補助金、並びに後期高齢者医療の窓口負担割合見直しに伴う事業費補助金合わせて４４万１，０００円の減額。平成２７年度事業における未実施分の森林整備地域活動支援交付金返還金１８７万３，０００円の増額です。

目２過年度収入、節３民生費国庫負担金過年度収入は、子どものための教育・保育給付費国庫負担金過年度収入３０９万９，０００円の増額。

節４民生費県負担金過年度収入は、子どものための教育・保育給付費県負担金過年度収入１１７万２，０００円の増額。

節６民生費国庫補助金過年度収入は、臨時特別給付金事業費補助金過年度収入、及び事務費補助金過年度収入合わせて２，０２７万２，０００円の増額です。

２０ページをお願いします。

款２１町債、項１町債は６ページの地方債補正で説明したとおりで、目３衛生費の（過疎対策事業債）天草広域連合負担金（新ごみ処理施設）から、目７消防費の（緊急防災・減災事業債）新苓北分署敷地造成事業まで、合わせて４，６８０万円の増額です。

２１ページをお願いします。

歳出です。款２総務費、項１、目１一般管理費、節１報酬は、実績見込みによる出張所事務補助員報酬１２万８，０００円の増額。

節８旅費は、区長会視察研修の中止による視察研修等費用弁償５７万２，０００円の減額。

節１０需用費は、新町長対応分の消耗品費の増額、実績見込みによる複写機パフォーマンス料、用紙代（コピー・印刷用）の減額を合わせて５０万円の減額。

節１１役務費は、新町長就任に係る挨拶状等送付用として、後納郵便代２０万円の増額。

節１２委託料は、受診コース変更等による職員人間ドック検診委託料の減額、実績による入札資格申請書受付システム導入委託料の減額を合わせて５９万８，０００円の減額。

節１３使用料及び賃借料は、実績見込みによる有料道路通行料の増額、区長会視察研

修の中止によるバス借上料の減額、実績による入札資格申請書受付システム利用料の減額を合わせて２８万５，０００円の減額。

節２４積立金は、財政調整基金積立から、次ページの学校校舎改築基金積立てまで合わせて７，２１２万６，０００円の増額です。

目２文書広報費、節１０需用費は、広報れいほくページ数の増加による印刷製本費１５万４，０００円の増額。

節１２委託料は、実績によるホームページ更新業務委託料４２万３，０００円の減額です。

目５財産管理費、節１０需用費は、実績見込みによる富岡港船客待合所ほか施設の電気料、水道料、下水道料、合わせて７０万円の増額。

節１２委託料は、実績による災害復旧箇所の土地分筆測量委託料６０万円の減額。

節２７繰出金は、宅地造成事業特別会計繰出金６万３，０００円の増額です。

目６企画費は、産業文化祭の規模縮小実施等による節１報酬の事務補助員報酬から次ページの節１３使用料及び賃借料のバス借上料まで合わせて３７０万６，０００円の減額。

節１８負担金補助及び交付金は、新型コロナウイルス感染拡大に伴う減便措置等による地方バス運行補助金２５９万５，０００円の減額。燃料費の高騰及び利用者の減少等による苓北町離島航路運営費補助金１，１４２万円の増額。実績による公共交通応援事業補助金（タクシー）６万８，０００円の減額です。

目１０交通安全対策費は、都呂々唐干田地内のカーブミラー建替に係る修繕料１５万円の増額です。

目１２庁舎管理費は、電気料金の値上げに係る電気料２００万円の増額です。

目１３電算システム管理費は、実績による申請管理システム導入・ネットワーク構築委託料８０万３，０００円の減額です。

目１４情報化推進費、節１０需用費は、実績による印刷製本費１万８，０００円の減額。

節１１役務費は実績による後納郵便代４０万円の減額。

次ページの節１２委託料は、実績による情報配信システム構築委託料１４万３，０００円の減額。

節１３使用料及び賃借料は、半導体不足等により購入を先送りしたためパソコンリース料１５７万８，０００円の減額。

節１７備品購入費は、告知端末機購入分の在庫対応による減額、及び町長業務用のタブレット端末購入分を合わせて４７万７，０００円の減額です。

２５ページをお願いします。

項３、目１戸籍住民基本台帳費は、個人番号カード交付事業の実績見込みによる節３職員手当等の時間外勤務手当から、節１３使用料及び賃借料のシステムリース料まで合わせて７３万３，０００円の減額です。

２６ページをお願いします。

項４、目４熊本県議会議員一般選挙費は、選挙期日決定による節１報酬の期日前投票立会人報酬から、節８旅費の期日前投票立会人費用弁償まで合わせて７８万２，０００円の減額です。

目６苓北町議会議員一般選挙費は、苓北町長選挙費からの支出済み予算更正に係る節１報酬の投票立会人報酬から、次ページの節１３使用料及び賃借料の使用料及び賃借料まで合わせて３２１万４，０００円の増額です。

２８ページをお願いします。

項５、目２指定統計費は、住宅・土地統計調査単位区設定委託金活用のため消耗品費１，０００円の増額です。

２９ページをお願いします。

款３民生費、項１、目１社会福祉総務費、節１０需用費は、子育て世代包括支援センター看板製作等に係る消耗品費４万円の増額。

節１８負担金補助及び交付金は、坂本・藤本福祉基金利子分の社協補助金１万３，０００円の増額。新型コロナウイルス感染拡大によるデイサービス停止に係る減収補てんとして、２事業所分の福祉施設等感染症対応緊急支援金１００万円の増額です。

目３老人福祉センター費は、コロナ禍における減収補てん及び燃料費高騰に伴うリスク分担分として、老人福祉センター指定管理委託料７１万３，０００円の増額です。

目４介護保険事業費は、介護保険特別会計繰出金（地域支援事業費分）２２万９，０００円の増額です。

目５後期高齢者医療費は、財源内訳の変更です。

目６障害福祉費は、実績見込みによる障害者自立支援介護給付費及び障害児施設給付費合わせて２，３１４万２，０００円の増額です。

目７新ふれあい館管理費は、電気料金の値上げに係る電気料４万７，０００円の増額です。

３０ページをお願いします。

項２、目１児童福祉総務費は、出産・子育て応援交付金事業及び低所得の子育て世帯生活支援特別給付金事業の実施に係る節３職員手当等の時間外勤務手当から節１１役務費の後納郵便代まで合わせて８９万９，０００円の増額。

節１２委託料は、給付金支給事務に係るシステム改修委託料６０万円の増額。

節１８負担金補助及び交付金は、実績見込みによる保育所副食費負担軽減事業補助金

１万８，０００円の減額。

節１９扶助費は、給付対象を２６世帯、第２子以降６８人と見込んだ低所得の子育て世帯生活支援特別給付金８６万円の増額です。

３１ページをお願いします。

款４衛生費、項１、目２予防費は、令和２年度繰越分の確定による風しん抗体検査国庫補助金返還金及び新型インフルエンザ予防接種副本登録対応国庫補助金返還金合わせて１８万６，０００円の増額です。

目４斎場費は、燃料費高騰に伴うリスク分担分として、苓北町斎場指定管理委託料４５万９，０００円の増額です。

３２ページをお願いします。

項２、目２塵芥処理費は、財源内訳の変更です。

３３ページをお願いします。

款５農林水産業費、項１、目１農業委員会費は、農地利用最適化交付金活用のため消耗品費及び印刷製本費合わせて１２万円の増額です。

目３農業振興費、節３職員手当等の時間外勤務手当から節１１役務費の後納郵便代までは、節７報償費を除き、各種補助事業の実績見込みによる、合わせて７５万９，０００円の減額。

節７報償費は、捕獲頭数の増加見込みによるイノシシ駆除謝金７６万３，０００円の増額。

節１８負担金補助及び交付金は、実績見込みによる耕作放棄地解消事業補助金（有効利用促進事業）から、環境保全型農業直接支払事業補助金まで合わせて１０万３，０００円の減額。

次ページの農業次世代人材投資事業補助金は、所得制限により対象から外れたことによる４７万３，０００円の減額。農業資材価格等高騰対策事業補助金は、１月の積雪寒波に伴う各作物への被害支援対策も含めた既存補助金の補助単価上乗せによる３５０万円の増額です。

目４畜産業費は、実績による優良血統和牛繁殖事業補助金４万４，０００円の減額です。

目５農地費、節１０需用費は、農業用水管の漏水修理に係る修繕料１万５，０００円の増額。

節２７繰出金は、農業集落排水特別会計繰出金（水道・下水道等利用者支援事業分）４，０００円の増額です。

目６農業経営基盤強化促進対策事業費は、農地中間管理機構特例事業受託収入活用のため、消耗品費と後納郵便代の組み替えです。

目７堆肥センター管理費は、電気料と修繕料の組み替えです。

３５ページをお願いします。

項２、目１林業振興費は、平成２７年度事業における未実施分の森林整備地域活動支援交付金返還金１４０万５，０００円の増額です。

目３治山事業費は、事業費確定による県治山林道協会負担金１万２，０００円の増額です。

３６ページをお願いします。

項３、目２漁港管理費、節８旅費は、実績見込みによる労務作業員費用弁償２，０００円の増額。

節１０需用費は、電気料金の値上げに係る電気料１１万円の増額です。

３７ページをお願いします。

款６商工費、項１、目２商工業振興費、節３職員手当等は、地域振興券事業（第３弾）の実施に係る時間外勤務手当１５万円の増額。

節８旅費は、博多駅前広場での観光・物産ＰＲ出展に係る普通旅費３万３，０００円の増額。

節１０需用費は、地域振興券事業に係る消耗品費及び印刷製本費合わせて３２２万５，０００円の増額。

節１１役務費は地域振興券事業に係る後納郵便代１０７万７，０００円の増額。

節１２委託料は、地域振興券事務委託料５７万７，０００円の増額。実績によるプレミアム付商品券発行事業事務委託料６万８，０００円の減額。

節１７備品購入費は、実績による備品購入費（エアコンほか）５万８，０００円の減額。

節１８負担金補助及び交付金は、実績見込みによる新型コロナウイルス対策中小企業者等支援事業補助金１２０万８，０００円の減額。町民１人当たり１万円の地域振興券を交付する地域振興券事業交付金６，５７７万円の増額。実績によるプレミアム付商品券発行事業交付金２１万８，０００円の減額です。

目３観光費、節９旅費は、長崎市内主要企業への観光ＰＲ活動に係る普通旅費１万２，０００円の増額。

次ページの節１０需用費は、富岡城ワーケーション推進事業に係る予算の組み替えによる消耗品費３万円の増額。白岩崎キャンプ場の側溝修理等に係る修繕料５７万円の増額。

節１２委託料は、実績によるペーロン船格納庫等管理委託料９万５，０００円の減額。

節１８負担金補助及び交付金は、各イベントの中止による苓北じゃっと祭事業補助金から、富岡城お城まつり補助金まで合わせて７３５万８，０００円の減額です。

目４温泉センター管理費は、コロナ禍における減収補てん及び燃料費高騰に伴うリスク分担分として、温泉センター指定管理委託料２３９万７，０００円の増額です。

目５富岡城公園管理費は、電気料金の値上げに係る電気料２８万３，０００円の増額。富岡城ライトアップ用照明器具の修理に係る修繕料３０万円の増額です。

３９ページをお願いします。

款７土木費、項１、目１土木総務費は、電子入札システム導入事業の実績による消耗品費及び備品購入費（ＯＡ機器）合わせて７万７，０００円の減額です。

４０ページをお願いします。

項２、目４道路舗装費は、社会資本整備総合交付金の追加交付による町道釜線の舗装補修に係る工事請負費（補助）１，９００万円の増額です。

目５橋梁維持費は、実績による橋梁補修等の測量設計委託料２４０万円の減額です。

目６国県道整備促進費は、事業費確定による国県道整備費事業負担金１１２万５，０００円の減額です。

４１ページをお願いします。

項３、目１河川総務費は、事業費確定による海岸堤防等老朽化対策緊急事業負担金及び単県海岸保全事業負担金合わせて２５４万５，０００円の減額です。

４２ページをお願いします。

項５、目１住宅管理費は、電気温水器取替等の設備修繕に係る公営住宅修繕料７２万円の増額です。

４３ページをお願いします。

款８消防費、項１、目１常備消防費は、新苓北分署敷地造成工事の実績による工事請負費（単独）２７８万５，０００円の減額です。

目２非常備消防費、節１報酬は、消防団員数減少による消防団員報酬１２７万７，０００円の減額。

節８旅費は、各種訓練の実績による消防団員費用弁償１００万円の減額です。

目３消防施設費、節１０需用費は、町道釜線の消火栓移設に係る修繕料７５万円の増額。

節１４工事請負費は、防災行政無線更新工事の実績による工事請負費（単独）１３４万円の減額です。

目４災害対策費、節１４工事請負費は、防災井戸設置工事の実績による工事請負費（単独）１４万２，０００円の減額。

節１８負担金補助及び交付金は、実績による民間建築物耐震改修補助金１６０万円の減額です。

４４ページをお願いします。

款９教育費、項１、目２事務局費、節１０需用費は、学校保健特別対策事業費国庫補助金活用のため、消耗品費１，０００円の増額。スクールバスのエンジンチェックセンサー等修理に係る修繕料１４万円の増額。

節１３使用料及び賃借料は、スクールバス修理時の代替として車等借上料８，０００円の増額です。

４５ページをお願いします。

項２、目２教育振興費は、対象児童の出席数減等による節１報酬の医療的ケア看護師報酬から節８旅費の医療的ケア看護師費用弁償まで、合わせて１６万８，０００円の減額です。

４６ページをお願いします。

項３、目１学校管理費、節１０需用費は、苓北中学校の外灯修理に係る修繕料９万９，０００円の増額。

節１８負担金補助及び交付金は、実績による中学校英語検定チャレンジ事業補助金９万２，０００円の減額です。

４７ページをお願いします。

項４、目２公民館費、節１０需用費は、公的空間安全・安心確保事業及び健康支援事業の実績による減額と都呂々公民館ステージ幕修理の追加を合わせた修繕料５３万５，０００円の減額。

節１７備品購入費は、実績による備品購入費（血圧計ほか）６万３，０００円の減額です。

目３社会教育施設費、節１０需用費は、苓北町総合センター管理棟のボイラー取替等に係る修繕料２６万９，０００円の増額。

節１２委託料は、新型コロナウイルス感染拡大による減収補てんとして苓北町町民総合センター等指定管理委託料、及び苓北町温泉プール指定管理委託料合わせて１３４万２，０００円の増額です。

目５志岐集会所管理費は、実績による備品購入費（血圧計ほか）１万９，０００円の減額です。

４８ページをお願いします。

項５、目１保健体育総務費は、実績によるスポーツ能力測定業務委託料３，０００円の減額です。

目２学校給食費は電気料金の値上げに係る電気料３０万円の増額。食器消毒保管庫の修理に係る修繕料１０万円の増額です。

以上で、令和４年度苓北町一般会計補正予算（第８号）（案）の説明を終わります。

ご審議のほどよろしくお願いいたします。

すいません。申し訳ございません。１箇所、３８ページの説明でですね、温泉センターの管理費における指定管理委託料の金額を間違って説明をしておりました。実際には２３７万9,０００円でございます。申し訳ございませんでした。

○議長（野﨑幸洋君）　説明が終わりました。

これから、令和４年度苓北町一般会計補正予算（第８号）についての質疑を行います。質疑ありませんか。

浜口雅英君。

○５番（浜口雅英君）　４８ページ、学校給食費ですが、今朝の新聞でもですね、大々的に物価高が取上げてありました。私は給食費の無償化を提案してたわけですけども、とてもそういう状況じゃないようですけども、苓北町でもそういう状況があるのかどうか、お尋ねします。

それから４６ページで、住宅費の工事費が計上されています。苓北町の場合はですね、失礼しました。４２ページですね。苓北町の場合は、二階建てが結構ありますけれども、踊り場がですね、風雨が非常にひどいと。一面だけですよね、してあるのが。側面から雨風が入り込むということです。それで、降りこんだ雨がフロアにたまったような形、ほんの僅かですけども、たまっているという状況があります。やっぱそこら辺は、よく住民の方とよく話をされて、満足されるような形で対応すべきではないかと思います。この７２万円の中には入っていないと思いますけども、なければ新年度の補正とかそういうことで対応してください。

それから４１ページで、２５４万5,０００円が減額になっています。これは一般質問でも申し上げました曲崎の補修とかそういうものにできないのかどうか、お尋ねをします。

それから４０ページで、国県道整備事業負担金マイナス１１２万5,０００円ですが、これやっぱ多分、県営でやる事業の負担金ではないかというふうに思います。そういった意味で、昨日の一般質問の中では、財源がない、財源がないということでしたけども、こういう減額にするのならば、県ともよく相談をされて、福連木都呂々線やったかな、轟団地に行くのは。ああいう県道の補修に力を入れるべきではないかと思います。それから３８ページで、修繕料が５７万円組んでありますが、これは一般質問で問題提起した観光施設のトイレの新設はちょっと難しいので、壁の修繕とかそういったものは入っていないのか、お尋ねします。

それから３６ページ、漁港管理費の中に旅費と需用費しか組んでありません。昨日、廣田議員からですね、坂瀬川漁港の小路地区は、確かに観光施設ではないかというぐらい離れています。あれは、昨日も廣田議員から指摘があったように、事故があってからやるのか。やっぱり、ああいうものを見たらですね、直ちに補正でも組んで、人命を守

る、そういう対策をすべきではないかと思いますが、いかがですか。

それから、３３ページで、イノシシの駆除謝金が７６万３，０００円増額になっています。これの単価はいくらなのか。それとずっと、兼ねてから質問しておりますように、鳥獣害による農作物の被害額はお尋ねしてもなかなかですね、正確な数字が見えてこないわけですけども、まだ分かりませんか、教えてください。

以上です。

○議長（野﨑幸洋君）　それじゃ、３３ページからいきましょう。

農林水産課長。

○農林水産課長（松井徹也君）　３３ページのイノシシの駆除謝金についてですけども、単価は１頭当たり８，０００円になっております。今回、補正前がですね、８５０頭を見込んでたんですけども、これをもう超えてまして、見込みですけども、９４０頭に行くんじゃないかということで。この金額、ぴったり計算すると合わないと思うんですけど、これ運搬とかの補助も含まれてますので、８，０００円で割ってもぴったり合わないかとは思います。

農作物の被害状況なんですけど、先日もですね、ちょっと一般質問の中でも、若干お答えした部分があるんですけど、今まず手始めに林道の方のイノシシの被害箇所、被害額を回って集計をしているところでありまして、もうしばらくお待ちください。

次に、３６ページの漁港関係ですけど、小路地区、廣田議員の方からですね、一般質問でご指摘を受け、私たちも離れとるのを見て、転落防止策といいますか、コンクリートをかぶせて行っているところなんですけども、一昨日ですか、ご説明いたしましたように、広がりが、離れの距離がですね、だんだん広がっていく恐れが大いにありますので、長寿命化計画とかを立ててまして。それは前回が２４年度に行ってまして、そのときには大きな変状はないという結果だったんですけども、その見直し、それからどういった工法で、一例としてですね、一般質問の中で、腹付け補強コンクリート工法をちょっとご説明しましたけども、そういった工法、財源等含めましてですね、早急に検討して、可能であれば、５年度の補正予算あたりに関連予算を上げさせていただく方向にいければというふうに思います。

以上です。

○議長（野﨑幸洋君）　商工観光課長。

○商工観光課長（錦戸雅志君）　３８ページの修繕料５７万円に、一般質問でご指摘ありました富岡海水浴場のトイレの壁の修繕が入っているかということですが、入っておりません。ここは白岩崎キャンプ場の排水用の側溝の隙間がですね、洗堀されて、浄化槽側に水が流れ込んでちょっと危ない状況ですので、早急にするための費用を計上させていただいております。

○議長（野﨑幸洋君）　土木管理課長。

○土木管理課長（田尻　悟君）　４０ページの国県道整備事業負担金の１１２万５，０００円の減額ですけれども、これにつきましては全県的に県の事業の減少による都呂々宮地岳線の部分の減少でございます。

あと４１ページの２５４万５，０００円の減ですけども、これも全県的な、県の予算の減少でございまして、先程ご質問の曲崎の事業につきましては、全体的な予算がないということでできておりません。

あと４２ページの踊り場の風がひどいときに、二階部分になるんですけども、雨が入り込んでくる件につきましては、１２月議会の方で、浜口議員の方からお聞きし、現地を調査しているところでございます。この町頭団地につきましては、住民の皆さんと今話し合いを進めておりますので、その結果により対応をしていきたいと思っております。

以上です。

○議長（野﨑幸洋君）　教育課長。

○教育課長（西川文孝君）　学校給食費の値上げについては、予定はしておりません。

一般質問でもありましたけれども、国の動きを見ながら対応してまいりたいと考えております。

○議長（野﨑幸洋君）　浜口雅英君。

○５番（浜口雅英君）　３３ページですが、被害額ですね、やっぱの被害額は農業被害が何億円だとか、そういうものをやっぱ掴むべき。掴めないんですかね。掴みようがないんですかね。それとも怠慢で掴んでいないんですか。林道が壊れてますよとか何とか、それはなかなか住民の皆さん全部にはぴんとこないと思う。ただ、レタス被害があるのかどうか知りませんが、レタス被害とか、いろいろ被害があろうかと思います。

そういうものはやっぱＪＡあたりともよく相談されて、それで被害額はいくらあるんだって、だからイノシシはやっつけてしまわんばつまらんと、そういう意識をやっぱ、住民の皆さんに持ってもらう。農業振興だ、何振興だと言いながら、片や統計資料とするべきそういうものは何も掴んでいない。それじゃもう口先だけですよ。一般質問のとき言いましたですね。口先だけの所信表明を町長にさせて、あなたたちはどうするんですか。あなたたちが助けていかんばつまらんでしょう。

そういうことでですね、これはもう、もし今日返事ができないならば、できれば今議会中、最終日ぐらいまでに何とか、概数でも構いませんのでいつか教えてください。

それから３６ページの漁港。これ長寿命化計画の中での対応を考えておるというようなことですけども、あれは、災害復旧事業には対応しないですよね。壊れてしもとらんけんですね。やっぱ、ああいうものもできないことはないと思いますので、災害復旧事業でなくてもですね、やっぱ、ああいうものにはお金は結構使ってほしい。やむを得ん

と思います。人の命がかかっているわけです。誰かが落ちてから、またテレビで頭下げますか。私たちの管理が不十分でしたって、頭を下げますか。ですね。そういうことはやっぱしちゃいかんですよ。しない方がいいと思います。

それから観光、３８ページですが、何か白岩崎は早急にしなければならないというお話でしたけども、あそこの海水浴場のトイレは早急にせんでもよかですか。行ってみらしたですか。行ってみて何とも思わんやったな。あそこに行かれたならば、二江のイルカセンターにも行ってみてください。もちろんあそこの施設は、建物自体がですね、全然違うんだということであれば話は別ですが、イルカセンターのトイレは非常によくできている。だからお客さんも多いですね。ところが、夏はもちろん海水浴場ですからいいですけど、あそこはやっぱ、今回の補正で間に合わないなら別として、やむを得ないとして、やっぱ新年度事業ではですね、何らかの対応をしてみてください。

それから４０ページ、４１ページは県事業の減少ということですけども、そういうときに何か方策を見つけることはできないんですか。事業を増やすような、例えば、県議会の先生にお願いするとか、あるいは国の代議士にお願いするとか。それで、それには当然、新たになられた山﨑新町長も一緒にお願いに行くとか。非常に困っているから助けてくださいという言い方をされてもいいんじゃないんですか。

それから４２ページの踊り場についてはですね、町頭ということを出されましたけども、全ての二階建ての住宅は、全ての苓北町の中でですね、坂瀬川もありますよね、全ての住宅を回って、住民の方と話をしてみてください。

それから、４８ページの学校給食費は値上げをしますか、しませんかじゃなくて、実際、調理をされていて、中で値段が上がってきて、非常に困っていると。これやっぱ今後の見通しとして、値上げをせざるを得ない状況にあるのか、ないのか。ですね、そこをお尋ねしたんですけども、そこら辺の見通しはどうでしょうか。

○議長（野﨑幸洋君）　農林水産課長。

○農林水産課長（松井徹也君）　イノシシの農作物に対する被害額ですけども、ちょっとどこまで把握できるか分かりませんけども、早急に、私たちが掴める範囲の、いっぱいいっぱいのところでちょっとつくらせていただきたいと思います。

小路地区ですけれども、一度、県に見てもらいましたところ、やはりおっしゃるように災害には、この状態ではかからないということでしたけども、ほかの補助事業ですとか起債とか、その辺をちょっと協議して検討していきたいと思います。

○議長（野﨑幸洋君）　商工観光課長。

○商工観光課長（錦戸雅志君）　３８ページの富岡海水浴場のトイレですね。確認しております。トイレがですね、県有施設になっておりますので、議員おっしゃられますトイレ内の仕切り板、外壁の雨だれの汚れでですね、新たに剥離する可能性もございます

のでその辺を含めて、整理をしてですね、早急に県の方に、まず担当課の方にですね、要望を出してみたいと思います。

○議長（野﨑幸洋君）　土木管理課長。

○土木管理課長（田尻　悟君）　４０ページ、４１ページの県の予算の減額につきましては、松本議員の今回の一般質問でもございまして、３月議会終了後、町長と要望に行く予定にしております。

以上です。

○議長（野﨑幸洋君）　教育課長。

○教育課長（西川文孝君）　学校給食につきましては、献立のですね、工夫もしながら、いきたいと考えておりますけれども、どうしてもですね、足りないという場合にはもう個別にですね、オーバーした分については個別に保護者の方から徴収をする形になると考えております。

○議長（野﨑幸洋君）　浜口雅英君。

○５番（浜口雅英君）　住宅は聞かんやったっけ。また苓北町の、仕事ができない、公共工事の仕事ができないときの苓北町の言い訳の特徴が、国の施設です、県の施設です、そればっかりですね。そして、言うてるんですけどなかなかできないんですよね。今日ももう早速出てきました。トイレが県の施設てだったですよね。やっぱそこら辺はですね、県の施設であっても、やっぱ使うのは、富岡海水浴場の場合はそうでないかもしれませんけども、やっぱ入り込み客は結果的に、苓北町の財政にも、加勢をするということになるわけですので、それは、町の職員としてそういう県の施設、国の施設であっても強くお願いをしていくべきだろうと思います。

それから、学校給食の材料ですけども、これは当然ですね、今おっしゃるように、値が上がれば、負けてもらうわけにいかんわけですね。当然、それを払おうということ、それは私も分かります。聞かんでも分かりますので、今後の見通しとして、多分、現在剰余金とか何とかもいくらかあろうかというふうに思うわけですよね。そういうものを見据えた中で、今後の値上がりに対応できていくのか。それともできないから、今課長おっしゃるように、今分からんとばってん、上がったときはもう親からもらうけんですなあという、そういう話じゃなかでしょ。やっぱし先を見据えた中での取り組みをしてください。新町長のもとで頑張ってください。終わります。

○議長（野﨑幸洋君）　これで質疑の途中ですが、４時１０分まで休憩します。

－－－－－－－○－－－－－－－

休憩　午後　３時５４分

再開　午後　４時１０分

－－－－－－－○－－－－－－－

○議長（野﨑幸洋君）　休憩前に引き続き、本会議を再開いたします。

ほかに質疑ありませんか。

髙戸幸雄君。

○９番（髙戸幸雄君）　ページ数が２ページです。２ページの町債のところです。

ここに、４，６００万円の補正で、４億１，６８０万円という町債が見込まれておりますけれども、この中で過疎債と得意の臨時財政対策債、これがいくらなのか、お願いしたいと思います。

それから次に１０ページ。公営住宅の２１２万９，０００円。通常、一番最後には住宅使用料は減るのが普通なんですけども、２１２万９，０００円ということで、２００万以上の増額になっておりますけども、この理由をお願いしたいと思います。

それから３１ページ、斎場の委託料です。４５万９，０００円。燃料高騰ということでわかるんですけども、もう収束仕掛かったからいいと思いますけれども、コロナの影響によって亡くなられる方が何名かいらっしゃったように聞いております。そのときにこの火葬のやり方。人間と鶏を比較するわけいきませんけども、鳥インフルエンザ等々で焼却処分する場合には防護服を来て、ちゃんとしたことで、作業員の方といいますかね、その人たちが防護服を着ながら、処理に当たっておられますけども、火葬する場合に、火葬場での何かそのコロナの影響によって亡くなられた方に対する防護対策というのがあったかどうか、お聞きをしたいと思います。

それから３７ページ、地域振興券交付金事業交付金、６，５７７万円。これは繰越明許の中で、これに関わる経費が７，１３７万７，０００円繰越ってなっておりますけども、できたらこの内訳。だいたいいつ頃に住民の方々に対し交付されるか、お伺いをしたいと思います。

○議長（野﨑幸洋君）　企画政策課長。

○企画政策課長（宮﨑良成君）　最初に起債の状況ですけども、まず、過疎債です。過疎債が総額で２億３，３２０万円です。それから緊急自然災害防止対策事業債が４，３７０万円でございます。以上でございます。すいません。失礼いたしました。臨財債は今年の借り入れはございません。

以上でございます。

○議長（野﨑幸洋君）　土木管理課長。

○土木管理課長（田尻　悟君）　１０ページの土木使用料の公営住宅使用料の増額についてですけれども、これは令和３年度から令和４年度の予算を編成する際に、マイナス１２．８％減少するっていうところの予算で計上しておりまして、実際、実績的には令和３年度と比較すると２．５％の減少にとどまりましたので、減少率を多く見ていた関係で増えたというところになります。

以上です。

○議長（野﨑幸洋君）　税務住民課長。

○税務住民課長（吉本英明君）　３１ページの火葬の仕方についてということでお問い合わせだったと思います。コロナ関係につきましては、感染症の２類ということで、議員ご指摘のとおりですね、大変厳しい措置といいますか、そういった対応をされておりましたけども、ガイドラインの方の改定がございまして、いわゆるエンゼルケア、亡くなられた後の処置ですね。その中で体液が漏出しないような処置をされたご遺体につきましては、通常のご遺体と同様の取り扱いで良いというような厚生労働省の指針の改定があってございますので、今後はですね、そういった部分で、通常通りのご遺体と一緒の扱いの中でお通夜、ご葬儀がなされていくんではないかと思っております。ちなみにコロナ関係のご遺体の火葬につきましては４件、苓北の火葬場では行っております。

以上です。

○議長（野﨑幸洋君）　商工観光課長。

○商工観光課長（錦戸雅志君）　２点のお尋ねでございました。事業の内訳をということです。まず１点目が、総額が繰越明許に書いてありますとおり７，１１３万７，０００円になります。内訳を申し上げます。職員の時間外手当が１５万円、消耗品費が１０万円、券の印刷費等ですね、チラシ等合わせて、印刷製本費が３２８万６，０００円、配達用の後納郵便代が１２５万４，０００円、商工会の事務を、今回も予定しております事務委託料が５７万７，０００円、券代が６，５７７万円です。

この６，５７７万円の内訳につきましては、共通券が１，０００円分の８枚で８，０００円、飲食店と限定券が５００円券の４枚で２，０００円の１人当たり１万円の、現在の人口６，５７７人で計算して６，５７７万円というふうになっております。

あと、時期についてのご質問でございました。対象の交付者のですね、基準日を令和５年の５月１日を基準日としまして、町の住民基本台帳に登録されている方を基準とします。使用の期間をですね、令和５年の７月１日から１１月３０日までの５カ月間というふうに設定しております。基準日以降、５月１日基準日以降ですね、対象者の整理を行いまして、入院されてる方とかもございますので、その辺を含めて、準備ができ次第７月１日から、住民の皆様が使用できるような時期に発送したいというふうに考えております。

○議長（野﨑幸洋君）　髙戸幸雄君。

○９番（髙戸幸雄君）　順追ってですね、ちょっとしていきたいと思います。

まず２ページの過疎債の２億円ですね。２億３，３２０万円なんですけども、私がなぜこれを聞いたかというと、令和５年度にそれぞれ２億９，８６０万円程度の起債が借りれるように、新年度予算の中に入っております。ですから２億３，０００万円、こう

いった枠があるならば、できるだけ過疎債の方にですね、最終的に振替ができたらなあと思っているところでございます。そうすることによって、よく言われる交付税算入も大きくなってまいりますし、よろしくお願いしたいと思います。臨時財政対策債については、ゼロということで、多分この前の、何回かの補正予算の中で、そういったことがあったんじゃないかなと思いましたけれども、あえて聞いてみたわけでございます。

それから１０ページの公営住宅の当初１２．８％の見込みよりも減額予算を組んでいた。実績が少なくなった関係で最終的にこうなったんですよということでしたけども、私たちが担当といいますか、それにあたっていたときはまるまる組んでいながら、最終的に退去されてしばらく空き家の状態になります。そうすると、最終的にそこの家賃が入ってきませんので、その間の減額は当然見込めるということでやってたんですけども、今の方式でこれだけ上がってくるならば、財政的にもそう問題ないというならばこれでいいと思いますけれども、来年度からですかね、基金も構えているようでございますので、この基金との兼ね合いもございますので、慎重な予算構成にあたっていただきたいと思います。

それから斎場の指定管理、厚労省からそういった指針が出ているからということでお話をしていただきましたので、私も何かいろんな方から聞かれたときには、そういった指針が出た上で、適正な処置がなされているそうですということを説明を申し上げたいと思います。

また、わからないときについては個々にですね、担当課の方にお尋ねいたしますから、そのときはどうぞよろしくお願いしたいと思います。

それからコロナの地域振興券、この中で予算の構成を見たときに、２，２００万円程度が国庫支出金て書いてあって、一般財源で４，４００万円。４，４００万円、一般財源でというふうなちょっと思いがございます。できたら詳しく一般財源の内訳といいますか、それを再度お願いしたいと思います。

○議長（野﨑幸洋君）　商工観光課長。

○商工観光課長（錦戸雅志君）　７，１１３万７，０００円財源の内訳の中で、コロナの交付金の残りの４，７７６万円の一般財源ということですけれども、これはですね、国の令和４年度の補正予算（第２号）の中でですね、エネルギー、原油高が国民へ与える影響が大きいということで、ここを町の方にですね、普通交付税で追加交付がなされております。

この財源は一般財源の、当然、普通交付税で受け入れて、この普通交付税を財源としまして、エネルギーや食料品等の価格高騰により厳しい状況にある生活者や事業者への支援ということで、速やかに、留保することなく、するようにということでの通知が総務省から来ておりまして、そこを企画政策課の方からいただきまして、そのようなこと

で一般財源でございますけれども、今回の普通交付税につきましてはそのような目的を持ってですね、いわゆる原油価格の高騰等で町民の皆さんにそういった影響があっているので、そこの物価高騰分を家庭に負担がかかっているので、その辺のところで事業等をするようにということがございましたので、普通交付税を財源としての一般財源ということになっております。

○議長（野﨑幸洋君）　髙戸幸雄君。

○９番（髙戸幸雄君）　今までのいろんなコロナについては、国庫が当たり前かなあと思っていたわけで、目的としては交付税の措置ということで、普通交付税よりもむしろ特交かなと私は思いますけれども、いずれにしても国からの交付税でこういったことの事業ができるというなら幸いでございます。

７月１日から１１月３０日の間で、第３弾がなされるということで期待をしておりますので、住民の方にもう少し、きれいに決まったら、もうあったかもしれませんけど、私たちの見落としかもしれませんけども、その広報方よろしくお願いしたいと思います。

以上です。

○議長（野﨑幸洋君）　ほかに質疑ありますか。

田﨑稔君。

○６番（田﨑　稔君）　２点だけお尋ねします。２３ページ、苓北町離島航路のですね、委託料ですかね、補助金か、これが計上されてますけど、これは富岡航路のあれでいいんですかね。この富岡航路の総額ですね、そして国、県からの補助金と、そして町からの持ち出し、分かったら教えていただきたいと思います。

それともう１点。３８ページです。この一番下の富岡城公園の管理費ですけど、この電気料はライトアップの電気料を増額したって説明されたんですけど、そういう理解でよろしいんでしょうか。

○議長（野﨑幸洋君）　質問は２点ですか。

○６番（田﨑　稔君）　２点で、それでいいんです。そのライトアップの電気料でいいんですかね。

○商工観光課長（錦戸雅志君）　違います。

○６番（田﨑　稔君）　違うんですかね。

○議長（野﨑幸洋君）　質問をまとめてください。

○６番（田﨑　稔君）　１点だけお願いします。

○議長（野﨑幸洋君）　企画政策課長。

○企画政策課長（宮﨑良成君）　航路の補助金の関係について、回答をさせていただきます。当初の計画におきましては、運航の収益といたしまして、２，６５８万９，０００円予定をしておりました。運航にかかる費用を６，４９６万６，０００円。その差額が約

３，８３７万６，０００円になります。これに対して、国庫補助金が１，５６３万７，０００円、残りを長崎市からもですね、１６８万５，０００円いただいておりまして、残りを熊本県から５００万円いただきましてそれを合わせて２，１０５万４，０００円を当初計画として、町から補助金として交付しておりました。

これが先程説明いたしましたとおり、利用客の減、それから燃料費の高騰によりまして、実績見込みといたしまして、運航の収益が２，４２５万１，０００円。当初の予定から約２３３万８，０００円の減となっております。それから、運航に係る経費が４，９７６万８，０００円。これは原油価格の高騰とか、あと船舶の修理等、すいません、私が数字を間違えておりました。運航にかかる費用がですね、実績として７，４０２万円ということで、当初の計画から費用が約９０５万円増えております。差引きとして、運航にかかる経費としてですね、１，１４０万円程度費用が増えたことになります。この分について、今回は補正をさせていただいたんですけども、国の補助金についてはですね、今、国等のやりとりをしておりまして、これの分についてですね、また上乗せの補助金はあろうかと思いますけども、まだ額が確定しておりませんので、現段階では全額町からの補助金として、今回予算の計上をさせていただいたところでございます。

国の補助金が確定しましたら、その分を差し引いて、航路事業者の方に補助金としてお支払いすることになります。

以上でございます。

○議長（野﨑幸洋君）　商工観光課長。

○商工観光課長（錦戸雅志君）　先程の電気料が上がった要因ということですけども、ライトアップのですね、照明８台のうち３台が故障しておりまして、そこの故障している分は修繕料で今回予算を計上させてもらっています。逆に使っていない状態になっています。

今回の電気料は、庁舎もそうですけれども、ご家庭もそうだったと思うんですが電気料金の高騰によってですね、通年で見とったよりも、これだけ料金が上がってきたと。ビジタセンターのですね。あとリニューアルも、昨年７月になされまして、その辺のところで工事等も行われておりましたので、その辺の要因もあろうかと思います。

○議長（野﨑幸洋君）　田﨑稔君。

○６番（田﨑　稔君）　この長崎航路ですけど、よう分からんやったですけど、だいたいいくら町が持ち出すごてなっとですか。だいたい、概算で良かですけど。そして、このライトアップですね、もう何か町民の方に聞くと、やはりこの電気代とか、燃料とか上がってるので、長時間のライトアップは必要はないんじゃないかという声が出てるんですけど、その点どうですか。どう考えられますか。

○議長（野﨑幸洋君）　企画政策課長。

○企画政策課長（宮﨑良成君）　町からの補助金ですけども、今回の補正を加えてですね、２，７４７万４，０００円の見込みでございます。ただ、これには国からの特交措置が約８割ございますので、その分は、これには加味してはおりませんけども、予算的には、先程申し上げましたとおり、２，７４７万４，０００円の町からの補助金となります。先程申しましたとおり、国の補助金が確定しましたら、またこれは減額になる見込みでございます。

以上でございます。

○議長（野﨑幸洋君）　商工観光課長。

○商工観光課長（錦戸雅志君）　ライトアップのですね、時間につきましては、日没からですね、点灯時間についてちょっと検討させていただきたいと思います。

今年度末に造成しておりますが、サンセットクルージングですね、日没の時間に帰って来た折に、いわゆる観光客の方にやっぱお城をきれいな姿で、ライトアップした姿で見ていただきたいというところもございますので、ただその時間はですね、ちょっとまたこちらで検討させていただきたいと思います。

○議長（野﨑幸洋君）　田﨑稔君。

○６番（田﨑　稔君）　分かりました。また、国の指針が出てから、またお尋ねします。

終わります。

○議長（野﨑幸洋君）　ほかに質疑ありますか。

松本良人君。

○４番（松本良人君）　２１ページ、一般管理費の報酬費の中でですね、出張所の分が１２万８，０００円出ておりますけれども、これ補正ですのでね、当初から何日か分からんとかなと思いますけれども。当初予算はどういった形で組んであるかなというような感じがいたします。

それからその下の方にですね、委託料と使用料及び賃借料の中で、入札資格申請書受付システムの導入委託料が１９万８，０００円、同じくシステムの利用料が２万５，０００円減額になっておりますね。これはどういった関係ですか。これ、委託料と使用料とあっとばってんか。そこら辺の兼ね合いを教えてください。何か私ちょっと理解に苦しんだもんですから質問しました。

それから２３ページ、庁舎の管理費の電気料の２００万円。２００万円て、おおよそ１割になっても電気料が２，０００万円使うっちゅうごてなりますけれども、単純に電気料の増だけですかね、２００万円。ちょっと大きいんじゃなかろうかと思います。値上げ分についてですね、そがん太かっですかね。ちょっとそこら辺教えてください。

それから２４ページ、パソコンのリース料が１５７万８，０００円の減額になっておりますね。これ全国的にですけれども、半導体の云々でということであったんですが、

こういうことで、入れんば、入れんとなれば、替えんば、替えんちゃ良かとなれば、辛抱よう使えばお金は残っちゅうことですね。そうでなくて、これがメーカーが言うとるとおり、もしこの半導体があったとすれば、１５７万８，０００円は要ったということでしょう。ということは無駄遣いをすっちゅうこっでしょ。要ったということは。辛抱せろば１５７万８，０００円は要らんじゃったということになりますね。こういうことはですね、常々やっぱり全体的に考えるべきじゃないかと思いますけれども、これについて、お尋ねをいたします。

それから３８ページ、ペーロン船格納庫管理委託料が９万５，０００円減額になっておりますね。これは今年度ですね、私、ペーロン船の格納庫を見に行ったんですけれども、これは管理委託料はせにゃいかんですかね。どもこも管理が悪かったんですよね。これやっぱ町がもうそっくり管理したっちゃ、よかっじゃなかですか。委託はせんでも。

来年の予算としてですね。そこら辺、減額になった理由と、今後はいいんじゃなかろうかと。要するに１カ月に１回ぐらい見てぴしゃっと行くとか、台風とか、大火事のときに見に行って、いろいろしとけば、あんなに傷まんちゃよかやかったかと思います。かなりサッシあたりが傷んでおりましたからね。それからいろいろとシロアリが入ったのどうのこうの、シロアリは公的なところには入ります。そういったことで、シロアリが入ったという言い方になりますけれども、個人の家にはいっちょん入らんとですから。管理ばしよるからですね。そこら辺と今後の問題としてどう思われるか、お尋ねいたします。

それから、４０ページ、１，９００万円、工事請負費、舗装をみてありますけれども、これは先程説明で釜地区の方だと聞いておりますけれども、選定基準なんかってのがありますか。今後のメンテとか修理とか。もしよかったらですね、これについてじゃなくてですね、もしよかったらその基準、舗装をする、要するにやり替えんばならんとか何かする基準を教えていただければ、来週から行われる予算のいろんな資料になるかと思います。私たちが今、通行してみますと、これまでですね、ここ１、２年は良かもしれませんけれども、がんところは良かやっきゃ、あそこは相当傷んどっとやってなというようなところがありました。もう単車なんかに乗って行かれんごたっとこもあってですね、そこら辺がまだ悪かばってん、結構まだあんまり傷んどらんばってんか、やり替えよるというようなところもありましたのでね。県道も一緒ですよ。県関係も一緒ですけれども、もし町として基準があったら教えてください。これはもらえばよかですけん。答弁は要りません。

以上、質問いたします。

○議長（野﨑幸洋君）　総務課長。

○総務課長（福田誠一君）　まず２１ページの報酬の出張所事務補助員報酬の件でござ

いますが、この件につきましては、出張所の事務の方が、年休をちょっと急にとられまして、その分の１７日分の報酬の増でございます。当初予算で、ある程度年休を見込んでおりましたが、職員さんの事情で、１７日年休を取られましたので、その分の追加でございます。

次に、入札資格申請書受付システム導入委託料、利用料の考え方なんですけど、この件は令和５年度から、今まで紙で行っておりました指名願の受付を、令和５年度から電子に替えます。その導入のためのシステム委託料を委託料、システムの毎月の利用料を使用料及び賃借料で組んだ予算でございます。

２３ページの電気料でございます。当初予算が３９３万６，０００円、１２月補正で６９３万８，０００円、今回の補正２００万円でございまして８９３万８，０００円という経緯になっております。九州電力の方と契約をしておりますが、当初１．６倍程度だと見込んでおりましたが、それ以上に上がってしまいまして、最終見込みが８９３万８，０００円の電気料の見込みでございます。

以上でございます。

○議長（野﨑幸洋君）　行革デジタル対策室長。

○行革デジタル対策室長（山下晃弘君）　それでは２４ページの使用料及び賃借料１５７万８，０００円のパソコンリース料の減額ですけれども、こちらはですね、３月補正で減額をしておりますけれども、代わりに令和５年度新年度予算の方で、合わせてまた計上させていただいております。

議員おっしゃるとおりですね、確かに半導体も全国的にもパソコンに限らず何でもですけれども、不足のために価格が高騰しております。この時期に買っても、もうちょっと損するなということで一応こういう形で、１年様子を見ようということでさせていただきました。ただ今の情勢ですと、令和５年度でもですね、価格が落ち着くかどうかちょっと保証はありませんので、またどうなるか分かりませんけれども、一応５年度の方で計上させていただいております。この分っていうのはですね、職員が使っておりますパソコンでして、もう既に５年を経過しておりまして、不具合とか、性能不足とかっていうところは出てきて、職員側からも、ちょっと苦情も時々あっておりますので、あんまり長くもたせることはできませんけれどもそういう計画で進めさせていただきたいと考えております。

○議長（野﨑幸洋君）　商工観光課長。

○商工観光課長（錦戸雅志君）３８ページ、ペーロン船格納庫等管理委託料９万５，０００円の減についてのご質問でございます。まず１点目の減額になった理由でございますけれども、これはペーロン大会を実施する、練習の期間から終了までの期間について開閉と、あと斜路とかですね、そういったところの中を含めたところで、管理というこ

とで委託を予定しておりましたけれども、大会がありませんでしたので、その分を減額させていただいております。

あと、今後の管理ですね、管理につきましては、またペーロン協会と、職員の方等でですね、せっかく建築しました、改築しましたペーロン船格納庫でございますので、きちっと、松本議員ご指摘のとおり、今後ですね、双方で協力しながら管理に努めたいというふうに思っております。

あと３点目のシロアリ対策でございました。シロアリ対策としまして、今回の改修におきましては、基礎を１メーター５０センチまで上げました。その上に柱を立てております。それでシロアリの方は対応できるということと、あと、今までですね、基礎の方に、内側に内壁が張ってありまして、シロアリの食害の状況が見えない状況でございました。今回は改修で内壁を貼らずにですね、目視でもできるような形で、シロアリについてもですね、ちゃんと監視しながら、当然防腐もしておりますけれども、施設を長く使えるような形で、シロアリ対策についても講じてまいりたいというふうに思っております。

○議長（野﨑幸洋君）　松本良人君。

○４番（松本良人君）　２１ページです。出張所の職員が休んだけん、これだけ要ったっていうことですかね。休めば要らんとじゃなかですか。休めば払わんちゃよかでしょう。その代わり職員が行っとっただけでしょうから。私はそう考えます。職員に１００日払うごてしとって、職員が１０日休んだならば９０日分ぐらいしか要らんとですから、逆にマイナスが出てくる。そうじゃなかかなと思います。それから電気代、倍なっとっとですね。要は、予算の組み方が悪かったということですかね。できれば素直に認めてもらった方が良かですよ。そうでしょう。そうでしょう。私はそう考えます。考えられんでしょう。３９３万円しか見とらんとに、８００万円ばっか要ったっていうことになれば。全く検討違いじゃなかったかと思います。今後はですね、そういったことがないように頑張っていただきたい。もし、予算の組み方が悪かったなら答弁は要りませんので、すみませんでしただけでいいと思います。

それからパソコンのリース料関係、これはこの前何だっけ、タブレット関係じゃ、５年ばっかり見とるばってんか、まだ存分長く使わるっとですばいというような意見が、そっちはそっちで言うて、こっちはぎりぎりせんば危なかとかいうような言い方が、２重３重でですね、あっちんとが良かごて、こっちんとが良かごてというような答弁になっとるような感じがいたします。ですね。ただ、辛抱されるのは辛抱してください。ですね。財政、４番目ですよ、熊本県で借金が。一生懸命、田嶋町長、前町長が後半に努力されて４番目になっとっとですよ。今から努力しますというところです。努力しとらんばまだそうなもんですよ。私はそう思います。やっぱり、本当に誠心誠意せにゃいか

ん。そう思いますので、何か反論があったら。

それから、ペーロン格納庫あたりはですね、ぜひ、これだけじゃなくてですね、町施設は全部そうと思いますよ。町の施設、相当やっぱ、町の施設は傷むですよ。個人の家よりも。何でか分からんですけど。それは、管理不足じゃなかろうかと思います。それは商工観光課ばっかじゃなくてですね。そこら辺は注意していただきたいなと。

以上です。そこら辺のはもう要りませんので。

どうも私騙されたごたっとが、総務課の出張所の管理、そこら辺がもう１回、私がわかるように、ひとつ説明をお願いします。

○議長（野﨑幸洋君）　総務課長。

○総務課長（福田誠一君）　まず報酬でございます。松本議員ご承知のとおり、都呂々出張所よく行かれると思いますけど、２人体制で行っております。１名の方が、急に休まれますと代わりの方か、役場職員が行きます。ということでは金額は変わりません。

しかし、年休は有給でありまして、休まれた分にも報酬を払いますっていうことで、年休を１７日とられましたので、その分の予定より多かった年休分が発生いたしましたので、その分に報酬が発生いたしましたので、１２万８，０００円の補正が必要となりました。当初にも年休は１日、２日分組んでおりますが、たまたまそこに勤めている方が、事情でたくさんお休みをされましたので、その分で報酬がたくさん必要になりました。

電気料でございますが、九州電力とも密に価格等の交渉をしてですね、途中の補正までは１．６倍であろうということで一回補正をさせていただいたんですけど、原油価格の高騰、九州電力の、当然燃料も高騰いたしまして、私どもが把握できない数字でございましたので、今回申し訳ありませんでしたが、２００万円の増額補正をさせていただきました。

以上でございます。

○議長（野﨑幸洋君）　行革デジタル対策室長。

○行革デジタル対策室長（山下晃弘君）　２４ページのご質問ですけれども、まず１つ目、タブレットは５年以上と言ってるということで、それとの違いのことをおっしゃっておりましたけれども、タブレットにつきましてはおそらく前々回だったか、昨年の議会の方でも説明をさせていただいておりますけれども、タブレット、学校もそうですけれども、学校で使うタブレットは子どもたちがよくいじるもの。でも、高齢者の方に基本的に配るタブレットにつきましては、基本的には置いてて、聞いていただくもの。もちろん触りもしますけれども、使用頻度がですね、基本は聞くものでありまして、それに対しまして職員が使うパソコンにつきましては、休みの日はともかくですね、ほぼ毎日、朝から夕方まで使っておるものですので、同じような扱いはできないかなと思って

おります。

２点目の辛抱できるところは辛抱した方がというご意見でしたけれども、こちらですね、今回このパソコンにつきましては、今５年経過したところで、令和４年度で更新をということで、それを令和５年度に変更しておりますけれども、あと５年度の予算の中でも出てまいりますけれども、本来なら５年で替えないといけないところを、７年間まで何とか騙しだまし使ってというような事例は他にもあっておりますので、何が何でも５年だから５年で替えているというわけではございませんので、誤解はないようにお願いいたします。

以上です。

○議長（野﨑幸洋君）　松本良人君。

○４番（松本良人君）　何回も言うようですけれども、この出張所の職員の金額が増えた理由ですね。年休を取って休まったっでしょう。年休を取って休まったとにも、当初のとおり銭ば払うということでしょう。お金を払うということですね。そして、休んだところに職員さんが行っとらっでしょう。これじゃ要らんじゃなかですか。ただ、特別に違う方を雇えば、確かにいるかもしれませんけれども、やはり予算をつくる以上は、年休を保持するだけの、やっぱり予算は当初から組むべきでしょう。でしょ。どっちみち年休があったならば病気じゃなくても、年休をやらんばいかんわけですからね。そこら辺は注意して予算措置をしていただければなと。

それから、パソコンのリース料関係、全くああ言えば、こう言うですけれども、私が一番最初聞いたとは、企画政策課長の説明ではですね、半導体不足でパソコンがなかごてなったから替えませんて言わったっですよ。そういったふうに受けたんですよ。私は受けました。半導体不足で、もうありませんでしたので替えませんでした。そんなら、替えんちゃ良かなら、もうちょっと使っても、他んともいっぱいありますからね。リース関係いっぱいありますから、無理して使わんでも、ぎりぎりまで使っていただければいいんじゃなかろうか。そしてパソコンとか何かっちゅうのはですね、使う頻度で壊れるわけじゃないんですよ。中の基盤が悪かったりなんかせろばですね、悪かわけですから。５年もつか、３年もつか、１０年もつか分からんわけです。あっちん時はがんして長くもてるけん、まだもてますとか言うて、ここは使うからもてませんとかいう、そういった答弁はだめだと思います。特に２４時間、スイッチは入れとかんばんとでしょう。極端に言えば。今のちょっとまた怒られるかもしれんばってんですね。タブレットの話が出たもんですから言いますけれども、２４時間、学校とは２４時間電気入れとらんですよ。それはケースバイケースですけれども、要するにこういった方で、本当は買い替えんばならんとがもてたということは、どうにかして使えば、使えるっていうことですので、今後は、節約される予算措置を、予算を組んでいただくように。そうせんば、税

金はどがしこあったっちゃ足らん。まだほかのところに、河川とか道路とかそうなある。もう辛抱して使とっとか、町民の方で辛抱して使とらっとこのあるわけですから。金があったらそっちに回してください。

以上です。

○議長（野﨑幸洋君）　ほかに質疑ありますか。

［「なし」と呼ぶ者あり］

○議長（野﨑幸洋君）　質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論ありませんか。

［「なし」と呼ぶ者あり］

○議長（野﨑幸洋君）　討論なしと認めます。

議案第３４号、令和４年度苓北町一般会計補正予算（第８号）を採決します。

本案は、原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

［「異議なし」と呼ぶ者あり］

○議長（野﨑幸洋君）　異議なしと認めます。

したがって、議案第３４号、令和４年度苓北町一般会計補正予算（第８号）については、原案のとおり可決することに決定しました。

ここで、本日の会議時間は議事の都合によってあらかじめ延長しますので、ご承知おきください。

－－－－－－－○－－－－－－－

日程第３５　議案第３５号　令和４年度苓北町介護保険特別会計補正予算（第４号）

○議長（野﨑幸洋君）　日程第３５、議案第３５号、令和４年度苓北町介護保険特別会計補正予算（第４号）についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

福祉保健課長。

○福祉保健課長（本田　保君）　議案第３５号、令和４年度苓北町介護保険特別会計補正予算（第４号）（案）についてご説明いたします。

今回の補正は、歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ１８２万円を追加し、歳入歳出それぞれ１１億６９５万５，０００円とするものでございます。

今回の補正の主な理由は、介護予防サービス給付費等を増額補正したことによるものでございます。

それでは、補正予算の中身についてご説明いたしますので、６ページをお開きください。

歳入です。款３国庫支出金、項２国庫補助金、目２地域支援事業交付金、節１現年度分４５万５，０００円の増額です。この増額につきましては、先程申しました介護予防

サービス給付費等を増額補正を計上いたしましたので、それの法定分の負担をここに計上しております。

７ページをお願いします。

款４支払基金交付金、項１支払基金交付金、目２地域支援事業交付金、節１現年度分、介護予防事業交付金４９万１，０００円の増額は、前の６ページと同じ理由で、法定分の相当分をここに増額で計上いたしております。

８ページをお願いします。

款５県支出金、項２県補助金、目１地域支援事業交付金、節１現年度分、２２万７，０００円の増額、介護予防事業交付金です。これにつきましても、歳出の増額をいたしましたので、その法定相当負担分の額をここに増額補正をいたしております。

９ページをお願いいたします。

款７繰入金、項１一般会計繰入金、目２地域支援事業繰入金、節１現年度分、介護予防・日常生活支援総合事業繰入金２２万９，０００円の増額です。これにつきましても、歳出の増額補正をいたしておりますので、その相当の法定分の負担を増額をしておるところであります。

１０ページをお願いいたします。

款７繰入金、項２基金繰入金、目１介護給付費準備基金繰入金、節１介護給付費準備基金繰入金４１万８，０００円の増額は、基金を取り崩して、歳出の増額分に充てるものです。

１１ページをお願いいたします。

これより、歳出です。款３地域支援事業費、項１介護予防・日常生活支援総合事業費、目１介護予防・生活支援サービス事業費、節１８負担金補助及び交付金１８０万円の増額です。これはそれぞれ介護予防サービス給付費と介護予防サービス計画費を増額したもので、１８０万円の増額といたしております。

目３その他諸費、節１１役務費２万円。これは審査支払手数料を２万円の増額を、ここで計上をいたしております。

以上が、令和４年度苓北町介護保険特別会計補正予算（第４号）（案）の内容でございます。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（野﨑幸洋君）　説明が終わりました。

これから、令和４年度苓北町介護保険特別会計補正予算（第４号）について質疑を行います。質疑ありませんか。

［「なし」と呼ぶ者あり］

○議長（野﨑幸洋君）　質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論ありませんか。

［「なし」と呼ぶ者あり］

○議長（野﨑幸洋君）　討論なしと認めます。

議案第３５号、令和４年度苓北町介護保険特別会計補正予算（第４号）を採決します。

本案は、原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

［「なし」と呼ぶ者あり］

○議長（野﨑幸洋君）　異議なしと認めます。

したがって、議案第３５号、令和４年度苓北町介護保険特別会計補正予算（第４号）については、原案のとおり可決することに決定しました。

－－－－－－－○－－－－－－－

日程第３６　議案第３６号　令和４年度苓北町水道特別会計補正予算（第５回）

○議長（野﨑幸洋君）　日程第３６、議案第３６号、令和４年度苓北町水道特別会計補正予算（第５号）についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

水道環境課長。

○水道環境課長（松本康秀君）　議案第３６号、令和４年度苓北町水道特別会計補正予算（第５号）（案）についてご説明申し上げます。

今回の補正は、歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ６０万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ２億３，９７７万７，０００円とするものです。

４ページをお願いします。

第２表、繰越明許費です。簡易水道基幹改良事業として、春の迫・尾越ポンプ場制御盤更新工事と、志岐浄水場遠隔監視システム設備工事、合わせて２，４４１万３，０００円を繰り越すこととするものでございます。

５ページをお願いします。

第３表地方債補正です。１、変更は、４ページの繰越明許費でご説明した２件の工事に係る簡易水道事業債６０万円の追加です。

８ページをお願いいたします。

歳入です。款７町債、項１、目３簡易水道事業債は、５ページでご説明した地方債の補正分で６０万円の増額です。

９ページをお願いします。

歳出です。款１水道費、項１水道管理費、目１一般管理費、節１０の需用費は、電気料金の値上げに係る電気料と、志岐浄水場ろ過ポンプほか修繕料合わせて２３０万円の増額でございます。

１０ページをお願いします。

款４予備費、項１、目１予備費は、９ページでご説明した修繕料分１７０万円の減額

でございます。

以上で、令和４年度苓北町水道特別会計補正予算（第５号）（案）の説明を終わります。

ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（野﨑幸洋君）　説明が終わりました。

これから、令和４年度苓北町水道特別会計補正予算（第５号）についての質疑を行います。質疑ありませんか。

［「なし」と呼ぶ者あり］

○議長（野﨑幸洋君）　質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論ありませんか。

［「なし」と呼ぶ者あり］

○議長（野﨑幸洋君）討論なしと認めます。

議案第３６号、令和４年度苓北町水道特別会計補正予算（第５号）を採決します。

本案は、原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

［「異議なし」と呼ぶ者あり］

○議長（野﨑幸洋君）　異議なしと認めます。

したがって、議案第３６号、令和４年度苓北町水道特別会計補正予算（第５号）については、原案のとおり可決することに決定しました。

－－－－－－－○－－－－－－－

日程第３７　議案第３７号　令和４年度苓北町下水道特別会計補正予算（第４号）

○議長（野﨑幸洋君）　日程第３７、議案第３７号、令和４年度苓北町下水道特別会計補正予算（第４号）についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

水道環境課長。

○水道環境課長（松本康秀君）　議案第３７号、令和４年度、苓北町下水道特別会計補正予算（第４号）（案）についてご説明いたします。

今回の補正は、歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ６，０２０万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ４億２６５万３，０００円とするものです。

４ページをお願いします。

第２表、繰越明許費です。下水道事業の社会資本整備総合交付金事業の補正予算計画分の富岡浄化センター耐震診断業務委託、坂瀬川第５マンホールポンプ場更新工事、白木尾第１マンホールポンプ場非常用発電機更新工事、合わせて６，１００万円を繰り越すこととするものです。

５ページをお願いいたします。

第３表、地方債の補正です。１、追加は、４ページの繰越明許費でご説明した３つの事業に伴う下水道事業債３，４９０万円の追加でございます。

８ページをお願いいたします。

歳入になります。款６町債、項１、目５下水道事業債、節１下水道事業債は、５ページの地方債の補正でご説明した分で３，４９０万円の増額です。

９ページをお願いします。

款７国庫支出金、項１国庫補助金、目１下水道事業費補助金、節１社会資本整備総合交付金は、４ページの繰越明許費でご説明した３つの事業を国の補正予算で実施するため、２，５３０万円の追加です。

１０ページをお願いいたします。

歳出でございます。款１公共下水道事業費、項１下水道管理費、目１一般管理費、節８旅費から節１０需用費、節１８負担金補助及び交付金は、実績及び実績見込みにより、合わせて８０万円の減額です。

１１ページをお願いします。

項２下水道事業費、目１下水道事業費、節１２委託料は、国の補正予算で実施する富岡浄化センター耐震診断委託料として、３，５００万円の追加です。

節１４工事請負費も同じく、国の補正予算で実施する坂瀬川第５マンホールポンプ場更新工事、白木尾第１マンホールポンプ場非常用発電機更新工事に係る工事請負費２，６００万円の追加でございます。

以上で、令和４年度苓北町下水道特別会計補正予算（第４号）（案）の説明を終わります。

ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（野﨑幸洋君）　説明が終わりました。

これから、令和４年度苓北町下水道特別会計補正予算（第４号）についての質疑を行います。質疑ありませんか。

松本良人君。

○４番（松本良人君）　１１ページのですね、工事請負費。これは坂瀬川ということであってですね、がっかりしたんですけれども、実は年柄の方にですね、発電機がむき出しになってありますね。あれは、下水道んとですかね、吉村さんの横の。やっぱりあそこら辺は潮風がかなりあるもんで、もしあれが町のものならば、ぴしゃっと館を組んでですね。私はここら辺に使うとじゃなかろうかなと思ったんですけれども、やっぱりした方が品物は長くもつとじゃなかろうかな。リースならば別です。そこら辺、手立てをよろしくお願いいたします。

○議長（野﨑幸洋君）　水道環境課長。

○水道環境課長（松本康秀君）　先程、松本議員、言われた年柄の発電機なんですけども、先程ですね、工事請負のところで白木尾第１マンホールポンプ場の非常用発電機の更新工事ということで、今ですね、名前は白木尾になってるんですけど、実際、松本議員言われるように、今言われた年柄の発電機の分です。あれがもう壊れてですね、もう修繕が不可能になりまして、その分ですね、今むき出しで置いてるのがちょっとリースの発電機を置かせていただいてます。非常でですね。そのですね、もともとある発電機、それの更新工事に今回、ここでですね、１，９００万円上げさせていただいて、合わせて２，６００万円なんですけども、その分は１，９００万円上げさせていただいております。その残りが坂瀬川の第１マンホールポンプの更新工事ということになります。

以上でございます。

○議長（野﨑幸洋君）　ほかに質疑ありませんか。

［「なし」と呼ぶ者あり］

○議長（野﨑幸洋君）　質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論ありませんか。

［「なし」と呼ぶ者あり］

○議長（野﨑幸洋君）　討論なしと認めます。

議案第３７号、令和４年度苓北町下水道特別会計補正予算（第４号）を採決します。

本案は、原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

○議長（野﨑幸洋君）　異議なしと認めます。

［「異議なし」と呼ぶ者あり］

○議長（野﨑幸洋君）　したがって議案第３７号、令和４年度苓北町下水道特別会計補正予算（第４号）については、原案のとおり可決することに決定しました。

－－－－－－－－○－－－－－－－－

日程第３８　議案第３８号　令和４年度苓北町農業集落排水特別会計補正予算（第３号）

○議長（野﨑幸洋君）　日程第３８、議案第３８号、令和４年度苓北町農業集落排水特別会計補正予算（第３号）についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

水道環境課長。

○水道環境課長（松本康秀君）　議案第３８号、令和４年度苓北町農業集落排水特別会計補正予算（第３号）（案）についてご説明いたします。

今回の補正は、歳入予算を補正し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ、２，１５７万１，０００円とするものでございます。

５ページをお願いいたします。

歳入です。款２使用料及び手数料、項１使用料、目１農業集落排水施設使用料、節１現年分は、使用世帯が、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金を活用した基本料金の減免世帯ということで、これが１件分増えたことによる基本料金の減免分で４，０００円の減額でございます。

６ページをお願いします。

款３繰入金、項１、目１一般会計繰入金、節１一般会計繰入金は、５ページで減額をいたしました１世帯分の基本料金の減免分４，０００円分を増額をするものでございます。

７ページをお願いいたします。

歳出です。款１農業集落排水事業費、項１農業集落排水管理費、目１一般管理費は、財源区分の変更でございます。

以上で、令和４年度苓北町農業集落排水特別会計補正予算（第３号）（案）の説明を終わります。

ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（野﨑幸洋君）　説明が終わりました。

これから、令和４年度苓北町農業集落排水特別会計補正予算（第３号）についての質疑を行います。質疑ありませんか。

山口利生君。

○２番（山口利生君）　補正予算の組み方についてご質問します。使用料が４，０００円減った分、一般会計からの繰入金を４，０００円という形でしてますが、歳出予算の方で４，０００円余らせる、余るっていうことはないわけですか。一般管理費の方で。わざわざその使用料が減ったから一般会計からの繰入金をその分、一般会計から繰り入れると。きれいな形ではありますけれども、あえて、これは国からの補助金とかあるわけじゃないから、別に農業集落排水事業の通常管理ですから、その分４，０００円収入が入らなければ、歳出の方で４，０００円余らせると。そこの執行自体を、見た上で残として残すと。実際に決算の中では予算がよくよく余りますよね。そがん４，０００円まで全て１００％使うということはないわけですから。農業集落排水がもういっぱいいっぱいの予算しか付けてないから、残が出ませんと、決算でもということであるなら、このような補正を組まにゃいかんと思いますけれども、まだまだ今から３月３１日までの支出の中で、４，０００円ぐらいは、そこの歳出削減というものができるのであれば、あえてこのような形の補正予算まで組んでですね、きれいにする必要性はない。絶対これをせないかんという理由か何かがあれば教えていただきたいと思います。

○議長（野﨑幸洋君）　水道環境課長。

○水道環境課長（松本康秀君）　この使用料のですね、４，０００円の減額、それから

繰入金の４，０００円の増額なんですが、これがですね、昨年の９月から、この２月までですね、今年の２月まで新型コロナの臨時交付金の関係で、基本料金を減免をしていると。その新型コロナウイルスの臨時交付金を、一般会計から繰り入れをしてその分で相殺させてるんですけども、その分で農業集落排水も基本料金の分で対象になりますので、その分が１件、１世帯ですね、増えているということで９月から２月までの６カ月間、その使用料が４，０００円。６６０円の６カ月分なんですけども、３，９６０円ぐらいなんですかね。その分で一応４，０００円増額をさせているということになっております。

以上でございます。

○議長（野﨑幸洋君）　よろしいですか。ほかに質疑ありませんか。

［「なし」と呼ぶ者あり］

○議長（野﨑幸洋君）　ほかに質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありませんか。

［「なし」と呼ぶ者あり］

○議長（野﨑幸洋君）　討論なしと認めます。

議案第３８号、令和４年度苓北町農業集落排水特別会計補正予算（第３号）を採決します。

本案は、原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

［「異議なし」と呼ぶ者あり］

○議長（野﨑幸洋君）　異議なしと認めます。

したがって、議案第３８号、令和４年度苓北町農業集落排水特別会計補正予算（第３号）については、原案のとおり可決することに決定しました。

－－－－－－－－○－－－－－－－－

日程第３９　議案第３９号　令和４年度苓北町宅地造成事業特別会計補正予算（第２号）

○議長（野﨑幸洋君）　日程第３９、議案第３９号、令和４年度苓北町宅地造成事業特別会計補正予算（第２号）についてを議題とします。

提案理由を求めます。

土木管理課長。

○土木管理課長（田尻　悟君）　議案第３９号、令和４年度苓北町宅地造成事業特別会計補正予算（第２号）（案）についてご説明いたします。

今回の補正は、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ７０８万３，０００円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ３５万円とするものでございます。

今回の補正の主な内容につきましては、年度当初を計上しておりました２区画の分譲

地の販売が見込めなくなったことから、財産売払収入を減額することに伴う関連予算の減額補正でございます。

歳入につきましては、６ページをお願いいたします。

款１財産収入、項１財産売払収入、目１不動産売払収入、節１土地売払収入は７１４万６，０００円の減額でございます。

７ページをお願いいたします。

款２、項１繰入金、目１、節１一般会計繰入金は、収入減額に伴う歳出不足額６万３，０００円の増額でございます。

歳出につきましては、８ページをお願いいたします。

款１事業費、項１宅地造成事業費、目１分譲宅地造成事業費、節１１役務費は広告宣伝料１１万円の減額。

節１２委託料は、宅地用販売促進委託料の実績がなかったことによる４０万円の減額でございます。

節１８負担金補助及び交付金は、住宅建設等補助金の実績により８０万円の減額でございます。

９ページをお願いいたします。

款２諸支出金、項１繰出金、目１一般会計繰出金、節２７繰出金は、歳入額の減額により５３９万７，０００円の減額でございます。

１０ページをお願いいたします。

款３、項１、目１予備費は３７万６，０００円の減額でございます。

以上で、令和４年度苓北町宅地造成事業特別会計補正予算（第２号）（案）の説明を終わります。

ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（野﨑幸洋君）　説明が終わりました。

これから、令和４年度苓北町宅地造成事業特別会計補正予算（第２号）について質疑を行います。質疑ありませんか。

［「なし」と呼ぶ者あり］

○議長（野﨑幸洋君）　質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論ありませんか。

［「なし」と呼ぶ者あり］

○議長（野﨑幸洋君）　討論なしと認めます。

議案第３９号、令和４年度苓北町宅地造成事業特別会計補正予算（第２号）を採決します。

本案は、原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

［「異議なし」と呼ぶ者あり］

○議長（野﨑幸洋君）　異議なしと認めます。

したがって、議案第３９号、令和４年度苓北町宅地造成事業特別会計補正予算（第２号）については、原案のとおり可決することに決定しました。

－－－－－－－○－－－－－－－

日程第４０　議案第４０号　熊本県市町村総合事務組合の共同処理する事務の変更及び規約の一部変更について

○議長（野﨑幸洋君）　日程第４０、議案第４０号、熊本県市町村総合事務組合の共同処理する事務の変更及び規約の一部変更についてを議題とします。

この議案は、関係市町村議会での同文議決の扱いとなります。

提案理由の説明を求めます。

総務課長。

○総務課長（福田誠一君）　議案第４０号、熊本県市町村総合事務組合の共同処理する事務の変更及び規約の一部変更について。

地方自治法（昭和２２年法律第６７号）第２８６条第１項の規定により、令和５年６月３０日限りで、熊本県市町村総合事務組合の共同処理する事務を変更し、熊本県市町村総合事務組合規約（平成１６年９月２９日熊本県指令市町村第１６号）の一部を次のとおり変更する。

令和５年３月８日提出、苓北町長　山﨑秀典。

提案理由でございますが、一部事務組合の共同処理する事務を変更し、規約を変更しようとするときには、地方自治法第２９０条の規定により議会の議決を経る必要があるためでございます。

改正内容につきましては、新旧対照表により説明いたしますので、次のページをお開きください。右が改正前、左が改正後、下線部分が改正部分となります。

別表第２第３条第１０号（住民の交通災害見舞金に関すること）に関する事務の項中「玉名市、山鹿市」を「山鹿市」に改める改正内容となります。

なお、構成する全ての地方公共団体の同文議決が必要となります。

それでは、条例本文に戻っていただきまして、附則、（施行期日）１、この規約は、令和５年７月１日から施行する。

（経過措置）２、改正後の熊本県市町村総合事務組合規約別表第２の規定は、この規約の施行の日以後に発生した交通事故により災害を受けた者に係る交通災害見舞金に関する事務の共同処理について適用し、施行日前に発生した交通事故により災害を受けた者に係る交通災害見舞金に関する事務の共同処理については、なお従前の例による。

以上、ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（野﨑幸洋君）　説明が終わりました。

これから熊本県市町村総合事務組合の共同処理する事務の変更及び規約の一部変更についての質疑を行います。質疑ありませんか。

［「なし」と呼ぶ者あり］

○議長（野﨑幸洋君）質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論ありませんか。

［「なし」と呼ぶ者あり］

○議長（野﨑幸洋君）　討論なしと認めます。

議案第４０号、熊本県市町村総合事務組合の共同処理する事務の変更及び規約の一部変更についてを採決します。

本案は、原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

［「異議なし」と呼ぶ者あり］

○議長（野﨑幸洋君）　異議なしと認めます。

したがって、議案第４０号、熊本県市町村総合事務組合の共同処理する事務の変更及び規約の一部変更については、原案のとおり可決することに決定しました。

－－－－－－－－○－－－－－－－－

日程第４１　同意第３号　副町長の選任について

○議長（野﨑幸洋君）　日程第４１、同意第３号、副町長の選任についてを議題とします。

審議に入ります前に、同意を受ける当事者が本議場におられます。

採決権を持つ議員でなく、地方自治法第１１７条の除斥の対象ではありませんが、本審査が終了するまでの間、退場を求めたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

［「異議なし」と呼ぶ者あり］

○議長（野﨑幸洋君）　異議なしと認めます。

福田誠一君、退場してください。

提案者の説明を求めます。

町長。

○町長（山﨑秀典君）　同意第３号、副町長の選任についてのお願いでございます。

次の者を苓北町副町長に選任したいから、地方自治法第１６２条の規定により、議会の同意を求めるものでございます。

記、氏名、福田誠一。任期、令和５年４月１日から令和９年３月３１日。

提案理由でございますが、地方自治法第１６１条第１項の規定により、副町長を選任する必要があるためでございます。

任命する副町長の略歴につきましては、次ページに記載しておりますので、ご同意の

ほど、よろしくお願い申し上げます。

○議長（野﨑幸洋君）　説明が終わりました。

これから質疑を行います。質疑ありませんか。

田﨑稔君。

○６番（田﨑　稔君）　町長にご質問いたします。

この副町長におきましては、もう選挙前からいろんな名前が上がり、また町長選が済んだ後もいろんな名前が挙がっておりました。町民の関心はやっぱり内部登用するか、外部登用するかというようなことで関心があります。そういったことで、町長は内部登用を選んでおられます。外部登用もひとつの考え方じゃないかと思うんですけども、そういったことは考えられたことがあられますか。また、この提案をされるために、町長のお考えがあったら、お聞かせ願いたいと思います。

○議長（野﨑幸洋君）　町長。

○町長（山﨑秀典君）　人口減少、少子高齢化が急速に加速化する中でですね、今から先の苓北町の町づくりにあっては、やはり、これまでの行政経験が豊かで、町の状況を知っている者があたったが良いというようなことで判断をいたしまして、副町長につきましては、今回の提案しております福田誠一君の方が適任であるということで、本日、同意案件を提出したところでございます。

○議長（野﨑幸洋君）　ほかに質疑ありませんか。

［「なし」と呼ぶ者あり］

○議長（野﨑幸洋君）　質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論ありませんか。

［「なし」と呼ぶ者あり］

○議長（野﨑幸洋君）　討論なしと認めます。

これから、同意第３号、副町長の選任についてを採決します。

会議規則第８２条の規定によって、無記名投票で行います。

議場の出入口を閉めます。

（議場閉鎖）

○議長（野﨑幸洋君）　只今の出席議員数は９人です。次に、立会人を指名します。

会議規則第３２条第２項の規定によって、７番、倉田明君、８番、錦戸俊春君を指名します。

事務局長が投票用紙を配ります。

福田誠一君に賛成の方は賛成と、反対の方は反対と記載願います。白票及び他事記載は、反対とみなします。

（投票用紙配付）

○議長（野﨑幸洋君）　投票用紙の配付もれはありませんか。

［「なし」と呼ぶ者あり］

○議長（野﨑幸洋君）　配付もれなしと認めます。

投票箱を点検します。

（投票箱の点検）

○議長（野﨑幸洋君）　異常なしと認めます。

只今から投票を行います。１番議員から順番に投票願います。

（投票）

○議長（野﨑幸洋君）　投票もれはありませんか。

［「なし」と呼ぶ者あり］

○議長（野﨑幸洋君）　投票もれなしと認めます。これで投票を終わります。

これから開票を行います。立会人の倉田君、錦戸君、開票の立ち会いをお願いいたします。

（開票）

○議長（野﨑幸洋君）　投票の結果を報告します。

投票総数９票、有効投票数９票、無効投票はありません。有効投票のうち賛成９票、反対なし。以上のとおり賛成が多数です。

したがって、同意第３号副町長の選任について同意を求める件、福田誠一君については、同意することに決定しました。

議場の出入口を開きます。

（議場開鎖）

○議長（野﨑幸洋君）　ここでお諮りします。本日の会議は、これで延会したいと思います。ご異議ありませんか。

［「なし」と呼ぶ者あり］

○議長（野﨑幸洋君）　異議なしと認めます。

したがって、本日はこれで延会することは可決されました。

次の本会議は３月１６日（木曜日）、午前９時３０分から開会します。

本日、議事が終わらなかった事件については、次の本会議の議事日程の冒頭に記載することといたします。

○議会事務局長（龍岡　学君）　すみません、議会事務局からです。

議会開会中になります。発議第２号、条例制定発議。発議第３号、決議文発議。条例制定発議、提出者、浜口雅英議員。決議文発議、提出者、浜口雅英議員、賛成者、倉田明議員の提出が議長宛てなされました。

この後、議長が正式に受理することになりますが、１６日の議事日程に組み込むこと

といたします。このことにつきましては、議会運営委員会を開かずとも議事日程に組み込むことになりますので、お知らせをいたします。

○議長（野﨑幸洋君）　執行部におかれては、令和５年３月１３日から開催する予算審査特別委員会での説明員及び書記の派遣について、それぞれ対応方よろしくお願いいたします。会場は役場大会議室となります。

本日はこれで延会します。

どなた様もお疲れさまでした。

－－－－－－－－○－－－－－－－－

延会　午後５時２６分

令和５年３月１６日（木）

（第４日目）

令和５年第２回苓北町議会定例会会議録（第４日目）

令和５年第２回苓北町議会定例会は、令和５年３月１６日苓北町議会議場に招集された。

１．午前９時３０分開会

２．応招議員は次のとおりである。

１番	田嶋　健司	２番	山口　利生
３番	廣田　幸英	４番	松本　良人
５番	浜口　雅英	６番	田﨑　　稔
７番	倉田　　明	８番	錦戸　俊春
９番	高戸　幸雄（副議長）	１０番	野﨑　幸洋（議長）

３．不応招議員　なし

４．出席議員は、応招議員と同じである。

５．欠席議員は、不応招議員と同じである。

６．議会書記

事務局長	龍岡　学	書記	田中　めぐみ

７．地方自治法第１２１条の規定により議案説明に出席した者は、次のとおりである。

町長	山﨑秀典	教育長	濵﨑敏和
総務課長	福田誠一	税務住民課長	吉本英明
企画政策課長	宮﨑良成	教育課長	西川文孝
土木管理課長	田尻　悟	農林水産課長	松井徹也
商工観光課長	錦戸雅志	水道環境課長	松本康秀
福祉保健課長	本田　保	健康増進室長	田尻康彦
会計課長	松村保則	行革ﾃﾞｼﾞﾀﾙ対策室長	山下晃弘

８．議事日程

日程第　１　同意第　４号　教育委員会の委員の任命について
日程第　２　同意第　５号　苓北町坂瀬川財産区管理会委員の選任について
日程第　３　発議第　２号　苓北町議会議員の期末手当の特例に関する条例の制定について
日程第　４　発議第　３号　ロシアによるウクライナへの侵攻に抗議し恒久平和を求める決議について
日程第　５　発議第　４号　意見書の提出について
日程第　６　発議第　５号　意見書の提出について
日程第　７　議案第２３号　令和５年度苓北町一般会計予算（委員長報告）
日程第　８　議案第２４号　令和５年度苓北町坂瀬川財産区特別会計予算（委員長報告）
日程第　９　議案第２５号　令和５年度苓北町都呂々財産区特別会計予算（委員長報告）
日程第１０　議案第２６号　令和５年度苓北町国民健康保険特別会計予算（委員長報告）
日程第１１　議案第２７号　令和５年度苓北町介護保険特別会計予算（委員長報告）
日程第１２　議案第２８号　令和５年度苓北町後期高齢者医療特別会計予算（委員長報告）
日程第１３　議案第２９号　令和５年度苓北町水道特別会計予算（委員長報告）
日程第１４　議案第３０号　令和５年度苓北町下水道特別会計予算（委員長報告）
日程第１５　議案第３１号　令和５年度苓北町農業集落排水特別会計予算（委員長報告）
日程第１６　議案第３２号　令和５年度特定地域生活排水処理事業特別会計予算（委員長報告）
日程第１７　議案第３３号　令和５年度苓北町宅地造成事業特別会計予算（委員長報告）
日程第１８　陳情等文書表について
日程第１９　閉会中の継続審査調査の件
日程第２０　議員派遣の件

９．議事の顛末

開会　午前９時３０分

○議長（野﨑幸洋君）　皆さんおはようございます。

只今の出席議員は１０人です。定足数に達しておりますので、只今から本日の会議を開きます。

－－－－－－－－○－－－－－－－－

日程第１　同意第４号　教育委員会の委員の任命について

○議長（野﨑幸洋君）　日程第１、同意第４号、教育委員会の委員の任命についてを議題とします。

提出者の説明を求めます。

町長。

○町長（山﨑秀典君）　おはようございます。

それでは、同意第４号、教育委員会の委員の任命についてのお願いでございます。

次の者を教育委員会の委員に任命したいから、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第４条第２項の規定により、議会の同意を求めるものでございます。

記、氏名、伊藤親志。任期、令和５年３月１９日から令和９年３月１８日。

提案理由でございますが、苓北町教育委員会の委員のうち、１人の委員が令和５年３月１８日をもって任期満了となることにより、後任の委員を任命する必要があるためでございます。

任命する委員の略歴につきましては、次ページに記載しておりますので、ご同意のほどよろしくお願い申し上げます。

○議長（野﨑幸洋君）　説明が終わりました。これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

［「なし」と呼ぶ者あり］

○議長（野﨑幸洋君）　質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論はありませんか。

［「なし」と呼ぶ者あり］

○議長（野﨑幸洋君）　討論なしと認めます。

これから、同意第４号、教育委員会の委員の任命についてを採決します。

会議規則第８２条の規定によって、無記名投票で行います。

議場の出入口を閉めます。

（議場閉鎖）

○議長（野﨑幸洋君）　只今の出席議員数は９人です。

次に、立会人を指名します。会議規則第３２条第２項の規定によって、９番、髙戸幸

雄君、１番、田嶋健司君を指名します。

事務局長が投票用紙を配ります。

伊藤親志君に賛成の方は賛成と、反対の方は反対と記載願います。

白票及び他事記載は、反対とみなします。

（投票用紙配付）

○議長（野﨑幸洋君）　投票用紙の配付漏れはありませんか。

［「なし」と呼ぶ者あり］

○議長（野﨑幸洋君）　配付漏れなしと認めます。

投票箱を点検します。

（投票箱の点検）

○議長（野﨑幸洋君）　異常なしと認めます。

只今から投票を行います。１番議員から順番に投票願います。

（投票）

○議長（野﨑幸洋君）　投票漏れはありませんか。

［「なし」と呼ぶ者あり］

○議長（野﨑幸洋君）　投票漏れなしと認めます。これで投票を終わります。

これから開票を行います。立会人の髙戸君、田嶋君、開票の立ち会いをお願いします。

（開票）

○議長（野﨑幸洋君）　投票の結果を報告します。

投票総数９票。有効投票９票、無効投票はありません。有効投票のうち賛成９票、反対なし。以上のとおり賛成が多数です。

したがって、同意第４号、教育委員会の委員の任命について同意を求める件、伊藤親志君については、同意することに決定しました。

議場の出入口を開きます。

（議場開鎖）

－－－－－－－○－－－－－－－

日程第２　同意第５号　坂瀬川財産区管理会委員の選任について

○議長（野﨑幸洋君）　日程第２、同意第５号、苓北町坂瀬川財産区管理会委員の選任についてを議題とします。

提出者の説明を求めます。

町長。

○町長（山﨑秀典君）　同意第５号、苓北町坂瀬川財産区管理会委員の選任についてのお願いでございます。

次の者を苓北町坂瀬川財産区管理会委員に選任したいから、苓北町坂瀬川財産区管理

会設置条例第４条の規定により、議会の同意を求めるものでございます。

記。第１選任区、田尻王男、第２選任区、宮﨑楠男、第３選任区、宮﨑義明、第４選任区、錦戸正史の４名の方々でございます。

任期、令和５年４月１日から令和９年３月３１日。

提案理由でございますが、苓北町坂瀬川財産区管理会委員の任期満了に伴い、管理会委員４名を選任する必要があるためでございます。

ご同意のほどよろしくお願い申し上げます。

○議長（野﨑幸洋君）　これから質疑を行います。質疑ありませんか。

［「なし」と呼ぶ者あり］

○議長（野﨑幸洋君）　質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論ありませんか。

［「なし」と呼ぶ者あり］

○議長（野﨑幸洋君）　討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから、同意第５号、苓北町坂瀬川財産区管理会委員の選任についてを採決します。

この採決は、会議規則第８２条の規定によって、無記名投票で行います。

議場の出入口を閉めます。

（議場閉鎖）

○議長（野﨑幸洋君）　只今の出席議員数は９人です。次に立会人を指名します。

会議規則第３２条第２項の規定によって、２番、山口利生君、３番、廣田幸英君を指名します。

事務局長が投票用紙を配ります。

田尻王男君に賛成の方は賛成と、反対の方は反対と記載願います。

白票及び他事記載は反対とみなします。

（投票用紙配付）

○議長（野﨑幸洋君）　投票用紙の配付もれはありませんか。

［「なし」と呼ぶ者あり］

○議長（野﨑幸洋君）　配付もれなしと認めます。

投票箱を点検します。

（投票箱の点検）

○議長（野﨑幸洋君）　異常なしと認めます。

只今から投票を行います。１番議員から順番に投票願います。

投票もれはありませんか。

［「なし」と呼ぶ者あり］

○議長（野﨑幸洋君）　投票もれなしと認めます。投票を終わります。

これから開票を行います。立会人の山口君、廣田君、開票の立ち会いをお願いします。

（開票）

○議長（野﨑幸洋君）　投票の結果を報告します。

投票総数９票。有効投票９票、無効投票はありません。有効投票のうち賛成９票、反対なし。以上のとおり賛成が多数です。

したがって、同意第５号、苓北町坂瀬川財産区管理会委員の選任について同意を求める件、田尻王男君に同意することに決定しました。

立会人を指名します。

会議規則第３２条第２項の規定によって、４番、松本良人君、５番、浜口雅英君を指名します。

事務局長が投票用紙を配ります。

宮﨑楠男君に賛成の方は賛成と、反対の方は反対と記載願います。

白票及び他事記載は反対とみなします。

（投票用紙配付）

○議長（野﨑幸洋君）　投票用紙の配付もれはありませんか。

［「なし」と呼ぶ者あり］

○議長（野﨑幸洋君）　配付もれなしと認めます。

投票箱を点検します。

（投票箱の点検）

○議長（野﨑幸洋君）　異常なしと認めます。

只今から投票を行います。１番議員から順番に投票願います。

（投票）

○議長（野﨑幸洋君）　投票もれはありませんか。

［「なし」と呼ぶ者あり］

○議長（野﨑幸洋君）　投票もれなしと認めます。投票を終わります。

これから開票を行います。立会人の松本君、浜口君、開票の立ち会いをお願いします。

（開票）

○議長（野﨑幸洋君）　投票の結果を報告します。

投票総数９票、有効投票９票、無効投票はありません。有効投票のうち賛成９票、反対なし。以上のとおり賛成が多数です。

したがって、同意第５号、苓北町坂瀬川財産区管理会委員の選任について、宮﨑楠男君に同意することに決定しました。

立会人を指名します。

会議規則第３２条第２項の規定によって、６番、田﨑稔君、７番、倉田明君を指名します。

事務局長が投票用紙を配ります。

宮﨑義明君に賛成の方は賛成と、反対の方は反対と記載願います。

白票及び他事記載は反対とみなします。

（投票用紙配付）

○議長（野﨑幸洋君）　投票用紙の配付もれはありませんか。

［「なし」と呼ぶ者あり］

○議長（野﨑幸洋君）　配付もれなしと認めます。

投票箱を点検します。

（投票箱の点検）

○議長（野﨑幸洋君）　異常なしと認めます。

只今から投票を行います。１番議員から順番に投票願います。

（投票）

○議長（野﨑幸洋君）　投票もれはありませんか。

［「なし」と呼ぶ者あり］

○議長（野﨑幸洋君）　投票もれなしと認めます。投票を終わります。

これから開票を行います。立会人の田﨑君、倉田君、開票の立ち会いをお願いします。

（開票）

○議長（野﨑幸洋君）　投票の結果を報告します。

投票総数９票、有効投票９票、無効投票はありません。有効投票のうち賛成９票、反対なし。以上のとおり賛成が多数です。

したがって、同意第５号、苓北町坂瀬川財産区管理会委員の選任について、宮﨑義明君に同意することに決定しました。

立会人を指名します。

会議規則第３２条第２項の規定によって、８番、錦戸俊春君、９番、髙戸幸雄君を指名します。

事務局長が投票用紙を配ります。

錦戸正史君に賛成の方は賛成と、反対の方は反対と記載願います。

白票及び他事記載は反対とみなします。

（投票用紙配付）

○議長（野﨑幸洋君）　投票用紙の配付もれはありませんか。

［「なし」と呼ぶ者あり］

○議長（野﨑幸洋君）　配付もれなしと認めます。

投票箱を点検します。

（投票箱の点検）

○議長（野﨑幸洋君）　異常なしと認めます。

只今から投票を行います。１番議員から順番に投票願います。

（投票）

○議長（野﨑幸洋君）　投票もれはありませんか。

［「なし」と呼ぶ者あり］

○議長（野﨑幸洋君）　投票もれなしと認めます。投票を終わります。

これから開票を行います。立会人の錦戸君、髙戸君、開票の立ち会いをお願いします。

（開票）

○議長（野﨑幸洋君）　投票の結果を報告します。

投票総数９票、有効投票９票、無効投票はありません。有効投票のうち賛成８票、反対１票。以上のとおり賛成が多数です。

したがって同意第５号、苓北町坂瀬川財産区管理会委員の選任について、錦戸正史君に同意することに決定しました。

議場の出入口を開きます。

（議場開鎖）

○議長（野﨑幸洋君）　これで、同意第５号を終わります。

－－－－－－－－○－－－－－－－－

日程第３　発議第２号　苓北町議会議員の期末手当の特例に関する条例の制定について

○議長（野﨑幸洋君）　日程第３、発議第２号、苓北町議会議員の期末手当の特例に関する条例の制定についてを議題とします。

提出者の趣旨説明を求めます。

浜口雅英君。

○５番（浜口雅英君）　おはようございます。

発議第２号。令和５年３月１０日。苓北町議会議長、野﨑幸洋様。

提出者、苓北町議会議員、浜口雅英。

苓北町議会議員の期末手当の特例に関する条例の制定について。

上記提案を、別紙のとおり地方自治法第１１２条及び会議規則第１４条第２項の規定により提出します。

提出理由です。

新型コロナウイルス感染症やロシアのウクライナ侵攻等に起因した原油価格・物価高騰等を考慮し、令和５年度に限り、苓北町議会議員の期末手当を削減するためでござい

ます。

次のページをお開きください。

発議第２号、苓北町議会議員の期末手当の特例に関する条例（案）。

（趣旨）第１条、この条例は、苓北町議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の特例を定めるものとする。

（期末手当）第２条、条例第５条の規定にかかわらず、令和５年度に限り、期末手当は支給しないものとする。

附則、この条例は、令和５年４月１日から施行する。

以上でございます。よろしくお願いします。

○議長（野﨑幸洋君）　趣旨説明が終わりました。

これから質疑を行います。質疑ありませんか。

［「なし」と呼ぶ者あり］

○議長（野﨑幸洋君）　質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありませんか。

［「なし」と呼ぶ者あり］

○議長（野﨑幸洋君）　討論なしと認めます。これで討論を終わります。

発議第２号、苓北町議会議員の期末手当の特例に関する条例の制定についてを採決します。

本件は、原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

［「異議あり」と呼ぶ者あり］

○議長（野﨑幸洋君）　異議がありますので、起立によって採決します。

原案のとおり可決することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（野﨑幸洋君）　起立少数です。

したがって、発議第２号、苓北町議会議員の期末手当の特例に関する条例の制定については否決されました。

－－－－－－－－○－－－－－－－－

日程第４　発議第３号　ロシアによるウクライナへの侵攻に抗議し恒久平和を求める決議について

○議長（野﨑幸洋君）　日程第４、発議第３号、ロシアによるウクライナへの侵攻に抗議し恒久平和を求める決議についてを議題とします。

提出者の趣旨説明を求めます。

浜口雅英君。

○５番（浜口雅英君）　発議第３号。令和５年３月１０日。苓北町議会議長、野﨑幸洋

様。

提出者、苓北町議会議員、浜口雅英。賛成者、苓北町議会議員、倉田明。

ロシアによるウクライナへの侵攻に抗議し恒久平和を求める決議について。

上記議案を、別紙のとおり会議規則第１４条第１項及び第２項の規定により提出します。

次のページをお開きください。

発議第３号、ロシアによるウクライナへの侵攻に抗議し恒久平和を求める決議（案）。

２０２２年２月２４日、ロシア軍がウクライナに侵攻し、１年が経過しました。このことにより市民への被害は、想像を絶する状況に拡大しているとの報道があっています。

戦争によって人々の生命と財産が脅かされるという事態はあってはなりません。このことは、国際社会の平和と安全を損なう断じて容認することができない行為です。ロシアは直ちに攻撃を停止し、関係者の生命と生活を守るべきです。

よって、本苓北町議会は、ロシアが直ちに攻撃を停止し、ウクライナから即時完全撤退するとともに、世界平和の実現に向けて全世界が一体となって取り組むことを求めます。

以上決議します。

令和５年３月　日。苓北町議会。以上です。

○議長（野﨑幸洋君）　説明が終わりました。

これから質疑を行います。質疑ありませんか。

［「なし」と呼ぶ者あり］

○議長（野﨑幸洋君）　質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありませんか。

［「なし」と呼ぶ者あり］

○議長（野﨑幸洋君）　討論なしと認めます。これで討論を終わります。

発議第３号、ロシアによるウクライナへの侵攻に抗議し恒久平和を求める決議についてを採決します。

この採決は、起立によって行います。

ロシアによるウクライナ侵攻に抗議し恒久平和を求める決議を苓北町議会として採択することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（野﨑幸洋君）　起立多数です。

したがって、発議第３号、ロシアによるウクライナ侵攻に抗議し恒久平和を求める決議については、採択とすることに決定しました。

－－－－－－－○－－－－－－－

日程第５　発議第４号　意見書の提出について

○議長（野﨑幸洋君）　日程第５、発議第４号、意見書の提出についてを議題とします。

提出者の趣旨説明を求めます。

倉田明君。

○７番（倉田　明君）発議第４号。令和５年３月１３日。苓北町議会議長、野﨑幸洋様。

提出者、苓北町議会議員、倉田明。賛成者、苓北町議会議員、浜口雅英。

意見書の提出について。

上記の議案を、別紙のとおり会議規則第１４条第１項及び第２項の規定により提出します。

意見書（案）を読まさせていただきます。

乳幼児保育・教育に伴う、保育・教育施設等の食費と保育（利用）料、及び義務教育における小・中学校給食費の無償化を国に求める意見書（案）。

去る、令和５年２月２８日厚生労働省の人口動態統計（速報値）によると、２０２２年に生まれた子どもの出生数は、前年度比５．１％減の７９万９，７２８人で、１８９９年の統計調査以来、初めて８０万人割となり、外国人を除いた「概数」は７７万人前後になる見通しで、国が２０１７年に公表した推計では、７７万人台になるのを２０３３年と見込んでいたが、１０年早いペースで少子化が進んでいる。

この急速な状況に、岸田文雄首相は「社会機能を維持できるかどうかの瀬戸際」と強調し、「異次元」と銘打った子ども・子育て政策の拡充を検討。

政府は、３月末をめどに具体的なたたき台をまとめ、６月にも策定する経済財政運営の指針「骨太方針」で、将来的な関連予算の倍増に向けた道筋を示す方向、とされているが、この少子化は、国家の存亡に関わる重大な事案であり、延いては地方自治体の形成にも大きな影響を及ぼす恐れがある。

以前は、子育ては、家庭や地域等でするのが当然で、公共的支援は少ない時代であったが、ここまで急速に少子化が進む昨今「養育費」や「教育費」なども嵩み、もはや家庭や市町村に財政負担を求めるのは限界との声もある。これらを鑑み、国策として、日本の将来を担う子どもたちの保育・教育施設等の食費と保育（利用）料、及び義務教育における小・中学校給食費の無償化と、若い世代が子育てに夢と希望が持てる環境整備を早急に取り組まれることを下記により強く要望する。

以上、地方自治法第９９条の規定により意見書を提出する。

記。

１、乳幼児保育・教育に伴う、保育・教育施設等の食費と保育（利用）料の無償化。

２、義務教育における小・中学校給食費の無償化。

令和５年３月　日。苓北町議会。

衆議院議長様。参議院議長様。内閣総理大臣様。内閣官房長官様。財務大臣様。総務大臣様。厚生労働大臣様。文部科学大臣様。

以上です。よろしくお願いいたします。

○議長（野﨑幸洋君）　提出者の趣旨説明が終わりました。質疑ありませんか。

松本良人君。

○４番（松本良人君）　この問題は重要な問題です。ただ、苓北町議会のみじゃないと思います。この議会に提出する分については、各市町の連携のもとに行われるわけでしょうか。ただ、ここの単独で、独自の考え方で行われるのでしょうか。お尋ねをいたします。

○議長（野﨑幸洋君）　倉田明君。

○７番（倉田　明君）　ありがとうございます。今、松本議員のご提案といいましょうか、ご意見といいましょうか、一応基本的には、本苓北町議会単独で一応意見書を出すことになると私は思っております。ただ、言われるように、やはりどこの自治体もそういう環境のもと、いろんなこういった問題に直面しているといいましょうか、喫緊の課題だと思っております。できれば、いろんな隣接する自治体の議会等とも、あるいは、ひいては県の町村議長会等との協議もしていただければ幸いと思います。

以上です。

○議長（野﨑幸洋君）　松本良人君。

○４番（松本良人君）　ぜひですね、１か町村分の要望では、大変手薄だと思います。この際、もう議長なりにお願いして、幅広く呼びかけていただいて、５，７００ぐらいの、実際ありますけれども、ここら辺ですね、同調してですね、提出すべきだと思いますけれども、今後よろしく、議長さんにもお願いをいたしたいと思います。

以上です。

○議長（野﨑幸洋君）　倉田明君。

○７番（倉田　明君）　そういうことで、今後、議長を中心にいろんな形で展開できればと思っております。ありがとうございます。

○議長（野﨑幸洋君）　ほかに質疑ありますか。

［「なし」と呼ぶ者あり］

○議長（野﨑幸洋君）　質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論ありませんか。

［「なし」と呼ぶ者あり］

○議長（野﨑幸洋君）　討論なしと認めます。

発議第４号を採決します。

お諮りします。本件については、可決することにご異議ありませんか。

［「異議なし」と呼ぶ者あり］

○議長（野﨑幸洋君）　異議なしと認めます。

したがって、発議第４号、意見書の提出については、原案のとおり可決されました。

お諮りします。

只今議決されました意見書について、その条項、字句、数字その他整理を要するものについては、その整理を議長に委任されたいと思いますが、ご異議ありませんか。

［「異議なし」と呼ぶ者あり］

○議長（野﨑幸洋君）　異議なしと認めます。

したがって、条項、字句、数字その他の整理は、議長に委任することに決定しました。

－－－－－－－○－－－－－－－

日程第６　発議第５号　意見書の提出について

○議長（野﨑幸洋君）　日程第６、発議第５号、意見書の提出についてを議題とします。

提出者の趣旨説明を求めます。

廣田幸英君。

○３番（廣田幸英君）　発議第５号。令和５年３月１３日。苓北町議会議長、野﨑幸洋様。

提出者、苓北町議会議員、廣田幸英。賛成者、苓北町議会議員、田嶋健司。

意見書の提出について。

上記議案を、別紙のとおり会議規則第１４条第１項及び第２項の規定により提出します。

次ページをお願いします。

発議第５号、インボイス制度の実施延期を求める意見書（案）。

新型コロナウイルス感染症拡大の収束や物価高騰の影響で、景気回復がいまだ見通せない中、令和５年１０月１日から適格請求書等保存方式（以下「インボイス制度」という。）が実施されようとしています。

これまで年間の課税売上高が１，０００万円以下であれば、消費税の納税は、免除されていたが、インボイス制度の登録事業者になれば、売上高にかかわらず納税義務が発生することに加え、発行する請求書の様式変更、システムの入替え、改修など多大な事務、経費の負担が生じることになります。

消費税免税事業者は、インボイスが発行できないため、課税業者との取引から排除され、廃業を余儀なくされる懸念があります。

また、多くの中小企業をはじめとする経済団体や税理士団体等からも、現状での制度実施に踏み切ることに、多数の懸念の声が上がっています。

よって、国においては、新型コロナ禍と物価高騰によって打撃を受けている中小企業

や個人事業者の事業存続と再生のために、インボイス制度の実施延期を強く求めます。

以上、地方自治法第９９条の規定により意見書を提出します。

令和５年３月　日。苓北町議会。

衆議院議長様、参議院議長様、内閣総理大臣様、総務大臣様、財務大臣様。

以上です。

○議長（野﨑幸洋君）　説明が終わりました。質疑はありませんか。

松本良人君。

○４番（松本良人君）　すいません。私勉強不足だと思いますけれども、このインボイス制度というのは、制度自体いろいろマスコミでも言われておりますけれども、この制度自体、私もよう分からんとですよね。そこら辺できたらご説明をいただければなと。

○議長（野﨑幸洋君）　廣田幸英君。

○３番（廣田幸英君）　長くなりますので、先の一般質問で、町長と税務住民課長に質問をしております。そしてまた町長より答弁もなされております。時間が長くなりますので、その方をお読みいただければと思いますけれども、いかがでしょうか。

○議長（野﨑幸洋君）　松本良人君。

○４番（松本良人君）　いろいろ一般質問の中でも質問がございましたけれども、私理解がどうもできんだったんですよね。できればこの賛否をとる前に、この制度について簡単で、よございますので、簡単にどういう制度であるかということをご説明いただければ、採択の基準になるのかなと思っております。そこら辺よろしくお願いします。

○議長（野﨑幸洋君）　内容を詳しく、ある程度説明いただくのであれば、税務住民課長の方から内容を、インボイス制度についての内容を若干お話しいただければと思います。

税務住民課長。

○税務住民課長（吉本英明君）　すいません。手元にですね、ちょっと詳細な資料を持ってきてないので、ちょっとすいません、検索させてください。

消費税の計算方法なんですけども、原則として、消費税の計算方法ですね、については、売上げ税額から仕入れたときの税額を差し引いて、それ分を消費税額ということで納めていただくことになってるんですけども、そのことをですね、仕入れ税額控除ということで、インボイス制度と申します。

これが導入されますとどうなるかといいますと、課税事業者の方ですね、課税事業者につきましては、本則課税の方と、簡易課税制度の方、２種類ございますけども、この中で本則課税をされている方につきましては、仕入れ元からきちっと税額が、適格請求書ですね、インボイス制度に対応した請求書じゃないと、それ分を控除できなくなるような仕組みになってございます。それ分でこの意見書の中に書いてありますとおり、課

税事業者との取引の中でですね、影響が出てくるんではないかというような懸念がなされているところでございます。

なお、免税事業者の方であっても、簡易課税事業者の方、それと消費者の方、それと免税事業者の方、３者の方の間における取引においては、インボイスを必要とはしませんので、影響はないかなということで考えられているところでございます。ちょっと答えになってるかどうか分かりませんけど、そういった制度でございます。

以上です。

○議長（野﨑幸洋君）　松本良人君。

○４番（松本良人君）　提出者自体ですね、内容を把握してないままにですね、きちっとこういった各議長宛てに、各大臣宛てに行く意見書ですのでね。やっぱり慎重に取り扱っていただきたい。

これは、苓北町の業者にいくらか、何名かは該当される方がおいでなのでしょうか。それと、この兼ね合いが、どのような形でここに出てきたのか。これを提出される、それまでに至った要因あたりがあれば、教えていただければなと思っております。

○議長（野﨑幸洋君）　廣田幸英君。

○３番（廣田幸英君）　コロナ禍において、経営状況が悪化している免税事業者にとっては、課税事業者になる判断を行うのは非常に厳しいものがございます。消費市場が回復し、経済が安定してから導入されるべきものだと私は思っておりましたので、今回の提案に至ったところでございます。

○４番（松本良人君）　業者、苓北町の業者はどのくらいか。

○議長（野﨑幸洋君）　廣田幸英君。

○３番（廣田幸英君）　詳しい数字については私への答弁について、町長答弁の中であったと思いますけれども、事業者が何名と、あるいは個人事業者が何名という答弁がなされたと思っておりますので、一般質問の資料を読んでいただければと思いますけれどもいかがでしょう。

○４番（松本良人君）　ここで教えてください。

○議長（野﨑幸洋君）　今の件は一般質問で既に答弁があっております。

○４番（松本良人君）　事業者あたりもあったですかね。

○議長（野﨑幸洋君）　この場においては今の趣旨説明内容についてだけの質疑にしてください。

○４番（松本良人君）　苓北町の業者に・・・。

○議長（野﨑幸洋君）　手を挙げてください。

○４番（松本良人君）　もう３回になったけんですね。ただ私は、よかですか。私としては、重大な問題なんですよ。やはり内容を私も知らにゃいかん。そして苓北町に与え

る影響も知らにゃいかん。ですね。それで今、苓北町の業者の方は何名でしょうかと。対応するですね。これ重要なことだと思いますよ。全然、苓北町に関係する業者がないのにも関わらずですね、ないならば、あえて出す必要はないんじゃなかろうかと思います。ですね。そういったことでございますので、尋ねたわけですけれども、わかる範囲内で教えていただければなと思います。

○議長（野﨑幸洋君）　税務住民課長。

○税務住民課長（吉本英明君）　まず、このインボイス制度のですね、インボイス制度がなぜ導入されるかていうことですけども、消費税の税率が８％と１０％ということで、今、複数税率がございまして、８％の軽減税率分ですね、それと１０％の本則課税分が混在してますので、きちっと消費税の納税額が計算できるようなことで、こういった制度が導入されたんだろうと理解をしております。

それと、苓北町内でおっしゃられた免税事業者の方がどれくらいいらっしゃるのかっていうようなご質問でございますけども、一般質問の中の答弁の中では、農業者の方が約３００名、漁業者の方が約７０名、一般の飲食店関係が２５名程度だったというふうなお答えを確かさせていただいたと思っております。そういった方々について、この制度が対象になってくるのかなと思っております。

以上です。

○議長（野﨑幸洋君）　ほかに質疑ありますか。

［「なし」と呼ぶ者あり］

○議長（野﨑幸洋君）　質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論ありませんか。

［「なし」と呼ぶ者あり］

○議長（野﨑幸洋君）　討論なしと認めます。

発議第５号を採決します。

お諮りします。本件については、可決することにご異議ありませんか。

［「異議なし」と呼ぶ者あり］

○議長（野﨑幸洋君）　異議なしと認めます。

したがって発議第５号、意見書の提出については、原案のとおり可決されました。

お諮りします。只今議決されました意見書について、その条項、字句、数字その他整理を要するものについては、その整理を議長に委任されたいと思いますが、ご異議ありませんか。

［「異議なし」と呼ぶ者あり］

○議長（野﨑幸洋君）　異議なしと認めます。

したがって、条項、字句、数字その他の整理は、議長に委任することに決定しました。

－－－－－－－○－－－－－－－

日程第　７　議案第２３号　令和５年度苓北町一般会計予算（委員長報告）
日程第　８　議案第２４号　令和５年度苓北町坂瀬川財産区特別会計予算（委員長報告）
日程第　９　議案第２５号　令和５年度苓北町都呂々財産区特別会計予算（委員長報告）
日程第１０　議案第２６号　令和５年度苓北町国民健康保険特別会計予算（委員長報告）
日程第１１　議案第２７号　令和５年度苓北町介護保険特別会計予算（委員長報告）
日程第１２　議案第２８号　令和５年度苓北町後期高齢者医療特別会計予算（委員長報告）
日程第１３　議案第２９号　令和５年度苓北町水道特別会計予算（委員長報告）
日程第１４　議案第３０号　令和５年度苓北町下水道特別会計予算（委員長報告）
日程第１５　議案第３１号　令和５年度苓北町農業集落排水特別会計予算（委員長報告）
日程第１６　議案第３２号　令和５年度苓北町特定地域生活排水処理事業特別会計予算（委員長報告）
日程第１７　議案第３３号　令和５年度宅地造成事業特別会計予算（委員長報告）

○議長（野﨑幸洋君）　日程第７、議案第２３号、令和５年度苓北町一般会計予算（案）から、日程第１７、議案第３３号、令和５年度苓北町宅地造成事業特別会計予算（案）の１１件を一括議題とします。

本案については、予算審査特別委員会に審査を付託しておりました。

予算審査特別委員長の報告を求めます。

山口利生予算審査特別委員長。

○予算審査特別委員長（山口利生君）　皆様おはようございます。

苓北町議会予算審査特別委員会委員長に選任されました山口利生でございます。

審査報告に先立ち、各委員の皆様、山﨑町長はじめ執行部の皆様には、厳正なる予算審査に取り組んでいただき、またスムーズな議事進行にご協力賜りましたことを、この場をお借りいたしまして深く感謝申し上げます。ありがとうございました。

それでは、お手元に配付されております予算審査報告書に沿ってご報告を申し上げます。

令和５年３月１５日。苓北町議会議長、野﨑幸洋様。

苓北町議会予算審査特別委員会委員長、山口利生。

苓北町議会予算審査特別委員会審査報告書。

令和５年第２回苓北町議会定例会において付託された、令和５年度苓北町一般会計予算（案）及び各特別会計予算（案）の審査結果について、次のとおり報告します。

記。

１、審査年月日、令和５年３月１３日、１４日、１５日。

２、審査場所、大会議室、第１・第２委員会室。

３、出席委員、山口利生委員長、倉田明副委員長、田嶋健司、廣田幸英（廣田委員は１４日午後早退をされたところでございます。）、松本良人、浜口雅英、田﨑稔、錦戸俊春、髙戸幸雄各委員。

４、委員以外の出席、野﨑幸洋議長。

５、執行部出席、町長、教育長、総務、企画政策、税務住民、会計、福祉保健、土木管理、農林水産、水道環境、商工観光、教育の各課長、及び行革デジタル対策室長、健康増進室長ほか担当職員が出席しております。

６、委員会書記といたしまして、龍岡議会事務局長、田中総務課長補佐、西川企画政策課長補佐、田中議会事務局書記。

７、審査の過程、令和５年度苓北町一般会計及び各特別会計の予算案は、３月１０日の本会議に上程され、総括質疑が行われました。その後、本特別委員会が設置され、その審査を付託されました。

本特別委員会は執行部の出席を求め、３月１３日、１４日、１５日に委員会を開催し、各会計予算（案）の費目毎に慎重に審査しました。

８、審査の結果、①議案第２３号、令和５年度苓北町一般会計予算（案）。決定「原案可決すべきもの」と決定しました。

②議案第２４号、令和５年度苓北町坂瀬川財産区特別会計予算（案）。決定「原案可決すべきもの」と決定しました。

③議案第２５号、令和５年度苓北町都呂々財産区特別会計予算（案）。決定「原案可決すべきもの」と決定しました。

④議案第２６号、令和５年度苓北町国民健康保険特別会計予算（案）。決定「原案可決すべきもの」と決定しました。

⑤議案第２７号、令和５年度苓北町介護保険特別会計予算（案）。決定「原案可決すべきもの」と決定しました。

⑥議案第２８号、令和５年度苓北町後期高齢者医療特別会計予算（案）。決定「原案可決すべきもの」と決定しました。

⑦議案第２９号、令和５年度苓北町水道特別会計予算（案）。決定「原案可決すべきもの」と決定しました。

⑧議案第３０号、令和５年度苓北町下水道特別会計予算（案）。決定「原案可決すべ

きもの」と決定しました。

⑨議案第３１号、令和５年度苓北町農業集落排水特別会計予算（案）。決定「原案可決すべきもの」と決定しました。

⑩議案第３２号、令和５年度苓北町特定地域生活排水処理事業特別会計予算（案）。決定「原案可決すべきもの」と決定しました。

⑪議案第３３号、令和５年度苓北町宅地造成事業特別会計予算（案）。決定「原案可決すべきもの」と決定しました。

９、要望事項の提出、別紙のとおり執行部に対し要望することに決定しました。

令和５年度各会計予算（案）に対し、次のとおり執行部に要望することに決定しました。

１、一般会計。

１）歳入について、〇ふるさとづくり寄附金の増に努力されたい。

２）歳出について、〇企業誘致活動について、さらに努力されたい。〇少子高齢化社会に対応した人口減少対策事業の充実と強化に努められたい。〇物価高騰等への対応に努められたい。

２、特別会計。

国民健康保険特別会計、健康づくり事業の強化・充実に努められたい。

介護保険特別会計、介護予防事業の強化・充実に努められたい。

後期高齢者医療特別会計、健康づくり事業の強化・充実に努められたい。

３、特記事項。

〇風力発電建設にあたっては、事業者との連携を図り、事故防止に努められたい。

以上。委員会審査報告書をご報告いたします。よろしくお願いいたします。

〇議長（野﨑幸洋君）　委員長の報告が終わりました。

お諮りします。

予算審査特別委員会において、全議員で審査を行いましたので、委員会報告については質疑を省略したいと思いますが、これにご異議ありませんか。

［「異議なし」と呼ぶ者あり］

〇議長（野﨑幸洋君）　異議なしと認めます。

よって質疑を省略することに決定しました。

これから、議案第２３号、令和５年度苓北町一般会計予算（案）について討論を行います。討論ありませんか。

［「あり」と呼ぶ者あり］

〇議長（野﨑幸洋君）　討論がありますので、討論にあっては、必ず冒頭に賛否を明らかにしてから行ってください。

まず、原案に反対者の発言を許します。

浜口雅英君。

○５番（浜口雅英君）　反対の立場で討論させてもらいます。

一般会計予算（案）綴り５７ページ、歳出、款、議会費、項、議会費のうち、期末手当（議員）６５９万４，０００円は削減すべきです。

理由は、新型コロナウイルス感染症やロシアのウクライナ侵攻等に起因した原油価格・物価高騰等を考慮し、令和５年度に限り、苓北町議会議員の期末手当を削減すべきです。

以上です。

○議長（野﨑幸洋君）　次に、原案に賛成者の発言を許します。

廣田幸英君。

○３番（廣田幸英君）　３番議員、廣田です。

私は、賛成の立場で討論に参加します。

これからの４年間は、コロナ禍を乗り越えるとともに、そこから得た多くの学びを生かして、人口減少・少子高齢化をはじめとする課題を克服し、さらにその歩みを進めていかなければならない極めて重要な時期であります。子育て、教育、福祉、産業振興、文化振興など、あらゆる分野で、町民の期待に応えられるのは、山﨑町長を置いて他にございません。

田嶋町政が綿々と継承されてきた苓北町発展の流れの中に、町民の命と暮らしがしっかりと守られ、子どもの成長を社会全体で支え合い、そして地域経済を温め、苓北町の未来を担う人材が育ち、地域の魅力があふれる苓北町、山﨑町長が掲げられた「人が輝き、地域が輝くまちづくり」が推し進められることを心から願うものであります。

以上、私の令和５年度苓北町一般会計予算に対する賛成討論といたします。

○議長（野﨑幸洋君）　次に、原案に反対者の発言を許します。

次に、原案に賛成者の発言を許します。

髙戸幸雄君。

○９番（髙戸幸雄君）　私は、本予算に対し、賛成の立場で討論に参加したいと思います。

本予算は、確かな財政健全化を基軸とし、提案された予算であると私は解するところでございます。時代のニーズに対応すべく取り組み、喫緊の課題である物価高騰対策、そして人口減少に対する新たな子育て支援策など、まさに多岐にわたる堅実な予算編成かと思います。よって、賛成をいたします。

以上です。

○議長（野﨑幸洋君）　次に、原案に反対者の発言を許します。

次に、原案に賛成者の発言を許します。

ほかに討論ありませんか。

［「なし」と呼ぶ者あり］

○議長（野﨑幸洋君）　これで討論を終わります。

議案第２３号、令和５年度苓北町一般会計予算（案）を採決します。

委員長報告は「原案可決すべきもの」です。

お諮りします。

本案は、委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（野﨑幸洋君）　起立多数です。

したがって、議案第２３号、令和５年度苓北町一般会計予算は、原案のとおり可決されました。

これから、議案第２４号、令和５年度苓北町坂瀬川財産区特別会計予算（案）について討論を行います。

討論ありませんか。

［「なし」と呼ぶ者あり］

○議長（野﨑幸洋君）　討論なしと認めます。

議案第２４号、令和５年度苓北町坂瀬川財産区特別会計予算（案）を採決します。

委員長報告は「原案可決すべきもの」です。

お諮りします。

本案は、委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（野﨑幸洋君）　起立多数です。

したがって、議案第２４号、令和５年度苓北町坂瀬川財産区特別会計予算は、原案のとおり可決されました。

これから、議案第２５号、令和５年度苓北町都呂々財産区特別会計予算（案）について討論を行います。

討論ありませんか。

［「なし」と呼ぶ者あり］

○議長（野﨑幸洋君）　討論なしと認めます。

議案第２５号、令和５年度苓北町都呂々財産区特別会計予算（案）を採決します。

委員長報告は原案可決すべきものです。

お諮りします。

本案は、委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（野﨑幸洋君）　起立多数です。

したがって、議案第２５号、令和５年度苓北町都呂々財産区特別会計予算は、原案のとおり可決されました。

これから、議案第２６号、令和５年度苓北町国民健康保険特別会計予算（案）について討論を行います。

討論ありませんか。

［「なし」と呼ぶ者あり］

○議長（野﨑幸洋君）　討論なしと認めます。

議案第２６号、令和５年度苓北町国民健康保険特別会計予算（案）を採決します。

委員長報告は「原案可決すべきもの」です。

お諮りします。

本案は、委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（野﨑幸洋君）　起立多数です。

したがって、議案第２６号、令和５年度苓北町国民健康保険特別会計予算は、原案のとおり可決されました。

これから、議案第２７号、令和５年度苓北町介護保険特別会計予算（案）について討論を行います。

討論ありませんか。

［「なし」と呼ぶ者あり］

○議長（野﨑幸洋君）　討論なしと認めます。

議案第２７号、令和５年度苓北町介護保険特別会計予算案を採決します。

委員長報告は「原案可決すべきもの」です。

お諮りします。

本案は、委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（野﨑幸洋君）　起立多数です。

したがって、議案第２７号、令和５年度苓北町介護保険特別会計予算は、原案のとおり可決されました。

これから、議案第２８号、令和５年度苓北町後期高齢者医療特別会計予算（案）について討論を行います。

討論ありませんか。

［「なし」と呼ぶ者あり］

○議長（野﨑幸洋君）　討論なしと認めます。

議案第２８号、令和５年度苓北町後期高齢者医療特別会計予算（案）を採決します。

委員長報告は「原案可決すべきもの」です。

お諮りします。

本案は、委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（野﨑幸洋君）　起立多数です。

したがって、議案第２８号、令和５年度苓北町後期高齢者医療特別会計予算は、原案のとおり可決されました。

これから、議案第２９号、令和５年度苓北町水道特別会計予算（案）について討論を行います。

討論ありませんか。

［「なし」と呼ぶ者あり］

○議長（野﨑幸洋君）　討論なしと認めます。

議案第２９号、令和５年度苓北町水道特別会計予算（案）を採決します。

委員長報告は「原案可決すべきもの」です。

お諮りします。

本案は、委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（野﨑幸洋君）　起立多数です。

したがって、議案第２９号、令和５年度苓北町水道特別会計予算は、原案のとおり可決されました。

これから、議案第３０号、令和５年度苓北町下水道特別会計予算（案）について討論を行います。

討論ありませんか。

［「なし」と呼ぶ者あり］

○議長（野﨑幸洋君）　討論なしと認めます。

議案第３０号、令和５年度苓北町下水道特別会計予算（案）を採決します。

委員長報告は「原案可決すべきもの」です。

お諮りします。

本案は、委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（野﨑幸洋君）　起立多数です。

したがって、議案第３０号、令和５年度苓北町下水道特別会計予算は、原案のとおり

可決されました。

これから、議案第３１号、令和５年度苓北町農業集落排水特別会計予算（案）について討論を行います。

討論ありませんか。

［「なし」と呼ぶ者あり］

○議長（野﨑幸洋君）　討論なしと認めます。

議案第３１号、令和５年度苓北町農業集落排水特別会計予算（案）を採決します。

委員長報告は「原案可決すべきもの」です。

お諮りします。

本案は、委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（野﨑幸洋君）　起立多数です。

したがって、議案第３１号、令和５年度苓北町農業集落排水特別会計予算は、原案のとおり可決されました。

これから、議案第３２号、令和５年度苓北町特定地域生活排水処理事業特別会計予算（案）について討論を行います。

討論ありませんか。

［「なし」と呼ぶ者あり］

○議長（野﨑幸洋君）　討論なしと認めます。

議案第３２号、令和５年度苓北町特定地域生活排水処理事業特別会計予算（案）を採決します。

委員長報告は「原案可決すべきもの」です。

お諮りします。

本案は、委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（野﨑幸洋君）　起立多数です。

したがって、議案第３２号、令和５年度苓北町特定地域生活排水処理事業特別会計予算は、原案のとおり可決されました。

これから、議案第３３号、令和５年度苓北町宅地造成事業特別会計予算（案）について討論を行います。

討論ありませんか。

［「なし」と呼ぶ者あり］

○議長（野﨑幸洋君）　討論なしと認めます。

議案第３３号、令和５年度苓北町宅地造成事業特別会計予算（案）を採決します。

委員長報告は「原案可決すべきもの」です。

お諮りします。

本案は、委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（野﨑幸洋君）　起立多数です。

したがって、議案第３３号、令和５年度苓北町宅地造成事業特別会計予算は、原案のとおり可決されました。

先程、特別委員会審査結果報告書の中にありました執行部に対し要望することとした事項については、苓北町議会予算審査特別委員会委員長を苓北町議会議長、苓北町議会議長を苓北町長に読み替え、議長として、町執行部に対しての要望とさせていただきます。

－－－－－－－－○－－－－－－－－

日程第１８　陳情等文書表について

○議長（野﨑幸洋君）　日程第１８、陳情等文書表についてを議題とします。

議員の任期満了を控えた定例会閉会後に提出、受理した陳情等は先にお配りした１件となります。

令和４年陳情第１２号、日本全体で解決すべき問題として、普天間基地周辺の子どもたちを取り巻く空・水・土の安全の保障を求める陳情。沖縄県宜野湾市、コドソラ代表、与那城千恵美氏となります。

会議規則第９５条の規定ならびに議会運営に関する申し合わせにより、議員配付することに決定しましたのでお手元に配付しております。

－－－－－－－－○－－－－－－－－

日程第１９　閉会中の継続審査調査の件

○議長（野﨑幸洋君）　日程第１９、閉会中の継続審査調査の件についてを議題とします。

議会運営委員長、総務文教厚生常任委員長、建設経済環境常任委員長、議会広報特別委員長から、会議規則第７５条の規定に基づき、閉会中の継続審査調査の申し出があっております。

お諮りします。

各委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続審査調査とすることにご異議ありませんか。

［「異議なし」と呼ぶ者あり］

○議長（野﨑幸洋君）　異議なしと認めます。

したがって、各委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続審査調査とすることに決

定しました。

－－－－－－－－○－－－－－－－－

日程第２０　議員派遣の件

○議長（野﨑幸洋君）　日程第２０、議員派遣の件についてを議題とします。

お手元に配付のとおり議員を派遣したいと思いますが、ご異議ありませんか。

［「異議なし」と呼ぶ者あり］

○議長（野﨑幸洋君）　異議なしと認めます。

したがって、別紙のとおり議員を派遣することに決定しました。

なお、議員派遣に変更がある場合は、議長に一任とさせていただきます。

以上で、本日の日程は全部終了しました。

会議を閉じます。

令和５年第２回苓北町議会定例会を閉会します。

どなた様もお疲れさまでした。

－－－－－－－－○－－－－－－－－

閉会　午前１０時４４分

地方自治法第１２３条第２項の規定によりここに署名する。

令和　　年　　月　　日

苓北町議会議長

署　名　議　員

署　名　議　員